

## 平成21年第1回長瀬町議会定例会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2

### 3月10日（火）

○開 会	5
○開 議	5
○議案等の説明のため出席した者の紹介	5
○諸般の報告	5
○町長あいさつ	6
○議事日程の報告	7
○会議録署名議員の指名	7
○会期の決定	7
○町長の施政方針	8
○町政に対する一般質問	13
7番 大澤 夕キ江 君	13
1番 関口 雅 敬 君	21
10番 渡辺 強 君	31
4番 齊藤 實 君	36
2番 村田 正弘 君	39
6番 新井 利朗 君	45
8番 梅村 務 君	49
○延会について	59
○次会日程の報告	59
○延 会	59



### 3月11日（水）

○開 議	63
○議案等の説明のため出席した者の紹介	63
○議事日程の報告	63
○町長提出議案の報告及び一括上程	63
○議案第1号の説明、質疑、討論、採決	63
・議案第1号 長瀬町子育て支援金支給条例	
○議案第2号の説明、質疑、討論、採決	66
・議案第2号 長瀬町世代間交流支援センター条例	

○議案第 3 号の説明、質疑、討論、採決	7 3
・議案第 3 号 長瀬町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例	
○議案第 4 号の説明、質疑、討論、採決	7 5
・議案第 4 号 長瀬町墓地等の経営の許可等に関する条例	
○議案第 5 号の説明、質疑、討論、採決	7 7
・議案第 5 号 長瀬町ペット霊園の設置等に関する条例	
○議案第 6 号の説明、質疑、討論、採決	8 5
・議案第 6 号 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する 条例	
○議案第 7 号の説明、質疑、討論、採決	9 2
・議案第 7 号 特別職の委員の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例	
○議案第 8 号の説明、質疑、討論、採決	9 3
・議案第 8 号 長瀬町放課後児童クラブ室設置条例の一部を改正する条例	
○議案第 9 号の説明、質疑、討論、採決	9 7
・議案第 9 号 長瀬町介護保険条例の一部を改正する条例	
○議案第 10 号の説明、質疑、討論、採決	1 1 1
・議案第 10 号 平成 20 年度長瀬町一般会計補正予算（第 4 号）	
○議案第 11 号の説明、質疑、討論、採決	1 1 7
・議案第 11 号 平成 20 年度長瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）	
○議案第 12 号の説明、質疑、討論、採決	1 1 9
・議案第 12 号 平成 20 年度長瀬町老人保健特別会計補正予算（第 3 号）	
○議案第 13 号の説明、質疑、討論、採決	1 2 0
・議案第 13 号 平成 20 年度長瀬町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）	
○議案第 14 号の説明、質疑、討論、採決	1 2 3
・議案第 14 号 平成 20 年度長瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）	
○議案第 15 号の説明	1 2 5
・議案第 15 号 平成 21 年度長瀬町一般会計予算	
○延会について	1 3 5
○次会日程の報告	1 3 5
○延 会	1 3 6



3月12日（木）

○開 議	1 3 9
○議案等の説明のため出席した者の紹介	1 3 9
○議事日程の報告	1 3 9
○議案第 15 号の質疑、討論、採決	1 3 9

・議案第15号 平成21年度長瀬町一般会計予算	
○議案第16号の説明、質疑、討論、採決	184
・議案第16号 平成21年度長瀬町国民健康保険特別会計予算	
○議案第17号の説明、質疑、討論、採決	187
・議案第17号 平成21年度長瀬町老人保健特別会計予算	
○議案第18号の説明、質疑、討論、採決	188
・議案第18号 平成21年度長瀬町介護保険特別会計予算	
○議案第19号の説明、質疑、討論、採決	190
・議案第19号 平成21年度長瀬町後期高齢者医療特別会計予算	
○議案第20号の説明、質疑、討論、採決	192
・議案第20号 長瀬町・秩父市一般旅券の申請受理及び交付等に関する事務の委託に関する規約について	
○議案第21号の説明、質疑、討論、採決	194
・議案第21号 秩父広域市町村圏組合の共同処理事務の変更及び同組合の規約変更について	
○議案第22号の説明、質疑、討論、採決	195
・議案第22号 秩父ふるさと市町村圏基金出資金に係る権利を放棄することについて	
○常任委員会所管事務調査の委員長報告の件	198
○議会運営委員会の閉会中の継続調査の件	199
○閉会について	199
○町長あいさつ	200
○閉 会	200

○ 招 集 告 示

長瀬町告示第6号

平成21年第1回長瀬町議会定例会を次のとおり招集する。

平成21年3月5日

長瀬町長 大 澤 芳 夫

1 期 日 平成21年3月10日(火)

2 場 所 長瀬町役場議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（10名）

1番	関	口	雅	敬	君	2番	村	田	正	弘	君	
3番	大	島	瑠	美	子	君	4番	齊	藤		實	君
5番	野	原	武	夫	君	6番	新	井	利	朗	君	
7番	大	澤	夕	キ	江	君	8番	梅	村		務	君
9番	染	野	光	谷	君	10番	渡	辺		強	君	

不応招議員（なし）

## 平成21年第1回長瀬町議会定例会 第1日

平成21年3月10日（火曜日）

### 議事日程（第1号）

1、開 会

1、開 議

1、議案等の説明のため出席した者の紹介

1、諸般の報告

1、町長あいさつ

1、議事日程の報告

1、会議録署名議員の指名

1、会期の決定

1、町長の施政方針

1、町政に対する一般質問

7番 大 澤 夕キ江 君

1番 関 口 雅 敬 君

10番 渡 辺 強 君

4番 齊 藤 實 君

2番 村 田 正 弘 君

6番 新 井 利 朗 君

8番 梅 村 務 君

1、延会について

1、次会日程の報告

1、延 会

午前9時開会

出席議員（10名）

1番	関	口	雅	敬	君	2番	村	田	正	弘	君	
3番	大	島	瑠	美	子	君	4番	齊	藤		實	君
5番	野	原	武	夫	君	6番	新	井	利	朗	君	
7番	大	澤	夕	キ	江	君	8番	梅	村		務	君
9番	染	野	光	谷	君	10番	渡	辺		強	君	

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長	大	澤	芳	夫	君	教育長	新	井	祐	一	君
参事	新	井	敏	彦	君	参事	平		健	司	君
総務課長	齊	藤	敏	行	君	税務課長	野	原	寿	彦	君
町民福祉課長	浅	見	初	子	君	地域整備観光課長	染	野	真	弘	君
会計管理者	大	澤	彰	一	君	教育次長	大	澤	珠	子	君

事務局職員出席者

事務局長	若	林		実	書記	石	川	正	木
------	---	---	--	---	----	---	---	---	---

◎開会の宣告

(午前 9 時)

○議長（大島瑠美子君） 皆さん、おはようございます。

本日、平成21年第1回長瀬町議会定例会に当たり、何かとご多忙のところ、議員各位にはご健勝にてご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

ただいまの出席議員は9名でございます。定足数に達しておりますので、これより平成21年第1回長瀬町議会定例会を開会いたします。

また、遅刻の届け出が野原武夫君よりございますので、ご報告いたします。



◎開議の宣告

○議長（大島瑠美子君） これより本日の会議を開きます。

上着の着脱は、ご自由をお願いいたします。



◎議案等の説明のため出席した者の紹介

○議長（大島瑠美子君） 本定例会において、本日の会議に地方自治法第121条の規定により、提出議案等の説明のため出席を求め、出席された関係者は、参与席にご着席の方々でございます。



◎諸般の報告

○議長（大島瑠美子君） ここで諸般の報告をいたします。

監査委員から、平成20年11月から平成21年1月にかかわる現金出納検査の結果報告を受けております。その写しを皆様のお手元にご配付してありますので、ご了承願います。

12月22日に、横瀬町役場で「秩父地域議長会役員会」が開催され、副議長齊藤實君ともども出席いたしました。

平成21年1月7日に、秩父消防本部で「消防出初式」が開催され、副議長齊藤實君、広域市町村圏組合議会議員野原武夫君ともども出席いたしました。

1月13日に、秩父宮記念市民会館で「JAちちぶ新年祝賀会」が開催され、出席いたしました。

1月14日に、埼玉県知事公館で「県と市議会議長会・町村議会議長会との新年懇談会」が開催され、出席いたしました。

1月20日に、秩父地域議長会の「正副議長及び事務局長合同視察研修」が開催され、ホンダ小川工場及び寄居工場の建設現場と埼玉県環境整備センターの彩の国資源循環工場を副議長齊藤實君、事務局長ともども視察いたしました。

1月28日に、埼玉県自治会館で「埼玉県町村議会議長会役員会」が開催され、出席いたしました。

2月13日に、埼玉県自治会館で埼玉県町村議会議長会の「正副議長及び事務局長合同研修会」が開催され、副議長齊藤實君、事務局長ともども出席いたしました。

2月27日に、埼玉県自治会館で埼玉県町村議会議長会の「平成20年度定期総会」が開催され、出席いたしました。

以上で諸般の報告を終わります。



### ◎町長あいさつ

○議長（大島瑠美子君） 本定例会の開会に当たりまして、町長からあいさつのため発言を求められておりますので、ここであいさつを許します。

町長。

○町長（大澤芳夫君） おはようございます。本日、3月定例議会が開かれるに当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

議員の皆様には、平成21年第1回長瀬町議会定例会を招集申し上げましたところ、何かとご多忙の中をご出席賜り、厚く御礼申し上げます。

このところすっきりしない天候が続いておりますが、ことしの冬は全国的に平均気温が高く、東日本は記録的な暖冬ということでありました。

冬の観光の目玉の一つであります宝登山のロウバイ園には、ことしも大勢の観光客やハイカーの方々においでをいただき、現在はロウバイにかわり、宝登山では梅の見ごろとなっております。これから日一日と暖かい日が多くなり、桜も例年より早く開花し、本格的な春の訪れを迎えることと思います。

さて、昨年秋にアメリカから始まった金融危機による100年に1度と言われる経済不況の中、国内外の状況は、景気悪化を受け大規模な雇用調整などが進み、景気回復の出口が見えない状況にあります。一刻も早く、国は国民生活や景気対策について、迅速な対応をしていただきたいものと考えております。

こうした社会経済情勢の中、今こそ私は住民の皆様の不安を解消し、安心、安全に暮らしていけるまちづくりを進めることが必要と考え、日々努力しているところでございます。

なお、町政の基本方針などは施政方針の中で述べさせていただきますので、ご了承いただきます。

さて、ここで12月定例会以降における主な事項についてご報告申し上げます。

最初に、総務関係ですが、去る2月5日、埼玉県交通安全対策協議会長の上田埼玉県知事より「交通死亡事故ゼロ市町村」の表彰を受けました。これは、2年以上交通死亡事故がゼロであったことから表彰を受けたもので、県内で7団体が受賞をいたしました。

続いて、観光関係ですが、昨年12月に、NHK大河ドラマ「篤姫」展を役場3階会議室で9日間開催いたしました。町内外から約4,000人の方にお出かけをいただき、盛会のうちに終了することができました。

3月1日に、恒例となりました秩父路に春を告げる「長瀬火祭り」が宝登山山ろくで盛大に行われ、大勢の見物客でにぎわいました。

今月30日から始まりますNHK連続テレビ小説「つばき」のロケにつきましては、5月に予定されておりますので、この機会にさらに長瀬の魅力を発信してまいりたいと考えております。

最後に、教育関係ですが、成人式を1月11日に行い、新たに96名が成人の仲間入りをいたしました。議員の皆様には、ご出席をいただき、ともに成人の門出を祝っていただき、ありがとうございました。

例年実施しております「スポーツ賞授賞式」を去る2月28日に行い、功労賞1名、本年度各種大会で優秀な成績をおさめた金賞、個人4名、団体2団体24名、銀賞、個人5名、団体1団体6名に対し、その功績をたたえました。

以上、今定例会までの主な事業などの報告を終わります。

さて、本定例会でご審議いただきます案件は、条例の制定案5件、条例の一部改正案4件、補正予算案5件、新年度予算案5件、そのほか事務委託の規約、組合規約の変更などの議決案件3件、合わせて22議案であります。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。また、これらの案件につきましては、各議案が上程されましたその都度ご説明申し上げます。いずれも町政進展のため重要な案件でございますので、慎重にご審議をいただき、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

開会に当たりましてのごあいさつといたします。ありがとうございました。



#### ◎議事日程の報告

○議長（大島瑠美子君） 本日の議事日程をご報告いたします。

本日の議事日程は、印刷の上、既にお手元にご配付してあるとおりでございます。これに従って議事を進めてまいりますので、よろしくご了承願います。



#### ◎会議録署名議員の指名

○議長（大島瑠美子君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第119条の規定により、議長からご指名申し上げます。

1番 関 口 雅 敬 君

2番 村 田 正 弘 君

4番 齊 藤 実 君

以上の3名をご指名いたします。



#### ◎会期の決定

○議長（大島瑠美子君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から13日までの4日間といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君） ご異議ないものと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から13日までの4日間とすることに決定いたしました。



### ◎町長の施政方針

○議長（大島瑠美子君） 日程第3、町長の施政方針。

町長、施政方針をお願いします。

町長。

○町長（大澤芳夫君） 本日ここに、平成21年第1回長瀬町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位にはご健勝にてご出席を賜り、厚くお礼申し上げます。また、日々町政の進展にご尽力いただいていることに対し、敬意を表しますとともに感謝申し上げる次第であります。

平成21年度の当初予算案を初め諸議案のご審議をお願いするに先立ち、新年度に当たりましての町政運営に対する基本的な考え方や主要な施策などについて申し上げ、議員各位並びに町民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

さて、我が国経済の昨年の情勢を振り返ってみますと、前半は円高や穀物を初めとする原材料価格の歴史的な高騰、後半はアメリカのサブプライムローン問題に端を発した世界的な金融危機による実体経済の悪化が顕在化し、円高と資源価格の急落、株式市況の下落により企業業績が悪化し、景気は世界的な規模で大幅な後退局面に入り、平成21年度以降はさらに悪化することが予想されております。

もともと脆弱な財政基盤の長瀬町が、危機的な環境で運営することは、自主財源の根幹をなす町税及び地方交付税の安定的な確保が必要となりますが、大変厳しい状況となっております。

一方、歳出面では、少子・高齢化の進展による保険医療や福祉での制度改正などで扶助費等の義務的経費や各種施設の維持管理経費、教育施設の耐震補強などの大規模な改修経費の増加が見込まれています。しかしながら、こうした非常に厳しい状況に当たりましても、多様で刻々と変化する町民の声をしっかり受けとめ、限られた財源の中で行政課題に取り組み、行政サービスの維持・向上に努めていかなければなりません。

平成21年度当初予算の編成に当たりましては、町民ニーズに何が必要かを現場で感じるにより優先順位の高い事業に、限られた予算を効率的、重点的に集中させることといたしました。そのため、主体的に施策・事業の再構築を図りながら、すべての事務事業についてコストと成果の検証による自己評価を実施し、内部情報の共有化を図りながら、既存の事務事業を徹底的に見直し、選択と集中により「最小の経費で最大の効果を発揮する」という行財政運営の原点に立ち返り、職員一人一人が危機感と経営感覚を持って知恵を絞り、新しい発想による歳入確保のための取り組みやコスト削減、事務事業総点検による継続的な見直しを行い、行政改革大綱・実施計画を予算編成に反映させるとともに、第4次長瀬町総合振興計画を念頭に置き、施策・事業を厳しく精査、選別した主体的な見直しを行いました。

それでは、平成21年度における主要な施策といたしまして、初めに「町民と行政の協働によるまちづくり」について申し上げます。

地方分権、少子・高齢化の進展などに伴い、ますます複雑、多岐にわたる町民ニーズに対応するとともに、効果的、効率的な行財政運営を行うため、行政と町民の皆様の創意と活力による協働のまちづくりを進めてまいります。

特に、町民サービスの向上を図るため、毎月2回、金曜日の夜間と毎月最終日曜日の窓口業務の開庁を実施してまいります。

また、行政情報の提供を充実していくため、町のホームページなどを活用した情報化を推進してまいります。

「まちづくり推進体制の整備」では、まちづくりの主役であります町民の皆様から、幅広く町政へのご提言などをいただき、町政に反映させるため、「町への提案制度」を行うとともに、各種委員の公募制や女性の登用、審議会などの会議の公開、町民の皆様が心豊かでふれあいのある住みよい地域社会を築くため、コミュニティ協議会への活動支援、各行政区が行う環境整備事業に対し助成する地域振興対策事業補助金制度、さらに町民の皆様が自主的に行う地域づくり事業や社会福祉事業などの公益性のある事業を支援する共催・後援事業補助金制度などを実施してまいります。

次に、「快適な環境と安心して暮らせるまちづくり」について申し上げます。

まず、「交通体系の整備」は、町民生活に最も密接し、生活基盤として重要な役割を担うものであり、その整備、改良は快適な生活を送る上で必要不可欠なものであります。町内の全域にわたり町道の改良、舗装、側溝整備などを積極的に実施し、人にやさしい道路整備を行ってまいります。

また、産業の振興や活力あるまちづくりのためにも、国道140号を初め県道の改良促進を県に要望してまいります。

「交通安全対策」では、依然として町内の交通事故件数は多発傾向にあるため、各種交通安全推進団体との連携による交通安全の啓発に努めるとともに、通行危険箇所や交通事故の発生しやすい場所に道路照明灯、カーブミラー、ガードレールを設置するなど交通安全施設整備に努め、交通事故のないまちづくりに取り組んでまいります。

また、国道140号の自歩道整備の促進を県に要望してまいります。

「防犯対策」では、町民一人一人の防犯意識の高揚や自主防犯組織の育成・支援に努めるとともに、警察や関係団体との連携により地域防犯機能を強化し、地域の自主防災組織や交通指導員、各種ボランティア団体などにより防犯パトロール活動を行ってまいります。

「住環境の整備」では、定住人口の充実を図るため、住宅に困っている人が快適な環境の中で安全で安心して暮らせるように、既設の町営住宅の適正な維持管理を行い、効率的で快適な町営住宅の提供と多様な住宅ニーズへの対応を図ってまいります。

また、生活道や排水路の整備など良好な居住環境整備を計画的に行ってまいります。

さらに、町が造成した宅地を、みずから居住するための住宅を必要とする方に土地の分譲を行う長瀬町若者定住促進宅地分譲事業を推進してまいります。

「危機管理対策の推進」では、当町は自然環境に恵まれている一方で、河川の護岸の侵食や崩壊なども多いことから、地域住民の生命や財産を守るために、水路整備・護岸整備を行うとともに、荒川や砂防指定地の護岸工事、流路の整備改修の促進を県に要望してまいります。

また、土砂災害から町民の皆様生命、身体及び財産を守るため、県による土砂災害防止法に基づく基礎調査が、昨年秋から井戸、風布地区で実施されております。順次各地区の危険箇所調査が予定されていますので、町としても地域の安全確保のために協力してまいります。

さらに、町民の皆様安全な暮らしを守るため、消防防災活動の充実に努め、特に火災発生時に有効な消火活動が行えるよう、地域防災の中核として活動する消防団の活性化を図ってまいります。

また、台風や地震などの自然災害に備え、飲料水や非常食などを備蓄するとともに、地域防災体制を強化するため、町民の皆様に防災意識の啓発や自主防災組織の育成・支援に努めてまいります。

「自然環境の保全・景観形成」では、当町は全域が県立長瀬玉淀自然公園に指定されており、歴史や文化を踏まえ、水と緑を生かした美しい景観の保全に努めるとともに、町民参加による花いっぱい運動などにより、地域景観を花と緑で美しく保ち、年間を通して花を楽しめるよう、美しいまちづくりを推進してまいります。

また、地球温暖化や温室効果ガスの抑制など、環境問題は国際的な課題となっており、地球規模で環境改善の取り組みが行われております。恵まれた当町の自然や環境を次世代に引き継ぐため、環境に対する理解をいただき、開発の調和を図りながら各種事業に取り組んでまいります。

「環境衛生の推進」では、行政区の協力を得ながら春と秋に行うごみゼロ運動により地域美化清掃活動を実施し、生活環境の美化を推進いたします。

ごみ処理につきましては、生ごみ処理機購入補助、アルミ缶などの有価物回収奨励金制度により、ごみの排出量の抑制に努め、ごみの減量化、資源化を図ってまいります。

また、下水道地区以外の生活環境の向上と水質保全といたしまして、既設の単独浄化槽やくみ取り式から合併浄化槽への転換や新設を希望する方に対し、補助金を交付してまいります。

次に、「健康で生きがいのあるまちづくり」について申し上げます。

まず、「高齢者の福祉」では、全国的に高齢化が進んでおりますが、当町の高齢化率は27.9%と全国平均を上回り、障害や認知症などにより、高齢者福祉サービスや介護保険サービスの需要は高まっております。

このため、高齢者が住みなれた地域の中で安心して暮らしていけるよう、「第4期高齢者福祉計画・介護保険事業計画」を策定し、高齢者や要介護者の状態に即したサービスの提供や各種高齢者施策を推進してまいります。

当町では、高齢者の生活を総合的に支えていくために、地域包括支援センターを設置しておりますが、順調に地域に定着しつつあり、高齢者や家族の相談を受けた場合には、状況に応じて訪問するなど、支援を行ってまいります。

また、介護保険サービス事業者や医療機関との連携、地域にあるさまざまな社会資源を活用し、安心して生活が送れるよう、体制づくりに努めてまいります。

「障害者福祉」では、すべての障害者が適切なサービスを受け、安心して生活ができるよう支援してまいります。

平成20年度に改定した障害福祉計画により、身体障害者・知的障害者・精神障害者の3障害を一括してサポートしている障害者自立支援制度の推進を図ってまいります。

障害福祉サービスの利用に当たりましては、平成20年度までとされていた利用者負担の軽減措置が引き続き延長されることや報酬額が増額改定されるなどの方針が国から示されましたので、県や事業者とも連携を図りながら、利用者本位のサービス利用推進を進めてまいります。

「児童福祉」では、全国的にも少子化が加速しておりますが、特に当町の場合は特殊出生率は平成18年、平成19年とも1人に満たない状況にあるため、子育て支援、少子化対策の充実を図ってまいります。

次世代育成支援行動計画は、平成21年度が改定期間となりますので、子育てを総合的に支援していく地域づくり、仕組みづくりを行うための計画を策定してまいります。

「保育事業」では、子育てに係る経済的な負担軽減を図り、保護者の仕事と子育ての両立を支援するため、保育料を据え置きといたします。

また、たけのこ保育園では、耐震基準を満たすため、園舎の増改築工事が予定されております。町では園児の安全を確保するため、増改築工事に伴う補助を実施してまいります。

「放課後児童クラブ事業」では、保護者が勤務などにより昼間不在となる家庭の児童の健全な育成を図るため、平成21年度は第二小学校区内に放課後児童クラブを新たに設置し、一層の事業の推進を図ってまいります。

「子育て支援事業」では、健全な出産と子育て家庭の経済的負担の軽減を図るために、平成21年度から子育て支援金を支給する制度を設けます。これは出生児1人につき2万円を支給するもので、少子化対策に寄与しようとするものであります。

「健やかな健康づくり」では、みずからの健康はみずから守るという健康管理意識の高揚を図り、健康相談・健康教育事業や各種がん検診などを実施してまいります。

特に、健やかに子供を産み育てるため、妊婦の方の健康診査を現在の5回から14回にふやし、母子保健の充実を図ってまいります。

また、高齢者に対するインフルエンザの予防接種を初め、各種の予防接種を行うとともに、40歳以上の方を対象にした人間ドックの一部助成を実施してまいります。

生活習慣病は、死因の上位を占める病気で、40歳前後から死亡率が高くなり、働き盛りに多く見られます。このため、生活習慣病の予防や健康の保持増進事業を実施してまいります。

「介護予防対策」では、虚弱な高齢者を対象に転倒予防のための筋力アップや栄養改善などを取り入れた事業に取り組んでまいります。

また、元気に日常生活を営んでいる高齢者には、地区公会堂などで元気モリモリ体操や公民館などでヨガ教室や教養講座を開催し、元気な高齢者を育成してまいります。

「地域保健福祉」では、本格化する高齢社会に備え、だれもが心豊かに安心して暮らせる福祉のまちづくりを推進するため、地域ぐるみでの福祉活動に参加していただくことが重要であります。このため、ボランティア団体の育成や活動を積極的に支援してまいります。

特に、地域福祉の担い手である社会福祉協議会や高齢者が就業を通じて健康で生きがいのある生活が送れるよう、シルバー人材センターに対し支援をしてまいります。

「保険制度の適正な運営」では、平成20年度から義務化された特定健康診査、特定保健指導の効果的、効率的な健診、指導を推進するとともに、だれもが安心して医療を受けられる保険体制の安定化を推進してまいります。

また、昨年7月から、子育てに係る経済的な負担を軽減するため、こども医療費の助成対象をゼロ歳児から12歳まで拡大いたしましたが、平成21年度も実施してまいります。

次に、「活力のある産業を育てるまちづくり」について申し上げます。

まず、「農林業の振興」では、生産体制の強化や構造改善、観光農業の振興などにより特色のある農業を推進いたします。

また、地産地消事業を初め集落営農活動や遊休農地解消事業を促進するとともに、有害鳥獣による農産物の被害を最小限度に抑えるため、有害鳥獣駆除を実施して農業の活性化を図ってまいります。

林業につきましては、森林の有する多面的機能の維持を図るため、基盤となります林道の管理を実施い

たします。

宝登山「四季の丘」整備事業につきましては、県の事業である企業・団体の参加による森林づくり事業と連携し、県造林伐採跡地へ四季の移ろいを感じられる広葉樹を中心とした植林を進めてまいります。

「商工業の振興」では、町内の商工業者の経営の安定や育成指導などに当たっている商工会に対し支援をしてまいります。

また、厳しい経済状況下における中小企業の経営の安定を図るため、緊急保証制度の企業者認定につきまして、迅速に対応してまいります。

さらに、中小企業者が商工業施設の整備拡充、経営改善、その他経営に必要な資金を日本政策金融公庫から借り入れた場合、町が利子補給を行い、商工業の健全な発展を支援してまいります。

「消費者の保護」では、関係機関と連携し、消費者生活相談などの業務の充実や消費者としての権利意識の向上を図るとともに、消費者団体の育成に努め、消費生活に関する自主的活動を支援してまいります。

また、労働事業といたしまして、雇用の拡大と安定を図ることを目的に、地域の特性や民間活力を生かした地域開発を進めるため、労働団体に対し支援をしてまいります。

「魅力ある観光地づくり」では、埼玉県を代表する観光地としてイメージアップを図り、観光施設の適切な管理を進めてまいります。

本年3月30日から9月26日まで放映のNHK連続テレビ小説「つばさ」が川越市を舞台に展開され、長瀨町も舞台となり、制作協力を通じて全国に情報を発信し、長瀨町のさらなる観光振興を図ってまいります。

また、平成21年4月から、長瀨町観光協会を一般社団法人とし、町と観光協会のあり方を明確にすることにより、長瀨観光の発展を図ってまいります。

次に、「心豊かな人をはぐくむまちづくり」について申し上げます。

初めに、「ふれあいと個性を伸ばす学校づくり」では、学習指導要領の改訂に伴い、平成21年度から新学習指導要領への移行措置が始まることから、小中学校教育の改善及び充実に努めるとともに、地域全体で学校教育を支援する体制の構築に、さらに努めていく必要があります。

このため、子供の成長過程に即した教育支援策を考慮し、幼児教育におきましては幼稚園、保育園学校連絡協議会を中心に取り組み、幼児教育の推進、幼稚園・保育園と小学校との連携強化、幼稚園・保育園で問題を抱える幼児の早期発見、早期対応などを支援するとともに、この取り組みが円滑に機能する体制の強化に努めてまいります。

「教育支援」では、保護者負担の軽減を図り、就園しやすい支援策として、私立幼稚園への就園奨励金の助成を行うとともに、幼児から小中学校の児童・生徒を対象に国際理解教育を実施いたします。

「就学支援」では、不登校児童・生徒や児童虐待など、問題を抱える子供たちへのきめ細かな人的支援策として、中学校へさわやか相談員を配置いたします。

また、特別支援教育学校支援員を第一小学校に配置し、個別に支援が必要な児童に対する学習支援を実施してまいります。

さらに、理科が得意な人材の登用による理科支援員を第二小学校に配置し、小学校理科教育の活性化と充実並びに小学校教員の理科指導力の向上を図ってまいります。

「教育施設整備」では、平成20年度ですべての学校施設の耐震診断が終了しましたので、今後は計画的

に耐震化及び改修に向けた整備の実施をしております。平成21年度は第一小学校校舎の耐震化補強工事及び改修工事を実施しております。

「給食事業」では、栄養バランスのとれた給食に考慮するとともに、給食を通して正しい食生活を身につけさせる指導を行っております。なお、食の安全に配慮しながら、食材の高騰などによる給食費の見直しについて検討しております。

「青少年育成活動」では、次代を担う青少年の健全な育成を図るため、青少年健全育成成長瀬町民会議を核に、地域ぐるみの青少年健全育成活動を推進しております。

また、小学校を中心に組織化した学校応援団の活動の充実と中学での組織化に取り組み、学校と家庭・地域との連携がさらに強まり、みんなで育てる子供、みんなで支える学校の具現化に向けた活動が展開されるように努めております。

「人権の尊重」では、さまざまな人権問題に対する理解と認識を深めるため、児童・生徒を対象とした学校人権教育、町民の皆様を対象とした社会人権教育の充実に努めております。

「歴史と文化の伝承」では、町民の皆様の自主的、創造的な文化活動を育成、支援していくため、文化展などの活動成果の発表の機会を提供するとともに、文化活動団体への支援を行っております。

以上のような施策を盛り込み、平成21年度の当初予算案を編成いたしました結果、その規模は一般会計29億812万6,000円、対前年度比伸び率4.7%の増、国民健康保険特別会計9億2,980万1,000円、対前年度伸び率9.7%の増、老人保健特別会計346万6,000円、対前年度比伸び率96.4%の減、介護保険特別会計5億6,605万円、対前年度伸び率9.7%の増、後期高齢者医療特別会計8,132万1,000円、対前年度伸び率14.7%の減となりまして、一般会計と国民健康保険特別会計などの4つの特別会計を合わせますと44億8,876万4,000円で、対前年度比3.6%の増となります。

以上、平成21年度の予算編成と町政運営の基本的な考え方、主要施策の概要につきましてご説明申し上げます。

今後も、社会情勢の変化に的確に対応できるよう、あらゆる工夫を重ね、財源の確保と歳出削減に取り組むとともに、町民のニーズや新たな行政課題に適切に対処するため、改革の実践と行政サービスの向上に全職員が一丸となって取り組んでまいります。

議員各位を初め町民の皆様のご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます、私の施政方針といたします。

○議長（大島瑠美子君） ただいまの町長施政方針について、町長より写しをお預かりしておりますので、後ほど事務局に配付いたさせます。



### ◎町政に対する一般質問

○議長（大島瑠美子君） 日程第4、町政に対する一般質問を行います。

お手元にご配付してあります一般質問通告一覧表の順序に従って発言を許可いたします。

なお、質問並びに答弁に当たりましては、要領よく、できるだけ簡単明瞭にご発言いただきまして、議事の進行にご協力いただきますよう特にお願ひ申し上げます。

それでは最初に、7番、大澤タキ江君の質問を許します。

大澤タキ江君。

○7番（大澤タキ江君） それでは、通告に沿って一般質問をさせていただきます。

まず、第1、建設工事等の請負について、総務課長にご回答をお願いいたします。建設工事等の入札において、どのようにして落札業者が決定されるのか、業者の指名から落札決定に至るまでの事務の流れについて伺います。また、町が発注した建設工事において落札業者が工事の大部分を町外業者に下請させているものが見受けられますが、請負契約上、問題はないのか伺います。

よろしく願いいたします。

○議長（大島瑠美子君） 総務課長。

○総務課長（齊藤敏行君） それでは、まず建設工事等の入札においてどのようにして落札業者が決定されるのか。業者の指名から落札決定に至るまでの事務の流れについてのご質問にお答えいたします。

建設工事等の入札につきましては、長瀬町契約規則に一般競争入札、指名競争入札それぞれ規定がございますが、ご質問の趣旨は指名競争入札での事務の流れをお聞きのこととしますので、指名競争入札の事務の流れをご説明いたします。事業執行が決まり、入札に付することとなった建設工事等は、長瀬町競争入札参加資格者名簿に登録され、かつ当該契約に対応する業種に登録されているもの、入札参加資格者の中から、特に町内業者の受注機会の拡大に配慮し、長瀬町契約規則第16条に規定する長瀬町建設工事等指名業者選定基準で定められた指名基準、等級別選定基準、指名業者数等を勘案し、事業主管課長が指名業者推薦書を作成して、長瀬町競争入札審査委員会に提出いたします。長瀬町競争入札審査委員会では、推薦された業者をもとに指名業者を選定いたします。委員会での指名業者選定結果を町長の決裁後、当該業者に指名通知書を発送し、工事図面、仕様書等の閲覧を行います。そして、通知した日時の入札会場で、参加した指名業者から入札書と入札金額のもとになる積算資料である工事費内訳書の提出を受け、入札書に記載された各業者の入札価格を比較します。予定価格以下で、最低制限価格以上の金額の中で、入札価格の最も低かったものを落札業者と決定いたします。入札終了後、事業主管課へ関係書類を沿えて結果を通知いたします。

次に、町が発注した建設工事において、落札業者が工事の大部分を町外業者に下請させているものが見受けられますが、請負契約上、問題ないかのご質問にお答えいたします。建設工事等の下請の規定につきましては、平成13年4月1日施行の公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第12条で、公共工事につきまして一括下請が禁止されております。また、町の規定といたしましては、長瀬町契約規則第38条で、長瀬町建設工事請負契約約款へ委任しており、その長瀬町建設工事請負契約約款第6条で一括委任または一括下請の禁止を規定しております。しかしながら、建設工事等で部分的な下請の必要が生じた場合は、長瀬町建設工事請負契約約款第7条で規定している業者から町へ対して事前に下請人通知書が提出され、町が承認していれば請負契約上問題はないと認識しております。

以上でございます。

○議長（大島瑠美子君） 大澤タキ江君。

○7番（大澤タキ江君） ただいまの課長のご回答をお聞きしていると、要するに金額のみで指名をしているというようなことがわかったわけですが、果たしてそれだけでいいのかという思いが私にはしております。大工事になりますと、当然町内ではできない事業もあるだろうと思いますが、現在町のほうでもそれほど大規模工事というものはここ数年行われておりません。そういう中で、今現在行われている事業を見ますと、町内の大工さんでもできるのではないかというような工事が行われている中で、そ

ういう方ではなくて、事業内容を見ますと、そういう仕事人というのがないのではないかというような業者さん、そういう方が請け負っているという、そういう中で過去の実績ですとか、そういうものを勘案して、やはり金額のみではなくて、そういう人たちを指名するのが筋ではないかと私は思います。長瀬町は合併をせずに何とかこれから自立でやっていこうという中で、町の中でお金と仕事が循環し、そういう中で町を支える、それが当然ではないかと思うのですけれども、一般の家庭を見ましても、ちょっとは金額が張ってもよい仕事、よい品質といいますか、そういうものを将来的に見据えて選ぶのではないかと思うのですけれども、そういった部分でいわんとしていることは、金額のみで決めてしまうということはいかなものかということに行き着くわけなのですけれども、その部分に関しまして、課長、どのようにお考えか、もう一度お伺いいたします。

○議長（大島瑠美子君） 総務課長。

○総務課長（齊藤敏行君） 金額だけでいいのかということでございますが、入札の結果につきましては、これは金額で決めざるを得ないので、そうなるかと思えます。過去の実績等を考慮してということでございますけれども、先ほどの回答の中で長瀬町競争入札参加者名簿というのがございますけれども、これは2年ごとに指名業者の申請の受け付けをしているのですけれども、その中の書類の中に過去の実績等も当然入っております、そういうものをもとに経営審査の点数が決められております。そういう点数に基づいて基準等をつくらせていただいておりますので、当然過去の実績は考慮して指名をさせていただいているということでございます。

以上です。

○議長（大島瑠美子君） 大澤タキ江君。

○7番（大澤タキ江君） 過去の実績も入っていますというお話をただいまいただきましたけれども、12月議会のときにもちょっと申し上げたと思えますけれども、樋口の現在コミュニティの改修もうそろそろ終わったのではないかと思います。それから、その隣の高齢者児童共有スペース、その辺に関しまして、コミュニティのほうは何回も、それぞれ改修工事が行われたというような、過去に事例もございます。そういった中で、また高齢者児童共有スペースに関しましては確かに町内の業者が入札、落札はしたけれども、基礎にしても建築にしても、町内の人ではなくて、よその業者が行っているという、細かい内装ですとか電気配線ですか、そういうものに関してはあれですけれども、本体となる基礎ですとか建物に関しては、せめて町内の業者でやっていただくのがいいのではないかと私は思っております。こういった部分というのは、丸投げということには当たらないのかどうか、そういう部分ではいかなのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（大島瑠美子君） 参事。

○参事（新井敏彦君） 大澤議員のご質問にお答えさせていただきたいと思えます。

今建設しております児童と高齢者の交流スペースの件でのご質問だと思いますが、先ほど課長からもご答弁申し上げましたが、建設業法第22条並びに長瀬町建設工事請負約款第6条で一括下請、いわゆる丸投げということでございますが、これは禁止されております、法令的にも。この一括下請負と申しますのは、請け負った建設工事を一括して他の建設業者に請け負わせまして、この工事に関与しないということが丸投げということで一括下請負ということですので、元請負人が現場代理人等を選任いたしまして、発注者とみずから協議等を行いまして、総合的に規格調整及び指導を行っておれば、これにつきましては一括下請負、いわゆる丸投げには当たりませんので、請負契約上、特に問題はないと認識しているところ

でございます。

以上でございます。

○議長（大島瑠美子君） 大澤タキ江君。

○7番（大澤タキ江君） ただいまの課長並びに参事さんのご回答ですと、町内の業者というものに対しての配慮というのですか、そういうものが全くなされていないというような思いがしております。私一般町民という考えの中で、やはり町の中でお金が循環してほしいというのが私の思いのわけでございますけれども、そういった中で、また今年度予算の……

○議長（大島瑠美子君） 済みません、これ3回終わりましたので。

○7番（大澤タキ江君） この中でやりますから、大丈夫です。その中で私のご意見として申し上げさせていただきますので。

また、今年度予算の中でも花のトイレ、1,000万工事というのが出てまいりますけれども、でき得れば町内の業者を使ってほしいというのが私の思いでございます。そういった中で、昨年度できました岩畳の観光トイレが予算内ででき上がると思えば、それよりもかかってしまったというような事例もございますので、今後そういったことのないようにぜひお願いをしながら、第2の質問にまいりたいと思います。

それでは、2、長瀬町観光協会の法人化について、地域整備観光課長にお願いをいたします。長瀬町観光協会の法人化に向けての作業が始まったとの話を聞きました。平成21年度当初予算にも、これに関連した予算が組まれているようです。そこで、観光協会が法人化された場合のメリット、デメリットをお伺いいたします。

よろしくお願ひいたします。

○議長（大島瑠美子君） 地域整備観光課長。

○地域整備観光課長（染野真弘君） 大澤議員の質問にお答えいたします。

質問のとおり、長年懸案事項でありました長瀬町観光協会の法人化につきまして、本年2月9日に観光協会の臨時総会が開催され、平成21年4月1日に一般社団法人長瀬町観光協会として移行する決議がなされました。現在、法人設立に向け鋭意準備を進めているところでございます。

質問の観光協会が法人化された場合のメリット、デメリットでございますが、まずメリットにつきましては、組織としての管理体制と責任の所在が明確になること、2点目としまして、社会的認知度が高くなること、法人と会員相互の権利義務関係が明確になること、収益事業への取り組みが今まで以上に可能になることなどが一般的には考えられます。当町としましては、現在長瀬町観光協会の事務局が地域整備観光課内に設置されており、観光協会の業務を職員が行っているのが現状です。今回、観光協会が法人化されることによりまして、町から事務局が独立し、町行政と観光協会の役割が明確になり、町は行政が行うべき観光の基盤整備等、本来の観光業務を行うことができます。

デメリットでございますが、本来観光協会は独立して運営することが原則ですので、現段階ではデメリットは特に考えられません。町から独立した場合、事務局職員も観光協会に採用することになりますので、現在観光協会では予算の確保が困難なことから、当分の間、法人化が円滑に図れるよう、補助金としまして人件費の一部として補助金500万円を補助する計画で、平成21年度の予算に計上させていただいております。観光協会は、観光のまち長瀬の中心的な団体でありますので、法人化した後スムーズに運営できるよう、町としても支援していきたいと考えております。今後、町と一般社団法人となる観光協会は、イコールドパートナーとして協働しながら、さらなる長瀬観光の発展に向け進んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（大島瑠美子君） 大澤タキ江君。

○7番（大澤タキ江君） 観光協会が町から独立するという問題、これは私が議員になりました当初から言われ続けてきたこととございまして、私はもう本当に大賛成なのです、このことに関しましては。なぜ今までできなかったのかというぐらいの思いがあるわけとございますけれども、そういった中でこれから細かいことも詰めていくのだと思いますけれども、長瀬町は観光立町ということで埼玉県でも指折りの観光町であるということで、これから一生懸命努力をしながら、観光協会が長瀬町の財政にも寄与できるような方向に持って行っていただけると非常にありがたいと思っております。

そういった中で、これからいろいろ詰めていく中で、こういう細かい問題もクリアしていくのかと思いますけれども、例えば今まで町でやってきた事業、船玉まつりですとか、そういうものをどこまで町がこれからは今後かかわっていくのか、一番のあれは船玉まつりだと思うのですけれども、今までは本当に町におんぶに抱っこのような状態で運営をされてきたと思います。そういった中で、どの程度まで町のほうが入介入を今後していくのかという思いがございまして、その点に関しまして、わかる範囲内で結構でございますので、もう一度ご説明をお願いしたいと思っております。

○議長（大島瑠美子君） 地域整備観光課長。

○地域整備観光課長（染野真弘君） 再質問にお答えいたします。

船玉まつりのかかわり方、町がどの程度かかわるかというようなご質問かと思っておりますけれども、船玉まつりにつきましては今までも観光協会のほうで重要なところは観光協会の会員の方で実施をしていただいていたわけなのですけれども、今後その辺のところにつきましてはいろいろな形で法人化された団体と詰めまして、やり方としましては、ほぼ同じような形でやる形で実施していくという形にはなろうかと思っておりますけれども、その辺のことにつきましては、また詰めさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（大島瑠美子君） 参事。

○参事（平 健司君） 1点だけ補足させていただきますと、船玉まつりにつきましては現在も実行委員会方式で実施しておりますので、今後も実行委員会方式になろうかと思っております。その中で、先ほど課長が申しあげました観光協会につきましては重要な部分を担っていると、こういうこととございまして、ご理解いただきたいと思います。

○議長（大島瑠美子君） 大澤タキ江君。

○7番（大澤タキ江君） ということは、今までどおり、町職員も大勢の方が協力をするという方法になるのでしょうか、今までどおりということになりますと。

○議長（大島瑠美子君） 参事。

○参事（平 健司君） 先ほど申しあげたとおり、町も実行委員の一人ですから、町もかかわることには変わりございませんので、ただ細部につきましては今後観光協会あるいは商工会も絡んでいるのですか、商工会、町等々でご相談をさせていただきまして、運営させていただければと思っております。

以上でございます。

○議長（大島瑠美子君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） 補足の補足というのがあるかどうかわかりませんが、私の考えを申し上げて、ご理解いただければありがたいと思っております。

町と長瀬観光というのは表裏一体でありまして、このことにつきましては今度観光協会の法人化というのは遅きに失したかと、そんな反省をしながら観光協会のほうに頑張ってやっていただくようお願いをしているところでございまして、当然長瀬町で一番大きなイベントであります船玉まつり等々につきましては、町もこれ全力で協力をするということが当然のことでありまして、個々に分かれたから、それは構わないというようなことはやるべきでないというふうに考えておりまして、やっぱり町と、それから例えば一つの行事が行われるときに、すべてのことにかかわり合いがあるわけでありまして、町の職員にも積極的にその協力体制をとれる人間については、私は関係部署ではないから行かないというのが役場の職員に見られる場合が多くありまして、そういうことにつきましては関係以外の部署にあっても協力をするような、そういうまちおこしを一緒にやっていくという考え方を職員に持っていただきたいというのが私の切なる願いでございまして、このことにつきましては船玉まつりにかかわらず、ほかのことにつきましてもいろんな例えばイベントにつきましても、それから教育関係につきましても当然協力をしていただきたいというのが私の願いでございまして、そういう意味では職員の活動がいま一步不足をしているというふうに私は認識をしております。議員もそういうふうに思っただけのご発言だと思いますが、そういうことでありますので、お互いに小さな町の人たちが協力し合うということは悪いことではないというふうに思っております、これから督励していきたいというふうに考えております。

○議長（大島瑠美子君） 大澤タキ江君。

○7番（大澤タキ江君） 今、町長から大変よいところを突いていただいたと思っております。船玉まつりにつきましては、本当に町職員大勢ご出席いただいて、協力し合いながら今までやってきているわけですが、ほかの事業に関しては、これは町職員だけではなくて、私は議員さんにも言えるのではないかなと思うのですけれども、おととい行われました公民館ホームまつりなどにつきましても、本当に議員さんは見えなかったような気がいたします。また、もろもろの事業に対しましても、そのところは私も議員の一人として、やはり町で行うものに関してはこれはお互いに協力し合わなくてはいけないという思いでありますので、今本当に町長さんにいいところを突いていただいたと思っておりますけれども、そういった中で、これは今までどおりに船玉まつりは協力し合いながらやっていくということでございますので、それはそれでよいかなと思っておりますけれども、観光協会が独立するというのは本当に町としても画期的なこと、これからもうぜひ一生懸命頑張ってください、町が潤うような方向を示していただければありがたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

それでは、3番に参りたいと思います。特定健診について、町民福祉課長にお伺いいたします。今年度から導入された特定健診について、これまでの受診者数と受診率、この健診により保健師の指導を受けた人数と治療を要する必要があると診断された人数を伺います。また、今後に向けてどのような課題があるか伺います。

○議長（大島瑠美子君） 町民福祉課長。

○町民福祉課長（浅見初子君） 大澤議員の特定健診についてのご質問にお答えいたします。

まず、特定健診についてご説明いたします。特定健診は、糖尿病、脂質異常症、高血圧、高尿酸血症などの生活習慣病の大きな要因となっている内臓脂肪型肥満、いわゆるメタボリックシンドロームに着目した健診でございまして、医療保険に加入されている40歳から74歳までの方、町でいいますと国民健康保険に加入されている40歳から74歳までの方が対象となります。この特定健診の結果により、生活習慣の改善が必要な方を対象といたしまして、特定保健指導を実施するものでございます。

これまでの受診者数と受診率につきましては、特定健診の対象者1,897人に対しまして456人が受診し、受診率は24.04%となっております。また、健診結果により特定保健指導の対象となった方は83人で、受診者の18.2%となっております。要再検または要治療と診断された方が71人、健診前に既に治療を始めており、治療の継続と診断された方は81人となっております。

特定健診における今後の課題につきましては、特定健診の受診率や特定保健指導の実施率の目標達成の度合いによって、後期高齢者医療制度への財政負担、いわゆる後期高齢者医療支援金の額が保険組合や自治体に対して最大10%で増減されることから、特定健診の受診率の向上が当面の課題となっております。

以上でございます。

○議長（大島瑠美子君） 大澤タキ江君。

○7番（大澤タキ江君） 特定健診につきましては、やはりいろいろな問題が私はあると思うのです。町としては、受けさせなければペナルティーを科しますというような今後のそういう方針を、何とかこれをクリアしていかないと補助金の額が減るというのですか、そういうような中で何とか大勢の人に受けていただかなければ困るという、そういった問題が一番な問題かと思うのですけれども、そんな中でこれは私は以前にもそのような話をしたことがあるかもしれませんが、今までずっとJAあたりでは同じような診査をしているわけです。この人たちは、町のほうではなくて農協のほうの共済組合ですか、そのほうから補助金をいただき、また自分たちで負担をして診査をしてきている。そういった人たちが、今回のこの特定健診の中に全く組み込まれないという、これは非常に矛盾していると思うのです。ほかにも多分そういうものがあるのではないかと思うのですけれども、これを一体化させれば町のほうの負担をしていただかなくても、私は個人的にそちらのほうで受けますというような人たちが大勢出てくれば、町のほうの負担は軽減されるわけなのです。

そういった中で、これをどういうふうにしていくかという、この問題について、県のほうでやっているわけですか、これは。そちらのほうの話というのですか、そういうような問題点が出てきているというのですか、そういうことを言う人たちが出てきているのかどうかというところをちょっとお聞きしたいと思うのですけれども、それに対して連合会のほうでも、それはやはり個人でやっていただければありがたいことだから、そちらも受け入れたほうがいいのではないかというようなことが、もし事例として出てきているようでしたらば、お話をいただけたらと思います。

○議長（大島瑠美子君） 町民福祉課長。

○町民福祉課長（浅見初子君） 町の間人ドックのほうも82人ほど受けておりまして、そちらと同じような形で農協さんのほうの関係の健診もやっていただいていると思います。町の間人ドックは、ちょうど町のほうで人数が把握できますので、82人で先ほどの456人と合わせますと538人となりまして、率では28.36%ということで、町のほうの5年後に向けました計画の当初年度が30%というふうに一応掲げているわけなのですけれども、それに近い数字になっております。それで、大澤議員さん言われましたそちらのほうの健診も合わせると、ちょうど率になってくるとは思いますが、今のところは県のほうもそちらの数字もほかのところを受けたのも明確にいいということにはなっておりませんが、私も県の国保協議会のほうの役員をお世話になっているのですが、そちらの中で医師の方もいっぱいいらっしゃいますので、そういう中では先生方も今大澤議員と同じようなご意見もありますので、今後はまた変わった方向に行くのではないかと思います。いずれにしても、このメタボリックの方が少しでもなくなりまして、生活習慣病がなくなり、皆さんが健康で過ごされていけることができれば一番よいことですので、うちのほうでも

機会あるごとに声を上げていきたいと思います。

以上です。

○議長（大島瑠美子君） 大澤タキ江君。

○7番（大澤タキ江君） 実は先日、3月2日ですか、読売新聞にこういう記事が載っておりました。「メタボ、腹囲偏重に異議」ということで、厚生労働省の研究班が単に腹囲が大きいただけでは生活習慣病の危機要因としては不十分という調査結果を出したということです。特定健診に対して、ちょっとこのやり方はおかしいのではないかとということだと思っております。日本人ですから、これはこれで何とか皆さん、そうですかということ国の方針に従っているわけですけども、アメリカあたりにいきますと、テレビで見ましても随分大きな人がたくさんいます。そういう方たちが、あの人たちみんなメタボかというような思いで見わけですけども、そういった中でまたメタボの健診というのがおかしいというのは、この腹囲が基準を超えていなければ血圧、血糖値、脂質のすべてに異常があっても指導の対象にはならないという、これでは生活習慣病を見つける基準にはならないのではないかという思いが私もしております。

そういった中で、本当に年々医療費の増加というのは、どこのまちでもこれは本当に本予算に影響を及ぼしている、これからの課題ではないかと思うのですけれども、ただいまの県のほうの国保協議会というお話がありましたけれども、その国保協議会のほうでもいろいろと策を練るといいますか、本当に国民健康保険が年々増加する中で、すべての国民が医療費を一体化したものを国として考えていかなければならないのではないかとというようなこと、国のほうにもご進言をしているようでございます。そういった中で、町長さんにこれは最後ちょっと締めくくっていただきたいと思うのですけれども、町村会でもこの医療費の問題については話題に上ることがあるのでしょうか。もしもう上っているようでしたらば、皆さんがどのようなことをお話をされているか、また町長としてどのような気持ちでいらっしゃるか、それを最後に締めくくっていただければありがたいと思います。

○議長（大島瑠美子君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） 町村会で定例会をやっておりますが、その中でメタボの問題とか、そういうことについての協議というか話し合いをやったことはございません。ただ、秩父郡内で救急医療の体制協議会というのがございまして、これはもう年間で五、六回やりまして、この間も夜7時からという先生の都合で9時半までやりましたが、医療費の高騰というのは非常に大きな問題になっておりまして、その中で成人病とかメタボとか、そういう問題よりも救急車をタクシーがわりに使うということがあって、そういう問題をいかに事前に抑止できるかというようなことについて、それからお医者さんの数が少ないということで、今秩父の救急医療の受け入れ機関というのが秩父市立病院と小鹿野町立病院と、それから皆野病院と秩父病院ですか、この4つしかないのです。この4つがフル稼働しておりまして、特に皆野病院の場合は救急患者は基本的にすべて受け入れるということになりましたら、行田だとか羽生だとか、そっちのほうからも来るようなことになって、これはまずいということで、やはりある程度近くの病院に搬送してもらうようにということがあるようでございますが、その救急医療病院自体が拒否をするといえますか、そういうようなことが各地で行われている。これが非常に大きな救急医療の問題点だという話を聞いております。

これをスムーズにやるため、特に話を聞いてみますと皆野病院は秩父の医師会に入っていない、そういう中で救急医療を拒否しないという院長の姿勢については非常にすばらしいというふうに思います。それで、常勤医は3名しかいないという話ですが、その定年になった人たちが優秀なお医者さんを雇用してお

願いをしているというような話を聞きましたが、それも大きな選択肢の一つだというふうに考えております。ただ、これから高齢化がどんどん進みますから、そういう意味では高齢者の医療と、それからいわゆる肥満とか、そういう問題に対することにつきましても、私たちは今議員ご提案のように、大きな課題として取り上げていかなければいけないのだろう、まだそこまで行っていないということの実情を申し上げ、反省を申し上げて、私たちもそういう中で討議をする機会をつくっていきたいというふうに考えております。これからもご指導よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（大島瑠美子君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時20分

再開 午前10時35分

○議長（大島瑠美子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

○議長（大島瑠美子君） 次に、1番、関口雅敬君の質問を許します。

関口雅敬君。

○1番（関口雅敬君） では、会議規則にのっとり質問をさせていただきます。

1番、長瀬町観光協会の法人化について、町長にお伺いいたします。長瀬町観光協会が法人化されるようですが、現在町が支出している観光協会関係の年間予算額と法人化された場合に支出を予定している年間予算額を伺います。

○議長（大島瑠美子君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） お答えいたします。

長瀬町観光協会が法人化にするに当たりましての現在の予算と来年度の年間予算額でございますが、平成20年度に観光協会へ支出している予算は、観光協会運営費補助金といたしまして180万、それから権田山桜の里づくりの補助金として15万4,000円、195万4,000円となっております。また、平成21年度の法人化に当たっての予算でございますが、観光協会運営費補助金180万円、権田山の桜の里づくり補助金15万4,000円は変わらず、新たに長瀬町観光協会法人化事業補助金といたしまして500万円、観光パンフレット作成費補助金として120万円、この120万円は町で今まで出していたお金でございます。それを計上させていただきます。

法人化事業費補助金といたしましては、大澤議員の質問でお答えいたしました。今まで役場の職員が事務局として観光協会の事務を行っていたわけですが、法人化に伴い事務局も役場より独立をすることになりますので、観光協会が新たに事務局職員を雇っていただくことになりますので、現在の観光協会では予算の確保が困難であるということから、人件費の一部として500万円の補助金を予定しているところでございます。観光のまち長瀬の中心的な団体としての法人化された観光協会が円滑に独立できるよう、町としても支援していく必要があると考えております。補助金の支出額については、3年をめぐりというふうに考えているわけでございます。

以上でございます。

○議長（大島瑠美子君） 関口雅敬君。

○1番（関口雅敬君） 今お答えをいただきました。今までの観光協会の事業費はそのままで、500万が人件費だということであります。そこで、質問をさせていただきますが、今までこの観光協会に町が携わっていると違法だというお話は、私も議員になり始めたころにもお聞きしました。それから、もう多分5年、私が思っている質問のときからだと5年たつと思うのですけれども、急にここでスピードアップを図って独立させる理由、今までずっとあったけれども、違法だという話はあったけれども、その動きが全然なかった。それが途端に去年の暮れあたりですか、私もちょっとこれニュースで聞いたのが、そこでもう法人化、4月にするのだという話聞いたのですけれども、いやにスピード速い、これは何かあるのかと私は思いました。その早くなった理由、それから500万の助成、人件費という話ですけれども、いろんな話でいくと、やっぱり受益者負担という観点からいけば、500万おかしいのではないのか、大事な税金の使い方がおかしいのではないのかという方もおります。そこで、私は職員の平参事とも話をさせていただきましたが、この500万、人件費で使うのに今町長、3年間という猶予という話でありました。だから、この500万支出を3年間で絶対区切るのだという時限化の確約はとれるかどうか。

何か話のふうに聞くと、4年目飛び立てなかったらどうするのだといったら4年目も出す、では5年目飛び立てなかったらどうするのだといったら5年目も出すというお話のように私は伺いました。だから、ここではっきり町長が3年間だと、3年間で絶対飛び立てという話で持っていくと、観光協会の人は日本一の観光協会にするのだという、本当にもう今希望に燃えてこれから飛び立とうとしているときに、500万ずつが飛び立てなかったら、また500万来れば、ではもうちょっと待つか、もうちょっと待つかで、やっぱりぬるま湯につかると思うのです。この議会の中でも、観光業者から税収が余り上がらないではないかという話はもうこの議会で何回も出ました。私は、観光業者が雇用の面では大分貢献してくれると、臨時雇用を使って、パートを使う、雇用対策には観光業者はなっているのだと思います。ですから、今私が言うこのスピードの理由、それともう一つ、500万円の人件費を確保してやる、これは3年間だというはっきりしたお答えをいただければ、私は法人化することには賛成なのです。役場がお金を出して、あそこは出しているのだから、出しているのだからということでやると、やっぱりいい団体はできないのです。観光協会は観光協会なりのいろんなスタンスで、さっきも話が出たけれども、利益を上げられるのです。だから、利益を早く上げられるように自由にさせるためにも、3年間で期限やると。

それと、私も個人の会社持っていますけれども、有限会社に変えるときに、有限会社変えるにはもう本当に半年前から、どういうふうにしよう、こうにしようというのがあったのにもかかわらず、今500万今度の4月にも出すと、まだその事務担当の人がどういう人になるか決まっていない状況なのです。話を聞くと、1年は役場から職員が今までどおり行って指導するのだと、それだったら500万円を出すのを、4月からはまだ役場の職員が行くのだから教えてやる1年間、その翌年から一本立ちできるように、500万ずつ3年間出すのなら出してやる、そのほうが話が町民に向かっていいのではないですか。500万円は出します、今までどおり職員は行かせます。今までどおりの事業費は、それは出してもらっても私はいいと思うのです。町長があれだけ観光立町だという話でいくのであるのだから、そこで町長に質問は、だからスピードの理由と、この500万円を3年間という話で答弁をお聞きいたします。

○議長（大島瑠美子君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） お答えいたします。

500万のことにつきましては、今情報が入りまして、いろんな制度にのっとっての話、平参事のほうから今情報が入りますので、補足説明をさせます。500万円につきましては、3年間をめどというのは、これは約束事でありまして、法人化につきましてはずっと以前から水面下で動いていました。しかし、もう限度を決めてやろうということでないで延び延びになる可能性があるもので、今年度末を期限ということで事前に話をし、そのタイムリミットをつくって、観光協会の幹部の方と相談をしてきたというのが事実でありまして、このことについては約束事でございますからお互いに守ろうと、それが観光にも進展をする大きなステップになるだろうということを考えて、私たちはこの約束をしてきたわけでありまして、500万円を出すということについては約束をしたことでございますから、ご理解をいただき、今情報が新しく入りましたから、そのことについて平参事のほうから申し上げますが、そういうことで約束は守ってもらうということが前提で話を進めて約束ができました。そういうことでございますので、この約束はお互いに守ろうということが前提でございます。

それから、あとのお金につきましては今まで町で出していたお金でございますが、しかしこれを今まで出したのだから、このまま出してもいいということにはならない。この金額を多少でも減額ができるような、こっちこそもっと大切な、私たちはたとえ10万円でも町民の税金をお預かりしているわけですから、合理化ができないかということをお私個人で考えて、これからは観光協会といろんなことに接触をしながらやっていきたい。ただ、船玉まつりの寄附を集めるのは、ことしは非常に景気が悪くて大変だと思っているのです。そういうことも含めて、観光協会には全力で私は微力ではございますが、協力をしていくということを約束をしているわけでございます。その中で、500万については平参事のほうから申し上げます。

○議長（大島瑠美子君） 参事。

○参事（平 健司君） ちょっと腰が痛いので申しわけないです。出てくるまでに時間がかかってしまいました。それでは、関口議員の町長と重複する部分があるかもしれませんが、お答えをさせていただきます。

早くなった理由ということですが、特に早くなったとは町のほうは考えておりません。平成14年の観光協会の総会から法人化の話がありまして、ずっと毎年毎年どんどんやってくれというお話を町のほうはしていたものですから、それがたまたま昨年の9月に、ではこれでいこうというような観光協会の同意が得られましたので、そこから進めてきていますので、特に町としては急に早まったというような考え方は持っていません。

それから、大事な税金500万円を人件費に使うのはおかしいのではないかと、このようなお話ですが、今現在も役場の職員が約2.5人が観光協会の事務局だとかお手伝いをさせていただいておりまして、2.5人というのかなり金額のウエートを占めるわけですが、そういうことから考えますと税の軽減にもつながりますし、私としては観光協会が独立して新たな雇用だとか、さらには収益事業を行って、町のほうに税金を納めてもらうような団体になっていただければ、かえってこのほうが町としてはありがたいのではないかと、このように考えております。

それから、町長が先ほどから言っています500万円の関係につきましては、国のほうで緊急雇用の関係で雇用創出事業というのがありまして、この観光協会の独立がたまたまその事業と時期が一致したものですから、こういうことで一般社団法人に観光協会がなりまして、そこで緊急的にも常駐的にも正規職員を採用したいというような申請を国のほうへ出しましたら、国のほうでたった今電話連絡だけで、そちらの

ほうの観光協会の職員の雇うほうですか、そのほうに9カ月間の満額補助が出ますというお話をいただきましたので、500万円の9カ月分ですか、来年度につきましては国のほうが緊急雇用の対策事業として補助を出していただけると、こういうことが先ほど電話連絡でいただきましたので、報告をさせていただきます。ただ、正確に文書で来たわけではありませんから、今後もしだめだという文書が来たとき困りますので、一応は電話連絡でそれに使ってよろしいですというお話は先ほどいただきました。

以上でございます。

○議長（大島瑠美子君） 関口雅敬君。

○1番（関口雅敬君） 9カ月のが急遽入ったと、ナイスタイムリーで連絡が入ってよかったと思います。私も基本的にはさっきからちょっと整理しますと、法人化は賛成なのです。法人化して、観光協会がやりたいようにやったほうがいい政策ができるのです。町がいろんなことに口出すから、いろいろやりたいことができないから、どんどんやってもらったほうがいいのです。それに、さっきも言ったように、だから日本一の観光協会にするのだという、もう夢と希望に満ちているのだから、一緒になって応援して、いい観光協会つくってもらうことは、私は賛成なのです。さっきも言うように、500万の話は大事な町税だから、受益者負担ということで、観光の方にそうに使っていいものだろうかということだったので、9カ月間国から来るのだったら、差引き3年間引く9カ月で、3年間を時限に、何しろもう最高3年後までだということをここで言うてください、町長。そうではなかったら、さっきも言うように、4年目はどうするのだといったら、ばたばたしていたらまだいい、5年目はどうするのだといったら、まだばたばたして飛び立たないならやろうというのでは、全然やっぱりスタートしていく気持ちが違います。それを3年間までだということをはっきりここで私は言うていただけるのなら、これ賛成です。

1つお願いしておきたいのが、川の占有権を観光協会にやるのだと、今まで漁業組合とライン下りでちょっといろいろもめ事があって、それは占有権は長瀬町長が県から許可をいただいて、観光協会にこれやるのだという話で、今度は観光協会からライン下り業者に許可を下ろすというときの、例えば川の事故、私が救助法のちょっと勉強をさせてもらったら、川を掘ると、掘ったところで例えば長瀬の岩畳みたいなあいう岩だと、掘ったときによほど注意しないと川の水がそこへ吸い込む流れになると、そこへ入ったら助けられないというのがあって、そういう例えば川の事故なんかも、今度占有権を観光協会にお願いをしてしまえば、その責任問題はどこがとるのか。町長が県から許可もらったのを観光協会に渡す。そういう事故が起こりますという事故まで想定してもらわないと困るのです。

では、そういうことで、この川の占有権を使っての事故あるいは観光協会がこれから運営していく事故等に対する、事故だの、けがだの問題と500万の3年間の期限を区切ってやっていただく、そのほうが観光協会の人だってやりやすいのです。はっきり町長がここで言ったほうが、きょう観光協会の大物が来ていますから、はっきり言ったほうがこっちも動きやすいです。では、最後の質問になりましたので、お願いします。

○議長（大島瑠美子君） 参事。

○参事（平 健司君） 先ほどちょっと言い忘れてしまったので、追加でお答えをさせていただきますけれども、先ほどの緊急雇用の関係、3カ年事業で単年度申請なのですけれども、3年間多分いただけるのではないかと、こう考えております。

〔「3年間で、それでももらったのだからよかったのだ。だから、3年間で区切ると」と言う人あり〕

○参事（平 健司君） その辺は町長がお答えすると思いますので、私のほうは基本的には3年間と考えていますけれども、基本的という言葉が関口議員が納得するかどうかのものでありますので、町長がお答えします。

それから、船の関係につきましては、各社、3社今船下りの業者があるのですけれども、連絡会というのが3社でできまして、その連絡会から町あてに誓約書が入っています。事故、そのほか法律にのっとった以外の行為等についてはしませんという、細かく話しますと何点もあるのですけれども、そういう誓約書を入れていただいて、許可を観光協会から出していただくと、そういうことになっておりますので、事故等起きた場合にはもう自己の責任において解決しますと、埼玉県、長瀬町等には一切迷惑をかけませんという誓約書をいただいております。

それから、観光振興協力金の関係、これにつきましては、使途が特に必要なのだと思いますけれども、河川占用関係の事務手続に関する経費、これ毎年更新したり、今1年ごとの許可になっておりますので、事務手続の経費、それから災害、濁水等による航路、先ほど関口議員が心配した掘ったりだとか、そういうことだと思いますけれども、そういうところをもとの河川に戻すというような係船施設の改修と呼んでいるのですけれども、いわゆる船の通る道ですね、航路、そこの改修費の一部に充てると、そのほかの観光協会と船下り連絡会と協働で、お客様商売ですから、研修会を開いていただくと、そういう経費にも充てるということでございます。最後に、その他といたしまして長瀬観光の振興にも充てていただくという名目で、町でいう占用料、観光協会がいただくときには協力金という形になるかと思っておりますけれども、そういう形の中で進めさせていただいているものでございます。

以上でございます。

○議長（大島瑠美子君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） 約束事は守るということが前提で約束をしたわけでありまして。ただ、今、平参事のほうからお話がありましたように、国の雇用対策の一環として3年間500万ということが決まったという報告をいただいて、その町の出すお金がそっちにかえることができるというふうに、非常にうれしく思っております。これは観光協会にとっても非常にいい船出だと思っておりますし、お互いの約束事はしっかり守るということが前提で約束をしたわけでございますから、そのことについては安心をしております。

○議長（大島瑠美子君） 関口雅敬君。

○1番（関口雅敬君） それでは、次の質問に移ります。

町道幹線9号線について、町長にお伺いいたします。幹線9号線が開通しましたが、荒川側から来る車両に対し、右折禁止であったり、バス以外的大型車の進入が禁止されていたりと規制があり、利用が不便で違反者も出ている状況です。既存の道路よりも利便性のよいものがつくられれば、利用者はそれを当然に利用することができて、よもやあのような規制がかかっているとは思いません。今後、この問題をどのように改善していくのか伺います。

○議長（大島瑠美子君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） お答えいたします。

上長瀬駅付近の町道幹線9号線と県道上長瀬停車場線の交通規制のご質問でございますが、議員ご指摘のとおり、国道140号線から町道幹線9号線に入る車両は、バス以外的大型車は進入禁止になっております。また、荒川側より踏切を横断し、町道9号線に右折するというのは右折禁止の交通規制がなされております。この交通規制につきましては、昨年秋に町道9号線の供用開始に当たりまして、埼玉県の警察本

部、それから秩父警察署が現地を調査をいたしまして、道路管理者は秩父県土整備事務所と長瀬町でございしますが、が立ち会い、規制標識の位置や、それから種類、場所、枚数、それから路面標示などについて指示を受けまして協議をいたしました結果、荒川側より連続して複数の車両が踏切を横断し、右折した場合に、踏切内で車両が立ち往生し、閉じこめられてしまい、事故のおそれがある、危険があるということ で右折禁止をしたというふう聞いております。

さらに、大型車の通行につきましては、県立自然の博物館の先から道が狭くなっているため、規制をすることに県警本部が判断をしたということなので、関口議員ご承知のとおり、表記による交通規制は県の公安委員会が道路における危険を防止し、その他交通の安全との円滑を図り、また交通公害やその他の道路の交通に起因する障害を防止するため、必要があると認めたときは制令で定めることにより、交通の規則ができるというふうになっております。したがって、県の公安委員会において最終決定がなされ、このような交通規制となり、昨年の12月1日より供用を開始したわけでありませう。しかし、私たちといたしましては、新しくできた町道幹線9号線を一番利用する地域住民の人たちは、交通規制があるため利用に当たり困惑しているというのが実情でございます。また、平成21年1月10日には、地域住民を代表して上長瀬区長、副区長、紹介議員の連名で、秩父警察署長及び秩父県土整備事務所長、長瀬町長あてに町道幹線9号線の交通規制解除等の要望書が町に出されまして、1月16日に私が秩父警察署長、それから秩父県土整備事務所長へお伺いをいたしまして、早期の交通規制、右折禁止の解除や県道上長瀬停車場線の全面開通の早期実現につけて要望書を進達をいたしまして、長瀬町としても同様の早期の交通規制解除等の要望をしましてまいりました。

なお、交通規制の早期解除につきましては、踏切通過の安全確保が最優先されると伺っておりますので、障害物感知装置の供用が開始されれば、規制解除に向けて前向きに検討するとのお話をいただきましたので、規制解除に向け前向きに検討していただきましたので、この装置の設置工事を2月の中旬より秩父県土整備事務所が行っておりまして、きのう連絡が入りまして3月13日の2時からこの感知装置の供用を開始するという予定になったという報告をいただきました。この装置は、踏切内の支障物、例えば自動車とか、そういうものですが、を自動的に感知して、その状態を自動的に列車や駅に通報する安全装置だというふう聞いておりまして、この装置が取りつけられることにより、踏切内の危険を早期に確認でき、事故を未然に防げるため、警察本部が指摘する踏切内の安全が確保できるのではないかとこのように考えております。いずれにいたしましても、関係機関や関係者などに機会あるごとに働きかけていきたいというふうに考えております。1つの障害は関口議員が既にご存じのことが解決すれば、すべて解決するというようになっておりますので、その辺につきましてもお力添えがいただければありがたいというふうに思います。

○議長（大島瑠美子君） 関口雅敬君。

○1番（関口雅敬君） 今、装置をつければというお話ですけれども、そういう例えば町長は安心、安全という言葉を私のいろんな質問で安心、安全を第一にやっていくのだというスタンスは非常に素晴らしいことなわけです。今も言うように、上長瀬の踏切に安心、安全というその装置をつければ右折禁止がなくなったりというお話ですけれども、そういう安全装置は長瀬の踏切にまずつけるべきだと、まずそれを言うておきます。私は、9号線がスムーズに規制なしに通れるのが一番いいことなわけです。だから、計画どおりの道を早くつくれば安心、安全な町道と県道がぶつかるのだということで、この道はつくり始めたことなのだと思うのです。

一番大事なのは、さっき町長が最後に関口議員ご承知のとおりと言っても、ここにいる方は何を言っているのだんべとわかりませんから、はっきり皆さんに申し上げますと、あそこへ鈴加園の土地がひっかかっている、鈴加園が許可を下ろさなかった。私が12月議会の終了後、鈴加園との交渉で町民がそんな2年もたってそんな大事な税金でつくって、おれが1人で反対したのではあれだから、もういい、踏切広げろという話を町長、それ早く進めたほうがいいのではないですか、そんな装置つけるとかではなくて、あんなにいい道ができているのだから、早く9号線と県の県土事務所と一緒に踏切を広げるわけだったので、最初から。だから、それを進めてしまったほうがいいです。今もう私のはっきり申し上げますけれども、代替地の問題で今ぶっついているのだと、代替地というのは使えるから、これ代替地にお使くださいと提示する代替地が使えないのでは、それは鈴加園のほうとしても、だから交渉がちょっとおかしかったのです。

だから、地権者も隣接地の地権者の方に、平参事に聞いたら町長が懇意な人だというから、早く行ってあの木を切ってもらえば、もうすぐ解決できるのです、そんな装置つけなくも。だから、その装置をつけるのだったら、その装置を長瀬の踏切へつけてもらって、観光客の人が安全でやれるのがいいです。私もこの前赤い羽根の共同募金であそこの踏切のところで募金活動やったら、見ていると危ないのです。だから、赤い羽根の共同募金やりに行ったのだから、あそこへ交通整理に行ったのだからわからないような状況だったので、町長、安心、安全な観光地づくりやるのに、上長瀬はもう本当に町長が行って交渉すれば、もう懇意な人なのでは、あの木切ってもらっただけでも話つくのです。それをやりましょう。それ答弁して終わりにしたいと思いますので、お願いします。

○議長（大島瑠美子君） 参事。

○参事（平 健司君） 一言だけ申し上げますけれども、町長と隣接地主が懇意という言葉は使ったことはないと思います。よく知っていると、当然町民ですから、こういう言葉は……

〔「はい、では間違いました」と言う人あり〕

○参事（平 健司君） それは私のほうから訂正させていただきたいと思います。

〔「では、局長、議事録訂正してください」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） そのことにつきましては、私も何回もお邪魔をさせていただきまして、最後にいろんな意見というか、向こうのおしかりをいただいて、そのままになっております。基本的には、あの土地の問題は県土整備事務所が主体となってやるという、長瀬町が出るべきではなかったのですけれども、知り合いというお話を承って、ご紹介をいただいて向こうへ行く機会を得られました。しかし、交渉がうまくいきませんで、あと県土整備のほうにお願いをしてありまして、その間土地が交渉がうまくできないということであるので、交通規制といいますか、あの感知器をつけて事前に防止をするということで、あそこに感知器をつけて、それがきのう13日の2時から供用開始するという事になって、一応の最悪の状況はとれたというのが事実でありまして、それは土地が解決すれば自動的にその感知器は不要になるということになりますので、それは次にどうに使うかについては、また考え、それから長瀬の踏切についても我々も鉄道と今交渉を初めておるところでございまして、このことにつきましても鉄道は前向きに考えていただいております。そういうような状況でございまして、その感知器を使うということを長くすることのないように、私たちが鋭意努力をしてまいります。

○議長（大島瑠美子君） 関口雅敬君。

○1番（関口雅敬君） では、ぜひ安心、安全な道路にさせていただきたいと思います。

続いて、3番、自主防災について、町長にお伺いいたします。地震や豪雨などで災害が発生した場合には、地域住民みずからが生命や財産の安全を確保し、被害の軽減を図るための自主防災活動が非常に重要です。そこで、我が町は自主防災活動について、町民にどの程度の意識があると認識しているのか伺います。また、町内の自主防災組織の設置状況や今後の指導方法を伺います。

○議長（大島瑠美子君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） お答えいたします。

最初に、関口議員におかれましては、地域の防災活動に対しまして率先して災害訓練等を実施していただいているという話を聞いておまして、感謝を申し上げる次第でございます。自主防災活動について、町民がどの程度の意識があるかというご質問でございますが、具体的に数字等で示すことは難しい質問かというふうに思いますが、全国、世界各地で大きな災害が発生しますと、テレビや新聞などで災害の状況や防災の重要性などが報道されておりますので、各地域、各世帯、各個人では防災に対する意識は高くなっているものというふうに考えます。また、町でも広報紙やホームページなどで災害に備えていただくための関係記事を掲載し、啓発をしているところであります。しかし、他の地域で災害が発生しますと、そのときはいざというときのために注意しようという心構えを持っていても、日がたつにつれまして、日々の生活に追われて忘れがちになってしまいますので、やっぱり継続的に啓発活動をやっていかなければいけないというふうに考えております。

なお、今年度大地震が発生したときの被害想定を記した地震ハザードマップを策定いたしました。先ほど秩父市の資料をいただきましたが、これを参考にまた改めて検討したいと思っております。災害は起こってほしくありませんが、災害が起きたときに被害を最小限度に抑えるためには、防災関係機関の活動だけでなく、町民の皆さんに自分のことは自分で守る、そして地域の力を結集して守るという心構えを持っていただくことが大切でありますし、日ごろから避難所や避難経路、連絡先などを確かめ、いざというときのために備えていただくとともに、防災マップを身近に置いておいていただき、家庭や地域などでの防災対策の一つとして活用していただければというふうに考えております。

また、自主防災組織の組織率でございますが、現時点では組織率は70%、行政区の数では18となっております。基本的には行政区単位で組織されている地域が多くなっております。なお、組織率の向上を図るため、区長会議等を通じまして自主防災組織の重要性を未設置の行政区には働きかけ、地域防災力の向上に努めてまいりたいというふうに考えております。さらに、自主防災組織の方々などに防災知識を習得していただくため、防災関係の研修会などへの参加も引き続きお願いしていきたいというふうに考えておるところであります。

自主防災組織は、住民の皆さんの自主的な活動となりますが、町としては以前からお話しておりますとおり、地域での防災、避難訓練、消火器やAEDの扱いなどの訓練などを行う際には、要請をいただければ消防署員や消防団員の参加も可能と思われまして、町の職員も協力できる範囲でのお手伝いをさせていただきたいというふうに考えております。また、炊き出し訓練なども、日赤奉仕団との連携を図っていくことも可能と思われまして、なお、訓練の際には町の食料、飲料水などの備蓄品の提供なども賞味期限などの状況においては可能であるというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（大島瑠美子君） 関口雅敬君。

○1番（関口雅敬君） 今、いろいろ区長さんをお願いして行政区単位でやっている、これが町長に渡した参考の秩父市のハンドブック、これハザードマップまで全部入っているのを、私ちょうど市の回覧があったので、市役所へ行ったらいいと、うちのほうはこういうのをつくっているから、見て参考にしてくださいということでこれはもらってきました。この中にもあるのですけれども、今町長が言うように、備品を備蓄してあるのだけれども、長瀨町は前にも私担当課長とその備品を見に行ったら、どこにどの備品があるかというのが整理されていないと、災害がいざ起こったときに、ではここに備蓄してある食料だの毛布だのが、その災害地にどうやって届くのかと心配しているのです。たまたま井戸は消防団が少ないから、その責任でもってOB隊がみんな協力して、すごく意識が高くて、そういう中からも出るのですけれども、今町長が言った日赤奉仕団ですか、食料の炊き出し、これも必要です。だけれども、この町民の中で、区長さんの中でもいいです。どこに、どの物が置いてあるか、だれもわかっていないのではないですか。

町にはこういう備蓄品はあるけれども、では町長、私は井戸、町長はたまたま岩田なので、地域を限定してお話すると、私たちが予測されるのは橋が崩れてしまうと、そうすると井戸、岩田は孤立するのだという予想が出ます。出ると思うのです。以前、ちょっと新井総務課長時代に私が質問したら、ミューズパークの埼玉基地にもらいに行ってきます。ふだんだったらそういうふうにはできるけれども、災害時だったらそういうことができないので、ここに備蓄品が全部すべて置いてあるのではだめなのです。だから、例えば県南のほうへ行くと、よくみんながああいう箱が置いてあるけれども、何の箱だという箱を私も聞いて調べてきたのですけれども、例えば熊谷市なんかは鉄道の下の場所に保管庫がもう置いてあるのです、備蓄品が。その行政区なり、あれ行政区なんだかどういふのだから、ちょっと私もどの程度かわからないけれども、例えば井戸、岩田だけでも向こう側にもその備蓄品がないと、本当の災害時のときに橋が壊れないという保証があればいいです。トンネルが崩れない、井戸、波久礼なんかは私が散歩している間に落っこってくるのですから、石が。だから、ちょっと地震があれば大崩れになります。岩田だって同じでしょう、町長。あの白鳥橋が例えば流されてしまった。三軒家のほうはふだんからでも地崩れがあるのだし、そうすると孤立するのです。だから、向こう側にも多少置いておかななくてはならない。

避難訓練どうですかと言ったら、避難訓練は各地域でやってくださいと言っているけれども、それでは余り安心、安全なまちづくりをしますと、さっきも町長の施政方針の中にも非常にいいことが言っている、これをやってもらえば助かるというのが全部でした、聞いていて。だから、そういう啓蒙活動をするのだと言っているのだけれども、町が主導していかないと、この自主防災隊を幾らつくっても、行政区でつくっても絵にかいたもちで終わってしまうような気がするのです。だから、自主防災の意識、町がどの程度あるのか、もう一度、担当でもいいです。お願いします。

○議長（大島瑠美子君） 参事。

○参事（新井敏彦君） 関口議員の防災関係のご質問につきましてお答えさせていただきます。

議員ご指摘のように、防災関係の備蓄品につきましては、以前は町も毛布ぐらいがあるだけで、その当時は余り備蓄がございませんでした。その後、毎年計画的に備蓄のほうをさせていただきまして、現在では毛布約200枚、それから非常食約1,200食、それから飲料水約1,200本、このような備蓄を年次的に毎年少しずつ、予算の範囲内で備蓄のほうをさせていただいております。それから、この保管場所につきましても、職員に周知徹底を図りまして、どこにそれぞれの備蓄品があるか、そういうことも課長会議、それから各職員に徹底するように指導を今行っております。事災害が発生した場合には、いろいろ体制をとる

ということが、災害に対しての体制をとるというのは一番重要なことですので、地域防災計画も町のほうでも今度策定させていただきまして、その計画に基づきまして、それぞれの役割分担、職員の役割等も定めておりますので、災害があった場合にはその備蓄品の活用等も徹底してまいりたいと思っております。

それから、橋のというか、川向こうのほうへの備蓄とか、それぞれのところの備蓄ということでございますが、それまではまだちょっと具体的には今のところはなっておりませんので、それらも含めて今後はいろいろな面から検討してまいりたいと考えております。

○議長（大島瑠美子君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） ご提案いただきました川を挟んだ対岸ということになります。それと、今考えておりますと矢那瀬というのもその一つになるというふうに思っております。これも検討して、適地があれば、そこに最小限度の備蓄をするようなことを考えていきたいと思っております。

それから、やっぱり災害が起これば、町の職員が一番先に活動するという事は当然でありますし、そのための職員であるというふうに私も考えておりますので、職員の訓練を怠らないように、これからも日々気をつけて、職員がもしそういうことがなければいいですけども、あったときに一番先に行動をとれるような、そういう体制をとっていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（大島瑠美子君） 関口雅敬君。

○1番（関口雅敬君） では、最後になりますが、今の自主防災を行政区の区長さんも本当に大変だろうと思っておりますけれども、行政区単位にしていくのか、そうでなかったらブロックを決めて、そのブロックでつくるような、長瀬は長瀬なりの地形を持っているので、長瀬にふさわしいそういう自主防災をしたほうがいいと思うのです。上田知事も県内自主防災あるいはまた防災も入れて100%にするということをやっています。今度の栗原市長も秩父市は100%にするのだということを新聞で私も見ました。だけれども、いろんなところはいろんなところで、それぞれなので、長瀬は長瀬で例えば行政区に1個ずつつくるのではなくても、そういうブロックを長瀬で考えて、そういうところに要所要所に今町長が言うように備品庫なりを設置して災害に、来なければ来ないほうがいいのです。私もそう思っているのです。来ないほうがいいのです、本当に。だから、以前から私はこの発言を繰り返し定期的に、防災については発言させてもらっています。

だから、町長、行政区に全部1個ずつつくるのよりも、ブロックを決めて、そこでつくるような考え方をとったほうがいいのではないですか。毛布もそんなに多くないし、備蓄品、そんなに多くつくるわけにいかないの、ブロックを考えてつくったほうが私は効率的だと思っております。ですから、さっきも言うように、消防団員が少なくなっているのだから、消防団員主導でありながら、やっぱり卒業したOB隊というのがあるので、そういうのをうまく利用して、行政区にもそれなりにもやってくれ、やってくれという言葉をお願いするだけで、ある区長が言っていました。区長会に行ったら、こうに頼むと言われていたけれども、そういう補助金なり何かないのかという区長もおりました。だから、備蓄品をブロックごとにこうに置く、そういう姿勢も私は必要なのだと思うのです。それを聞いて終わりにしたいと思います。

○議長（大島瑠美子君） 総務課長。

○総務課長（齊藤敏行君） 自主防災組織につきましては、町長の答弁の中で18行政区ということをお答えしておりますけれども、18行政区なのですけれども、中には井戸、風布区の災害支援隊というように4つの

区で1つの組織をしていただいているところもありますので、組織数からいくと15組織になっております。毎年、年度初めの区長会議で自主防災組織の結成についてお願いしているところでございますけれども、なかなかいろんな事情があって、できないところもあるようでございますので、先ほど関口議員が言われたように、場合によっては1つの区だけでなく、ほかの区との共同でもというような話もさせていただければと考えております。

それから、備蓄品につきましては先ほど参事の回答ありましたけれども、とりあえず今役場のほうに年次計画というか、毎年少しずつではありますけれども、整備させていただいておりますので、いましばらくは役場のほうの備蓄品のほうを調べていきたいと考えております。

以上でございます。

---

○議長（大島瑠美子君） 次に、10番、渡辺強君の質問を許します。

渡辺強君。

○10番（渡辺 強君） 私は、今回の一般質問については、やはり今度の観光協会法人化にも大分関係のある2つの一般質問を出しました。これからお話する中で、今時間は11時半に近いですから、1時間ですから、1時間要するにかけることができ、1つの質問に3回質問できるというふうになっていきますので、なるべく私も簡単にやりたいと思いますので、よろしくお願いします。

1番目の質問として、南北桜通りの桜の育成について質問します。桜の開花時期を迎えれば、桜の名所として知られる当町を訪れる観光客が多くなります。特に桜のトンネルになる南北桜通りを訪れる人が多く、車の排気ガスや桜の木に接触して枝が折られるなど、この時期は桜の木にとって悪い環境となっています。南北桜通りの桜を守るため、混雑時に交通規制をしくことや維持管理を充実させることが必要だと思えます。町の考えをお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（大島瑠美子君） 地域整備観光課長。

○地域整備観光課長（染野真弘君） 渡辺議員の質問にお答えいたします。

南北桜通りの桜を守るために、混雑時の交通規制をしくことについてのお伺いですが、交通規制につきましては、法令によるものと行政処分として制限されるものの2種類がございます。法令につきましては、道路交通法により規制されるもので、今回の場合は行政処分として制限されるものに該当すると思えます。行政処分は、道路管理者及び公安委員会もしくは警察署長が行うことになっておりますが、基本的には道路の破損、決壊、その他の理由により交通が危険であると認められる場合のみであり、桜を守るためでは交通が危険であるとは認められないと思えますので、交通規制はできないと理解しております。ただし、お祭りの交通規制のように、短期間であれば警察署長の権限により規制をしくことはできますが、この場合、交通規制の事前周知、期間中に警備員の配置等が必要となり、遠方よりお越しの観光客等が知らずに進入し、トラブルを招くことも予想されます。また、この南北桜通りは生活道としても重要な道路であり、営業を行っている商店、事業所等もございます。規制することにより地元住民が相当不便になるなど、今以上に問題が生じてくることが予想されます。以上のようなことから、交通規制につきましては大変難しいのではないかと考えております。

もう一つの質問の維持管理の充実でございますが、南北桜通りの桜はシルバー人材センターやボランティア

ィア団体での管理をしていただいているところがございます。樹齢も古く、枯れ始めている桜も多く、今後関係者と協議しながら、樹勢の回復や計画的に植えかえをしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（大島瑠美子君） 渡辺強君。

○10番（渡辺 強君） 私は、今度の一般質問で出した理由は、町民からの声なのです。これはちょっと読み上げますけれども、桜を守るために桜新道、4月の土日だけ大型車あるいは車を進入禁止にする。長瀬ビューテラスから長生館などの駐車場の間などについてもいろいろ考えていただきたいとかなんか書いてあるのです。私は、この前あそこの長生館から高砂橋のところを歩いてみて感じたのは、やはりみんな枝が道路にはみ出してちょっと大きなバスなんかについてはみんなぶつかります。必ずぶつかるというのではないですけれども、相当よけながら通らないとということがあります。また、長瀬駅から上長瀬の養浩亭までの道路の問題についても、皆さんもご存じのように狭いし、そういう中で質問ですけれども、今桜の木はどういう状態なのかというと、私今答えた中で老木でありまして、今後の問題としてはいろいろ問題があると思うのです。それで、質問です。長瀬駅から上長瀬に向かう道路、桜が何本かありますけれども、あの道路については秩父鉄道の所有だということを知っておりますけれども、そうでしょうか。それにはやはりあの老木を新しくするには秩父鉄道の許可がなければなりません。新しい木を植えなくてはなりません。また、長生館から高砂橋の桜については、相当もう歩道をつくったために桜が傷んで、また老木です。これについての予算、これからどういうふうにして守っていくか、ただ予算化とどうして守っていくかということについて、どう考えているのか。それで、それについてお答え願いたいと思います。

また、私は今の長瀬の観光でネックなのは、ロウバイというのが相当関東近辺に知れ渡ってきまして、うちの近所にも、話はちょっとそれますので、結局桜を守っていくためには鉄道さんとの定期協議を視野に入れてやっぱり話していかないと、長瀬の観光全体の発展を考えると、一番すごいこの高砂橋から上長瀬の桜の通りについては、本気でこれから考える時期だと思うのです。みんなあそこの道路は歩いて通りますと、相当平らでございますから、歩くには相当観光客にとってはいいのではないかと、そういう立場から答えていただきたいと思います。

○議長（大島瑠美子君） 地域整備観光課長。

○地域整備観光課長（染野真弘君） 再質問にお答えさせていただきます。

まず、長瀬駅から上長瀬の南桜通り、通称そう言われている通りでございますが、その道路につきましては秩父鉄道が道路、底地を所有しておりまして、生活道というような形で町が事実上の管理をしております。老木になったということで、底地が秩父鉄道ということになっておりますので、秩父鉄道のほうと桜のほうは協議をさせていただくという形になろうかと思っております。

それと、幹線5号線のこれから桜をどう守っていくかというふうなところでございますけれども、これにつきましては地域整備観光課につきましては町道の維持管理もしておりまして、町道は道路法の道路という形になるものですから、道路については4.5メートルの上空、障害物がないようにとか、そういうふうな規定もありましたり、歩道については2.5メートル障害物がないようにというふうな規定もございまして、そういったところの規制の整合性というのも今後出てくるかと思っておりますので、そういったところをどういうふうに関後整合性をもって管理をしていくかという大きな問題もありますので、その辺のところは今後調整をさせていただきながら、古くなった桜を守っていくのにはどういうふうにしたら一番いいかということをお協議をさせていただきたいというふうにご考えてございます。

以上でございます。

○議長（大島瑠美子君） 渡辺強君。

○10番（渡辺 強君） 町長、この問題、私は観光の発展というのは、2番の質問に入るのですけれども、町民ぐるみで観光の発展を考えなくてはならない。それには秩父鉄道さんには、前の町長がよく私に質問の中で言ったけれども、秩父鉄道さんとは定期的に会議をやって、公衆便所の問題やら、あそこの道路の問題とか、いろいろ宝登山の上の問題まで話し合ってきたのですけれども、町長、今後この問題というのは上長瀬に、今1番議員が道路の拡幅して大型バスが入れるようにということでやっていると思うのです。また、そればかりでなく、今問題なのは、その秩父鉄道との話し合いをしないと、この上長瀬から長瀬駅までの道路は解決しないのです。私は町民のある人が、あの老木をみんな伐採して、そして道路を広くして、いろいろお金がかかるけれども、そうしてバスを通すようなことも考える必要があるのではないかというふうな話も聞いているのです。だけれども、これは秩父鉄道さんの道路ですから、なかなか進まない。だけれども、こういう問題について、たとえできなくても秩父鉄道との関係はこの観光の発展に特に大事ですから、定期的に会議を開いてほしいのですけれども、その辺についてどう考えていますか。

○議長（大島瑠美子君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） 答えいたします。

定期会合というのをずっとやっております。しかし、これは非常に事務的なことになって、質問言いつ放し、聞き放しというようなことの連続でございました。実になることをやるのには、もっと違う方法がある。そのときそのときのいろんな問題があって、鉄道とはしょっちゅう本社にお邪魔したり、秩父鉄道からもおいでいただいて、いわゆる情報交換をしております。桜道も例の先ほど関口議員のご質問の中にありましたような、あの道がその地権者との話し合いがつかなくてそのままになっておりますが、これがついた段階で南桜通りについては秩父鉄道と協議を始めようという話は私のほうから申し上げてありまして、これは鉄道の私有地を町のほうで買い取るということが前提でなければ、町道としての機能を果たせません。ですから、それをちゃんとできるかどうか、鉄道のほうは基本的には町の言うとおりで結構でございますという話を、もう内諾をしてもらっております。それは、具体的には町でそれを買い取るということが前提だというふうに私は承知をしております。このことにつきましてはいろんなことにつきまして、これからの例えば長瀬の踏切の問題、上長瀬の踏切の問題が解決をした後に、この問題は一気に話が進むことになる。これは観光の大きな目玉になるだろうと思っております。これはしっかりやっしていきたいというふうに考えております。ですから、今秩父鉄道で管理しているのではなくて長瀬町が管理をしておりますが、実は正式には道路ではございませんから、その舗装もできないというような状況になっておりまして、木は老木になったということございまして、あの道幅をまず広くすることから始めていかないと、道の機能を果たさないということになりますので、この辺は進入する両踏切が改善をできる方向、特に上長瀬ができれば、私は一気にこの問題は解決していくというふうに考えております。

○議長（大島瑠美子君） 渡辺強君。

○10番（渡辺 強君） 私は、この問題で交通規制というのはやっぱり必要だと思うのです。というのは、今地域整備課長がなかなか規制はできないという、生活道路ですし、いろんなことを言っていましたけれども、やはり今の状態では大型のバスが出れば、確かに行き来できないです。要するに、車がぶつかってしまって、枝が早々出ているのですから、道路にこうはみ出で。だから、そういう点ではやはりちゃんとした規制で、観光客にも協力してもらい、バス会社にも協力してもらう必要あるのです。そういう点で、

ぜひお願いしたいと思うのですが、何とかお願いしたいと思います。それについて今答えてもらえますか、答えていないですね、交通規制の問題については、答えていても、結局ただ規制できないといっても何か方法はないですか。

○議長（大島瑠美子君） では、参事。

○参事（平 健司君） 1回目にも課長のほうから答弁させていただいたと思いますけれども、交通規制につきましてはあくまでも町に権限があることではありませんので、県のほうが考える、公安委員会が考えることですが、今までいろんな道路の問題だとか、桜の問題とか考えますと大変難しいのではないかと、交通規制しにくいのは。そういう回答を課長のほうからもさせていただきましたが、重ねて大変難しいのではないかとということをお答えさせていただきまして、回答にかえさせていただきたいと思うのですが。

○議長（大島瑠美子君） 渡辺強君、2番に進んでください。

○10番（渡辺 強君） そうなると、では私この問題については投書した人に返しておきます。交通規制はできませんということで返しておきますけれども、長瀬の観光は桜については今後本当に心配でございます。

では、2番に入ります。ハイキングコースの公衆トイレ設置について。近年、中高年を中心としたハイキングブームにより、当町にも多くのハイカーが訪れるようになりました。この人たちが安心してハイキングを楽しめるように、施設を整備する必要があると思います。特に、中野上、万福寺のわき道から登り、尾根伝いに宝登山山頂に至る長瀬アルプスと呼ばれるハイキングコースが人気があり、ここを訪れるハイカーも多くなっております。このコースの登山口となる万福寺付近などに公衆トイレの設置をしてはどうかという声も上がっております。町の考えをお伺いしたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（大島瑠美子君） 地域整備観光課長。

○地域整備観光課長（染野真弘君） 渡辺議員の質問にお答えいたします。

質問のハイキングコースの入り口にある万福寺付近に公衆トイレの設置ができないかのご質問でございますが、確かにここ数年ハイカーの増加が認められます。このルートは、利用するハイカーの方は電車を利用してこられる方が多く、野上駅から歩く方がほとんどであると思われまます。ハイキングをする場合、トイレや休憩所等をあらかじめ確認することがマナーとなっております。このコースでは、野上駅に観光トイレが設置されておりますので、駅を降りた段階でトイレを利用していただければと考えております。この質問の場所への設置は、今後の課題として検討させていただきたいと思っております。また、観光案内所等でハイキングの問い合わせがあった場合は、トイレの説明もしていきたいと考えております。来年度作成予定の観光パンフレットについても、観光トイレの位置を記載したものを作成し、周知を図っていきたくと考えております。公衆トイレにつきましては、平成13年4月に作成しました観光公衆用トイレ整備計画に基づき整備をしていく計画でおります。

以上でございます。

○議長（大島瑠美子君） 渡辺強君。

○10番（渡辺 強君） 皆さんは知っている人と知らない人もいるのですね、町内でも。長瀬アルペンハイキングコースというのは、野上駅から長瀬駅までの3時間コース、私は近所ですので、今ロウバイ時期が終わりますけれども、100人ぐらいの人数が野上駅で降りて、どんどん上っていくのが毎年ふえているのです。100人とか50人とか30人とか、特に私ぐらいの年代の人が多いです。定年になって夫婦で来る

人もいるし、毎日のようにロウバイが盛んなときは上がっております。私感じたのは、このコースは3時間コースといっても、私の家の近所から万福寺を上がって、山尾根へ出て、そして氷池の上のほうを歩いて、そして三軒家に行く道路にぶつかって、それから急な坂登って宝登山山頂に登る、サル山のところに登るのです。そして、皆さんが一番いいのはロウバイのところでロウバイを見てお弁当を食べて、そして美の山や武甲山を見て帰るといって、そして参道を通って長瀬駅、これがすごく今有名ですし、現状を知らない人には言っておかないとなのですけれども、今私の家の近所に車を置いてくださいと、そしてここから上がって帰ってくるのがちょうど10時ごろ登れば2時か3時ごろここまで戻ってこれるから置いてくださいと、今長瀬の役場にももう既に日曜日車置いて、ここから歩いて上がって、そして宝登山の山頂を見て、ロウバイを見て帰ってきてこっちへ来る人がいるのです。だから、この問題について、トイレについてはやはりあそこにつくれとか、こういうのではなくて、これから観光協会の独立で法人化され、そして長瀬町当局と、あと商工会や、そういうところでこういう問題についてやはり意見を交わす場が欲しい。

そこで、私は時間の関係であれですけれども、今度先ほど言ったように、観光協会法人化で町、商工会、この3者で、鉄道も含めて、ぜひ長瀬観光は長瀬の町民と一体となって、町にお金を落としてもらうために、話し合う場を持ってもらいたいのですけれども、そういう点ではやっぱり町長がこれからお金がとれない時代に、やはり観光で長瀬が金を落としてもらう、そして利益を上げる、税金を納めてもらう、そのためにはそういう会合をやはり法人化というだけで、ただ観光協会に任せるのではなくて、やはりそういう会合を開くように今後してほしいのですけれども、町長、どうですか、これについて。

○議長（大島瑠美子君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） 観光協会が法人化されるということは、役所の手から観光協会が離れるということと、それから協議をするということが前提になるわけです。そうしますと、民間の考え方というのが当然入ってくるわけですから、役所主導ということではなくなるわけで、いろんな新しい意見がどんどん入ってくるというふうに、私はそれを期待して法人化にぜひ踏み切ってほしいという願いをしたところでございます。そういう状況から考えまして、トイレをつくるというのについては、いろんな町のほうの基本的な考え方がありますが、新しくそういうルートが開発できて大勢の方がおいでになれば、これも一つプラスすることについては検討課題だというふうに、私は話を聞いていて思いました。そういうことから考えまして、官の考え方、民の考え方。そういうものがやっぱり多少乖離があるのです。ですから、そういうことをやっぱり意見の調整をして、整合性を持った開発をしていくというのが私たちに与えられた使命だというふうに考えておりますので、もう少し時間をいただきたいと思っております。

○議長（大島瑠美子君） 渡辺強君。

○10番（渡辺 強君） 私、今いろんなところで観光協会があって、いつだっけか、伊豆の松崎町に行ったときあるのです。そのときに観光協会がやっている人が事務長も含めて、相当本気に町にお客を誘致して泊まってもらって、そしてお金を落としてもらうのに本気だということを、まだ私が議員になりたてのときか、もっと過ぎたか、相当本気でやっている姿を見てきて、観光協会はやはり人づくりなのです。どういうふうにして、みんながこの長瀬にお客が来て、お金を落としてもらうと。だから、そういうことを考えるためには、行政ばかりではなく、観光協会ばかりではなくて、商工会も農業団体も、みんなひっくるめて会議をやっていた姿を私は見ているのです。ですから、次、今度は法人化された中では、少ない人数で、やはり役場職員も少ないのですから、少なくなってきたのですから、やはりみんなの力を借りて

町の財政を潤すためのことを考えてほしいのですけれども、よろしくお願い申し上げます。

以上、終わります。

○議長（大島瑠美子君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前 11時55分

再開 午後 1時00分

○議長（大島瑠美子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

○議長（大島瑠美子君） 次に、4番、齊藤實君の質問を許します。

齊藤實君。

○4番（齊藤 實君） 先ほどからちょっとつながりがあるのですけれども、渡辺さんの質問等ありまして、それにひっかかるわけですが、私は近ごろ特定健診の影響かどうか、少し歩くということを覚えまして、あちらこちら歩いております。その中で、きょうのごみの不法投棄ということに結びつくわけですが、これについて質問させていただきます。

県道長瀬児玉線沿いは、ごみの不法投棄が目立ちます。これをそのままに放置すれば、地域の美観を損なうだけでなく、新たな不法投棄を誘発し、環境汚染を引き起こし、町民の生活環境を悪化させることとなりますが、このことについて現在の不法投棄の状況と町の対応策についてをお聞きしたいと思います。

よろしくお願いいたします。

○議長（大島瑠美子君） 地域整備観光課長。

○地域整備観光課長（染野真弘君） 齊藤議員の質問にお答えいたします。

県道長瀬児玉線沿いは、ごみの不法投棄が目立ち、現在の不法投棄の現況と町の対応策についてのご質問ですが、2月末現在の不法投棄と見られる状況につきましては、目立つもので風布地内の町道幹線36号線わき、蕪木沢に2カ所、一般ごみ、県道長瀬児玉線わきに3カ所の一般ごみ及びタイヤの放置を確認しております。不法投棄に対する町の対応策でございますが、現在週1回のペースで、シルバー人材センターに委託して不法投棄のパトロールを実施するほか、回収できる範囲のものであれば回収を実施しております。また、町職員、随時パトロールも実施しているところでございます。新たに不法投棄とされている現場を見つけた場合には、現場へ職員が出向き、ごみの内容を調査いたします。

そこで、投棄した者が特定できるような内容物、ごみの中身でございますが、例えば個人の氏名が記載してある書面などが発見された場合には警察に連絡し、捜査してもらい、警察を通して処理するよう指導してもらっております。悪質な場合は、逮捕に至る場合もございます。そういったものが発見されない場合は、廃棄物処理及び清掃に関する法律第5条第1項及び第4項の規定によりまして、1項につきましては土地または建物の所有者、占有者は、その占有し、または管理する土地または跡地は清潔のうちに保つよう努めなければならないとするものでございまして、4項の規定につきましては規定する場所の管理者は、当該管理する場所を清潔に保つよう努めなければならないというふうに規定されております。そういった

規定のとおり、土地の所有者、占有者の清潔保持に努めなければならないということになっておりますので、個人の土地に関しましては個人で対応をいただくことになっております。このため町が回収及び処理することは基本的にはございません。ただし、土地の所有者がごみを回収していただいた場合、秩父広域市町村圏組合へのごみの処分費については、減免の申請をしていただければ処分費については免除の取り扱いができるものと思います。

以上でございます。

○議長（大島瑠美子君） 齊藤實君。

○4番（齊藤 實君） 週1回というような見回りもし、また回収しているということですが、実はあの辺近ごろ歩いていまして特に感じたので、きょうこの質問になったのですが、多分これは個人の所有地だと思うのです、恐らく捨ててあるところというのは。としますと、個人の所有地はしてくれないということに今の答弁でいくとなるわけですが、そうすると民有地の人というのは、非常にではどうにかということになると、その辺については町のほうではどんなふうな対応をし、それとまたちょっと低いところというのもしっぱいあるわけです。ガード下なのですけれども、これは歩いてみないとわからなかったのですが、歩いてみますと、やっぱりそういう車で通ると違っていてよく見えます。それで、見たら随分洗濯機や何かがかなり落ちています。そういうものについては、たしか私有地か民有地かよくわかりませんが、その辺についてはだれがそれでは、そのままがいいのかということになります。それと、建設のほうでこの間ちょっと崩落している箇所もあったのですが、その辺についての処置はどうしたのか、それもちょっとお聞きしたいと思いますが、お願いいたします。

○議長（大島瑠美子君） 地域整備観光課長。

○地域整備観光課長（染野真弘君） 質問にお答えいたします。

個人の土地であろうと思われるところに大量のごみと申しますか、そういったごみがある場合でございますけれども、廃棄物という形で警察等に通報をいたしまして、そのごみの所在をはっきりするというふうな手続も必要かと思っております。その場合に、その後ごみが大量に出てきた場合の所有者がはっきりしなかった場合の取り扱いについては、ケース・バイ・ケースという形にはなろうかと思っておりますけれども、捜査をしていく時点で行政が絡まなくては処理できないということであれば、そういった形に持っていく場合もございますので、その辺のところはその個々の事案によって対処してまいりたいというふうに思っております。

あと崩落している土地については、ちょっとこちらではどこというのがはっきりわからないのですけれども、民地の山の崩落というふうな形であれば、それがどういうふうな形の崩落かを確認をして、民地の場合だと単純な山の崩落という形になりますと、所有者が主体になろうかと思っておりますけれども、あとは川の近くで崩落している場合、河川に影響が出るということであれば、また河川のほうとして、砂防が絡むようでしたら県土整備事務所、治山のほうが絡むようでしたら秩父農林振興センター、それ以外のものについては町が対処するという形になろうかと思っておりますので、現地を確認をさせていただいて、対処させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（大島瑠美子君） 参事。

○参事（平 健司君） ちょっとわかりにくかったようなところがあったかと思っておりますけれども、先ほど課長が申し上げたとおり、個人の土地にある場合においては町の職員が行って、まず所有権が当然そのもの

にもありますので、特定できるかどうかを確認させていただきます。特定できれば、その人に町のほうから片づけてくださいというお話ができるのですけれども、町が行って特定できない場合には警察に通報すると、警察が来て、やはり中だとかをこう、うちのほうではなかなか見られないのですけれども、警察のほうは中まで調べて個人が特定できれば当然個人に指導してくれると、特定できない場合には、課長も申し上げましたけれども、ケース・バイ・ケースで簡単に片づけられるものについては町のほうで片づけて、広域に無料化していただきまして、片づけるというようなことをやっております。大量にある場合には、当然法律違反ですから、町の対応でなくて警察のほうの対応になってくるということになると思いますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（大島瑠美子君） 齊藤實君。

○4番（齊藤 實君） そういうことで、土地についての不法投棄については警察の管轄ということだと思うのですが、先ほど崩落箇所が1カ所あると言いましたけれども、その辺については全然わかっていないのですか。私は注意をしたはずですが、それと不法投棄した中で場所を特定した中で相談に行っておりますが、見ていただいて写真も撮っておりますね、町としては、それについての対処はどうなったのですか。わざわざ私は行って話をしたはずですが、それについての話は一切今ここへ出てこないのだけれども。

○議長（大島瑠美子君） 参事。

○参事（平 健司君） 大変申しわけないのですが、私のほうまでちょっと報告が来ていないので、現場はちょっと特定できないのですけれども、ご指摘のとおり現場を見させていただきまして、危険という判断があれば、それなりの処置は早急にさせていただきます。大変連絡が密にできなくて申しわけございません。

〔「いや、撮ってあるのだ、行ったのだから。そうしたら、ちゃんと看板立てろ言ったら立ててある。あるのだけれども、その後の対処というのは何ら回答がないわけ」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君） 地域整備観光課長。

○地域整備観光課長（染野真弘君） 先ほどの特定されている場所でございますけれども、遍照寺の上の駐車場のちょっと上のカーブの斜めに入る道ということでよろしいでしょうか。

〔「そう、入り口のところ」と言う人あり〕

○地域整備観光課長（染野真弘君） そのこのところにつきましては、県の長瀬県営射撃場のほうに入っていく道というふうに考えて、近くに入っておりていく道ということで考えているところなのですけれども、県営の射撃場のほうとも、あちら側に入っていく道ということで協議させていただいて、それであそこのところの道も道路になっていますので、ごみを撤去する形で手続をさせていただいたところなのですけれども、それと今入れないようにちょっとしたさくみみたいな形のものが置いてあるかと思っておりますけれども、あそこのところがどうも人気がなく入りやすいということでございますので、そういうふうな形で処置させていただいているということでございます。その先に崩落箇所等があれば、道路の関係であれば、またよく見させていただきまして、それなりに対応させていただければというふうに考えております。

以上でございます。

〔「あと1回だけ」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君） もう3回やりました。

〔「では、意見ではなくて、よろしいですか」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君） では、短目をお願いします。

○4番（齊藤 實君） とにかく観光から見ても、あれを放置するというのはよくないと思うのです。非常に汚いのです。物すごく捨ててありました。とにかく目立ったものですから、非常にそれはよくないと思いましたので、こういう話と。それと、崩落箇所は必ず見ているはずですが、見ているのだけれども、そこにちゃんと置いてあります、私が言ったらすぐ。それで、そこは崩れております。というのは、車が側路を走ったら必ず落ちるようになっていきます。そのカードがちょうど切れていきますので、歩いているとわかるのですが、車ではちょっとわからない。ただ、端を通ると崩れます。完全に人間も落ちます。そういうので、すぐに注意をしたというところがございまして、ひとつ今後とも注意をしてほしいと思いますので、よろしくお願いたします。

終わります。

---

○議長（大島瑠美子君） 次に、2番、村田正弘君の質問を許します。

村田正弘君。

○2番（村田正弘君） 行政改革について、総務課長に質問いたします。

当町では、行政改革大綱実施計画を策定し、もう2年たったと思いますけれども、ずっとやっていただいているわけですが、現在までの進捗状況と実施効果について伺います。これは毎度同じことを言っているわけですが、言うほうも言うほうですが、答えるほうもよく教えてください。それから、また12月の議会で質問した委託料の見直しなどについて、どのように平成21年度の当初予算に反映されているのか、このこともお伺いをいたします。

○議長（大島瑠美子君） 総務課長。

○総務課長（齊藤敏行君） それでは、初めに12月議会以降の行政改革大綱実施計画の進捗状況と実施効果ですが、ふるさと長瀬応援寄附として1名の方に寄附をしていただき、これまで8名の方々から合わせて49万円の寄附をいただきました。この寄附金は、3月補正予算で基金に積み立て、平成21年度に基金を取り崩し、寄附者の意向が反映される事業に活用させていただきたいと考えております。また、町外の方々から観光パンフレットの送付希望がありましたときに、ふるさと長瀬応援寄附のチラシを同封して、PRを行っております。その他、行政と各種団体との関係のあり方について見直しを行っておりますが、平成21年4月1日に長瀬町観光協会の法人化を進めており、事務局を町から団体に移管する予定となっております。着手、実施済みの進捗率は12月定例会時と変わっておりませんが、今後も着手から実施済みに移行できるよう、努力してまいりたいと存じます。

次に、委託料の見直しについてのご質問でありますが、平成21年度当初予算編成におきまして、すべての委託料について所管課に見直しの検討を依頼しました。その結果、見直しを含め委託料の総額は平成20年度当初予算と比べ2,193万5,000円、7.6%の減額となっております。減額の主な要因は、特殊な技術、設備等を要する事業として臨時的な委託料である航空写真撮影、土地家屋調査現況図等修正業務委託料で約1,438万円、学校施設耐震診断委託料で約643万円の減額でございまして、高度な専門的な知識を要する事業としては、事業の終了に伴いまして高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画策定業務委託料で約442万円、障害者福祉計画策定業務委託料で約166万円、第一小学校耐震改修等設計業務委託料で約365万円の減

額でございます。扶助費的な事業として、保育園の運営費委託料で約687万円の減額でございます。委託により効率化が図れる事業として、庁舎清掃作業委託料で約74万円、予防給付マネジメント委託料で約62万円、放課後児童クラブ児童移送事業委託料で約67万円、小中学校公務員派遣委託料で約116万円を減額いたしました。各所管課で委託料見直しを検討し、取りまとめた細かな内容につきましては、全員協議会を開いていただきましてご説明させていただき、ご理解いただきたいと思いますと考えております。

以上でございます。

○議長（大島瑠美子君） 村田正弘君。

○2番（村田正弘君） 今お答えをいただきましたが、現在までの進捗状況と実施効果ということで、効果については幾らかあったのですけれども、そこで一番ひっかかっているのは12月から約3カ月が経過したわけですけれども、実施とそのあれに進まなかったということがありました。時間が過ぎても進まなかったということは、これは非常に問題、やる気があるのでしょうか、ないのでしょうか、何でできなかったのか、お答えください。

○議長（大島瑠美子君） 参事。

○参事（新井敏彦君） 村田議員のご質問にお答えさせていただきます。

行政改革実施計画につきましては、平成18年度から平成22年度までの5カ年計画となっております、現在計画期間の5分の3程度の段階でございますが、実施済みが約62.7%、着手が約37.3%となっておりますので、ある程度順調に進んで推移しているのかと考えております。ただ、ここまで来て6割ぐらい一生懸命やらせていただいておりますが、その中でかなり内容によってはすぐに1年でできないもの等が煮詰まってきましたので、かなり出てきました。そういった中でも、さらにこの行政改革につきましては職員の共通認識を図り、職員全員の意思統一を図りまして、課長会議等で機会あるごとにスピードアップを図るように、趣旨の徹底を行っております。いずれにいたしましても、最終的には5年間ですべてできるように最善のスピードアップを上げて努力をしまいたいと考えておりますので、今後ともご理解をいただきたいと思いますと思っております。

以上でございます。

○議長（大島瑠美子君） 村田正弘君。

○2番（村田正弘君） 今、答えを聞きましたが、何か中身が大変になって進まなくなっているというようなお答えのように推察をいたします。そういうことが起こってきたということは、何で進まないのだと、そうしたらどうすればいいのかということをお考えをいただかないと、まだ平成23年までであるやに、先があるからいつでもいいのだということと言うと語弊があるかもしれませんが、先があるからいいのではなくて、5年計画だから5年でやり切らなくも、3年で終わっても、あるいは4年で終わってもいいはずで、それで、次のことに進んでいくということをやればいわけですから、この辺のことについて、とまったということは非常に問題に私は思います。QC手法というものは、計画、実行、それからまた再度どうすればいいの、こうすればいいの、そうしてその繰り返しをずっとやっていくわけですから、こちら辺のことで町でやっていることですから、町長はそのとまったことについては何か報告を受け、なおかつそうすればそのことに、どれがとまったのか、そういうことはではどこが、どうすれば動いていくのではないかと、そういうアドバイスもできるわけですね。それで、町長はその辺のことについてはどのようにお考えなのか。それから、委託料については後刻全員協議会を開いていろいろ説明をするということでございますので、そのことについては後刻の説明を聞いて、また質問はしたいと、こういうふうに思

います。とまったことについては、町長はどんなご意見で、あるいはこれ今後どういう指導をするか、その辺をお聞かせください。

○議長（大島瑠美子君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） 具体的には、このことについて詳細についての話し合いをしておりません。ですから、今村田議員からご指摘、確かにそうだと思います、5年計画を5年でやらなくてもいいわけ、3年でやってもいいというお言葉はそのとおりでと思います。私もこのことを重く受けとめさせていただいて、担当課とよくこのことについて話をし、進められるものを積極的に早目に前倒しができるような体制がとれないかどうか、検討してお答えをしていきたいといふふうに思っております。

○議長（大島瑠美子君） 村田正弘君。

○2番（村田正弘君） それでは、要望をしておきます。特に総務課あるいは新井参事のところが担当していると思いますけれども、今の町長の答弁によりますと、詳細については伺っていないということです。よく報告をしてください。そうして、報告がないと答えも出せないです。そこら辺からが一番問題なので、そういうことがあったら、やはり長がしているトップダウン、要するにこういうことをやるのはトップダウンがなければできないのだということを私はもう何回も言っています。ですから、途中でどこか突っかかることあるのです、こういうことをやると。だから、その突っかったときにそれを乗り越えていくということを必ず報告をするようにしてください。

次に移ります。2番目、介護保険特別会計について、町民福祉課長にお尋ねをいたします。平成20年度補正予算（第2号）でトータル5億4,053万2,000円の歳入歳出という予算になっています。それで、歳出決算見込みについて伺います。

○議長（大島瑠美子君） 町民福祉課長。

○町民福祉課長（浅見初子君） 村田議員のご質問にお答えいたします。

介護保険特別会計の歳出決算見込みについてのご質問ですが、介護保険特別会計につきましては平成20年度補正予算第3号で補正させていただき、補正後の額は5億3,501万5,000円とさせていただき予定です。内容につきましては、介護保険特別会計補正予算で別にご審議いただきますので、省略させていただきます。歳入決算見込みにつきましては、補正予算額と同額の5億3,501万5,000円と見込んでおり、また歳出決算見込みですが、5億1,024万9,000円を見込んでおります。内訳といたしまして主なものは、保険給付費の居宅介護サービス給付費、1億5,208万8,000円、施設介護サービス給付費の2億628万8,000円、地域密着型介護サービス給付費の2,685万8,000円、介護予防サービス給付費の3,096万4,000円などでございます。

以上です。

○議長（大島瑠美子君） 村田正弘君。

○2番（村田正弘君） 今お答えをいただきますと、もう一回補正があるというようなお話で、相当金額がまだふえていくということになるわけですね。それで、あらまし聞いていますと、2,000万円ぐらいは余るといふか、いふふうな感じに受け取れるわけです。それで、今度の21年度の予算はこれから審議に入っていくわけですが、ここに来ると6,000万ぐらいふえるのです、今度前年で比べていきますと。それで、そのふえてくるだけ需要があるかという言い方はおかしいのですけれども、新しい事業も幾つか見受けられるわけですが、これでおおかつ予算がふえるということは、介護保険の負担がふえるということにつながっていくわけです。国あるいは県で少々は出てくるでしょうけれども、伺うところにより

ますと、1人頭平均500円ぐらい上がりますと、それでその500円上がっていくということは出すほうにすれば大変負担がふえるわけです。1カ月500円ですから、年間6,000円ふえてしまうわけです。1カ月単位で言われていると、500円でそんなに多くないかという、1食食事代ぐらいになるわけですがけれども、ふえる。このことは行政側が先行き見込みを立てて、どんどんふやして行って、どんどんでもないのですけれども、ふえていく。それから、介護施設で働く人の賃金、そういうものも新聞報道等によると3%ぐらいの値上げを見込んで、値上げというか多く払えるようにするというようなことを言っているわけですが、いずれにしても負担がふえるということは、我々町民の側はこれから非常にまだ後で申し上げますが、これから先は非常に不透明で収入が落ちこちていきます。そういう時代に入っていくとすると、こういうものだけ、ほかの税金もふえるでしょうけれども、ふやすということを、たとえ500円を100円でも下げてやっていくというお考えはないのか、あるのか、お答えください。

○議長（大島瑠美子君） 町民福祉課長。

○町民福祉課長（浅見初子君） まず、ご質問の中で今度の3号の補正では551万7,000円ほど減額をさせていただき予定です。そうしまして、5億3,501万5,000円とさせていただき予定です。歳出決算見込みと差し引きで2,470万ほど残るか、計算上ではそういうことになるかと思うのですが、これには国や県の町の負担分ももちろんありますし、そういうこともございますので、町としてこの金額をそのままそっくり次の年度に使えるというものではないので、今ちょうど第3期の介護保険の事業計画、18から20年度までの3年間が終わりましたので、次の21から23年度までの3年間の計画のほうを、保健福祉総合対策審議会でご審議いただいて、計画書が今でき上がったところでございますけれども、そちらのほうで今議員さんのご質問の1人当たり幾らになるかということで、町のほうとしましても町民の皆さん、負担していただく皆さんが急激な負担増にならないように、調整をさせていただきたいと思うのですが、こちらのほうのアンケート調査をいただいたり、皆さんにご意見をいただきながら、計画を立てさせていただいた中では、やはり全体の高齢者の人口もふえてきておりますし、それから要介護の認定者数もふえてきております。それから、あとは施設とかの建物というか施設の整備、そういうのも秩父地区ではかなり充足がされているほうでもございますし、いろいろな要件から施設の入所や、それから在宅におりましてもデイサービスを使ったりショートステイを使ったり、それからヘルパーさんに来ていただいたりと、そういうところの数値がかなり伸びております。

したがって、かかる総額もどうしても伸びざるを得ないという形になりまして、厚生労働省のほうで示されました計算式に当てさせていただきますと、長瀨町の場合は平均で3,950円という結果になるかと思えます。これからまた議案のほうでもご審議いただいたりしていくわけですが、今そういう長瀨町として考えているのは3,950円で、町の場合は3年間段階的に金額を3,900円、3,950円、4,000円ということで、条例のほうでは4,000円の最後の数字をとらせていただきますが、中ですと3,950円です。これは大変貴重な保険料になるわけなのですが、ご負担するほうも大変だと思いますが、秩父郡内で見ますと、引き上げ幅が今まで長瀨の場合は3,400円でしたので、中をとって比べますのであれなのですが、そうすると550円の引き上げということで、郡内では一番少なくなっております。一番高いのが秩父市の920円で、月額としては4,120円です。月額として全体で一番高いのは横瀬町の4,200円となっております。引き上げ額はこちらは800円となっております。少しでも安く済むように、町としましても介護予防に力を入れていきまして、この額でお願いしましても余るような状態にできればと考えております。次期の計画で金額、保険料を決めさせていただくときには、やはりそれも基金に積み入れたのがありましたら、そちらも取り

崩して次の期のときはたとえ100円でも安くできるように努力していきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

○議長（大島瑠美子君） 村田正弘君。

○2番（村田正弘君） 今回はもうそれで行ってしましましょうという話のようですけども、次回に期待をしたいと、こういうふうに思います。

それから、3番目で重点施策について、町長にお伺いをいたします。施政方針演説等をいろいろお聞きをいたしました、平成21年度当初予算編成における重点施策ということを先ほど来述べておられましたが、もう一度これとこれが一番重点、メインですということ、それから今後どうするというふうなお考えもあわせてお聞きをしたいと思います。

○議長（大島瑠美子君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） ご質問にお答えいたします。

平成21年度当初予算の重点施策といたしましては、学校教育施設の耐震診断がすべて終了をいたしましたことから、第一小学校校舎の耐震補強及び大規模改修工事を実施し、平成22年度以降も計画的に学校教育施設の耐震補強と大規模改修を進めていきたいと考えております。また、たけのこ保育園園舎の耐震補強のための増改築工事に補助をする次世代育成支援対策施設整備補助金も予算化しており、園児、児童の安全、安心を確保することを最重点施策とした結果、予算総額が対前年度比4.7%増という積極的な予算組みとなりました。さらに、重点施策といたしまして、地域の人たちに必要な生活環境の基盤としての生活道整備を進めていくことが重要なことだというふうに考えております。その他、観光協会の法人化と観光の充実、福祉行政など、町民の生活向上に直結する事業を重点施策として考えているところであります。ご案内のとおり、世界的な景気後退がさらに悪化することも予想される状況でありまして、優先順位の高い事業を選択し、限られた予算を重点施策に集中させる選択と集中を徹底させて、実施してまいりたいというふうに考えているところでございます。いずれにしても、非常に厳しい財政状況下ですので、職員と一丸となってこの難局を全力で取り組んでまいりたいというふうに考えます。議員の皆さんにおかれましても、ぜひご指導、ご協力を切にお願いを申し上げます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（大島瑠美子君） 村田正弘君。

○2番（村田正弘君） 平成21年度は、予算も伸びましたということですが、これは学校の施設ということに重点を置いているというふうに解釈をいたします。平成21年度は、今度は今皆さんご承知のように、非常に社会情勢の景気が悪くて皆さんの所得が落っこっていきますと、所得が落っこっていきますと住民税等も当然所得割によって税金かけられているわけですから平成22年度になって、あるいは23年度、この景気回復が、総理大臣が言うのには3年ということをやっていますが、3年は目標値の話であって、先行きどうも今のところ明るい見通しが全然見えないというのが現実だと思います。ですから、ここで予算をふやして、いろいろやっていくということはいいいのですが、何がマイナスかという、せざるを得ないのは町債あるいはいろんな借金をやっていくしかないということになると思うのです。ですから、ここでその先これから来てみなければわからないというところは特にあると思いますけれども、当年度というよりか21年度で、今度は22年度の税収というふうなことに繋がっていくわけでしょうけれども、この先行きはどうも上に上がっていくというふうな傾向が見えにくいというふうなことでございますが、この辺町当局としてはどんなふうに見ているのか。

それから、重点施策の中に町長がけさ施政方針演説ということではおっしゃっていただきましたが、この中に書

き物を配っていただきましたが、農林業に対する施策は何かちょっと2つか3つぐらいしか書いてないのですけれども、日本の基本的な農業政策が余りよくないので、言いようがないのかもしれないけれども、長瀬町は農地はあっても農業が全然前に出ないというようなことがあるわけです。ですから、この辺もやはり私は農業委員もお世話になっておりますが、もう少し行政側としてもこれからここに地産地消という言葉一言入っていますけれども、そういうことの事業をやはり農業委員会でやってもらう、協力してくださいとか、こういうものをこうやってもらえば給食センターに使えるとか、そういうふうなことを明確にやっていただければ、ほかの団体等も協力ができていくのではないかと思いますので、このことだけでももう少し前向きなお考えがいただけないのかどうか、再度お伺いをいたします。

○議長（大島瑠美子君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） 当然食の安全、安心というのは、生活をする上で、第一義だというふうに私は考えております。そういう意味から、JA長瀬の秋に行われる農産物品評会には毎年お世話になって、いろいろな人と大勢会う機会を得て、いろいろな話をしております。そういう中で、やはり一番問題になっているのは高齢化なのです。それで、その農業をやろうという意欲の人たちがみんなお年寄りで、若い人たちは今まで全部勤めに出るといような形になっておりました。しかし、雇用の後退というのが当然あるわけでございまして、そういうことから考えて長瀬町の農業用地で農業用地に使用させていない土地というのを、もう一度農業委員会の方たちといろいろなご意見をお聞かせいただく中で、具体的なものについての計画は立てられないかというふうなことを私は個人的に考えておりました。

そういう中で、先ほど申し上げましたような1行の農業の問題を提起したわけでございまして、これはこれからも年度が始まるわけでございますから、予算に組んでないからできないということではないのです。補正で組んでもいいわけですし、具体的なものができれば、農業委員会のお力添えをいただければということも今お話をいただきましたので、そういう方向について私たちも真剣に検討していきたい。今、食の安全、安心というのは、本当に先ほど申し上げましたように、生活の上で第一義だというふうに思っております。このことはやっぱり地産地消につながるというようなことであります。そういうことの繰り返しになりますが、とにかく私たちとしてみれば、その地域でとれた野菜や、そういうものを安心して食べられるということが大きなテーマにならなければいけない。子供の学校給食についても当然そうでありますから、その辺もまたいろいろご指導いただいて、私たちもそれをぜひ取り入れて子供の安心を守りたい、そんな思いをもって、その文章にさせてもらったわけでございまして、そのことについてはこれからぜひ21年度の中でご討議をいただければありがたいというふうに考えております。よろしく願い申し上げます。

○議長（大島瑠美子君） 村田正弘君。

○2番（村田正弘君） 今、質問はもう一つあったわけですが、22年度以降の見通しについてお伺いしています。

○議長（大島瑠美子君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） 全く私が21年度以降についての予測をするような状況にはならないというふうに思っています。予測をするような状況にならないというのは、いい方向に行かないだろうという思いからの言葉でございまして、いい方向に行かないから予算が組めないとか、そういうようなことをやるべきではない。当然、町の人たちの生活を守るための予算ということは積極的に組んでいかなければいけないと思っておりますから、これについてもしっかり検討していきたい。一番問題は、アメリカが景気対策として72兆円

という予算を組んだ。日本はその定額給付金を2兆円配ったというような、国の対策に大きな差があるわけであり。これは国会の中で20兆円ぐらいの予算を組まないは大変だという意見が浮き沈みしておりますが、こういうことを積極的にやっていただくような国会であってほしいというふうに実は私は思っております。地方の力には限界があるというふうに、自分の責任を逃れるわけではありませんが、そういう思いを持っておりまして、非常に早く持っております。変なゼネコンとの金のやりとりがどうのこうのというようなことで、国会が始終空転をしているような状況では、その将来に向かって、来年度に向かっての具体的な計画は立てられないような状況だろうというふうに、背筋の寒くなるような思いでテレビを見ているわけですが、そういうことも私たちがやっぱり地方からいろんな意見を中央に発信していかないと、この問題はなかなか前に進まないのかと、こういう議会もあるわけですが、やっぱり議会への意見書としてそういうようなことをまとめて、国や県に発信したいというふうに思っております。全員協議会でもその話が出るとは思います、ぜひそういうことにもお力添えをいただければありがたいと思います。

○議長（大島瑠美子君） 村田正弘君。

○2番（村田正弘君） いろいろお聞きをしましたが、非常に不透明であって、推測あるいはその辺は大変というふうにお伺いをしますが、重点施策の中にはありませんでしたけれども、今町長のお言葉に出てきた定額給付金でございますが、この定額給付金も重点施策というよりは、皆さんが期待をしていると思いますが、これは長瀬町はいつ支給を開始するのか、もう一回それだけお聞きして終わりにします。

○議長（大島瑠美子君） 総務課長。

○総務課長（齊藤敏行君） 現在準備を進めているところでございますけれども、4月20日前後から給付を始めさせていただきますと考えております。

---

○議長（大島瑠美子君） 次に、6番、新井利朗君の質問を許します。

新井利朗君。

○6番（新井利朗君） 一般質問させていただきます。この一般質問の提出が2月23日でありましたので、話が少し動いたものもありますけれども、一応通告どおり質問させていただきます。

1、長瀬町観光協会の法人化について、地域整備観光課長にお尋ねします。大正13年12月9日に、国の名勝、天然記念物として指定された長瀬を代表する長瀬町内は春夏秋冬を通じてさまざまな花や行事によってにぎわいを示しています。このような埼玉県を代表する観光地として大きな役目のある長瀬町観光協会が法人化するようですが、これまでの経緯と今後について伺います。くしくも、この件に関して3人目の質問になりましたが、重複する部分もあるかもしれませんが、一応用意した回答をお願いいたします。

○議長（大島瑠美子君） 地域整備観光課長。

○地域整備観光課長（染野真弘君） 新井議員の質問にお答えいたします。

長瀬町観光協会法人化のこれまでの経緯と今後についてのお伺いですが、町としては早期に法人化をするよう、観光協会に対し依頼をしてきたところでございます。観光協会といたしましても、平成14年度の総会から法人化についての項目が重要課題として提案されておりました。昨年9月に町より、観光協会へ法人化について早期に移行するよう要請しましたところ、法人化の機運も高まっており、絶好の機会とい

うことで、9月より事前打ち合わせを数回行い、11月には協会の中に法人化準備委員会を設置し、法人化の準備が本格的に始まりました。準備委員会を4回開催し、法人化の方向が出ました段階で理事会を開催しまして、法人化に向けての承認が得られ、本年2月9日に長瀬町観光協会臨時総会が開催され、平成21年4月1日に一般社団法人、長瀬町観光協会への移行が満場一致で決議されております。今後は、4月1日設立に向け、法人化準備委員会で法人化登記の準備、事務所の設置、事務局職員の採用、設立総会の準備等を進めているところでございます。法人化された観光協会は、観光案内、PR活動やパンフレット等の作成を行うことはもとより、法人化されたことにより収益事業を行うことができ、将来的には収益事業による収入により協会の運営ができるようになれば、法人化したことが大きなメリットになると考えております。

以上でございます。

○議長（大島瑠美子君） 新井利朗君。

○6番（新井利朗君） 先日、明治100年記念野上町郷土史年表というのを見つけまして、ちらちらと見ておりましたら、明治44年に秩父線が開通して、樋口、本野上、宝登山駅が開通したというふうな記述がありました。そして、その翌年の明治45年、これが1912年に当たるのですけれども、これが5月に長瀬に桜の木600本植栽すという記事がありました。ですから、今ちょうど九十七、八年目に当たるかというふうな感じで、どこに植えたかというのは確定はできていないのですけれども、先ほど来話の過程になっている南桜通りに当たる部分が大半を示すのかというふうなことで、考えてみるとあの老木も100年たとうとしているかというような推測できるわけですが、せっかくこのような機会のときに法人化というふうなことが、先ほどの質問者2人からも賛成が出ていますけれども、私ももちろん賛成なのですが、ぜひこういうふうなこと、時期も踏まえて法人化されたと同時に、その記念になる新たな植樹というものも必要かと思うのです。

先日来、ちょっと新聞に載っていましたが、坂戸市では桜の里親というのですか、そういうふうなのを募集して、桜の銘木地をつくるというか名勝地をつくるような動きが始まったようでもありますけれども、長瀬でもぜひ老木あのままできついですけれども、あそこのところに幾らか植えるか、またはまた新たな地を求めて、ちょっと離れたところであっても早咲きするような桜を植えさせてもらったりすることも非常に大事かと思うのです。ぜひ秩父鉄道が100年になり、また長瀬というふうなことで桜も植えられて100年たとうとしているところでもありますので、法人化することも含めて、ぜひこれから法人の約款が決められたり勤務者等の選定とか、いろいろあるかと思うのですけれども、長瀬町からもいろいろとその事務について指導するということでもありますけれども、ぜひいろんな分野から人材を発掘して意見を求めたり、また運営してもらおうとかというふうなことで展開してほしいと思うのです。ですから、3年後には一応補助金等も打ち切る方向にありますけれども、ぜひそういうふうなことで100年、長瀬が長瀬らしくなってきて100年になるというふうなことでありますので、記念的に事業も進めていただきたいと思います。そんなことから、もう少し詳しいことがわかれば、課長等にお聞かせいただきたいのですけれども、何かもっといいことを考えているのだというふうなのがありますか。

○議長（大島瑠美子君） 参事。

○参事（平 健司君） 貴重なご意見ありがとうございます。町のほうにつきましては、町長が前のお二方のご質問のときにも申し上げておりましたとおり、全面的に協力したいと、たまたま観光協会の方もきょう傍聴しているようですから、お聞きになっていると思いますので、せっかくのご意見ですから、記念になる

ような植樹だとかイベント等については観光協会のほうに申し伝えます。

以上でございます。

○議長（大島瑠美子君） 新井利朗君。

○6番（新井利朗君） ご回答ありがとうございます。ぜひ熱心な人材が見つかりまして、順調な運営がされることを祈りたいと思います。やがてこれが町の進展にもなると思いますので、ぜひお願いいたします。

では、第2質問をお聞きします。町長3選について、平成13年7月に選出され、また17年7月、再選された大澤芳夫町長には、就任以来「町民が主役」を行政運営の柱として、さまざまな事業を展開していただいております。先日、小鹿野町を会場に行われた「小さくても輝く自治体フォーラム」で事例を発表した町村では、首長が安定して選ばれることで、国や県との交渉にも継続性が生まれ、自信を持った自治体経営が成されているようです。そこで、この夏に改選期を迎えますが、3選出馬についての決意のほどをお伺いいたします。

○議長（大島瑠美子君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） 今の新井議員のご質問にお答えをいたします。

私も、このことにつきましては非常に昨年度からどうすべきかについて、いろいろ考えをめぐらせてきたところでございます。こういうこと言って我田引水になるかもわかりませんが、去年の後半ごろから大勢の方からもう一期頑張れという温かいお言葉をいただき、それが私の中では一つの迷いの大きな原因になったというふうに思っております。迷うというのは、いろんなことから考えて高齢でもあるということもありますし、そのときはたまたま健康を害したということもありました。しかし、おかげさまで健康はもとに戻り、毎日朝40分から1時間散歩ができるような状況で半年以上過ぎました。そういう中で、せっかくのお言葉をいただき、私もこの質問通告があってから非常に考え悩んできたわけですが、先ほど申し上げましたような、大勢の方からもう一度頑張れという言葉がありたく思い、ここで引き続き町政が運営できれば、私は微力ではございますが、全力を挙げて町のために頑張っていきたい、そういうふうに申し上げたいと思います。3期目といたしましての大きなテーマというのは、当然2期目、1期目に行われました国体だとか四季の丘、それから花の里、そういう町をきれいにするという大きなテーマを続けてやっていくことは当然でございますが、先ほどからお話のありました南桜通りの道路の秩父鉄道からの譲り受けも含めた、これはちょうど100年の事業としてはいいのかというふうに今新井議員のご質問の中であったようなことを考えますと、タイムリーになるというような思いを持っておりまして、9号線の進入路もそろそろ見通しが立つような状況を、皆さんのお力をいただいでできるということであれば、長瀬の踏切も改良して、あそこを町道としてのしっかりした観光の位置づけの道路としたいというふうに思っているところでございます。

それから、水管橋がございまして、この水管橋の横に自動車道がつけられるのではないかとというのは、もとの町長であります瀧上町長からのご指摘をいただいて、そのままずっと頭の中に入っていたこととございまして、たまたま今度広域消防の統廃合、分署の統廃合がございまして、今内定でございまして、皆野町の三沢の入り口のところに花の丘というのですか、皆野町でやりましたが、全くうまくいかないで放置されているところがございまして。大体1町歩ぐらいあるそうですが、そこを提供したいという皆野町からのお言葉をいただき、長瀬町に適地がないということも含めて、あそこで内定をいたしたところでございまして、そういうことから考えますと、長瀬、野上の進入路としてどうしてもそこを道路の車の通れる

橋をつくりたいというのが私の念願でございまして、これはどうしてもやってみたいというふうに考えて、大きなテーマになるだろうということを考えました。

それから、大勢の方からご指摘をいただいております子供とお年寄りの共有スペース。今度学童保育ができますが、こういうものを広場として1年に1つずつつくりたい、これはどうしても憩いの広場というような名前がいいのではないかと思います、お年寄りと子供、これが各地にできておりますが、ほとんど使われていないような状況でございまして。そういうようなことから考えまして、これからの大きなテーマとなると思いますが、そういうものをぜひ1年に1カ所ぐらい、土地を持っている人のご厚意がないとなかなか予算が多くかかるのかなというふうに思いますが、そういうことも考えながら、ご厚意がいただければ、お貸しいただいて、そこに花を植え、木を植えて、それからお年寄りの休む憩いの場所、子供の遊ぶ場所、そういうものが300坪から400坪ぐらいの面積でできれば、セキュリティをまず第一に考えた上でやっていきたいというふうに考えております。

それから、公民館の有効活用と、それから充実強化を図っていきたい。日曜ですか、大澤タキ江議員もおいでいただいておりますが、公民館ホームまつり、それからその前の障害者のスポーツレクリエーション大会がございました。しかし、関係している人が町の人たちの中で余りおいでいただけていないというのが現実でありまして、これをぜひ皆さんとともにやるような、そういう組織にしたい。担当の職員が来て、それだけというのでは余りにも寂しいという思いをずっと持っておりましたので、こういうこともしっかりやっていかないと、お年寄りの健康維持のためにも、それから障害者のためにもということを考えました。たまたま去年の4月、新井淑則先生を長瀬中学にお迎えし、テレビでもこの間放映をされましたが、非常に私はこの教育というのは先生が生徒を一方向的に教えるのが教育ではないという思いを持っておりまして、先生の努力する姿を子供が見て学ぶということの大切さからいって、新井淑則先生をお迎えするのがベストではないかという思いで手を挙げたわけでございます。学校の先生のお話を聞くと、非常に効果があり、子供の担任に対する思いというのが深くなったというお話を聞き、陰ながらうれしく思っているところでございます。

そういうような状況、それからCO<sub>2</sub>の削減をしっかりとやっていかないと、地球の温暖化がとまらないということから考えまして、この間県の植栽、町と県と、それから企業のいわゆる四季の丘の植栽の協定式がございましたときに、NHKの天気予報士の村山さんからの講演を聞きますと、100年たつと地球の温度が平均して2度上がる。2度上がると国技館のあの軒下まで海の水が来ますと、そうしますと埼玉県は3分の2近くが海の底に沈みますと、そのときに埼玉県で住むところがいいところはどこなのか、皆さん、おわかりですかという話がありました。それは私は秩父だと思いましたが、秩父ですと、秩父に住んでいる人は安心、安全ですという話があったわけでありまして、これは非常にうれしいと思いましたが、しかしうれしいと思っただけでは解決しない。そういうことから考えまして、私はソーラーパネルの設置を積極的にやろうというふうに考えておりましたら、県のほうでも国のほうでも補助金、国のほうでは補助金の復活、それから県のほうでも新しく補助金をつけてくれるというようなことでございます。町のほうも皆さんのご同意がいただければ、補正で組ませていただいて、ソーラーパネルの設置を積極的にやっていきたい。その第1号として、第二小学校の学童保育にソーラーパネルをつけましょうというお話を申し上げましたところ、満額国の補助でソーラーパネルがつきます。こういうことを一つの起点といたしまして、新しいまちづくりの基本的な考え方の中に入れていきたい、そういうふうに考えております。

それから、岩田に今の医新会という病院がございまして、非常に地域のためにご活躍をいただけて助か

っているわけですが、その前に1万8,000坪の小面峰という、昔あそこが縄文時代に牧場だったという話、御料牧場だと言っている話ですが、そのときの何かに使われた平地のところがございます、ここを何とかいい方向で使う方法がないのか、いろいろ医新会の院長だとか、そういう人たちが外から、いいところだから何か使いましょうというお話はいただいております。ただ、文化財の埋蔵指定地域になっておりますので、その辺がうまくクリアできないとというふうに思いますが、ご提案は非常にありがたく思っております、こういうようなことをやってみたいというふうに考えております。いずれにしても、行政は継続が力でございますから、続けてきた仕事をしっかり片づけた上で、新しいものにチャレンジしたい、そんな思いを持っております。

せつかくのご質問で我田引水なことを申し上げましたが、私もそういうような思いを持ちまして、きょうこのところに立たせていただきました。全力を傾けて町のために一身をなげうちたいというふうに思ったところがございます。よろしく願い申し上げます。

○議長（大島瑠美子君） 新井利朗君。

○6番（新井利朗君） 固い決意のほどをお聞きいたしまして安心いたしました。実は本当にこの間の小鹿野町で行われた小さな自治体のフォーラムに、長瀬町から4人ですか、齊藤議員、大澤議員、それから村田議員と私というふうな形で参加させていただいたのですが、その中でやはりこう小さな自治体が一生懸命に取り組んでいる。そして、こうよくよく聞いてみると、やはり町村長が安定して選ばれているというか、続いてやっているような状況がありました。もちろん長瀬町でも続いていた時代もありましたけれども、割とこうシーソーゲームみたいな状態で、途切れ途切れに町長が選ばれたようなときもありました。そんなことから、ぜひこう今昨年から起きてきました不況の状態であります。非常にこう職員にも厳しくなってきたりして喜ばれている面もあるかもしれないし、また嫌われている部分もあるかもしれませんが、実際のところこの難局を乗り切るためには、いま一度大澤町長にしっかり運営していただくことが町のこれからにとっていいかなということで質問させていただいた次第です。ぜひよろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

○議長（大島瑠美子君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後2時14分

再開 午後2時30分

○議長（大島瑠美子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

○議長（大島瑠美子君） 次に、8番、梅村務君の質問を許します。

梅村務君。

○8番（梅村 務君） まず初めに、1番目ですが、定住自立圏構想について、昨年、日にちを言いますと12月26日に総務省より都道府県、政令都市等に、人口5万人程度の中心市と周辺町村が連携する定住自立

圏構想推進要綱が通知されました。この要綱の要旨と中心市の協議を進める場合、当町はどのようなスタンス、どのようなあれで臨むのかということをお伺いいたします。これはあと全協のほうで説明会があるようですけども、それ以前にこれ出してしまったので、とりあえずひとつ説明をお願いしたいと思います。

○議長（大島瑠美子君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） 今、梅村議員の質問とお答えが一緒にあったようなわけで、なかなかわかりづらいことがあります。全協で職員のほうからご説明申し上げるということでございますが、とりあえず概略についてお答えだけ申し上げておきたいと思っております。

ただいまご質問がありましたように、総務省では昨年12月26日に定住自立圏構想推進要綱をまとめ、各自治体に通知をしたところでございます。この要綱では、中心市と周辺市町村が医療や地域公共交通など、さまざまな分野で1対1で締結する協定に基づき、役割分担し、圏域全体の活性化を図ることで、地方圏からの人口流出を食い止め、また地方圏への人の流れを創出することを目的としておるそうでございます。中心市は、都市機能に一定の集積があり、周辺市町村の住民もその機能を活用している都市などとしております。また、中心市は地域で中心的な役割を担う意思を明示するため、中心市宣言を作成し、公表することとなっております。この宣言には、地域全体のマネジメントで積極的に各種サービスを提供する意思、行政、民間分野の都市機能の集積状況、周辺市町村と連携する取り組みなどを記載し、その上で定住自立圏形成協定を結ぶこととなります。協定は、定住自立圏全体の活性化を通じて人口定住を図るため、さまざまな分野で連携することを規定するもので、各議会の議決を経て定めることとなっております。総務省では、定住自立圏の形成に先行して取り組む市町村の募集を行ったところ、先行実施団体として秩父市が22圏域の一つに、その中心市として選定されたと聞いております。秩父地域の今後の取り組みの具体的な内容といたしまして、秩父市と周辺4町がともに手を取り合い、農産物の増産と販売促進及び地産地消、観光の連携、都市住民との交流促進などを予定しております。この他それぞれの自治体で抱える課題解決に向けて事業を実施していくとしております。当町といたしましても、地方分権が進む今日にあって、少子高齢化、人口の流出等、諸課題に対応し、活力あるまちづくりを進めていくために、長瀬町民はもとより秩父地域の住民が定住し、安心して生活することのできる、魅力ある自立した生活圏域となるよう、関係市と協議を重ね取り組んでまいりたいというふうに考えております。

いずれにしても、この概略の説明は秩父市からお聞きしました。それで、3月の議会で自立宣言をするというお話であります。私たちは細かいことについてはわかりませんから、そのことについてご意見を伺いたいというお話がありましたが、そのことについて意見を言う立場にはないと、皆さんがおやりになるということであれば、自立宣言をおやりになったらいいでしょうと、最終的には議会の議決ということになりますから、それは多分9月ごろになるのではないのでしょうかという話がありました。これが絶対的なものかどうかというのは、これから先へ進んでいかないとわからない。秩父の中にもそれぞれの意見の違いがあります。ですから、離脱をしてもいいのだねという念押しをした首長もおるぐらいでございますから、そういうことから考えていきますと、この中でいろんな問題を協議することが必要になってくるということございまして、秩父市が中心だから私たちが皆さんを仕切るというような発想でやられると、それぞれの地域がそれぞれのまちの思いを持っておりますので、これがうまくいくかどうかというのは、私はちょっと難しい局面になる場合があるのではないかという思いを持っております。私もその一人でございます。

○議長（大島瑠美子君） 梅村務君。

○8番（梅村 務君） 今、概略は大体わかったのでありますけれども、町長としてのスタンスという表現でありますので、どういうスタンスで臨むのかということでございますので、当然この大綱、これは十数ページ、18ページぐらいありますけれども、これは当然皆さんお読みになったろうと思います。説明もあつたらしいですから、議長、副議長あるいは首長に説明があつたらしいですから。それで、今わからないというふうな表現で、これからの課題だといって今答弁いただいたのですけれども、中心市という一つの、秩父市が中心市となって、1町1市で協議しなさいと書いてあるのです、これ。1町1市なのです。それで、4町あるわけです、郡市に。それで、その4町が連携できないのです、この要綱からいくと、あくまでも1町1市で協議しなさいと、それで今町長が言われたように、中心市が秩父市であるということが一つ、それでそれに対して仮に町がいろんな今言われたようなことをいろいろ協議しながら連携してやっていくという、早くいえば共生のビジョンといいますか、共生ですね。そういう中で、隷属的な立場に立つ可能性もあるわけです。この話でいくと、今町長の話もそうですけれども、そういうふうなことになるとう非常に困る。1対1で全く同じ立場で、同じスタンスでやらないといけないけれども、何かそういうふうな雰囲気があるというような今答弁の中でちょこっと感じたのですけれども。

私もこれを読んで、やっぱり最低4万から5万という、最低4万と書いてあるのです、この要綱には。20万か30万が適当であろうという、中心市は。でも秩父市がちょうどそれに当たった過疎地であるということと、それで秩父市は多分手挙げたか県からアプローチがあつたのか、わかりませんが、そういうことから話が始まったのだらうと私は想像します。よく聞いていないからわからない、説明はまだ。あくまでもこれから想像する範囲です。これはあくまでも三大都市圏の周辺の都市、その中心市をつくって、その周りの町村が協議をしていく。いわゆる合併しなさいというような感じもなきにしもあらずなのです。もうそれが無理だから、しばらくこれでいきましょうというような感じもあるし、あくまでも要綱ですから公的規制というのはうんと弱い。いわゆるただ交付税措置なんかもこの中に入っているのです。秩父市がなった場合に、調べましたら4町と1市で8,000万、秩父市4,000万、あと4町に1,000万ずつ交付税措置をしますというふうな話なのです。そうすると、その1,000万では何ができるということになります。だから、これからと言われると、そこでおしまいになってしまうのです、この議論は。それで、この広域のふるさと何といったか、2つのあれが廃止になります、4月1日で。広域の中にあるふるさと……だれか知っている人いたら、今ちょっとど忘れしてしまったので。それで、広域の計画審議のほうの広域の2つが廃止になるというのだけれども、現在町長は副管理者ではないのだそうですね、今広域の副管理者ですか、今。

〔「副管理者は石木戸さん」と言う人あり〕

○8番（梅村 務君） 石木戸さん、そうすると今は平理事ということですか。

〔「理事」と言う人あり〕

○8番（梅村 務君） 理事ですね。それで、それはいいとして、そういう中でふるさとの資金、それは年間多いときで1,800万ぐらい、ここのところ五、六百万でずっときて、それが廃止になるわけです。広域のあれは2つを廃止しますということなのです。うたっているのです。それで、4月1日からそれがなくなるわけです。秩父の駅前パンフレット配ったり、あるいは常駐の1人がいて、パートですか、それでやっていた業務ですね。それで、そういうものがなくなって、ではそれをなくして、では改めてこの秩父市を中心市としての、それで我々が協議をして、今言ったような文化、これから福祉、医療、今言ったよ

うな農政の問題も含めて、そういうものが全部お互いに秩父市と協議、協調しようということなのです。そうすると、今までやっていた広域行政の延長でいいのではないかと私は考えたわけ、その2つが廃止されるということも含めて。ですから、広域行政がそれが全部に及ぶわけです、4町が各秩父市と一緒に協議をして、1市1町ですからあくまでも。これは後で意見として述べますけれども、そういう中で広域行政の延長で十分間に合うような気もするのだけれども、それについて町長、どう考えますか。

○議長（大島瑠美子君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） 私は、その資料を見ておりませんでよくわかりませんが、正副議長には配付されたという話を今聞きました。今、梅村議員と私の考え方は余り違いませんが、今までやってきたことをやり直す、それで基金を取り崩して、それを焼き場の資金にするというようなことが現実に行われております。まだそれは広域のほうの議会で確定をしておりませんが、広域の焼き場をつくるために、そのお金を使いたいと、長瀨町が7,500万ぐらいの拠出金があるのを、そのまま向こうへ使うということになっておまして、10億ちょっとあると思います。そのお金は解散をして、焼き場の原資に充てる。焼き場は総額15億円という話でありまして、広域のほうの議員は15億円は高いと、10億円でやるべきだというような議論がこれから始まるころだというふうに思っております。私たちも当然10億円でできるだろうというふうに思っておりますので、これからの議論だ。だから、今までやってきたことの言葉を変えた定住自立圏構想というのは、私たちは役所の総務省は相当暇なのかという思いを持ってお聞きしました。ですから、先ほど申し上げましたように、私もそのいかななものかという思いの一人ですということを上げたわけでありまして、これからの大きな課題というふうに受けとめております。全協でご説明を申し上げる機会を与えていただきましたので、そのときにいろんなご意見が承れるのではないかとというふうにして思っております。よろしく願いいたします。

○議長（大島瑠美子君） 梅村務君。

○8番（梅村 務君） 私が今広域の問題ちょこっと出したのですけれども、確かに今齋場の問題がこの間説明ありました。12月のときに、それで図面、正式なものではないでしょうけれども、見せていただきました。齊藤議長のほうから。それで、見たのですけれども、私は広域をやっているときにはそういうことは一切否決したのです。全員で、委員会と議会で、それで例の入札の問題がこの前新聞に出ましたけれども、十数億、これは今裁判かかっています。係争しています。それが返ってくるのではないかなんていう胸算用もしているような感じもするのです。それで、10億の基金が今国債と2つの県債と現金で1億あるのです。多分変わっていないと思います、私が議会やっていたときと、議員なったときと。それで、10億そっくり今あるわけです。何かそれがもういいのではないか、使ってもいいのではないか、あの時分は使えるかどうかかわからないと、みんな拠出金、県からも来ている、いろんな助成金も出ているということで、なかなか難しかった。しかし、今もういいのではないかというような結論に達したというふうな話も聞いたのですけれども、今の齋場をつくる、10億で。どの程度の規模をつくるのかわかりません。我々が行ったときは27億ぐらいかけると言ったのです、土地等を含めて。そういう構想だったから、これはもう全然話にならないということで、我々は全部否決しました。その構想には、齋場の。それで、私は2年でやめたのですけれども、その後出てきたのが入り口の問題の陳情も何も、あそこで地元の住民から出ているわけです。何かそれも幾らか和らいだのではないのかとという話も聞きました。それで、上り口と、あと出口ということを考えればあれではないかという話も聞きましたけれども、今私が言った広域行政の中で、今町長が言われたように、この自立構想とかぶる、リンクするところがあるのではないかと、考え方の中

でというふうに私は考えるわけです。だから、これが広域行政の場合は1市4町、しかしこれは1市1町なのです。そうすると、あとの3町との連携というのは何もないのです、早く言えば。1市1町の協議ですから、そこにはみんなてんでにやればいいではないか。

いいですか、一つの例を申し上げる。これは意見ですから余り真剣に受けないで、これはこの前、辰野町へ行ったのです、研修で我々が。もう四、五年になりますか、そのときにこのパンフレットがちょうど出てきたので今持ってきたのですけれども、ここに伊那路で、これに11市町村が集まってこういうパンフレットを出しているのです。早く言えば。そうすると、例えば仮に文化あるいは観光、そういうものをやるにしても、秩父とでは長瀬でどういうふうにするの、皆野を飛び越えてくるわけ、そうするとこんなものはできないです。こういう立派なものは。それが全部集まればこういうものができるのです。今、観光の法人化の問題もあります。だから、秩父観光協会と、あるいは皆野観光協会、全部集まって、それは行政の中から出てくるものなのです。だから、どういうスタンスですかと聞いたわけ。そのほかにこれなのですが、すごいコンサートなんかもやっているのです。ベルリンフィルです。その弦楽が来てやるのです、その何町かで協働で。そういうあれが協議の中で1町1市ではだめです。いわゆる1市4町で物を考えて、秩父なりに考えましょうという、一応発想が生まれるかどうか、考え方が生まれるかどうかということが一番大事だと思う。これは一つの例ですから、だから四、五年前だから記憶は定かではないけれども、ここへ行ってずっと見てきたのです。そうすると、文化的、いわゆる演奏会とか、そういういろんなものは始終やっているのです。それで、長瀬町というのは余りそういうものになじみがない、秩父谷は全部そうですけれども、私の記憶ではここ三、四十年來の間に秩父へ来た、市民会館へ来たオーケストラは1回だと記憶している。これもコーラスの愛好者が呼んだ、要するに。

そうすると、そういう中でこういうふうな協調、協働という、いわゆる共生も含めて、こういうものができるのは1町1市ではなくて、秩父全体の一つの固まりの中で、郡市のそういう中でやるのが一番私はベターではないかと思う。だから、これからの問題としてもそういうスタンスで、町長は余り乗り気するか、しないかは別問題として、そういうものが本当の共生のあれになるかということ、いま一度ちょっと答えてください。

○議長（大島瑠美子君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） おっしゃるとおりのことを私も考えておりまして、まだ具体的なそれを読んでおりませんのでわかりませんが、説明を受けたときにその自立宣言をするのは秩父市の勝手でしょうという話をしました。しないのも勝手ですねと、私たちがそのことについてとやかく、皆さんが聞きに来て自立宣言をしますけれども、よろしいですかという話、する、しないは皆さんのお考えでおやりになることで、議会の議会の議決でやるのでしょうか、それは私たちに聞くことではないではないですかという話をしました。これは4町の首長も、それぞれみんな思いが多少違っておりますから、この意思の統一については非常に難しい面が出てくるというように思います。まして今梅村さんおっしゃったように、1市1町という形のスタイルだということになると、もっと難しくなってくるだろうということで予測できます。全員協議会でお話を申し上げますから、そのときにまたいろんなご意見をいただければありがたいというふうに思います。

〔「質問ではないので、いまちょっと言わせてください」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君） 梅村務君。

○8番（梅村 務君） 今、私が話したように、広域行政の延長のような感じがすると言ったのはそういう

意味なのです。それで、それを廃止して、確かに何もやっていなかった、そのふるさとの広域の、それはやっていなかった。でも、やはり今後またそれが自立支援構想が、これは恐らく国はやります。テストケースかもしれないです。でも、やると思います。しかしながら、これをやるについて事務次官、これは通達ではなくて通知なのです。意味が違うのです、通知と通達というのは。あくまでも通知なのです。こういうことをお知らせしますということなのです、政令都市と知事に。だから、若干の雰囲気、意味合いが違うということが一つ、そうするとこれが法制化されるということはずまいと思います。これはまさに紆余曲折の道をたどるだろうと私は思います。予測です。だから、そういう面を含めて町もその事務局の説明を全協の中で聞きながら、また一つない頭を絞って考えてみます。以上です。

次に移ります。宝登山の伐採についてちょっとお伺いしたいのですが、数カ所に今及んでおります。今後の伐採計画と、その花の植栽のレイアウトについて、どのようなことなのか、お伺いします。それと、再質問でまた言いますから、それをお伺いします。

○議長（大島瑠美子君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） お答えいたします。

宝登山の県造林の伐採計画につきましては、平成17年度から今年3月末までに合計で9.06ヘクタールの伐採を行いまして、平成21年度には0.53ヘクタールの伐採を予定しているようであります。その他の共有県造林は、植栽後30年から45年の若木なので伐採できないため、当面の伐採は平成21年でとりあえず一度おさめるということになっているようであります。今後の植栽計画につきましては、現在までに3団体による植栽が実施され、2.84ヘクタールが広葉樹の森に生まれ変わりました。今月29日には、埼玉県森林サポータークラブによる1.63ヘクタールへの植栽が行われます。そのほか埼玉インストラクター協会や三菱UFJ信託銀行、日本旅行業協会による植栽も内定しておりまして、全体で7.18ヘクタールに植栽が施されます。さらに、国際ロータリークラブにも現地視察をしていただいたところでございまして、県にはほかに問い合わせが来ているという報告をいただいております。植栽も順調に進んでおります。植栽樹種の選定につきましては、宝登山四季の丘植栽計画策定委員会で策定いたしました指定樹種や植栽上の留意事項等を施行者に尊重していただき、森林の保全と四季の変化に富んだ町民と観光客に親しまれる山にすることを目的に植栽を進めております。非常に財政状況が厳しい中で、町の事業としてこの植栽を実施していくには大変困難な状況にあるため、土地については町が提供し、植栽については県の企業、団体の参加による森づくり事業による環境貢献などの趣旨に賛同していただける団体等に労力と費用を負担していただき、県は事業をサポートする形で、三者による協定の締結をいたしまして事業を展開しております。

長瀬町で負担を今しているのは、1年間に共有林に土地を借り上げる費用の24万円であります。そういう状況で推移しておりまして、長瀬という知名度から見て、非常に大勢の方が手を挙げていただいております。この間もご案内をしたところでございます。非常にありがたいことだというふうに思って、その植栽と下刈りについては全部植えた人が管理をしていただくということで、うちの町のほうはご案内をしたり説明をしたりという程度のこと、皆さんが手を挙げていただいて、本当にありがたく思って、いい植林ができればと、私一つこだわることは宝登山の奥宮の近辺のロウバイの林を長瀬町のほうに少し移して、あの辺に長瀬ロウバイ園という名前を定着させるには、皆野町の土地に植えているのではなくて、長瀬町のエリアにもロウバイを植えたいというのが切なる願いのスタートでございました。

○議長（大島瑠美子君） 梅村務君。

○8番（梅村 務君） 今の私のレイアウトというのは、植栽の木の、あるいは花のレイアウトと聞いたの

で、そのひとつ後でお聞きしますから。

それで、私がこの前、1週間ぐらい前か、ちょっとあそこへケーブルに乗って行って、ずっと見てきたのです。サル園のほうまで。奥の院に上がるところの階段があります、上へ奥社のほうへ。行ってなければわからない。奥社に上がるところがあるのですけれども、その下のサル園に行くほうと分かれる道があるのですけれども、その道の下を非常に、今思い出すと我々が中学2、3年のときにあの辺を全部植えたのです、杉を。その下のほうが今津山さんですか、あれ。今切り始めたのが、その下のほうから切っていますね。そうか、わからないならいいです。それを切っているのです。それで、今聞くと、今35年から40年のところは切らないと、しばらく切らないということです。恐らく材木としての価値がないのでしょう。それで、大体その今宝登山の伐採の許可がおりているのはどのぐらいあるのか、今各企業が申し出があるということで、その名前のついた植栽ができるわけです。どれぐらいなのか、あるいは今言ったロウバイのこちらの奥社のほうに余り来ると、やっぱりそれが果たして信仰の対象になっているかどうかはわかりませんが、神社の森という一つの信仰の考え方の中で、余りこっちへ来て、奥社へ登る道まで全部ロウバイにしてしまうかということちょっと難しいだろうと思う。それも一つ考えてみたのです、あそこを見ながら。

それと、皆野のほうの裏側というのですか南側というのですか、あっちのほうから北側、氷池のほう、あっちのほうは伐採の計画はあるのですか。例えば、まだ若木だから無理だとか、それを参事、ちょっと教えてください。

○議長（大島瑠美子君） 参事。

○参事（平 健司君） ちょっと聞き逃した部分がありますので、満足なご回答できるかどうかかわからないのですけれども、許可がおりています面積につきましては、9.59ヘクタール、これにつきましては伐採の許可をいただいております。今現在お願いをしているところが0.4ヘクタール、これが先ほど町長が申し上げましたロウバイ園にしたいというところの今申請中でございます。

あとサル園のどうのというのがちょっと聞き落としてしまったのですけれども。

〔「行ってみないとわからない。私はその時分の六十何年前の記憶で言ったのだから、それはいいです」と言う人あり〕

○参事（平 健司君） そうですか。済みません。

○8番（梅村 務君） 場所を見ていないのでは話にならないでしょう、レイアウトなんて言ってもわからないでしょうが、花木の種類のレイアウトをちょっと教えてください。

○議長（大島瑠美子君） 参事。

○参事（平 健司君） お答えをさせていただきます。

基本的には、山頂部、山ろく部、中腹部ということで3つに層を切りまして、植栽をする予定でございます。それでは、まず山ろく部から申し上げますと、全部申し上げますと何十とありますので、主立ったものだけご説明させていただきます。

まず、山ろく部、カエデ科カエデ属イタヤカエデ、モミジ、イロハモミジ、ウリハダカエデ、オオモミジ等々でございます。そのほかバラ科桜属桜、ヤマザクラ、ニレ科ケヤキ属ケヤキ、これは大木に育てられる位置に植栽したいと。モクレン科モクレン属ホオノキ、イチヨウ科イチヨウ属イチヨウ、まだコナラだとかいっぱいあるのですけれども、山ろく部につきましてはこのようなものでございます。

中腹部につきましては、同じくカエデ科カエデ属イロハモミジ、カエデ、ハウチワカエデ、モミジ、バ

ラ科桜属ヤマザクラ、桜、オオヤマザクラ、カスミザクラ、ミズキ科ヤマボウシ属ヤマボウシ、ツバキ科ツバキ属ヤマツバキ、エゴノキ科エゴノキ属エゴノキ等々でございます。

それから、山頂部につきましては花の咲く木を基本的には考えておりますので、ツツジ科ツツジ属ミツバツツジ、ヤマツツジ、レンゲツツジ、ツツジ、ロウバイ科ロウバイ属ロウバイ、エゴノキ科エゴノキ属エゴノキ、ミソハギ科サルスベリ属サルスベリ、ミズキ科ミズキ属サンシュユ、ヤマボウシ、スイカヅラ科ガマズミ、リュウブ科リュウブ属リュウブ等々でございます。もっといっぱいあるのですが、主立ったものはそういうことでございますので、よろしく申し上げます。

〔「済みません、3回なので、ちょっと意見申し上げます」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君） 梅村務君。

○8番（梅村 務君） 今、山頂のほうをちょっと聞くと、やっぱり町長のロウバイの延長あるいはツツジですか、それにこうまく合体させるようなという構想だろうと思うのですが、ちょっと種類が多くて、あれだけの面積の中でそれだけ集中的に植えたほうが見栄えはいいわけですが、けれども、それだけ種類がごちゃごちゃになってしまって、伸びる木もあれば低い木もある。そうすると、見栄えしないのではないのですか。それと、山頂近くの雑木林はどうするのか、そういうものまで含めてレイアウトしてもらわないと、あれを後で植えて育ってしまってから困ったということになる。そういうシミュレーションというのはやっていると思うのですが、そういうものも含めてひとつお願いします。

○議長（大島瑠美子君） 参事。

○参事（平 健司君） 基本的には大木、中木、低木、この辺をすべて委員会のほうで検討しまして、こういうところにはこういう形で大木を植えようと、その下には低木だとか、一応ここで図面でお示しできれば一番いいのですが、委員の中には県の農林振興センターだとか森林公社だとか、そういう専門家がいっぱいおられて、こういう植え方がいいというので、その指導のもとにレイアウトをつくっていますので、来た企業さんにこういう木を、こういう形で植えてくださいというお願いをしているところでございます。

〔「要するにプロフェッショナルがいるということだ」と言う人あり〕

○参事（平 健司君） それから、今町長がこれつけ加えろというお話だったので、若年の木ではなくても、今のうちのほうが借りているのは皆野と長瀬の共有地を借りているわけなのですが、宝登山には個人所有の山もいっぱいありまして、そういう人からもそこに何とか四季の移ろいのある木を植えることができないかというようなお話が町長のところへ来ているらしいのです。ただ、今のところまだうちのほうも共有地だけで目いっぱい、そちらのほうとの交渉をしていませんけれども、おいおい宝登山全体を考える時期は来るのではないかと考えております。

○議長（大島瑠美子君） 梅村務君。

○8番（梅村 務君） 期待しております。

次に行きます。12月もちょっとこれお話して、いろいろ質問したのですが、職員の資質向上について、私はこれはさらなるという言葉をつけたかったのですが、このタイトルにしました。12月議会でも質問しましたが、次年度いわゆる21年度の派遣研修とはどのようになっているのか、また庁内研修はどのようになっているのか、どのように実施するのかお伺いいたします。

○議長（大島瑠美子君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） お答えいたします。このことにつきましては担当が総務課なので、本当は総務課長

にお答えいただけるのが一番いいかと思いましたが、資料を用意していただきましたので、私のほうからお答えいたします。

職員研修についてのご質問にお答えを申し上げますが、民間企業等への職員派遣につきましては、民間企業などとの交流を促進し、職員の意識改革及び視野の拡大を図る目的で、熊谷市の八木橋デパートに派遣研修を行っておるところでございます。平成21年度におきましても、引き続きこのような異業種体験研修を実施してまいりたいと考えておりますが、14年度から20年度までの7年間で14名を派遣し、一定の効果を上げていること、派遣期間が約2週間と長期にわたり、公務に影響が少なからずあることなどから、今後の実施方法については実施主体である彩の国さいたま人づくり広域連合とも連絡、調整を図りながら検討してまいりたいというふうに考えております。

庁内研修につきましては、人権教育研修を実施し、人権啓発及び人権教育を推進するとともに、職場の上司、先輩などが職場内で仕事をしながら、機会をとらえて仕事に必要な情報や知識、技術、経験などを指導しておるところでございます。また、彩の国さいたま人づくり広域連合の実施する階層別や法律、能力開発など、公務員に求められる自覚や基本的知識を習得するための研修に積極的に派遣を行っているところでございます。

役場の職員の人数も年々少なくなりまして、80人台の後半となりました。非常に事務が国や県からどんどんおりてきまして、人数では足りないというのが担当の人たちの意見であります。私はまだ適正数値になっていないというふうに思っておりますが、その辺をしっかりと調整しながら、これからも研修はやっぱり勉強するだけでなく、そういうところとの人的なつながり、そういうものも大切に、これから将来についていろんな情報がとれるということを考えますと、勉強だけでない人的なつながりも大きなテーマではないかというふうに考えて、研修を続けていくつもりであります。

○議長（大島瑠美子君） 梅村務君。

○8番（梅村 務君） この前と、12月のときと全く同じような、ほとんど同じような内容なのですけれども、今幾つかのちょっと頭の中に浮かんだことをこれから質問をいたします。

まず、研修先が八木橋へ行く、八木橋では何を学んでくるのかということが我々にはちょっとわかりません、はっきり申し上げて。行政とどういうつながりがあるのだろう、人との接し方なのか、例えば営業の仕方なのか、そういうこともよくわかりません。それはそれなりに効果があるのでしょうか。それで、私が思うのは、何回もこれ町長に言って、もう耳にたこができていくぐらいだろうと思うのですけれども、例えば今も、前回も私は問題にしまして、またなっているのですけれども、職員の資質の向上というのは、では一体何なのだろうということになるわけです。例えば今4番の齊藤さんの質問で、ごみの産廃のあそこ、参事まで届いていないと言っているのです。それが一番大事な人づくりではないのですか。研修ではないのですか、実地研修。それが往々にしてある、行政の中に。うちまで来ていないのですとって平然としているのです。平然とです。ちょっと言葉は悪いですが、だから、そこを例えばでは何、齊藤議員から言わせると、常にもいろいろな資料を上げている、写真まで上げているのですと、参事というのは助役であり、収入役であり、町長は参事を中心として教育をしていきますということをはっきり言っているのです、参事制をしいたときに。そうすると、そこまで届いていないのに、どう教育できるのですか。確かに職員が言ったこと、上へ届いていないのです。知らなかった、これでおしまい。よろしいですか。そういうことを密に下から上へ届ける、速やかに届くようなシステムをつくってください。そうでなければ、教育のしようがない。そのために庁内教育というのはどういうことをしているのですか、研修はどう

いうことをしているのですかという質問をしているわけですから、早く言えば。

なおかつ、その上にいるのが町長なのです。町長が教育しなくてはいけないのです。いいですか、前回いみじくも私はこういう表現をした。2期が終わろうとしています、町長の。さっき6番議員の話のように。それで、3期目にどうするのだと質問して、私はいわゆる今までやってきた町政の中で2期が終えて、あと1期、2期の集大成として、ひとつ町長の政治理念、そういうものをそこで完成させてくださいということを行ったわけです。ということは、職員教育についてもまずそれを望みたい。時間がないでしょう、忙しいでしょう、しかし事あるごとにそういうことを聞く、ちょっと気がつけばできるのです。だから、2人の参事がいます。新井参事と平参事、そういうものが庁内で、必要に応じてやっていますとか、現場主義でやっていますとかと前回答弁をいただいている、ちゃんと議事録に載っていますから。そうではなくて、こういうところへ果たして八木橋、いいです、八木橋でもどこでも。

一つお話をします。飯田市の南に下條村という4,500人ぐらいですか、村があるのです。この前も話しました。聞いていて忘れたのなら話になりませんが、60人いた職員を10年ぐらいかけて、今36人でやっているのだそうです。その村長も出ました。それで、36人で、私は電話しました、総務課へ。何か不都合な点ありますかと言ったら、何らありませんと、こう言った、36人で。4,500人と8,200人の人口の違いで、いわゆる行政のシステムとかいろいろな仕事というのはそんなに変わらないのです。大滝の1,300人も変わらない。もう今は秩父市ですけども。そういう中で、町長は65人体制ということをもう一番最初の当選したときに言ったわけですから、だから私はいわゆるニートでは困るのです。あれはノートレーニングなのです、あのTは。Eはエデュケーションなのです。全然教育を受けたくないのです。早く言えば、そういうことでは困るので、少なくとも65人体制でできるように、ひとつ職員のトレーニングをしてくださいと私は何回か言いました。しかし、どう見ても2番議員がいろいろ話をした行政改革の中で、どうしてもそれが見られてこない。数字ではなくて、姿勢とかいろいろな面で。見えないのです。だから、私は町長が決意のほどをさっき話したので、それではひとつ第3期でいわゆる町長の、まさに行政の理想郷に近づくように、ひとつ頑張ってもらいたいと思ったわけ、早く言えば。そういう中で、では3期目に自分のいわゆる理想に向かっていく、行政の理想に向かって完成するときに、いいですか、今言ったようなことを頭に置いてひとつ3期目に挑戦してもらいたい、そういうふうにするのです。

だから、確かにいつだったか、3万5,000人の村があるのです。あそこの岩手か、その町長さんが入ってすぐ350人いる職員でしょう、村で。恐らく100人に1人だから、平均、地方行政というのは。その中で、いつか話したのを記憶していると思います。職員の後ろで何をやっているか見たそうです、入って初めて。それテレビに出たのですから、間違いなく。長瀬はわかりません。だけれども、これだけ仕事をしないのですかというふうな、土建屋さんですから、そういう感想を述べていたのです、テレビで。だから、そうではなくて、そのときに私は質問した中にその話を組み込んであります。しかし、後ろへ立つのがいいのではないのです。いかに業務が効率よく遂行できているか、実施されているかという問題なのだ。だから、その辺を町長が一人一人把握するのではなくて、職員の中の例えば今90人いる、88人ですかいる。それが65人体制でできるような資質に育ててほしい。だから、これを機に町長、もう教えても教えてもということはいわないでください。それだけは言わないでください。これは3回ぐらい言われていますから、私。だから、そういうことで、それで例えば、いいですか、65人体制でできるということは、今なら23人浮くのです、要らなくなるわけ、早く言えば。でも、いわゆる解雇できない。解雇権あっても解雇できない。公務員法によって、これはできない、確かにできないのだ。必ず負けます、どんなことをやっても。

人事委員会へ持っていけば100%負けます。だけれども、そういうことがあるのだから、もっと資質を向上してくださいと言っているわけです。その点について、ひとつ町長。

○議長（大島瑠美子君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） 私は質問ではなくて、ご教示をいただいたというふうに思います。お言葉は身にしてみて承りました。これから先のことについて、しっかりやっていくということに尽きる。具体的なことについて、先ほどもう何回も言っているように、分限免職制度だとか、いろんなことを申し上げましたが、もうこれからはそういうことは申し上げないでいきたいとします。とにかく効率的、合理的なことをやる、民間の会社から見れば、まだぬるま湯に入っているというような思いを持っておりますが、やっぱり人間にはそれぞれ資質に違いがあるということだけはご理解をいただいた上で、おしかりとご指導をいただきたいとします。私も全力でやる覚悟でございます。

〔「終わります」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君） 以上で、通告のあった一般質問は全部終了いたしました。

これをもって、町政に対する一般質問を終結いたします。



#### ◎延会について

○議長（大島瑠美子君） お諮りいたします。

本日の会議はこれで延会したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会とすることに決定いたしました。



#### ◎次会日程の報告

○議長（大島瑠美子君） 次会の日程をご報告いたします。

あす11日は、午前9時より本会議を開きますので、定刻までには会議場へご参集くださいますようお願い申し上げます。

なお、議事日程は開議時刻までに印刷してご配付いたしますので、ご了承ください。



#### ◎延会の宣告

○議長（大島瑠美子君） 以上をもちまして、本日の会議は終了いたしました。

本日はこれをもって延会といたします。

延会 午後3時21分

## 平成21年第1回長瀬町議会定例会 第2日

平成21年3月11日（水曜日）

### 議事日程（第2号）

#### 1、開 議

1、議案等の説明のため出席した者の紹介

1、議事日程の報告

1、町長提出議案の報告及び一括上程

1、議案第1号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第2号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第3号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第4号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第5号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第6号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第7号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第8号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第9号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第10号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第11号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第12号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第13号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第14号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第15号の説明

1、延会について

1、次会日程の報告

1、延 会

午前9時開議

出席議員（9名）

1番	関	口	雅	敬	君	2番	村	田	正	弘	君	
3番	大	島	瑠	美	子	君	4番	齊	藤		實	君
5番	野	原	武	夫	君	6番	新	井	利	朗	君	
7番	大	澤	夕	キ	江	君	8番	梅	村		務	君
10番	渡	辺			強	君						

欠席議員（1名）

9番 染 野 光 谷 君

説明のため出席した者の職氏名

町 長	大	澤	芳	夫	君	教 育 長	新	井	祐	一	君
参 事	新	井	敏	彦	君	参 事	平		健	司	君
総務課長	齊	藤	敏	行	君	税務課長	野	原	寿	彦	君
町民福祉課長	浅	見	初	子	君	地域整備観光課長	染	野	真	弘	君
会 計 管 理 者	大	澤	彰	一	君	教育次長	大	澤	珠	子	君

事務局職員出席者

事務局長 若 林 実 書記 石 川 正 木

◎開議の宣告

(午前 9 時)

○議長（大島瑠美子君） 皆さん、おはようございます。

前日に引き続きましてご出席いただき、ありがとうございます。

ただいまの出席議員は 9 名でございます。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、本日の会議に欠席の届け出は、染野光谷君の 1 名でございます。



◎議案等の説明のため出席した者の紹介

○議長（大島瑠美子君） 本日の会議に、地方自治法第121条の規定により提出議案等の説明のため出席を求め、出席された関係者は、参与席にご着席の方々でございます。



◎議事日程の報告

○議長（大島瑠美子君） 本日の議事日程をご報告いたします。

本日の議事日程は、印刷の上、既にお手元にご配付してあるとおりでございます。これに従って議事を進めてまいりたいと思いますから、ご了承いただくとともに、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

それでは、日程に従って議事に入ります。

上着の着脱は、ご自由をお願いいたします。



◎町長提出議案の報告及び一括上程

○議長（大島瑠美子君） 日程第 1、町長提出議案の報告及び一括上程を行います。

今期定例議会に町長から提出された議案は、議案第 1 号から議案第 22 号までの 22 件でございます。

議案はお手元にご配付してあるとおりでございます。個々の議案内容の報告は省略させていただきます。

各議案に対する提案理由、その他内容の説明等は、個々の議案が議題に供された際に求めることにいたしますので、ご承知おきいただきたいと思います。

それでは、これより日程に従って議事に入ります。



◎議案第 1 号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大島瑠美子君） 日程第 2、議案第 1 号 長瀬町子育て支援金支給条例を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤芳夫君） おはようございます。それでは、提案理由を申し上げます。

議案第1号 長瀬町子育て支援金支給条例の提案理由を申し上げます。町民の子育て支援及び少子化対策のため、長瀬町子育て支援金支給条例を制定したいので、この案を提出するものであります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（大島瑠美子君） 議案の内容等について町民福祉課長の説明を求めます。

町民福祉課長。

○町民福祉課長（浅見初子君） おはようございます。それでは、説明をさせていただきます。

提案理由につきましては、町長が申しあげましたとおり、子育て支援及び少子化対策のため、条例を制定させていただくものでございます。

それでは、内容についてご説明をさせていただきます。まず、第1条、目的でございますが、健全な出産及び養育並びに子育て家庭の経済的負担を軽減するため、支援金を支給し、少子化対策を図るものでございます。

次に、第2条、受給資格でございますが、支援金の支給を受けることができる者は、長瀬町に居住し、かつ住民基本台帳法または外国人登録法に登録された者で、長瀬町民として出生した乳児の保護者とするものでございます。

次に、第3条、支援金の額でございますが、出生児1人につき2万円を支給するものでございます。

次に、第4条、受給権者は、出生の日から1年以内に出生事項その他必要な事項を明記して申請しなければならないとするものでございます。

次に、第5条、支給の決定及び時期でございますが、申請に基づきまして、支給の可否や支給日を決定させていただくものでございます。

次に、第6条、資格の喪失でございますが、支給決定日までに長瀬町に住所を有しなくなったときは受給資格を失うものでございます。

次に、第7条でございますが、このほか必要な事項は規則で定めるものでございます。

次に、附則でございますが、この条例は平成21年4月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議いただき、ご議決賜りますようお願いいたします。

○議長（大島瑠美子君） これより本案に対する質疑に入ります。

10番、渡辺強君。

○10番（渡辺 強君） 今度、出生児1人につき2万円を支給されるということは、本当に今、少子化問題が深刻でございますから、大変ありがたいと思っております。

そこで質問なのですが、今、国保加入者で出生児のときには38万が出ているわけですね。そうすると、2万円足すと、今度出生したときには40万円ということになるのでしょうか。そういうことと、あと、私の勘違いだったら我慢してください。まずは答えてください。

今、38万プラス2万、40万だということになるわけですが、それで、この2万円というのは、今秩父郡市内では、秩父市は5万だという話を聞いているわけですが、今どういう状況なのか、今度の子育て支援の支給が。その2点についてお願いしたいと思います。

○議長（大島瑠美子君） 町民福祉課長。

○町民福祉課長（浅見初子君） 38万に2万で40万かということでございますが、国保の加入者の方に対しては、35万円だったものを3万円上乗せで38万ということになりました。これは国保の加入者に限ってです。この3万円上乗せは保険料ですので、出産者のほうにいくというものではないかと思えます。その分、上乗せで医療機関に払っておりますので。

2万円の額でございますが、郡市内でどうかということでございますが、小鹿野町さんですと、第1子は1万円、第2子は3万円、第3子以降5万円、それから横瀬町さんがたしかことしから同じように一律3万円でやる予定だそうです。それから、寄居町さんは一律1万円と聞いております。それから、皆野町さんは、第1子3万、第2子5万、第3子以降10万ということですが、いずれも報償費として支払っております。うちのほうは支援金という形で、ちょっと意味合いが違うのですが、いずれも出産のほうの経費に充てたり、お祝いという意味で配るといふか、支給させていただくものでございます。

以上です。

○議長（大島瑠美子君） 他に質疑はございませんか。

関口雅敬君。

○1番（関口雅敬君） 以前にも申請問題で受給が受けられなかったということがありまして、今回のこの子育て支援支給にも申請の場面があるのですけれども、出生の日から1年以内に行わなければならないという項目がありますけれども、出生届を出してきたときに済むような申請方法をきちんと整備しておいてもらえれば、1年以内にとこのような問題は起こらないと思うのです。以前私が話した、支給のときも申請が漏れていたということで、出生届を出してきたときにこの申請も済むように指導していただければと思います。いかがですか。

○議長（大島瑠美子君） 町民福祉課長。

○町民福祉課長（浅見初子君） 1年以内の申請というのは、ほかの町村もみんなそうになっておりましたので、うちのほうも期限を区切らせていただきましたけれども、漏れのないように、今度は特に同じ課でもやっておりますので、そちらのほうは気をつけていきたいと思えます。

○議長（大島瑠美子君） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思えますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君） ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第1号 長瀬町子育て支援金支給条例を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。



◎議案第2号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大島瑠美子君） 日程第3、議案第2号 長瀬町世代間交流支援センター条例を議題といたします。  
提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤芳夫君） 議案第2号 長瀬町世代間交流支援センター条例の提案理由を申し上げます。

地域住民の福祉の向上を図り、子供と高齢者の世代間の交流を推進する施設として長瀬町世代間交流支援センターを設置したいので、この案を提出するものです。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（大島瑠美子君） 議案の内容等について町民福祉課長の説明を求めます。

町民福祉課長。

○町民福祉課長（浅見初子君） 議案第2号 長瀬町世代間交流支援センター条例についてご説明申し上げます。

この施設は、国の地域介護・福祉空間整備等交付金を受けて建設した高齢者が主体の施設で、高齢者と子供の世代間交流を推進する先進的事業として認められ、建物や備品について全額補助されたものでございます。このため、この補助金の趣旨に沿った内容で活用していくため、条例を制定する必要が生じたものでございます。

まず、第1条につきましては、支援センターの設置規定でございます。子供と高齢者の交流を推進するための施設として設置するものでございます。

次に、第2条は、支援センターの業務として、(1)から(4)の子供と高齢者の交流事業や子育て支援、介護予防等の事業を行うもので、児童クラブも開設してまいります。

次に、第3条は、支援センターを使用する者は、あらかじめ町長の承認を受けてから使用することとするものでございます。

次に、第4条は、(1)から(3)のいずれかに該当する場合は使用を制限することができるものでございます。

次に、第5条は、承認を受けた権利を他人に譲渡することなどを禁止するものでございます。

次に、第6条は、使用を承認した後、管理上必要であるときや(1)から(3)のいずれかに該当する事項があった場合は、使用の承認を変更または取り消すことができるものでございます。

第7条は、使用後は使用前の状態に戻しておくこととするものでございます。

第8条は、使用者が使用中に支援センターの建物や設備を壊したりなくしたりした場合は、やむを得ない場合を除き、損害賠償をしていただくものでございます。

第9条は、使用料は原則無料とするものでございますが、設置目的以外の使用については別表に定める額を前納していただくものでございます。ただし、2項に規定する目的で使用する場合は免除することができるものでございます。

第10条は、納めていただいた使用料は返還しないものとし、ただし書き以降の理由の場合は返還をするものでございます。

第11条は、このほか必要な事項は規則で定めるものでございます。

次に、附則でございますが、この条例は平成21年4月1日から施行するものでございます。

次に、別表でございますが、第9条関係の利用料を定めたもので、使用時間を午前、午後に分けて区切りました。

てそれぞれ設定させていただきました。

以上で説明を終わります。よろしくご審議いただき、ご議決賜りますようお願いいたします。

○議長（大島瑠美子君） これより本案に対する質疑に入ります。

10番、渡辺強君。

○10番（渡辺 強君） 今度、第二小学校区に学童保育所と一緒に交流センターという名前で完成するわけですが、そこで質問なのですけれども、まず、私は学童保育所を当然要求してきたわけで、できるのはいいのですけれども、お年寄りのことなのですけれども、子供とお年寄りが一緒に交流するということは本当にいいわけなのですけれども。ただ、問題は、学童保育所は特に低学年の人たちが、大体お母さんが迎えに来るまでの時間帯ですけれども、お年寄りが、一番今問題になったのは、これをつくることによって、ひとり暮らしのお年寄りや地域の高齢者が立ち寄って、そこでサロンのように時間を費やすということが今大事なことです。今、ひとり暮らしが長瀬では相当ふえているということで、これから私たちもひとり暮らしにいつなるかならないような状況なので、特に年寄りを出かけて、そこに行くことが楽しい、そして年寄りはそこでいろんな自分の体の健康やみんなと話し合うということが大事です。

そこで、このかぎの問題ですけれども、あけて、開いて、そこで時間を費やすということについてどういような町としては援助をしていくかということなのです。そのことで、年寄りの問題が一番これから、そこに来てもらって元気をつけてもらう、健康を守ってもらう、そういうことをしてもらいたいのです。それには、単なる町長の、使用には町長に届け出るというのではなくて、かぎをだれが預かって、そこであけてやるかということが大事ですから、ぜひ考えていただきたい。

私どもの町では、大体、地域に集会所ができて、しかし、今見ていると、そこでかぎをあけて使うということについてはなかなかされていない。日ごろはもうほとんど使われていないのが現状ではないかと思います。そこで、いい見本をつくってもらって、長瀬じゅうにこういった交流センターやサロンのような年寄りの集まり場をつくってほしいのですけれども、このことについて何かお考えはありますか。

○議長（大島瑠美子君） 町民福祉課長。

○町民福祉課長（浅見初子君） この世代間交流支援センターの使用法でございますが、一応、学童のほうは、平日ですと月曜から金曜日まで、12時半から6時半までを使用するというふうに考えております。それで、土曜日は朝の7時半から6時半までを学童に使いたいと思います。午前中の9時から12時半まで、こちらを高齢者や乳幼児が使うように考えております。高齢者は、まだ確定ではございませんが、今考えておりますのは、週5日のうちの3日間を高齢者、例えば月、水、金と高齢者の方に使っていただき、火曜、木曜は乳幼児、子育て中のお母さん方に来ていただいて使っていただきたいと考えております。こちらのほうには、緊急雇用のほうの関係で職員を午前中配置したいと思います。午後も指導員がおりますので、ただ、夜のほうは特に予定がございませんで、こちらをどうしても使いたいという方がありましたら貸し館ができるということでございます。日曜日と同じです。

かぎの問題ですけれども、ふだんですと職員が常駐しますので、かぎのほうは問題ないかと思うのですが、夜の貸し館とか日曜日のどうしてもという、普通の内容というか、地区の方が使っていただくのは隣のコミュニティ集会所のほうがありますので、そちらではなく、どうしてもこちらのほうとなった場合は、町民福祉課のほうにかぎは置いてありますので、申請をしていただいて使っていただきたいと思います。

以上です。

○議長（大島瑠美子君） 村田正弘君。

○2番(村田正弘君) この条例だと今課長が言ったようなことは書いていないのですけれども、細かい細則は今後つくってきちっとするのだと思いますけれども、そのことと、それから、このものは補助金でできました。今お話しのように、職員を1人張りつけます。あとの運営費、要するに経費なのですが、箱物行政はいつも後でくっついてくる、その後の費用をどうするか、それがどのくらいかかって、収益というわけにはいきませんかでしょうけれども、使用料はいただきますよということですが、そこら辺はどういうふうな試算をしているのか。職員1人張りつけますと、単純計算すると700万ぐらいかかるよという話になるわけです。どれだけの高給とりが行くか、あるいは天下りが行くのか、シルバーの人を頼むのか、その辺がまだはっきりしていませんけれども、そこら辺もはっきりしてください。

それから、電気はソーラーパワーをつけて補助をもらってということで、ただついたということですが、この電気も夜は使えないので、昼間は使えますけれども、夜は東京電力の電気を買う話になって、これは計算すると大体出すほうが多少かかるということで、昼間の電気を買った分で夜の電気を全部買ってチャラになるということは大体ないようにできているシステムですけれども、そのことについてお聞きします。

○議長(大島瑠美子君) 町民福祉課長。

○町民福祉課長(浅見初子君) 使用の方法ですけれども、そちらのほうにつきましては補助金を受けておりますので、規則で定めさせていただきたいと思います。補助金の申請のときに、こういうふうに使おうということで申請をしまして、了解をいただいて児童クラブも開設していいということになっております。

それから、世代間交流センターの経費のほうでございますが、電気のほうはソーラーをつけさせていただいて、余れば売ったりもできるかというふうに考えておりますが、今のところどのくらいどうなるかというのがわかりませんので、ちょっとそちらの、電気の売るとか、そういうものは今のところは予算計上はしてありません。

それから、運営に当たりましての指導員というか、臨時職員の賃金などでございますが、午前中のほうの共生スペースとしての使い方でございますけれども、そちらに臨時職員をつけさせていただくと、消耗品、絵本だとかゲーム機、子供用の屋外用のゲームというか、おもちゃというか、そういうのも合わせまして64万2,000円を予定しております。ほとんどが賃金でございます。

それから、学童のほうの関係ですけれども、そちらには賃金、それからおもちゃとか消耗品とか、そういうものを入れまして約130万円を予定しております。ほとんどが指導員の賃金となっております。

以上です。

○議長(大島瑠美子君) 村田正弘君。

○2番(村田正弘君) ただいまのご説明ですと約200万円ということになりますが、今、きのうからもいろいろやっている中で、この約200万円の賃金ということは、役場の職員が行くのではなくて、シルバーさんとかあるいはボランティアさんとか、そういう方をお願いをしてということなのですかということをもう一つ確認をします。

それから、町長にお伺いしたいのですが、このものを経営していくときに、役場の職員の中からそこへ人を張りつけるということをすれば、今まで出ている人件費プラスこの200万円が出ていくわけですから、人をそこへ1人張りつければ200万円が出ていかなくなると、こういう計算が、単純計算ですけれども、成り立つわけです。その辺のお考えはどうか、2つお聞きいたします。

○議長(大島瑠美子君) 町民福祉課長。

○町民福祉課長(浅見初子君) 運営に当たりましての指導員ですけれども、臨時職員を考えております。

それから、午前中のほうにつきましては、子育て支援ということで、高齢者と子供と両方関係してまいりますので、両方ができるような方をと思っておりまして、もちろんそのほかにもボランティアの方とか、できる方がおりましたらお願いをしていく予定です。ただ、基本的には1名、いつも配置というふうに考えております。

以上です。

○議長（大島瑠美子君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） 役場の職員をというお話がありましたが、今、役場の職員を出すということは考えておりませんで、実は広域のほうに2人職員を出しておりまして、その一人も今度期限が来て、うちのほうの事務的な仕事が多くなっておりまして、広域では焼き場ができるまでもう一年というお話があったのですが、予定どおり2年で返してほしいというお願いをして、小鹿野だったと思いますが、そちらのほうからお願いをして派遣していただくというような状況になっておりまして、新規採用というのがほとんどやっておりませんので、職員の数が80台の後半という状況になりました。それが多いか少ないかというのはいろいろ議論のあるところでございますが、そういう状況なので、今度、学校の耐震工事も始まりまして、そちらのほうにも教育委員会プラス専門的な知識を持った人間を張りつけなければいけない、そんな状況で手いっぱいという事務方からの報告があったので、そういう状況になっておりまして、職員をそちらに派遣するということは今考えておりません。

○議長（大島瑠美子君） 村田正弘君。

○2番（村田正弘君） 話がくどいといえなくとも、やはりここで、きのうも委託料云々でいろいろお話があったわけですが、そこでやはり工夫ということになりますと、新規に出していくお金を制御するという意味合いからすれば、かぎのあけ閉めとか、いろいろ細かいことなのでしょうけれども、私は、何とか職員みんなに努力をしてもらって、そういう人をわざわざ雇わなくて経営というか、運営していくという考え方をぜひお考えをいただいてやっていただきたい。それでないと、最初、当初は200万円で動き出したものが、だんだん、賃上げだとかやれ何だとかなんてことになってきてふえていく可能性もあるわけです。ですから、経費は必要経費だからしょうがないという、もうみんなしょうがなくなってしまう話で、この辺も、先ほど言った細則というか、施行規則というか、その辺に経費がふえてきたときは議会に諮るとかいうことのひとつかぎをかけておいてもらわないと、だんだん予算で予算でという話になっていってどんどんふえていく、あるいはやってみたら、その割に金は上がらないということになってくるやもわかりません。

お話しのように、児童クラブをやるというお話ですが、これはお金をいただけるのでしょうかけれども、この辺の入ってくるほうの分は、もらわないうちに人の財布を勘定するのはおかしい話ですが、入ってくる予定というのはどのくらいあって、収支の計算をすると町の純然たる持ち出しが幾らになるのか、その辺の試算も当然してあると思いますので、お聞かせください。

○議長（大島瑠美子君） 町民福祉課長。

○町民福祉課長（浅見初子君） 二小の学童クラブのほうですが、一小と同じように月額6,000円、それで2人目以降になりますと3,000円ということで予定をしておりますが、収支のほうですけれども、ちょっとまとめたのを出してこなかったのが、大変恐縮ですが、改めまして議員さんのほうにはご報告させていただきます。

それから、先ほどの二小のほうの賃金の関係ですが、あちらも130万というのは午前中のほうの

臨時職員を置いた場合の金額でございまして、緊急雇用のほうでやらせていただきますので、町のほうではほとんど、いただけるということになりますので、町の負担はそんなにはしなくても済むかなとは思いますが、二小の学童クラブだけのというのはちょっと計算が今出ていませんので、帰りまでにはご報告させていただきます。

○議長（大島瑠美子君） 村田正弘君。

○2番（村田正弘君） 帰りまでに皆さんに周知を徹底しておいてください。私が1人聞いても何もなりません。

それから、この条例の定めるのほかに規則ということになって、この条例改正は町の条例と一緒にすることで、改定とかそういうことがあったときにはやるということによろしいのですか。

○議長（大島瑠美子君） 参事。

○参事（新井敏彦君） 村田議員のご質問にお答えさせていただきます。

この長瀬町世代間交流支援センターの条例でございまして、これは今回、国の先進事例ということで、100%の交付金をいただきまして、高齢者と子供の交流施設をやる、そういった事業を行う施設ということで交付金をいただきましたので、それに合わせた形でこの条例は当然作成させていただいておりますが、これも長瀬町のほかの条例と一緒にございまして、やっていくうちに議員ご指摘のようにいろんな問題が出てくると思いますので、設置条例以降の条例改正というのは当然その都度改正をさせていただきたいと思っております。

それから、いろいろな運営に当たっての、これは基本的な条例を定めたものでございまして、いろいろな問題が出てくると思いますが、その辺につきましては施行規則で細かくいろいろな、先ほど言いました利用に当たってのかぎの問題とか、ふだんは緊急雇用の賃金を今回はいただきまして臨時職員を常駐させますが、それにつきましてもずっとということではないかもしれませんので、その都度変わってくると思いますので、収支のほうも1年やってみるとある程度出てくると思いますので、その辺も含めていろいろと当初予算にもお諮りしてご審議をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（大島瑠美子君） 町民福祉課長。

○町民福祉課長（浅見初子君） 先ほどの経費でございまして、ありましたので、済みません。持っていたのですが、ちょっとわからなくなったものですから。

二小のほうですけれども、歳入としましては、保護者負担金の関係と、それから雑入等を含めまして197万円を予定しております。歳出のほうですが、指導員の関係の賃金やら社会保険費とか水道光熱費、それから保守点検業務、セコムの関係とか、そういうものも含めると423万円というふうになっておりまして、保護者負担金などを引きますと町負担分は225万円というふうになっております。以上でございます。

二小の学童の人数ですけれども、もともとの人数が少ないものですから、少なくとも基本的な経費のほうはかかりますので、今のところ、4月からは12人の方に入所申し込みをいただいております。

以上でございます。

○議長（大島瑠美子君） 村田正弘君。

○2番（村田正弘君） 1回でも何回でもあれなのだけれども、結局、200万円は持ち出しというお話ですね。

それから、先ほど参事が言った、雇用対策の関係で国から補助金が出てくるというお話のようなことなのですけれども、この補助金というのはいつまで来るのかは予測がしがたい。その補助金は何%ぐらいの割合で出てくるということなのですか、その辺をもう一回お聞かせください。そうすれば、あらまし、この事業をやっていくのに年間幾らは最低必要だということは予測がつくと思います。

○議長（大島瑠美子君） 参事。

○参事（新井敏彦君） お答えさせていただきます。

議員ご指摘のように、国のほうの緊急雇用ということでございますので、確かに期限が、国のほうでどこまでやっていただけるかというのは、1年、2年、それで終わりになるか、まだこれから国のあれを見てもみないとわかりませんが、一応今の認められた緊急雇用の賃金というのは100%ということでございます。

○議長（大島瑠美子君） 他に質疑はございませんか。

新井利朗君。

○6番（新井利朗君） 先ほど説明を聞いておまして、これは世代間交流の時間帯がないなというを感じたのですが、世代間分離利用施設になっているような時間帯の割り振りでありました。この辺、世代間交流としてどういうふうを考えているのかお聞かせください。

○議長（大島瑠美子君） 町民福祉課長。

○町民福祉課長（浅見初子君） これは、小さいお子さんは午前中を考えております。先ほど高齢者、乳幼児ということで区切りはしましたけれども、いつでも使っていい状態にしておきたいと思っておりますので、広報などでもいつでも使えるということで、両方対応する方を配置させていただいて、高齢者の日だから高齢者だけということではないのです。基本的に町で考えているのは、そんなふうに高齢者の使えるほうが多いのもいいのではないかなとは思っているのですけれども、この中でも交流の事業などを組み入れていたり、小さい子供、お年寄りの中に子連れのお母さん方が来て、子育ての話をさせていただいたりということを考えております。ですから、先ほどちょっと区切って使うようにお話ししましたけれども、基本的には、いつのとき、どなたが来ても気軽に使っていただける施設として、9時から12時半までは指導員を置いて開館をさせていただくというふうに考えています。

それから、日曜日のほうは特に使うことには今のところなっていないのですけれども、やはり子供が休みの日に何かやりたいといえば、これは率先して使っていただいて結構ですし、放課後の児童クラブがやっている中に高齢者の方が来ていただいて、いろんな遊びの仕方とか、昔の遊びとかそういうのを教えていただいたりとかで、放課後児童クラブのほうでも事業を展開していきたいと考えております。

以上です。

○議長（大島瑠美子君） 他に質疑はございませんか。

大澤タキ江君。

○7番（大澤タキ江君） 大方のことは今6番議員さんの言われたようなことと同じにはなるのですけれども、ただ、ちょっと事業内容というものがはっきり見えてこないのです。学童をやられるというお話ですけれども、それはそれでいいかなと思うのですけれども、毎日オープンをしている中で、お年寄りが毎日お茶飲み場所、定期的なことで使うのか、それとも、例えば手芸をやるとかお花をやるとか、そういうクラブ的なものをつくって使うのか、はたまた町全体のお年寄りを対象としているのか、樋口地区のお年寄りのみを対象にしているのか、そういったところがよく見えてこないのですけれども、その中で、午後は

臨時職員を使いますよというお話ですけれども、この臨時職というのは学童保育の指導員さんを言われているのか、指導員とはまた別に雇用するということなのかがよくわからないのですけれども、その点をお願いいたします。

○議長（大島瑠美子君） 町民福祉課長。

○町民福祉課長（浅見初子君） 高齢者の使い方ですけれども、どうしても樋口地区の方が近いですから、高齢者の方ですと使う頻度は多くなると思いますが、樋口だけに限らず、全町的に使ってもらって構いません。

それで、町のほうでも指導員を置きましてやりますが、学童の今指導員をやっている者でヘルパーの資格を持っている者もおりますので、その方にとりあえず6カ月はやらしてもらおうかと思っています。それは、午前中ずっと1人いていただいて、学童のほうの指導員の人数のぐあいによっては、午後の学童のほうを手伝うこととなりますけれども、午前中は1人の方にいていただく予定であります。

使い方としましては、樋口地区の老人クラブとかお年寄りの集まりでも、どういうふうでも結構です。町のほうの指導員がおりますので、そちらのほうが事業を計画してやる場合もありますし、もちろん町の事業、例えば元気モリモリなどをここでやったりする場合もあります。そういうふうに、憩いの場であり、健康増進も兼ねた施設として使っていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（大島瑠美子君） 大澤タキ江君。

○7番（大澤タキ江君） ということは、全町というお話ですので、これは相当宣伝をしていかないと、毎日オープンをしているということですので、利用者がちょっと少ないのではないかなと思うのです。ですので、老人クラブ連合会ですか、そういったところに声をかけをし、アピールしながら使っていかないと、せっかくいい施設ができて、文化会館あたりがそうですけれども、なかなか使わないというのが現実のようですので、ぜひ有効活用と申しますか、そういった部分で年間を通じてにぎわいのあるというような施設にしていいただければと思いますので、そちらは要望しておきます。

○議長（大島瑠美子君） 野原武夫君。

○5番（野原武夫君） 4条の2項の「町長は、前条の承認に係る使用について条件を付けることができる。」と、この辺で恐らくカバーできると思うのですけれども、特定な宗教とかあるいは政党が使用するというような申し込みがあった場合でも、この条件だとちょっと使えそうな感じがするのです。意味では学童交流、世代間の交流センターの内容から逸脱するけれども、許可せざるを得ないという部分が出てくるので、その辺が2項の「条件を付けることができる。」ということでカバーしているのではないかと思うのですけれども、その辺いかがですか。

○議長（大島瑠美子君） 町民福祉課長。

○町民福祉課長（浅見初子君） そういうふうを考えております。

以上です。

○議長（大島瑠美子君） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君） ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第2号 長瀬町世代間交流支援センター条例を採決いたします。  
本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君） 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。



### ◎議案第3号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大島瑠美子君） 日程第4、議案第3号 長瀬町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤芳夫君） 議案第3号 長瀬町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の提案理由を申し上げます。

介護従事者の処遇改善を目的とした介護報酬改定に伴って上昇する介護保険料を抑制するための基金について、設置の目的等を定めた条例を制定したいので、この案を提出するものであります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（大島瑠美子君） 議案の内容等について町民福祉課長の説明を求めます。

町民福祉課長。

○町民福祉課長（浅見初子君） 議案第3号 長瀬町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例についてご説明を申し上げます。

提案理由につきましては、町長が申しあげましたように、国の緊急特別対策として、介護従事者の処遇改善を目的とした介護報酬の改定に伴って上昇する介護保険料を抑制するために交付される特例交付金に係る基金条例を制定する必要が生じたので、この案を提出させていただいたものでございます。

それでは、主なものについてご説明させていただきます。第1条、設置の目的でございますが、介護従事者の処遇改善を図るために改定される介護保険料の急激な上昇を抑制するため、基金を設置するものでございます。

次に、第2条、基金の額でございますが、積み立てる額は国から交付される介護従事者処遇改善臨時特例交付金の額とするものでございます。

次に、第3条から第5条は、この基金の管理、運用について定めたものでございます。

次に、第6条は基金の処分でございますが、基金は、4月施行の介護報酬の改定に伴い、第1号被保険者の介護保険料の増加額を軽減するための財源に充てる場合や、この措置に係る準備経費等の財源に充てる場合は処分することができるものでございます。

次に、附則でございますが、この条例は公布の日から施行し、平成24年3月31日限りで効力を失うものでございます。この場合、基金に残額があるときは国に納付することを定めるものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議いただき、ご議決賜りますようお願いいたします。

○議長（大島瑠美子君） これより本案に対する質疑に入ります。

渡辺強君。

○10番（渡辺 強君） この間の新聞を見ますと、今、介護保険の問題は、今まであった介護認定の基準が厳しくなって、今まで介護認定の重い人が軽く認定されて困っているとか、あと利用する人が、今、年金が改悪されて、国民年金の場合なんか、どんどん少ない年金から利用負担が上がっているということで大変厳しい。それでも、今、派遣労働で首を切られた人がいっぱいいるのに、低い職員の賃金で介護従事者がなかなか集まらなないと、何かちょっと矛盾を感じる報道をされているのです。

それで、これの条例の説明を聞きますと、3年間の基金だと、平成24年までで切れるということで、ではこの問題が、お金が出たらどういふようなところに一番早く、従事者に賃金の介護報酬をやっていくのか、そういうのがちょっと見えてこないのです。だから、特別臨時基金条例をつくるのはいいことですが、これについて答えられますか。国はどういうことを言っているのかよくわからないのです。

それで、もう一つは、今後どういふような状態になるかということがちょっと見えてこないで、ぜひ答えられたら答えていただきたい。

○議長（大島瑠美子君） 町民福祉課長。

○町民福祉課長（浅見初子君） 渡辺議員さんのおっしゃるように、介護職員の方は本当にきつくハードな仕事となっておりますので、離職する方が多いということでございまして、その方たちの報酬を上げるということで、今度3%に引き上げということ国は言っているわけなのですが、その3%の内容ですけれども、配分としましては、施設が1.3、それから在宅のほうに1.7ということで話は聞いておりますが、では具体的にどのくらい職員に、3%すぐそのまま上乗せかといいますと、それはいろんな経費も入っているようございまして、具体的に幾らがどういふふうに行くのかというのはちょっと私のほうではわかりませんが、この基金の関係では、そういう3%を経費を上乗せすることによって、3%といいましても、人数が多くなると、被保険者、納めてくださる人にとってはかなり膨大な額になりますので、低所得者の方にはやはり軽減をしていかなければならないということで、その軽減分が、軽減するということは当然経費が足りなくなりますから、その分について国のほうが補てんをしていただく、その補てん額を2年間、3年あるうちの初年度で軽減分全額、2年度目で軽減分2分の1を充てるといふことでお金をいただく予定です。それをこの基金に積むために、この基金を設置することになります。ですから、具体的に幾らいくというのとはちょっと私のほうでは試算はできませんが、一応少しでも介護職員の方の処遇を改善するという意味で3%の上乗せをするようございまして。

以上です。

○議長（大島瑠美子君） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君） ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第3号 長瀬町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例を採決いた

します。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君） 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。



#### ◎議案第4号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大島瑠美子君） 日程第5、議案第4号 長瀬町墓地等の経営の許可等に関する条例を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤芳夫君） 議案第4号 長瀬町墓地等の経営の許可等に関する条例の提案理由を申し上げます。

地方自治法第252条の17の2第1項の規定に基づき、知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の定めるところにより、町が墓地等の経営の許可等に関する事務を処理することとされたため、この案を提出するものであります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（大島瑠美子君） 議案の内容等について地域整備観光課長の説明を求めます。

地域整備観光課長。

○地域整備観光課長（染野真弘君） それでは、議案第4号 長瀬町墓地等の経営の許可等に関する条例についてご説明申し上げます。

提案理由につきましては、先ほど町長が申し上げましたように、地方自治法第252条の17の2第1項の規定に基づき、知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の定めるところにより町が事務処理とするとされたため、この案を提出させていただいたものでございます。

それでは、順を追って説明をさせていただきます。第1条でございますが、この条例の目的について定めたものでございます。法律の定めるもののほか、必要な事項はこの条例に定めるものでございます。

第2条は、経営者の基準についてでございますが、原則として、第1号から第3号に掲げた地方公共団体、公益社団法人または公益財団法人、宗教法人法に規定する宗教法人のいずれかに該当しなければならないとするものでございます。

また、第2項は、経営者の経営的基礎についての規定でございます。

次に、第3条でございますが、設置場所の基準についてでございます。別表第1に掲げた基準に適合するもののほか、第1号から第7号に掲げた各種法令等に該当しないものとするものでございます。

次に、第4条でございますが、施設の基準についてございまして、別表2の基準に適合するものでなければならぬとするものでございます。

次に、第5条でございますが、墓地等の経営等の許可の申請をしようとする者は、計画について事前に町長と協議しなければならないと規定したものでございます。

また、第2項は協議書その他の書類について、第3項は町長の助言、指導についての規定でございます。

次に、第6条でございますが、協議書を提出したときは、計画の周知を図るため、標識の設置をしなければならないと規定したものでございます。

また、第2項は、標識を設置したときは町長に届け出なければならないと規定したものでございます。

次に、第7条でございますが、協議書等の告示及び閲覧についての規定でございます。

次に、第8条でございますが、計画者が近隣住民に対して開催する説明会についての規定でございます。

また、第2項は、説明会後の町長への報告についての規定でございます。

次に、第9条でございますが、近隣住民から計画者に対しての意見書についての規定でございます。

また、第2項は計画者と意見書提出者との協議について、第3項は協議後の町長へ対する報告についての規定でございます。

次に、第10条でございますが、事前協議、説明会の開催、近隣住民の意見書の提出等の適用除外についての規定でございます。第1号から第5号に該当するものについては適用除外になるものでございます。

次に、第11条でございますが、経営許可または変更許可の申請についての規定でございます。

また、第2項は、変更許可申請の内容が墓地の区域または納骨堂の施設の拡張についてのものであるときは、当該墓地または納骨堂について、許可を受けた日から10年間を経過してからでなければ新たに申請できないという規定でございます。

第3項は、墓地等の廃止の許可申請についての規定でございます。

次に、第12条でございますが、申請に対する許可及び不許可の通知についての規定でございます。また、第2項は、許可に対して条件を付することができる規定でございます。

次に、第13条でございますが、許可があったものとみなされたときの届け出についての規定でございます。

次に、第14条でございますが、許可を受けた者が工事に着手するときは、あらかじめ届け出るものとするものでございます。

次に、第15条でございますが、工事が完了したときは届け出、検査を受けることとするものでございます。

次に、第16条でございますが、工事完了の届け出を受けて墓地等を検査し、許可内容に適合すると認められるときは、許可者に対して工事完了検査済み証を交付するものという規定でございます。

また、第2項は、工事完了検査済み証を受領してからでなければ、当該墓地等を使用してはならないとするものでございます。

次に、第17条でございますが、墓地等の経営者は、墓地等の名称等に変更があったときは町長に届け出なければならないとするものでございます。

次に、第18条でございますが、経営者の遵守事項について規定したものでございます。経営者の氏名及び住所並びに墓地等の名称を掲示すること、墓地等を常に清潔に保ち、破損した場合は修復しなければならないとするものでございます。

次に、第19条でございますが、立入検査についての規定でございます。

また、第2項は、立入検査に際して、職員は身分を示す証明書を携帯し、提示しなければならないとするものでございます。

次に、第20条でございますが、勧告についての規定でございます。町長との事前協議、協議書の提出、標識の設置、説明会の開催並びに意見書提出者との協議、協議内容の結果の報告等の手続がされていない

ときは勧告することができるとするものでございます。

次に、第21条でございますが、勧告を受けた者が、その勧告に従わないときは公表することができるとするものでございます。

また、第2項は、公表する際には、事前に通知し、意見を述べる機会を与えるとするものでございます。

次に、第22条でございますが、この規定の施行に関しては規則で定めるものとするものでございます。

次に、附則でございますが、第1項は、この条例は平成21年4月1日から施行するものでございます。

第2項は、この条例は、施行前に埼玉県知事に対してされた経営許可等の申請で、知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例附則第2項の規定により町長に対してされたとみなされるものに係る許可の基準は、墓地、埋葬等に関する法律施行条例の例によるものとする、経過措置についての規定でございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議いただき、ご議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（大島瑠美子君） これより本案に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君） ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第4号 長瀬町墓地等の経営の許可等に関する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君） 異議なしと認めます。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。



#### ◎議案第5号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大島瑠美子君） 日程第6、議案第5号 長瀬町ペット霊園の設置等に関する条例を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤芳夫君） 議案第5号 長瀬町ペット霊園の設置等に関する条例の提案理由を申し上げます。

社会情勢の変化に伴い、ペット霊園に対する需要が増大することが予想されるため、住民感情に配慮し、トラブルの発生を未然に防止し、住民の生活環境の保全を図るため、この案を提出するものであります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（大島瑠美子君） 議案の内容等について地域整備観光課長の説明を求めます。

地域整備観光課長。

○地域整備観光課長（染野真弘君） それでは、議案第5号 長瀬町ペット霊園の設置等に関する条例についてご説明申し上げます。

提案理由につきましては、先ほど町長が申し上げましたように、社会情勢の変化に伴い、ペット霊園に対する需要が増大することが予想されるため、住民感情に配慮し、トラブルの未然防止をするとともに、住民の生活環境の保全を図るため、この案を提出させていただくものでございます。

それでは、順を追って説明させていただきます。1条でございますが、この条例の目的について定めたものでございます。

次に、第2条でございますが、この条例の用語の定義について、第1号から第3号まで規定したものでございます。

次に、第3条でございますが、設置者等の責務について、周辺環境や近隣関係について配慮しなければならないとするものでございます。

次に、第4条でございますが、施設の許可についての規定でございますが、あらかじめ町長の許可を受けなければならないとするものでございます。

次に、第5条でございますが、ペット霊園を設置しようとする者は、申請書を提出する前に協議書を提出して、事前に町長と協議をしなければならないと規定したものでございます。

また、第2項は、協議があったときは、町長は必要な助言、指導を行うことができるという規定でございます。

次に、第6条でございますが、計画の周知を図るための標識の設置について規定したものでございます。

また、第2項は、標識を設置したときは町長に届け出なければならないとする規定でございます。

次に、第7条でございますが、ペット霊園を設置しようとする者は、設置計画について近隣住民に説明をしなければならないとする規定でございます。

また、第2項は、説明を行ったときは、その内容を町長に報告しなければならないとするものでございます。

次に、第8条でございますが、近隣住民から計画に対しての意見の申し出があったときは、ペット霊園を設置しようとする者は、申し出をした近隣住民と協議しなければならないとする規定でございます。

また、第2項は、協議した内容を町長に報告しなければならないとするものでございます。

次に、第9条でございますが、申請書についての規定でございます。第1号から第6号までの内容を記載した申請書を提出しなければならないとするものでございます。

また、第2項は、申請書の添付書類についての規定でございます。

第3項は、申請書の提出があったときは、町長は可否を決定し、申請者に通知するという規定でございます。

次に、第10条でございますが、申請に対して町長が許可をするときの基準についての規定でございます。第1号から第4号に規定しなければ許可をすることができないという規定でございます。

また、第2項は、許可するに当たり、公衆衛生上必要な限度において条件を付することができる規定でございます。

次に、第11条についてでございますが、設置者は、設置工事が完了したときは町長に届け出なければならないとする規定でございます。

また、第2項は、工事完了の届け出があったときは、町長は許可の基準に適合しているかの確認を行うとする規定でございます。

次に、第12条でございますが、ペット霊園の設置場所、設備の処理能力等の事項を変更しようとするときは、あらかじめ町長の許可を受けなければならないとする規定でございます。

また、第2項は、許可された内容に変更があったときの届け出の規定でございます。

第3項は、設置されているペット霊園の設置場所、設備の処理能力、設備の位置及び設置に関する計画、設備の維持管理に関する計画を変更する場合は、申請書の提出から許可を受けて工事の完了届を提出し、町長の確認を受けるまで新規に申請する場合と同じ扱いになるという規定でございます。

次に、第13条でございますが、維持管理についての規定でございます。

また、第2項は、焼却炉の設備を有する施設は、年1回以上、ダイオキシン類の量を測定しなければならないとするものでございます。

第3項は、ダイオキシン類の量の測定を実施したときは、結果を町長に報告しなければならないとする規定でございます。

次に、第14条でございますが、ペット霊園を譲り受けたときは、許可を受けた者の地位を継承するという規定でございます。

また、第2項は、地位の継承をしたときは町長に届け出をしなければならないとするものでございます。

次に、第15条でございますが、ペット霊園の設置に係る工事の中止及び霊園を廃止したときの届け出についての規定でございます。

次に、第16条でございますが、ペット霊園の設置者に対して、町長は施設等に関しての報告を求めることができるというものでございます。

また、第2項は、町長が職員にさせる立入検査についての規定でございます。

第3項は、職員が立入検査をするときの身分証明の携帯と提示の規定で、第4項は、当該立入検査は犯罪捜査として認められているものではないという規定でございます。

次に、第17条でございますが、設置者が許可の基準または許可の条件に違反しているときの改善勧告についての規定でございます。

また、第2項は、設置者が勧告に従わないときは改善を命じることができるとする規定でございます。

次に、18条でございますが、許可の取り消しについての規定でございます。第1号、改善命令に違反したとき、第2号、偽り等の手段で設置の許可を受けたときは許可の取り消しをすることができる規定でございます。

次に、第19条でございますが、ペット霊園の使用禁止についての規定でございます。第1号、設置許可を受けずに設置した者、第2号、設置場所、設置等の変更許可を受けないで変更した者、第3号、許可の取り消しをされた者について使用禁止を命じることができる規定でございます。

次に、第20条でございますが、使用禁止命令を受けた者が違反したときは公表することができるという規定でございます。

次に、第21条でございますが、この条例の施行に関しては規則で定めるとするものでございます。

次に、附則でございますが、この条例は平成21年4月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議いただき、ご議決賜りますようお願いいたします。

○議長（大島瑠美子君） これより本案に対する質疑に入ります。

大澤タキ江君。

○7番（大澤タキ江君） ペット霊園が出ましたので、ちょっとついでに聞いておきたいと思うのですが、散骨について長瀬町はどのようになっているのかお伺いしたいと思います。

○議長（大島瑠美子君） 地域整備観光課長。

○地域整備観光課長（染野真弘君） ご質問の散骨の関係でございますけれども、ペットの散骨ということで……

〔両方ですね。ペットも含めてです〕という人あり〕

○地域整備観光課長（染野真弘君） それにつきましては、後ほど回答させていただければと思います。ちょっと確たる資料がないものでございますので、申しわけございません。

○議長（大島瑠美子君） 村田正弘君。

○2番（村田正弘君） これは、ペット霊園だけは、要するに町の中にいろいろな手続をすればつくれますよということのようですけれども、前のやつはちょっと墓地の経営で違うのですが、似ているといえば似ているところがあるのですけれども。

この中に、先ほど説明を聞いたときに、霊園ですから、亡くなったものを葬るということなのでしょうけれども、規則をよく読んでみないとわからない面があるのですが、事によってはその中に違うものを葬ったというようなことが起こる可能性もゼロではないということですよね。そういうようなものに関しては、だれが確認してそうやっているのかというようなことではありませんけれども、その辺は規則か何かにあるのですか。

○議長（大島瑠美子君） 地域整備観光課長。

○地域整備観光課長（染野真弘君） ご質問の火葬してからの埋葬の関係だと思うのですが、この条例で規定していますのはペット霊園の設置の規定ということでございまして、その後のものについてはこの条例ではちょっと規定はしていないのですけれども、そういったことが起こらないようにするというのは重要なことだと考えております。

以上でございます。

○議長（大島瑠美子君） 村田正弘君。

○2番（村田正弘君） 何かなぞかけみたいな言い方をしたので、ちょっと答えもむにゃむにゃとした答えなのですけれども、何かこの辺が非常に心配されるというか、そういうふうな案件なのですけれども、いずれにしても、規則は町でつくるわけですよね。まだ規則ができていないわけで、できていなくてもいいですが、1日までにできればいいのですけれども、その辺のものを、ペットはどこまでのものをペットと称するのか、ちょっとわからない面もあるのですけれども、その辺を規則の中でもきちんと書いておくように、もっとわかりやすく言えば、人の骨をペットの霊園に持って行って入れてしまったということがあってもこれはまずいのではないかということです。そんなことなので、よろしくお願いします。

○議長（大島瑠美子君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） この2つの案件は、もうずっと前から県から市町村におろしたいということで、長瀬と横瀬が一番最後まで抵抗して、今、寄居と何力所はまだ受けないということがあって、保健福祉総合センターの所長がしょっちゅう来たわけです。何とかしてくださいと言うから、ぼちぼち考えるというような答弁をしてはぐらかしてきたわけなのですけれども、全体でも県のほうでも何とか受けていただかないと格好つかないというようなことで、かなり強引に來られたものですから、では受けるぞ、しかし、受けた

からには町に責任が出てくるわけですから、この件については、今村田議員ご指摘のようにかなり厳しく対応していかないと、そのすき間を縫って入ってくる業者というのは多分いるだろうという思いを持っておりまして、この辺は職員とも一体となって、防御という言葉はよくないでしょうけれども、そういうものを前面に出していかないと、すき間を縫ってこられるということは、今までにもいろんなことを言われておりますので、千葉あたりでもそういうことがあったという話も、小鹿野あたりもそういう話を聞いていますので、この辺は皆さんにもお力をおかりしながらしっかりした対応をしていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお力添えをお願いいたします。

○議長（大島瑠美子君） 村田正弘君。

○2番（村田正弘君） ちょっと今、町長がそういうことを言ってくれましたので、ぜひ、そういうことが起こって世間の話題にならないようなことをきちっとやっていただきたいというのが私の念願です。

以上です。

○議長（大島瑠美子君） 他に質疑はございませんか。

梅村務君。

○8番（梅村 務君） 私、説明を聞いている中で、二、三点ちょっとお聞きしたいと思います。

ペットのほうです。第2条第3項ア、イ、ペット霊園の焼却炉の問題なのですが、これは設置場所の規定とか何か、こういうふうにもいろいろ書いてあるようですけども、境界から何メートルと書いてあるけれども、移動焼却炉があるのですよね。それで、環境の問題で、この後の条項の中に、第13条第2項、これのいわゆるダイオキシンの問題、それを測定しながら報告しなさいということが、それは移動の場合には、この規定の中でわかりませんが、例えば出張して、そこから亡くなったペットを持ってきて、どこで焼却するのかということすらこれはわからない。それを長の判断でやるのか、何か法規定があるのか、それをひとつお聞きしたいと思います。

なぜこんなことを聞くかということ、以前にこれは相談をかけられたことがあるのです。長瀬へペット霊園をつくりたい、それで、そこに付随して、関連してひとつお聞きしたいことは、例えば長の判断で物事が決まったと仮定して、仮定論です。いわゆる自然公園法の中の1種、2種を問わず、そういうものの中に例えばつくりたいといった場合、山の斜面、権田山の桜の、南は何というの、いい場所なのですよね。その場合に、そういうものが、例えばそういう整合性が出るのかどうかということも、まだこれから始まるわけですからわからないと思いますけれども、そういうことすら想定できるということをもひとつ。

それと、公益社団法人あるいは財団法人ということ、私たちは非常に不勉強でよくわからないのですけれども、どういうものの規定があるのか、その3つ、ひとつお願いいたします。

○議長（大島瑠美子君） 地域整備観光課長。

○地域整備観光課長（染野真弘君） 先ほどのご質問にお答えをいたします。

焼却炉の関係でございまして、移動用の焼却炉についてどうするのかというようなご質問かと思っておりますけれども、これにつきましては、2条のところにも一応書いてもございまして、ただいま町長のほうとも協議をいたしまして、移動用の焼却炉については許可をしないということでございます。

それと、山の中につくられた場合ということでございまして、これは設置する場合に、ペット霊園につきましては、隣接土地所有者の同意もうたわれてございまして、そういった方の同意も必要となってくるかと思っております。それと、県立公園の条例がありますので、そちらのほうの許可も受けなければならぬという形になりますので、定められた手続をとった後でないと許可できないということになります。

ので、その辺のところでは厳しい基準が課せられるということになってくるかと思えます。

それと、公益社団法人の関係でございますけれども、公益社団法人、全く、これはどういう社団法人だという、ちょっと明確に条文上に書かれたものをここに持っていませんけれども、公益的に組織された団体ということで理解をしているところでございまして、通常の公益事業を行う一般社団法人ということとなっておりますので、済みませんが、よろしく願いいたします。

○議長（大島瑠美子君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） 補足をさせていただきますが、保健福祉総合センターの所長のお話によりますと、自然公園法との絡みもあるから、簡単には新規の墓地はできない。それで、最終的には長の権限ということになりますから、私は、そういうものについて、新しいものについては徹底的に検証した上でなければ許可というのは与えないというのを前提条件でやっていかなければ、先ほど申し上げたような突き崩しといいますか、そのすき間を縫うようなことが必ず出てくるというふうに思っております。特に長瀬町というのは観光地ですから、それを墓地を売り物にするようなことがあってはまずいというふうに基本的に考えておりますから、それと、自然公園の条例等につきましては、県のほうとの協議が必要であるということも県のほうからお聞きしておりますから、その辺についてはしっかり対応していかないと大変だというふうに思って、先ほど村田議員にお答えしたようなことを根底にやっていきたいというふうに思っております。

ですから、新規のことについては非常に厳しく対応していかなければいけない。今までの既存の墓地の拡張だとか、そういうことについての問題は、それは地権者だとか隣接地の地主だとか、そういうようなことがあれば多少の話はわかると思いますが、それ以外のことについては徹底的に検証することを前提として話を進めていきたいというふうに考えております。

○議長（大島瑠美子君） 梅村務君。

○8番（梅村 務君） 今町長の話で、私もやっぱりそれを一番心配していたわけなのです。それが、今の目をくぐりながらやる業者、知恵者もおりますから、例えば今、移動のあれなんかも結構、あれだけマスコミで報道されてやっているということは、では、あの中でダイオキシンが出て、あの中で700度、800度で焼却しているのかどうかなんということだってわからないです。それを分析するのに、常に金もかかるし、ダイオキシンの、あれは大変なのです、例えば焼却炉から出る。広域の時代に、老朽化した焼き場がダイオキシンの問題がありますからというような言葉もひょこっと聞いたことはある。だから新設したいのだと、そういうことすらわからないわけです、公のいわゆる広域でやっても。実際、では測定しているのかどうかという問題もあるし。そういうことも含めて、では今言った公園法の1種、2種を問わない、自然公園法の中で、では長瀬へ持ってきた、長瀬へつくりたいという、私、相談かけられたのですから、ある業者に。でも、私はそのとき、全く話に乗らなかった。乗らないし、また興味もなかったから。

だから、そういうふうなことがこういうふうな現実の問題として町へ下げられてきたときに、この条項を全部クリアすれば、これは完全に許可せざるを得ないのです、早く言えば。この条項を全部クリアすれば。長の判断ということがこの中に入っているとすれば、その判断にゆだねるわけですけども、そういうことで私は今聞いたわけで、ぜひともそういう一つの環境の、早く言えば、つくるほうはそういうことを言いませんけれども、長瀬の観光に対しては環境破壊、観光破壊だと思います。だから、そういうことも含めてひとつ真剣に慎重に、そういうものがあつた場合に、ないとも限りませんから、現実的に私に相談

かけた人がいるのだから、三、四年前に。だから、そういうことも含めてひとつ町長が判断してもらいたいと、こういうふうに思います。以上です。

それと、ちょっと済みません。公益社団法人について、今ちょっと、公益の社団法人ですと言われてもおれにはわからないので、これは私なりに研究してみますので、結構です。

○議長（大島瑠美子君） 他に質疑はございませんか。

野原武夫君。

○5番（野原武夫君） 先ほどから焼却炉についていろいろ話がありましたけれども、2条の（1）、ペット霊園についての内容が書いてありますけれども、ここに「焼却炉の設備を有する施設又は当該死体を埋葬し」と書いてあるので、焼却しなくても埋葬はできるのではないかという判断ができるのですけれども、この辺、先ほど町長が言われたとおり、長瀬町のイメージからすれば、埋葬しても構わないという文章は削ってしまって、焼却しなければだめだということ1点に絞ってもらったほうがいいのではないかと思うのです。個人でやる場合にはこういったことは関係ないわけなので、霊園をつくるときにはこういう埋葬するという事まで長瀬町では許可する必要はないと思うので、これから許可するかどうかという、業者がこれから申請するのでしょうかけれども、その辺でひとつ、先に町のほうで内容を整備したほうがいいのではないかという意見です。

それから、今こういったペット霊園をやりたいという話が、先ほど村田議員から話がありましたけれども、実際に町のほうにそういった申し出があるのかどうか、ちょっと聞きたいと思います。

○議長（大島瑠美子君） 地域整備観光課長。

○地域整備観光課長（染野真弘君） 先ほどの埋葬の関係でございましてけれども、埋葬の関係につきましては今後検討させていただきたいと思います。よろしくお願いをいたします。

それと、ただいま、現在ですか、その申請等の問い合わせ等があるかどうかというお話でございしますが、今のところ、そういうのは問い合わせ等については来ておりません。よろしくお願いをいたします。

○議長（大島瑠美子君） 他に質疑はございませんか。

新井利朗君。

○6番（新井利朗君） ペット霊園のことですけれども、これに関連しまして、ペットのことなのですが、よく国道上、県道上、町道上で、飼育されているもの、または野放しになっているものがひかかれている場合がありますけれども、そういうふうな処置についてはどのようにされているのか、ちょっと外れるかもしれませんが、この際お聞きしたいので、よろしくお願いします。

○議長（大島瑠美子君） 地域整備観光課長。

○地域整備観光課長（染野真弘君） 道路とかそういったところでひかかれている、死亡している動物の処理についてのご質問でございしますが、道路の場合ですと、国県道につきましては秩父県土整備事務所、町道については町のほうで、死んでいるということで一般廃棄物という形で、秩父の広域のほうに持ち込みまして処理をしているという状況でございまして。

以上でございます。

○議長（大島瑠美子君） 他に質疑はございませんか。

関口雅敬君。

○1番（関口雅敬君） この件については私は質問をしないつもりでいたのですが、今、整備の染野課長の答弁で申請者はないという話がここで出ましたので、私は以前から観光墓地をつくったほうがいい

という話を、この議会でも私の記憶で3回はもう出してあります。一般質問でも出してあります。ですから、私は、きょう町長がそういう、観光地にふさわしくないのだと、つくらないのだという決意表明だと思いましたが、今までの考え方を変えなくてはかなと思って今ここで考えていたときに、課長がそういう答弁を平然とするのに、何も考えないでそういうことをやっていくのかなということでも今言いました。

町長も、私、町長と会談したときに、町長は自分が町会議員時代にもこういうことは考えていたという話を私は聞いたのを覚えているのです。言った、言わないの話だから、それはいいとしても、ペット霊園についても先ほどの霊園についても、せっかく許可が町長にできるという改正になったので、また今後いろんな方法を考えて私は出したいと思いますので、染野課長、撤回してください。私、議会でもお願いしているのですから。

○議長（大島瑠美子君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） お答えいたします。

観光地として、観光的な霊園というのは考えてもいいなということは確かに申し上げました。それはあくまでも個人の考えで申し上げたことがありまして、例えば射撃場があのまま朽ちていくということになると、あの辺に観光霊園をつくったらどうだという意見が私のところにも、言ったことはあります。それは、あくまでも法的な裏づけがあって言ったわけではなくて、個人の考え、ですから、今関口議員がおっしゃったことも、個人の考えで、法的な手続の裏で申し込んだということではないですよ。2人の話とか、職員と課長と議員の話であっても、正式な裏づけがあったわけではない、そういう思いを申し述べていただいたのだと思います。

ですから、正式なことになってきたときには、やっぱりそれに法的な裏づけをちゃんととった上で対応していかないと、私たちはそれに突き崩される場合があるということを考えて申し上げたわけで、別に奇をてらったわけでも何でもなくて、これはこれからもそういう話は当然出てくるとは思いますけれども、それはあくまでも話であって、その中に法的な手続をとるということがあったときに初めて正式な申し込みということになるわけですから、その辺はぜひご理解いただいて、いろんな提案をしていただいたり、考えをお互いに述べ合うということは観光地の発展のためにも私はマイナスではないと、その中に出てきた話だというふうに思っておりますので、これはまた、この先の問題は別のことになる。私たちも責任を負ってその事務に対応していくということになれば、それなりのしっかりした裏づけと、それから将来計画だとか、それから制限だとかというのをお互いに与えた上で許可を出すという責任を持つわけでございますから、その辺は自然に変わらなければいけないと考えております。

〔整備観光課長はどうなんですか〕という人あり〕

○議長（大島瑠美子君） 地域整備観光課長。

○地域整備観光課長（染野真弘君） 先ほどの質問の中で、今現在、ペット霊園の申請等があるかということで、ないという形でお話をいたしましたけれども、先ほど町長が申し上げましたように、正式な申請があったかと、そういうふうな形で答えさせていただいたものでございまして、特に以前の質問の関係に対してちょっと申し上げたということではなかったものですから、大変その辺のところは、ちょっと確認しなかったということに対しては申しわけなかったかと思えます。申しわけありませんでした。

○議長（大島瑠美子君） 他に質疑はございませんか。

〔なし〕という人あり〕

○議長（大島瑠美子君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君） ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第5号 長瀬町ペット霊園の設置等に関する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君） 異議なしと認めます。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時45分

再開 午前11時00分

○議長（大島瑠美子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。



#### ◎議案第6号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大島瑠美子君） 日程第7、議案第6号 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤芳夫君） 議案第6号 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

職員の休息時間及び特別休暇について、国や他団体の動向などを勘案し、所要の改正を行う必要が生じたので、この案を提出するものであります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（大島瑠美子君） 議案の内容等について総務課長の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（齊藤敏行君） それでは、議案第6号 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

本条例は、人事院勧告に基づく国、県を初め地方公共団体の改正の動向を勘案し、職員の勤務時間、休憩時間の改正、休息時間の廃止を行うとともに、再任用職員、育児短時間勤務職員等の勤務時間、休暇等について定めるためにこの条例を改正するものでございます。

議案の第1条につきまして説明いたします。参考資料の職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例新

旧対照表をごらんください。第2条は、1週間の勤務時間を定めたもので、第1項は、職員の1週間の勤務時間を現在40時間から38時間45分に改めるものでございます。

第3項につきましては、再任用職員の勤務時間、1週間当たり16時間から32時間までの範囲内を15時間30分から31時間までの範囲に改めるものでございます。

第4項は、育児短時間勤務職員の勤務時間、1週間当たり32時間までの範囲を31時間までの範囲に改めるものでございます。

第3条は、週休日及び勤務時間の割り振りを定めたもので、第2項は、職員の1日につき8時間の勤務時間を7時間45分に、育児短時間勤務職員、再任用職員の1日につき8時間を超えない範囲で勤務時間を割り振るものを7時間45分を超えない範囲での勤務にそれぞれ改めるものでございます。

第6条につきましては、次のページでございますが、第6条は休憩時間を定めたもので、1日の勤務時間が6時間を超える場合においては少なくとも45分、8時間を超える場合においては少なくとも1時間の休憩時間を置かなければならないというものを、1日の勤務時間が6時間を超える場合においては少なくとも1時間の休憩時間を置かなければならないものに改めるものでございます。

第7条でございますが、休息時間を定めたもので、今回の改正で休息時間を廃止するものでございます。

第8条の3は、育児または介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限を定めたものでございますが、一月について24時間、1年について150時間を超えて勤務させてはならないというものを、一月について23時間15分、1年について145時間20分を超えて勤務させてはならないというものに改めるものでございます。

第14条は、特別休暇を定めたもので、職員が証人として出頭する場合を裁判員、証人に改めるものでございます。

次に、議案の2条につきまして説明させていただきます。職員の育児休業に関する条例新旧対照表でございます。第11条は、育児休業法第10条第1項第5号の条例で定める勤務の形態を定めたもので、第1号の4週間ごとの勤務期間につき8日以上を週休日とし、当該期間につき1週間当たりの勤務時間が20時間、24時間または25時間となるように勤務するというものを、19時間25分、19時間35分、23時間15分または24時間35分に改めるというものでございます。

第2号につきましても同様でございます。

それから、議案第3条につきましては、新旧対照表はございませんが、職員の給与に関する条例の一部改正でございます。これは、第10条第2項中、8時間の勤務を7時間45分に改めるというものでございます。これは、再任用短時間勤務職員の時間外勤務手当の割り増しになる部分について規定しているものでございます。

附則でございますが、平成21年4月1日から施行するものでございます。ただし、第1条中の職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の第14条第2項第2号の規定、これは証人、裁判員のところでございますが、これの改正につきましては平成21年5月21日から施行するものでございます。

以上が職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する条例の内容でございます。よろしくご審議いただき、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大島瑠美子君） これより本案に対する質疑に入ります。

渡辺強君。

○10番（渡辺 強君） 役場職員の労働時間や休憩時間とか残業の時間とか、年々いろいろよくなっていく

ことは本当にいいと思うのです。

ちょっと質問なのですけれども、今、役場、どこの地方自治体も、民間がただ働き、そして長時間労働で過労死する人がふえているのです。それで、過労死による過労自殺、そういう人も学校の先生とか公務員にもふえているのです。だから、そこの、私はすごくいつも悩むのは、矛盾を感じるのは、民間が派遣労働をした人は使い捨てでどンドン首を切ったり、そういう中で、地方公務員の人たちに対して、やはり今、圧力の中で仕事を、ここの町だとかこの町とは言いません、役場職員が仕事をうちへ持ってきて相当しているという話も聞くのです。

そこで質問ですけれども、長瀬町は、役場職員が仕事を結局やり切れないで残業をどのぐらいやっていると、あと仕事をうちに持って行ってやっていると、そういうことが感じられますか。どういう状況なのか、説明をお願いしたいと思います。

それで、私が言いたいのは、今、労働基準監督署が、私なんかも、影森キャノンの労働者が物を言えない、それで要するに早出させてやられているということを知っていて、私たちは基準監督署に、あんな、育児やっている人にはやめろというので7時出勤にしているのです、8時15分なのに。そういう問題について言ったら、キャノンの会社は、影森工場は、月5万円くれて、これは言われたからやっているのではなくてということでは正したのです。現実には私は基準監督署へ行ったのですけれども、今、そういう中では、やはり公務員をよくするからには、民間が使い捨ての労働者はどンドン使ってくるのでは困るのです。そういう意味では、やはり我々は、公務員が過労死するほど働かされては困るし、ちゃんと育児休職もとってもらいたいし、そういう問題について質問なのですけれども、どういう状況なのか。特に長瀬町の職員の方、総務課長、お願いします。

○議長（大島瑠美子君） 総務課長。

○総務課長（齊藤敏行君） 残業につきましては、程度もあるかと思っておりますけれども、それぞれ各課であるようです。時期だとか仕事の状況によって、1年じゅうということではないかと思っておりますが、場合によっては休日に出てきて処理するような残業等もあります。あとは、職員が仕事をうちに持って帰ってというのは、そういう場合も時期だとか仕事の状況によってはあると思っております。

以上でございます。

○議長（大島瑠美子君） 渡辺強君。

○10番（渡辺 強君） 私は、こういう問題で、今、学校の先生が、要するにクラブをやっている先生ですけれども、日曜出勤したり、日曜、子供に付き添って行っていろんなことをやったり、過労死しているという新聞を読んだのです。それで、裁判で訴えて、過労死認定されて労災認定が出たのです。特に皆野役場、長瀬役場は近辺ですから、何か話によると、大分仕事を持って帰って、遅くまでいるという話も聞くのだけれども、具体的には総務課長、どれぐらいの人が何時間ぐらい残業していますか。5時15分で終わって帰る人は、最近に残っている人、いっぱいいますよね、きのうも随分残っていたし。それで、その残業手当の問題については、私は財政状況を見まして、必ずつけろとかと、そういうことはなかなか言えない、今民間がひどいから。だから、そういう点でどういうふう把握していますか、総務課長。どれだけ残業しているのだから、仕事を持って、時間的にわかりますか。

○議長（大島瑠美子君） 総務課長。

○総務課長（齊藤敏行君） 残業、時間外勤務をする場合は、担当課長から総務課のほうに合い議が回ってきますので、そこで確認はしているのですけれども、今ここでどのぐらいの時間になるかというのはちょ

っと申し上げられませんが、各課で事業をやるときに時間外勤務をする場合には回ってきますので、どう  
いう職員がどのぐらいの時間をやるというのは確認させていただいております。

以上でございます。

○議長（大島瑠美子君） 渡辺強君。

○10番（渡辺 強君） もう一回質問させてください。

私は、やっぱり幾らか、役場職員ですから、全体の奉仕者ですから、やっぱり残業をやって、必ず課長  
に報告しないで、自分の仕事だといって残ってやっている人、いいと思うのです。ですから、そういう役  
場の勤務状況をちゃんと把握していく必要があると思うのですけれども、この辺について、町長、見解を  
述べていただきたいと思います。やっぱり、今後の問題として。

○議長（大島瑠美子君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） 今、きのう、渡辺さんがいっぱい職員が残っていたというお話、職員が残っている  
から必ず残業かという、必ずしもそうではないと私は認識をしています。ただ、やっぱり慣習というよ  
うなものがあって、5時15分になってばあっと帰ると言う人がなかなかいないのではないかなという思い  
を持っております。

だから、定時に仕事が始まって、本当は定時に終わるとというのが一番理想だとは思いますが。ただ、やは  
りこういう社会情勢の中で、公務員だけがそれでいいのかという思いはあるわけでございます。ワークシ  
ェアリングというような話もあって、仕事を分けよう、よその財政力の余裕のあるところは解雇された人  
を30人とか50人とか雇うというようなことをやっていますよね。ああいうこと、すごいなと思います。  
ある意味ではうらやましく思いますけれども、ではそれだけの仕事が本当にあるのかなという思いもある  
わけで、この辺は非常に峻別が難しいというふうに思いますが、とにかく、いろんなことを言い出すと切  
りがないわけでございますので、この辺でやめますが、適当な残業といいますか、オーバーワークになら  
ない程度の残業というのは私はやっていただいて、町民に対する奉仕者なのですから、当然だというふう  
に思っています。ただ、余り体にぐあいが悪くなるようなことだけは避けていただきたい、それで役場の  
職員になったから、結婚もできないし、子供も産めないというようなことは避けていかなければ、少子化  
の問題は解決できないというふうに思っていますので、子供が生まれることは非常に結構なことだというふう  
に思っておりますが、いずれにしても、オーバーワークにならない程度の仕事というのはやっぱりやって  
いただくということを私は希望いたします。

○議長（大島瑠美子君） 他に質疑はございませんか。

大澤タキ江君。

○7番（大澤タキ江君） 1週間当たり1時間15分勤務時間が短くなったということは、1日にすると15分  
ということですが、ということは、1日で退庁時間が、8時半から今まで5時15分だったものが8  
時半から5時というような、そういう退庁時間ということに変更されるということなのでしょうか、ちょ  
っとお聞きしたいと思います。

○議長（大島瑠美子君） 総務課長。

○総務課長（齊藤敏行君） 勤務する時間は1日8時間から7時間45分に変更になりますので、15分間減少  
になるのですけれども、仕事を始める時間は8時半からで、終業になるのは5時15分で今までと同様でござ  
います。現在、1日に休息時間が12時から12時15分までの15分間と3時から3時15分までの15分、30分  
休息時間があるのですけれども、この休息時間を廃止して、休憩時間が実際45分なのですが、これを12時

から1時までの1時間に改正させていただくということで、8時半から5時15分までの時間のあれは変わりません。

以上でございます。

○議長（大島瑠美子君） 村田正弘君。

○2番（村田正弘君） 皆さんの質問とちょっと違うかもしれませんが、働く時間が15分間減りました。それで、3時休みとか10時休みはなくなりますというお話になりますね。そうすると、実質的には賃金が上がるということになるわけですね、15分短くなりますから。賃金は上昇して、やることは一緒だということは、定期昇給とかそういうのになればもっと上がるということになるわけですね。

もう一つ言いたいのは、では役場の職員は、午前、午後、昼休み以外はたばこを吸う時間はないのかということになってしまうのです。では実際、だれかが4月1日が過ぎてから、午前中、たばこを1本吸ったら就業規則の違反になるという話になるわね。その辺の細かいことについては、残業もそうなのですけども、残業を始めるということになれば、残業時間に入る前に10分あるいは15分間休憩をとってから残業しなさいとか、それから残業の時間の計算は、最初の定時が終わった後30分間は残業を認めませんとかいうことがあると思うのですけれども、いずれにしても、午前、午後、10時休み、3時休みというふうに言われている休みの時間がなくなってしまうとそういうことになると思うのですけれども、その辺の管理監督というか、そこら辺についてはどんなお考えなのですか。

○議長（大島瑠美子君） 総務課長。

○総務課長（齊藤敏行君） 休憩時間以外の喫煙は禁止ということになるかと思えます。このことにつきましては、先日の課長会議の際にも話をさせていただいております。

それから、時間外を始めるときは、現在、5時15分からすぐではなくて、5時半からというようなことで始めさせていただいております。

以上でございます。

○議長（大島瑠美子君） 村田正弘君。

○2番（村田正弘君） ただいまの課長のお答えですと、そうすると、職員は昼休みになるまでたばこを吸う時間はないよと、あるいはもっと厳密に言えば、水1杯飲む時間もないよという話になるわけですね。それは、だけれども、ちょっと人間が生きていく上に、水1杯飲むとかあるいはお茶を飲むとか、そういうこともやらないと健康管理上は非常に問題になってくるのではないかと思うのです。それで、しゃくし定規にやられたらどうなってしまうのと。それで、規則ではそうなっていても、実際はたばこを吸っていたとかお茶を飲んでいたりとか、あるいはジュースを飲んだとかいうふうなことが出てきたときに、我々が町民にそういうことをよく教えてしまうと、役場の人はサボっていて困るのではないのか、そういうふうなことが起きると思うのです。ですから、休息时间というか、3時休みとか10時休み、多少の10分でも時間は与えるということをやらないと、ただ上から言ってきたからこういうふうにしますというのは、これは、では人間が生きていくというか、健康管理をしながら仕事をするという上においていかがかと思うのですけれども、その辺についてどんな考え方を持っているのですか。参事に伺います。

○議長（大島瑠美子君） 参事。

○参事（新井敏彦君） 村田議員のご質問にお答えさせていただきます。

議員ご指摘のとおり、やはり職員の健康を保つというのは大事だと思っております。労働安全衛生法という法律もございまして、職員の安全衛生を図るとするのはその職場の責務になっておりますので、この

間の課長会議では、一応、この件に関しましては、今まで人事院勧告のとおりいろんな、給与もそうですが、他団体との均衡を図るということでこういった条例に改正はさせていただいておりますが、当然、先ほど申しあげました労働安全衛生法上の問題の職員の健康問題もありますので、水とかお茶を飲まないでずっと仕事をするというのはこれは無理だと思っております。これは、健康上最低限の水分の補給とか、そういうのは当然健康上必要だと思っておりますので、その辺は当然、湯茶とか水は水分補給ということで認めようということで課長会議ではなっております。ただ、場所を移して喫煙をするというようなことは、一応勤務時間ということで、今度休息がなくなりましたので、その辺については、一応先ほど課長からも申しあげましたが、禁止ということで、昼休みに喫煙についてはさせていただくということで一応は今のところ原則としております。

○議長（大島瑠美子君） 村田正弘君。

○2番（村田正弘君） 給水ということを言いましたが、給水をすれば当然排出もあるわけで、トイレへ行くということも当然あるわけでしょうけれども、今言われたとおりのことでやっていきますと、たばこを吸うことはだめですよという解釈になってしまいますね。

そうすると、役場の職員を見ていますと、3分の1ぐらいの人は喫煙をしている人がいるように見受けられます。では、そういう人はどうするのかということになると、たばこを吸わなければ必ず健康になって病気になるという話はないので、吸っても世話ない人は世話なくて、だめな人は吸わなくてもだめなのですから、そういうことで、この辺は5分なり10分なり時間をつけておいて、なおかつ定時を、ではあと10分延ばすとか、そういうことをやっておいたほうが、何か物を言われたときにきちんと言いわけができるということも、法律というか、こういうものは、決めごとはやっぱり、物の言い方は悪いですけども、回避することも考えておいてやらないと、縛るだけ縛ったのではどうしようもないよということが言えると思うのですけれども、その辺は町長、どういうお考えですか。

○議長（大島瑠美子君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） これは、議案を全部見ると全部町長提出になっておりまして、私の責任で提出をしてご審議をいただいているということになるわけですよ。国の基本的な考え方、よくわかりません、わからないけれども、たばこの害というのを無言のうちに制度の中に取り込んで、なるべくたばこを吸わないようにという圧力だというふうに私はこの文章を見たときに思いました。これは、いずれ問題になると思うのです。確かに国も決めたから市町村もやりなさいという、縦割りの行政の一番の弊害がここに出ているのではないかなと思って提案をさせていただきました。

しかし、国でやることだからしょうがないやと、本当は反旗を翻したかったのですが、それができないというつらさを思いながら、たばこを吸う人が年々少なくなっているからということと、たばこの他人に与える害というのが最近、今テレビ等々で言われていますよね。そういうことを無言のうちに、勤務時間でめぐりに人がいるときに出て、たばこを吸って害を与えるもとをつくるのはやめましょうよという、そういうことなのではないかなと、これは私の想像ですが、そういうふうに思いました。

でも、たばこを吸わなければたばこ税って入ってこないわけで、町の大きな財源になっているわけです。非常に苦しい提案をさせていただいたわけですが、とりあえずこれでやらせてもらおうと、それで何らかの、勤務時間の中での水の補給だとか生理現象だとかということについては、これはやむを得ないことでありますから、当然やっていただいて結構だと。ただ、たばこについては、お昼休みだけに我慢をさせていただくような習慣をつけていただくということしかないだろうと私は思って提案をさせていただき

ました。これはどうなるかわかりませんが、いずれ大きな問題になってくるだろうという思いを持っております。しばらく推移を見ながら、次の手を考えなければいけない時期が来るだろうというふうに思っておりますが、お決めいただいて、これをしばらくやってみるしかないだろうというご提案でございます。

○議長（大島瑠美子君） 他に質疑はございませんか。

〔「ちょっと待って、もう一回」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君） 4回目になるので。

○2番（村田正弘君） 4回目でも何でも、これは規制はないはずですよ。

○議長（大島瑠美子君） はい。

○2番（村田正弘君） これは条例なのですから、長瀬町の条例なのだから、長瀬町で独自で決めて悪いということはないのではないのでしょうか。長瀬町条例は県条例に従えとどこかに書いてあるのだとどうしようもないですけども、それだったら長瀬町条例なんてあったって何にもならない話になってしまう。

○議長（大島瑠美子君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） 先ほどの墓地の問題とやや似ているかなと思うのです。全部ほかでやっているのだからやってくださいよという話は何回も来て、これは私も国のほうからの縦割りのことだからということでお受けをしました。今村田議員がおっしゃるように、町の条例でございますから、当然そういうことは承知の上で提案をさせていただいたわけで、一度、やっぱり縦割り行政といいますか、そういうことでやっていただかなければいけないという思いで提案をしましたら、これはいずれ問題になるだろうと先ほど申し上げたようなことがあります。これは内部からの意見が必ず出てくるはずでございますし、それを国のほうがどういうふうに取り上げるかというのも一つの見ごろといいますか、見る必要があるというふうに思っていて、縦割り行政の弊害を承知の上で提案をさせていただいたわけでございます。

ですから、長瀬町がどうしてもそれはという意見が出てやれば、そのときは私はそれは考えて、1つだけでも、今村田議員のように、町長に度胸がないとか度量がないとかというお話の裏づけの中のご提案だと思いますが、一度やってみて、その中で問題が出てくれば、それはそのときに私は考えよう、そういうふうに考えております。

○議長（大島瑠美子君） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君） ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第6号 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君） 異議なしと認めます。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

◇

◎議案第7号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大島瑠美子君） 日程第8、議案第7号 特別職の委員の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤芳夫君） 議案第7号 特別職の委員の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

近隣団体の状況を勘案し、定額の費用弁償の支給廃止などを行いたいので、この案を提出するものであります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（大島瑠美子君） 議案の内容等について総務課長の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（齊藤敏行君） それでは、議案第7号 特別職の委員の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

近隣団体の状況を勘案し、定額の費用弁償の廃止等を行いたいので、条例の一部の改正を行うものでございます。

それでは、参考資料の新旧対照表をごらんください。第2条は、報酬について定めておりますが、報酬及び費用弁償を別表のとおり支給するというものを報酬に改めるものでございます。

第3条は、費用弁償について定めておりますが、費用弁償のうち「前項に定めるもののほか、招集に応じたとき又は公務のため旅行したときは別表に掲げる日額の費用弁償を支給する。ただし、その当日行われた他の委員会に出席した費用弁償はこれを支給しない。」というものを削除するものでございます。

また、表中の費用弁償の欄、日額500円の部分につきまして、あわせて削除するものでございます。

なお、この条例は平成21年4月1日から施行するものでございます。

以上が議案第7号 特別職の委員の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例の概要でございます。よろしくご審議いただき、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大島瑠美子君） これより本案に対する質疑に入ります。

渡辺強君。

○10番（渡辺 強君） 初めに、長瀬が皆野と合併しないことに決まってというか、進んで、そして長瀬町財政健全化委員会が、何回の審議だったかな、1年間近く開いて毎月やっていたのです。財政健全化委員会の会長が小菅さんで、それで答申したわけです。その中で、その後、答申して、要するに教育委員会から農業委員会から、ここのずっと羅列したのをカットして少なくなっ、幾らか、例えば農業委員会の委員は1万1,000円だったのが月額で9,900円になったわけです。こういうふうにしてきたのです。

そういう中で、費用弁償をカットするということはいいことなのですけれども、問題は、今財政厳しい中で、月額がいいか、日額、要するに出た日だけやるというようないろんな意見があのかのときの会議の中であったのです。それで、やっぱり私たちは、財政健全化委員も議員も何人か出ていましたけれども、あのかのとき私は意見を言ったのは、どれだけの仕事があるのかというのをわからない中でカットしろとかもって

少なくしろという、なかなか言えないけれども、もっと審議する必要があるのではないかと言ったつもりです。

そこで、特別職委員の報酬、費用弁償の審議委員会というのがあります。その中で、そういういろんな意見をこれから答申の中でもっと考えていく必要があるのではないかと思うのですけれども、これについて町当局はどう考えていますか、お願いします。報酬審議会というのがありますよね。

○議長（大島瑠美子君） 総務課長。

○総務課長（齊藤敏行君） 報酬審議委員会にける場合は、報酬を上げるときにご意見を伺うということで上げるものなので、今のところそういうことを予定してはおりません。

以上でございます。

○議長（大島瑠美子君） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君） ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第7号 特別職の委員の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君） 異議なしと認めます。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。



#### ◎議案第8号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大島瑠美子君） 日程第9、議案第8号 長瀬町放課後児童クラブ室設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤芳夫君） 議案第8号 長瀬町放課後児童クラブ室設置条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

長瀬二小放課後児童クラブを設置したいため、放課後児童クラブ室設置条例の一部を改正したいので、この案を提出するものであります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（大島瑠美子君） 議案の内容等について町民福祉課長の説明を求めます。

町民福祉課長。

○町民福祉課長（浅見初子君） 議案第8号 長瀬町放課後児童クラブ室設置条例の一部を改正する条例に

ついでご説明申し上げます。

提案理由につきましては、町長が申しあげましたとおり、第二小学校区に児童クラブを設置するため、条例の一部改正を行うものでございます。今まで児童クラブは第一小学校区に2カ所だけで、第二小学校区にはないため、二小の児童は一小の児童クラブへ送迎で対応しており、送迎時の交通事故等の心配がございました。児童クラブは、児童の安全を第一に考えますと、学校内及び学校の近くにあるのが本来の姿であると考え、いろいろ検討した結果、樋口地区コミュニティ集会所の隣に設置いたしました世代間交流支援センター内で開設することになったものでございます。

それでは、内容についてご説明申し上げます。参考資料の新旧対照表をごらんいただきたいと存じます。第2条の別表でございしますが、今までの一小の長瀬町放課後児童クラブ名を「長瀬一小放課後児童クラブ」に変更するとともに、「長瀬二小放課後児童クラブ」を追加するものでございます。

次に、附則でございしますが、この条例は平成21年4月1日から施行するものでございます。

以上で終わります。よろしくご審議いただき、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大島瑠美子君） これより本案に対する質疑に入ります。

渡辺強君。

○10番（渡辺 強君） 学童クラブが二小学校区にでき上がるということで大変喜んでおります。私は、来年度の予算も含めて、2番議員が先ほど学童クラブの件費のことを言いましたけれども、私は今、第一小の学童クラブの施設長が浅見町民福祉課長なのですよね。それで、今度の二小の学童クラブも施設長が浅見課長になるのか、この兼務という問題については私は余りよい方向ではないと思うのです。件費のこと、お金のこともありますけれども、私は、子供の教育というのは、村田議員はよく、採算性とか町の持ち出しとかということも一理があります。しかし、やはり子供の安全、子供をこれから育てるといふのは、採算はとれなくても、ちゃんとした人が子供の教育については長をやって責任を持ってやっていかなければ問題だと思ふのです。

そういう中で、今度の2つの学童クラブの施設長はだれがどういうふうやっていくというふうな方向なのか、これは来年度の予算のことも含めて、どっちが答えたらいいかな、町長か、それとも浅見課長か、どっちですか。回答をお願いします。私は意見としては、小さな何人かしかいない学童クラブも、今大変な任務だと思います。子供の安全、子供のこれから将来のこと、今、働く若者が、特に低学年の子供たちはお母さんが働かなければ教育費が物すごくかさんで大変な状況なので、よろしくお願いします。

○議長（大島瑠美子君） 町民福祉課長。

○町民福祉課長（浅見初子君） 渡辺議員さんのご質問にお答えさせていただきます。

うちのほうでも、体制の関係で、郡内市町村、どんなぐあいかと思ひましてちょっと調査させていただきました。そうしましたところ、公営の施設を持っているところもかなりありますが、どこも所長とかそういう形で置いているところはありません。横瀬町さんが児童館の中にあるということで、児童館の館長が兼ねているようなのですけれども、実際にはやはり役場のほうに館長もいるような状況でございますので、町のほうとしましても、新しく設置というか、置くというふうには考えておりませんが、役割的には主幹クラスが両方を見ていただくように考えております。

以上でございます。

○議長（大島瑠美子君） 大澤タキ江君。

○7番（大澤タキ江君） 第二小学校のほうに放課後児童クラブができるということで、先ほど第二小は12名

というお話をいただきました。ちなみに、第一小学校のほうはどのくらいの人数がいるのかお伺いしたいと思えます。

それから、それに付随して、指導員が何名ぐらいいるのか。第二小のほうは新しくできるということで、これから指導員が、先ほどのあれですと1名なのかなという思いがしましたけれども、12名を1名で見るのではちょっと無理かなという思いもしていますので、その辺をちょっとお聞きしたいと思えます。

それから、私もちょっと勉強不行き届きで、勉強が足りないのですけれども、児童クラブというのは、ただ遊ばせるだけなのか、それとも幾らか勉強も見るのか、いろいろ生活の知恵を教えるのか、そのような、どういう、指導員というのですから、どの程度の指導をするのだから、その内容についてもちょっとお伺いしたいと思えます。

○議長（大島瑠美子君） 町民福祉課長。

○町民福祉課長（浅見初子君） 第一小学校の人数でございますが、3月1日現在で、定員30人のところ、今37人でございます。4月には卒業する方もおりますが、新規の方も、1年生が入ってまいりますので、4月当初からは今の見込みですと42人になる予定です。たけのこさんのほうは61人おまして、定員40人のところ61人ということでちょっと多くなってはおりますが、4月からは内容を精査していただきまして、50名ということに聞いております。一小の人数がちょっとこのところ少なくなってきてはおりますのは、去年からのいろんな不況もありまして、パートの方が仕事が打ち切られてしまったということで、自宅にいるようになったということで何人かの方がおやめになっている状況もございます。

それから、指導員の仕事のほうということですが、まず人数ですけれども、二小のほうは常時2人いる体制をとりたいと思えます。もし事故とか緊急に、何か不審者が入ってきたとか、そういうことも考えられますので、人数的には十分1人でもいいかなと思えますけれども、こういう施設の場合は2人体制でいきたいと考えております。登録の指導員は5人ぐらいを考えておまして、ローテーションを組ませていただきたいと考えております。一小のほうも同じようにさせていただきます、一小のほうは人数が多いものですから、今3人お願いしては、職員的には6人くらいで回したいと考えております。

それから、学童保育所ですけれども、こちらは放課後ということもありまして、家庭と同じような役割というふうに位置づけられてはおります。ですから、帰ってまいりましたら、まず宿題をやりまして、宿題が全部終わらない子も中にはいるようでございますが、宿題の補助をさせていただきます、その後、遊んでもらうようなことで、子供の遊びをお手伝いしたり、見守ったり、全部指導員がやってやるということではなくて、子供の自主性を尊重して、保護者が迎えに来るまで安全に注意を特にいたしましてお預かりするというふうに考えてはおります。

以上でございます。

○議長（大島瑠美子君） 大澤タキ江君。

○7番（大澤タキ江君） 済みません、もう一つ聞き忘れてしまいました。

ということは、指導員さんというのは保育士の資格を皆さん持っているということでしょうか。

○議長（大島瑠美子君） 町民福祉課長。

○町民福祉課長（浅見初子君） 全員が持っているということではありません。有資格者を優先するということにはなっておりますが、資格のない者だけでやっているということでもありませんので、教員の免許を持っている方、それから保育士を持っている方、何も持っていない方もいらっしゃいます。家庭ですと、保護者の方は当然持っているというわけではございませんので、それでも大丈夫ということになっては

ますので、子供の指導に特に関心のある方、意欲のある方を採用させていただいております。

以上です。

○議長（大島瑠美子君） 他に質疑はございませんか。

野原武夫君。

○5番（野原武夫君） 二小のほうの児童クラブの道路からの入り口の問題なのですけれども、非常にあそこが狭いということで、ぜひ広げてもらいたいという話が来まして、実は産業課のほうにお願いしたのですけれども、その件はどうなっていますか。子供の出入りの車が、縁石といいますか、あれが少し狭いものですから、広げるようにお願いしたのですけれども。ぜひ、それは4月1日に開園するまでに解決してもらいたいと思います。お願いいたします。

○議長（大島瑠美子君） 町民福祉課長。

○町民福祉課長（浅見初子君） 二小の学童の入り口ですけれども、正式には学校側から来るのが入り口の道になっているかと思うのですが、こちらの直売所のほうの入り口を、どうしても保護者の方も便宜上、一番使わせていただくことになるかと思えます。建設課のほうとも相談させていただいて、あの広さですと、直売所のところにお客さんがいっぱい来ている時間帯ですとかなり難しいというか、危ないようなこともあるかと思うのですが、児童のお迎えは放課後は5時ぐらいから6時半ということになりますので、そんなに混雑するということはないかなと思うのです。ちょっと検討をもう少しさせていただきたいと思えます。産業課というか、地域整備のほうとも話をさせていただいておりますので、もう少し検討させていただきたいと思えます。

以上です。

○議長（大島瑠美子君） 野原武夫君。

○5番（野原武夫君） あそこは学童保育だけではなくて、いわゆる老人の関係もあるので、どうしてもあっちから入るとは限らないのです。ですから、今のご返事は、あそこの一部の部分で使うということでは納得できますけれども。ですから、多くの老人方もあそこを使うということになれば、当然その辺の配慮も必要なので、ぜひこれは必要なことだと思いますので、事故が起きてからでは困るので、よろしく願いいたします。

○議長（大島瑠美子君） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思えますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君） ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第8号 長瀬町放課後児童クラブ室設置条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君） 異議なしと認めます。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時55分

再開 午後1時00分

○議長（大島瑠美子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎議案第9号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大島瑠美子君） 日程第10、議案第9号 長瀬町介護保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤芳夫君） 議案第9号 長瀬町介護保険条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

介護保険制度では、財政の均衡を図るため、3年間で1つの事業運営期間として設定しており、平成21年度から新たな事業運営期間に入ることに伴い、関係規定を改正したいので、この案を提出するものであります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（大島瑠美子君） 議案の内容等について町民福祉課長の説明を求めます。

町民福祉課長。

○町民福祉課長（浅見初子君） 議案第9号 長瀬町介護保険条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

介護保険制度では、保険財政の均衡を図るため、3年間で1つの事業運営期間として設定されておりますが、平成21年度から23年度までの3カ年を第4期介護保険事業計画期間として事業を実施していくこととなります。この計画の策定につきましては、保健福祉総合振興対策審議会への諮問に対しまして答申をいただき、全員協議会でも説明させていただいたところですが、今回の条例改正の内容は、保険料の改正と保険料の段階を、現行の6段階のうち第4段階に特例第4段階を設けさせていただき、より低い保険料率の設定を行うものでございます。

まず最初に、第2条の改正でございますが、お手元に配付してあります新旧対照表をごらんいただきたいと思います。第2条でございますが、計画の期間が今年度で終わりますので、次の計画期間を平成21年度から23年度までの3カ年に改め、保険料を介護保険施行令に定められている保険料率の算定に関する基準によりまして算定した額に改めるものでございます。

改正条例に戻っていただきまして、附則でございますが、この条例は平成21年4月1日から施行するものでございます。

また、附則の第3条、平成21年度から平成23年度までの保険料率の特例でございますが、基準額である第4段階に特例第4段階を設け、保険料を基準額の9割の4万3,200円とする、より低い保険料の設定を

行うものでございます。

次に、附則の第4条でございますが、保険料の急激な上昇を避けるため、21年度は基準額を4万6,800円、22年度は基準額を4万7,400円と段階的に引き上げることとするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議いただき、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大島瑠美子君） これより本案に対する質疑に入ります。

渡辺強君。

○10番（渡辺 強君） 今、先ほどの介護保険の問題でも言いましたように、介護で働く人の問題をやって、今度は介護保険料です。私も介護保険料というのは払ってしまして、ひどく私は重いと思うのです。今、固定資産税と住民税と、あとこういった介護保険料と国民健康保険と、あと何ですか、相当払うと物すごく額が大きいのです。年間50万超えるのではないかな、全部の町や県や国に納めるお金が。

今、どうですか、みんな、余り声が、私には大変だという話は直接は余り伺っていないのですけれども、今、町に対して何とかしてほしいというような話で、保険料が払えないとか、そういう話が上がっていますか。それを聞きたいのですけれども、どうですか。

○議長（大島瑠美子君） 町民福祉課長。

○町民福祉課長（浅見初子君） 介護保険に関しましては、保険料が高くて払えないというふうな声は具体的には届いておりません。全体的に見ますと、議員さんおっしゃるような、いろいろと負担がふえてきておりますので、大変なのは重々わかっておりますが、皆さん、実際には大変だということではありますけれども、具体的に減免の申請とか、そういうふうなお話はいただいております。

以上です。

○議長（大島瑠美子君） 他に質疑はございませんか。

野原武夫君。

○5番（野原武夫君） 今、3年間に限ってこれは上がったわけですね。まだまだ上がる予定があるのですか。上限はどこまで上がるのか。許されている法律的なところがあると思うのですけれども、お聞きしたいと思います。

○議長（大島瑠美子君） 町民福祉課長。

○町民福祉課長（浅見初子君） 野原議員さんのご質問で、どこまで上がるのかということなのですが、ちょっと私のほうもよくわかりません。これは、きのうもちょっと説明させていただきましたが、介護の利用者がふえておりますし、また介護を提供する、サービスを提供する施設もふえております。そうしますと、これは総額というか、費用額が年々ふえていってございまして、町のほうでも介護予防の事業もやっておりますけれども、やはりどうしても費用額がふえるということになりますと、1人当たりの保険料も上げざるを得ないということになりますので、被保険者の方が、高齢者の方が少なくなり、健康な方ばかりになって認定者が少なくなるとまいますれば、今より少なくなることもあるかとは思いますが。

以上です。

○議長（大島瑠美子君） 村田正弘君。

○2番（村田正弘君） この条例の中でずっと読んでいって、第4条のところ（7）番目で、令附則第9条第1項及び第2項に規定する者は4万2,120円、これは年額だと思いますけれども、この9条の1項、2項に規定する者というのは、これはどういう人を言っているのだから、勉強不足でわからないのですけれども。

それから、改正案というやつになって、23年度に最終的にこうなりますよということを書いているのだと思いますが、そういう解釈でいいのかと、あと、まるっきり払わなくてもいいよという人もいるのかなと思うのですけれども、これはどういう見方をすればいいのですか。

○議長（大島瑠美子君） 町民福祉課長。

○町民福祉課長（浅見初子君） 村田議員さんのご質問にお答えさせていただきます。

（7）の4万2,120円の方ですが、これは第4段階に該当する、第4段階の方というのは、世帯のだれかに住民税が課税されているが、本人は非課税の方ということなのですけれども、それが基準額になっておりますが、その方のうち、前年の合計所得金額と公的年金収入額が80万円以下の方ということになっておりまして、第4段階、普通ですとちょうど基準額ですので1なのですが、0.9掛けということになっております。

それから、負担しなくても済む方がいるのではないかとということですが、該当しない方もいらっしゃいます。第1段階の方は、生活保護を受けている方とか世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金を受けている者ということになっておりますが、ちょっと人数のほうは、まるっきり負担されていなくてという方の人数はちょっと出ておりませんが、第1段階の今の生活保護を受けている方、世帯全員が住民税非課税で老齢福祉年金を受けている方というのは、これに該当するのが21年度では16人いるというふうに試算がされております。

それから、質問がもう一つあったような気がするのですが、何でしたでしょうか。

〔「それでいいです」と言う人あり〕

○町民福祉課長（浅見初子君） ありがとうございます。済みません。

〔「そうじゃなくて、もう一個言ったのは、一番最後がこの改正案に書いてあるとおりで、7番目はなくなっちゃうのですかという話なんだよ。

（7）は改正案のところには書いていないですよ。新旧対照表で」と言う人あり〕

○町民福祉課長（浅見初子君） そうです。3カ年目は同じです。この……

〔「3カ年目もあるのなら、書いておかなきゃおかしいじゃない。改正案のところへ」と言う人あり〕

○町民福祉課長（浅見初子君） はい、ちょっともう一度よく見てみますが、同じように0.9の段階でやる予定です。

〔「じゃ、だめだよ、書いておかなければ。だめだ、こんないいかげんな書類書いたんじゃ。私はないというふうに解釈したよ、この字のとおりだ」と言う人あり〕

○町民福祉課長（浅見初子君） ちょっと調べてみます、済みません。

〔「一番最初のやつが21年度で、その次が22年度で、23年度はこの改正案のとおりになるという話なんだろう、この書いているあれを見れば。7はないじゃないか。だめだ、めくらばかりと思ってばかにしたら。そうだんべがな。渡辺さんなんかは、特によくこういうのを見ている人なのだから」と言う人あり〕

○町民福祉課長（浅見初子君） 済みません。3年度につきましては、附則の3条で0.9の4万3,200円とす

るというのをつけておりますので、ちょっと新旧対照表のほうには入っていないかと思いますが、条例の3条でこれは23年度目を言っております。

本文のほうの、上の条例の第2条のところを見やすくするために新旧対照表をつくっておりますが、第2条の中は今の金額を改めるということだけになっていきますけれども、附則のほうの3条で、それに0.9割になります4万3,200円というふうに特例第4段階を設けますということで、それで、これは23年度目ですので、21年度は附則の第4条、22年度はその2項ということで規定させていただいております。

以上です。

○議長（大島瑠美子君） 村田正弘君。

○2番（村田正弘君） そう言われればそういう解釈をするのかなと思いますけれども、23年度に最終的にはこの0.9掛けというものが生きてきて、22年度は4万2,660円で、200になるから540円か、何か最終的には上がって、4万3,200円が一番最後のこいつに書いているところはなりますよという意味合いなのかもしれないけれども、そうすると、この2条の規定だけで間に合うのかいなという話だよな。そのことをこの改正案というところにちゃんと書いておかないとまずいのではないのかね。どうなのだ、大丈夫なの。

○議長（大島瑠美子君） 町民福祉課長。

○町民福祉課長（浅見初子君） ちょっとわかりづらい記述になっておりまして、大変恐縮でございますが、参考資料、新旧対照表につきましては、第2条の現行の段階の部分がわかりやすくということで表記をさせていただいたものでございます。ちょっと、0.9掛けの第4段階につきましては、附則の第3条ということで、ちょっとわかりづらいふうな記述になっているかと思いますが、ご了承いただきたいと思います。

〔「3条の略条と書きちゃっているから、困っちゃうんじゃないの」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君） 参事。

○参事（新井敏彦君） 村田議員のご質問にお答えさせていただきます。

議案第9号につきましては、これは本則は附則の前までの改正について新旧対照表の改正案では比較して、一応参考資料ということで出しておりますが、条例自体の本則の改正だけ新旧対照表には書かれておりまして、附則から以降は本則とは違いまして、附則でそれらが3年間にわたって、それぞれ第1条からこの附則4条まで、3年間かかっていくというような構成になっておりますので、そういったことでご理解をいただきたいと思います。特にこの条例自体はこれで間違いはございませんので、新旧対照表とあわせて見るとちょっとご理解しにくいところはあったかと思いますが。

以上でございます。

○議長（大島瑠美子君） 村田正弘君。

○2番（村田正弘君） 何か苦しい答弁をしていると私は思います。ですから、新旧対照表にもちゃんと書いて、だれが見てもわかるように、わからないように書くのが法律の本職かもしれないのですけれども、よくわかるように書いておいて、条例がこうなったからということで、この条例の一部を改正する新旧対照表というやつで、旧がなくなってしまって、今度は生きていくのは改正案というやつが生きていくわけですね。ですから、今後書くときには、こうだあだというので、3条から15条までは略しますよとここでは書いているわけ。実際、本文にはいろいろ書いているはずですが、そこら辺できちんとわかるように、だれが見てもわかるようにしておいてください。

このことについては、きのうも説明がありましたが、非常に上がるということで、町民、あるいは町民

全部ではないですけれども、介護保険に該当している人はそれだけお金を出さなくてはならないわけです。それで、これは年金から天引きですから、99%納付されているわけです。ですから、年金から天引きでない人が何人かいて、そういう人は特別徴収でなくて一般徴収というのか、やっているようですけれども、払っている人は年金から引かれてしまっているとよくわからないのだよね。年金も、払ったどうのこうのという紙をよく見ると、1年に1遍、確かに幾ら引いたなんて書いてあります。だから、自分が幾ら払っているのだから、私も最初わからなかった。年金の紙を引っ張り出して、よく見たらあったわけです。だから、そんなことなので、後からだれが見てもわかりやすく、きちっと表示しておいてください。こういう条例も、今、町のホームページのやつに書いてあるわけだね。だから、そういうこともよくわかるようにしておいていただきたい。

以上。

○議長（大島瑠美子君） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君） ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第9号 長瀬町介護保険条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君） 異議なしと認めます。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。



### ◎議案第10号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大島瑠美子君） 日程第11、議案第10号 平成20年度長瀬町一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤芳夫君） 議案第10号 平成20年度長瀬町一般会計補正予算（第4号）案の提案理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億7,575万3,000円を増額いたしまして、歳入歳出の総額を31億490万円にしようとするものであります。

主な補正内容は、歳入では、町税、内示等に基づく国庫支出金、寄附金、諸収入の増額、自動車取得税交付金等、県支出金、財産収入、町債、繰入金の減額、歳出は、定額給付金給付費、社会保険費、児童福祉費、観光費、非常備消防費、教育委員会事務局費の増額、一般管理費、財政調整基金、自治振興対策費、

賦課徴収費、老人福祉費、予防費、道路新設改良費の減額のため、歳入歳出をそれぞれ増額する必要が生じたので、この案を提出するものであります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（大島瑠美子君） 議案の内容等について総務課長の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（齊藤敏行君） それでは、議案第10号 平成20年度長瀬町一般会計補正予算（第4号）につきましてご説明申し上げます。

まず、予算書の1ページをごらんください。第1条の規定でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億7,575万3,000円を増額いたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ31億490万円とするものでございます。

第2条の繰越明許費、第3条の地方債の補正でございますが、6、7ページをごらんください。第2表、繰越明許費でございますが、総務費の定額給付金給付事業、民生費の子育て応援特別手当交付金支給事業、それから消防費の消防車両・可搬ポンプ整備事業、それから教育費の学校のテレビデジタル化改修事業につきましては、国の平成20年度第2次補正予算により実施する事業で、年度内の執行が困難なため、繰り越しを行うものでございます。また、商工費の長瀬駅前モニュメント管理事業につきましては、町単独の事業でございますが、当モニュメントは長瀬独自の仕様であり、既製品で対応できず、修理期間が長期間にわたるため、繰越明許により実施したいものでございます。

第3表、地方債補正につきましては、事業の確定によりそれぞれ補正するものでございます。その結果、補正前の2億5,306万7,000円が2億1,486万7,000円となるものでございます。

では、補正予算の内容につきまして説明申し上げます。12、13ページをごらんください。歳入でございます。款1町税につきましては、町民税個人の現年課税分は、税制改正などにより、普通徴収、特別徴収とも当初見込みを上回る収入となりますので、増額するものでございます。町民税個人の滞納繰り越し分は、高額納税者の納付などにより増額するものでございます。

固定資産税の現年課税分は、当初見込みより増額するものでございます。また、滞納繰り越し分につきましては、当初見込みを下回る収入となりますので、減額するものでございます。

たばこ税につきましては、消費量の減少により減額となっております。

次の款4配当割交付金、次の款5株式等譲渡所得割交付金、款8の自動車取得税交付金につきましては、県からの交付が当初予算額を下回ることが見込まれるため減額するものでございます。

款13使用料及び手数料、項1の使用料、目3教育使用料の旧新井家住宅、資料館観覧料につきましては、旧新井家住宅保存修理工事に伴う休館の影響により減額するものでございます。

14、15ページをごらんください。款14国庫支出金、項1の国庫負担金、目1民生費国庫負担金につきましては、対象者がほぼ確定したため、それぞれ減額するものでございます。

目2衛生費国庫負担金につきましては、県補助金への科目変更を行うため減額するものでございます。

項2国庫補助金、目1民生費国庫補助金、節2児童福祉費国庫補助金につきましては、国の平成20年度の緊急措置として、幼児教育期、小学校就学前3年間の第2子以降の子1人当たりにつき3万6,000円の子育て応援特別手当を支給するための補助金を補正するものでございます。

節3老人福祉費国庫補助金につきましては、高齢者児童共生スペース施設整備事業の確定に伴い、減額するものでございます。

目3教育費国庫補助金につきましては、幼稚園児数の減少により減額するものでございます。

目4の総務費国庫補助金、節1企画総務費国庫補助金の地域活性化・緊急安心実現総合対策交付金につきましては、地方公共団体が安心実現のための緊急総合対策に対応して積極的に総合的な対策に取り組み、地域活性化に資することができるよう交付金制度が創設されたもので、第一小学校耐震改修等設計業務委託料、校舎改修工事設計業務委託料に充てるため補正するものでございます。

次の地域活性化・生活対策臨時交付金につきましては、生活対策における地方公共団体支援策として、平成20年度の国の第2次補正予算において、地域活性化等に資するきめ細かなインフラ整備などを進めるため交付金制度が創設されたもので、地方交付税の算定額を基本として算出される交付限度額を上限として交付されるものでございます。長瀬町は4,651万7,000円の交付予定額が示されましたので、緊急性や財源等を考慮した結果、消防団の消防車両、可搬ポンプ6台と小中学校のデジタル対応テレビの購入を申請し、内示がありましたので、補正するものでございます。

節2定額給付金給付費国庫補助金につきましては、生活対策に掲げられた景気後退下での生活者の不安にきめ細かく対処するための家計への緊急支援として、平成20年度の国の第2次補正予算において総額2兆円規模の定額給付金事業が計上されたものでございます。その事業を実施するための費用を補正するものでございます。

款15県支出金、項1県負担金、目1総務費県負担金につきましては、埼玉県分権推進交付金の交付決定に伴い、増額するものでございます。

目2民生費県負担金につきましては、交付決定や対象者がほぼ確定したため、それぞれ補正するものでございます。

目3の衛生費県負担金につきましては、県補助金への科目変更を行うため減額するものでございます。

項2県補助金、目1民生費県補助金につきましては、補助金の確定によりそれぞれ補正するものでございます。

16、17ページをごらんください。衛生費県補助金につきましては、国庫負担金、県負担金から科目変更を行うとともに、事業の確定により補正をするものでございます。

目6消防費県補助金につきましては、地震ハザードマップ作成事業費で、事業の確定により減額するものでございます。

項3県委託金、目1総務費県委託金につきましては、税源移譲に伴う取り扱い徴収金で、所得変動に伴う住民税の還付が少なかったため減額するものでございます。

それから、款16財産収入、目2の財産売払収入、目1の不動産売払収入につきましては、定住促進対策事業の宅地分譲を予定しておりましたが、年度内の売却が見込めないため減額するものでございます。

款17寄附金、項1の寄附金、目2の総務費寄附金につきましては、8名の方からいただいたふるさと納税の寄附金でございます。

款19諸収入、項4受託収入、目1健康診査受託収入につきましては、受診者の増加が見込まれることにより増額するものでございます。

項4の雑入でございますが、消防団員の退団者が当初の予定に比べ少なかったため、消防団員退職報償金受入金を減額するものでございます。

また、基本健康診査一部徴収金につきましては、当初見込みより受診者が少なかったため減額するものでございます。

パートナークラブ参加者負担金につきましては、ひまわりクラブ、元気モリモリ体操などに手伝っていただいているボランティアの方からの負担金でございます。

それから、埼玉県後期高齢者医療制度特別対策補助金につきましては、成人病予防検診費補助金の内示による増額でございます。

派遣職員給与等負担金につきましては、秩父広域市町村圏組合へ派遣している職員の退職手当組合負担金相当額を受け入れるものでございます。

それから、予防給付ケアマネジメント介護報酬につきましては、予防給付マネジメント件数の減少により減額するものでございます。

款20の町債につきましては、事業の確定や補助金の決定によりそれぞれ補正するものでございます。

18、19ページをごらんください。款21の繰入金でございますが、今回の補正予算では歳出の減額が歳入を上回っておりますので、財政調整基金へ989万8,000円繰り入れを戻すものでございます。

以上が歳入の補正の内容でございます。

次に、歳出の補正内容について説明いたします。20ページ、21ページをごらんください。まず、款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費につきましては、節2の給料、節3職員手当等、節4共済費は、職員の人事異動、育休、病休、退職者等による減額でございます。

目4の財政調整基金費につきましては、定住促進対策事業、宅地分譲用地売払収入の積み立てを減額するものでございます。

目9自治振興対策費につきましては、樋口地区コミュニティ集会所改修工事の完了に伴い、減額するものでございます。

目12ふるさと長瀬応援基金費につきましては、ふるさと納税の寄附金を積み立てるものでございます。

款13定額給付金給付費につきましては、定額給付金を給付するための事務費として、時間外手当などの職員手当等、臨時職員のための賃金、出張受付の際の会場、携帯電話借り上げなどの報償費、それから出張の旅費だとか消耗品、燃料費や封筒の印刷などの需用費、郵送料などの通信運搬費、電算システム改修などの委託料、コピー機やパソコン、プリンターの借り上げなどの使用料及び賃借料を予定しております。また、給付金として負担金、補助及び交付金を計上しております。

次に、項3徴税费、目2賦課徴収費につきましては、税源移譲により所得税率の変更による税負担の軽減影響を受けず、住民税の変更による税負担の増加の影響のみを受ける方は平成19年度分の住民税から住民税相当額分を還付しましたが、当初見込みを下回りましたので、減額するものでございます。

22、23ページをごらんください。項7監査費、目1監査委員費につきましては、図書の追録代に不足が生じるので、増額するものでございます。

次に、款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費の節13委託料につきましては、県補助金を受けて、秩父郡内の自治体で提供している福祉サービスや福祉関係の事務所の情報を秩父地域で暮らす障害者や関係者が自分に合ったサービスを容易に検索できるように、郡内市町の共同でシステムの構築を委託するものでございます。

款23償還金、利子及び割引料につきましては、事業の決定に伴う補助金の返還でございます。

目2老人福祉費につきましては、高齢者児童共生スペースの委託料、工事請負費は事業の終了により減額するものでございます。また、予防給付マネジメント委託料につきましては、件数の減少により減額するものでございます。

目3の社会保険費につきましては、国民健康保険特別会計の繰出金で、納付金、負担金、償還金等が確定したことにより不足が生じるので、繰入金を増額するものでございます。

目4老人保健費の13の委託料につきましては、後期高齢者医療制度に係る健康診査の受診者の増加が見込まれることにより増額するものでございます。

繰出金につきましては、老人保健特別会計は、医療給付費に減額が見込まれるため、繰出金を減額するものでございます。また、後期高齢者医療特別会計は、事務費、保険安定基盤について、実績に基づき増額するものでございます。

目5介護保険費につきましては、扶助費、償還金、利子及び割引料は、対象者の確定や交付決定によりそれぞれ補正するものでございます。介護保険特別会計の介護給付費の減額などにより補正するものでございます。

項2児童福祉費、目1児童福祉費につきましては、子育て応援特別手当を給付するための事務費とし、職員手当等、出張の旅費、封筒や消耗品などの需用費、郵送料などの通信運搬費、電算業務の委託料を予定しております。

また、給付金といたしまして、負担金、補助及び交付金を計上しております。

24、25ページをごらんください。扶助費につきましては、実績に基づき、それぞれ減額補正するものでございます。目2の児童扶助費につきましては、こども医療費支給事業で小学校就学前から中学校就学前まで支給対象が拡大されたことにより受給資格証が変更になるため、差し替え交付を郵便により行うことから通信運搬費を増額するものでございます。

款4の衛生費、目4の公衆衛生費、目1の予防費につきましては、健康診査事業の申込者が見込みより少なかったことにより減額するものでございます。

次に、款7商工費、項1商工費、目2の観光費につきましては、長瀬駅前モニュメントのディスプレイ部分が落雷により故障したため、修繕工事を行うものでございます。

次に、款8土木費、項1道路橋梁費、目2道路維持費につきましては、起債を充当することにより財源の組み替えを行うものでございます。

目3の道路新設改良費につきましては、事業の確定により減額するものでございます。

項2の河川費、目1の河川総務費につきましては、起債額の確定により財源の組み替えを行うものでございます。

次に、款9消防費、項1消防費、目2非常備消防費につきましては、消防団の退団者の人員等の事情から、当初予定していた団員数を下回ったことにより減額するものでございます。

節12の役務費、それから次のページの節18備品購入費、節27公課費につきましては、生活対策における地方公共団体支援策として、平成20年度の国の第2次補正予算において、地域活性化等に資するきめ細かなインフラ整備を進めるため、交付金制度が創設された地域活性化・生活対策臨時交付金を利用して、消防車両、可搬ポンプの整備を行うものでございます。消防車両、可搬ポンプにつきましては、整備後17年から19年経過しており、老朽化、性能低下が進んでおります。火災時における町民の生命、財産を守るため、早期消化に対応できる機動力及び消防力の強化を図るため、機器を整備するものでございます。1分団、一部のポンプ車を除く積載車両6台のうち、小型動力消防ポンプつき普通積載車5台と小型動力及び高圧ポンプつき水槽車1台を購入するものでございます。

それから、目4防災対策費につきましては、地震ハザードマップ作成業務が確定しましたので、減額補

正するものでございます。

次に、款10教育費、項1教育総務費、目2事務局費につきましては、節2給料、節3の職員手当等、節4の教材費は職員の人事異動に伴う減額でございます。

7の賃金につきましては、県からの委託事業費の減額によるものでございます。

節13委託料につきましては、第一小学校耐震改修等設計業務委託料、校舎改修工事設計業務委託が確定したため減額するものでございます。

節18の備品購入費につきましては、地域活性化・生活対策臨時交付金を利用して、小中学校のデジタル対応テレビを購入するものでございます。

項2の第一小学校費、目1学校管理費につきましては、電気料の値上げ及び夏のプールの水道使用量の増加により、光熱水費に不足が生じるため増額するものでございます。

項5の幼稚園費、目1の幼稚園費につきましては、園児数の減少により減額するものでございます。

次の項6社会教育費、目3文化財費につきましては、事業費が確定したため、起債の増額と使用料の減額に伴う財源を組み替えするものでございます。

以上が今回補正をさせていただきます予算案の概要でございます。よろしくご審議をいただき、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大島瑠美子君） これより本案に対する質疑に入ります。

1番、関口雅敬君。

○1番（関口雅敬君） では、ちょっと何点かお聞きをいたします。

最初に、定額給付金関係なのですけれども、これには配布に当たり予算を見ているようだけれども、私が聞きたいのは、認知症家庭の定額給付金をお渡しする際に、いろいろこれから文書が配られて調査をするのだと思うのです。そこで、世帯主の方が申し込みするのだらうと思うのですけれども、年寄り世帯でこの用紙にうまく書き込めるかどうかを見てもらうために包括支援センターの相談員の配置をお願いしたいと思うのです。

それと同時に、今、おれおれ詐欺ではないですけれども、役場からこれ給付するからというような、いろんな問題が起こると思うのですけれども、そういう点を配慮してもらいたいと。

同時に、今、長瀬町のホームページの「交流広場」に税の公平性をお願いしたいというのが載っていると思うのですけれども、この2点、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（大島瑠美子君） 総務課長。

○総務課長（齊藤敏行君） 認知症の方の世帯の申し込みというような話でございますけれども、認知症だとか身体障害者世帯などの方については、福祉の関係のほうと調整させていただいたり、民生委員などの協力依頼などを考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（大島瑠美子君） 税務課長。

○税務課長（野原寿彦君） 先ほどホームページを見させていただきました、内容的に税の公平性ということを書いてありまして、中身につきましては、税金のほうについては、当然その物件について、建物が違法であってもちゃんと税金はかけております。だから、その物件について税の公平性というので、ちょっと質問自体はそのような税の感じがするのですけれども、中身をちょっと読んでみますとちょっとまた違うような気がしましたので、その辺について、うちのほうで一応税金のほうは公平にかけているということ

でお願いしたいと思うのですけれども、よろしく申し上げます。

○議長（大島瑠美子君） 関口雅敬君。

○1番（関口雅敬君） 今、隣から何を言っているかわからないということがありました。この中で「交流広場」を読んでいる方が何人いるか、私もわかりません。私も今、税の公平性は、きょうたまたま何人知っているか、それはわからないのですけれども、私もあの「交流広場」の投稿が正しいかどうかはわからないのだけれども、もしあの人が言っているように、税金を公平に使ってくださいというのが、あそこに間違ったことが載っているのなら、多分役場からこれ間違いでというのが返答は返ると思うのです。それがずっと返らないというのは、あの人が言っていることも一理ありなのだと思うのです。

私が言うのは、今税務課長が答えてくれたように、例えば私個人の話でいきますと、建物をまだつくっている最中に来ていますよね。だから、そういう点で、あの投稿が載っているのは民意だと思うので、税を公平に使ってもらいたい。これは1つをほじくり出すと、これはとんでもない話になると思うので、税金はなるべく公平に使ってもらいたいという、私はここでお願いしておきますから、今後どういう対応をとるかは、執行部のほうが動くのを見ながらまた私も意見を言っていきますので、それで結構です。

先ほど年寄りの定額給付金について課長から答弁がありました。例えば今、かんぽ保険が、昭和時代に一生懸命お年寄りがかんぽ保険をかけて、ようやく満期になり、あと死亡の特約が残っていると、その年寄りが認知症になってしまうと、自分で申請書が書けないとだめなのです。受取人、奥さんになっていて、奥さんも認知症になっているともう書きようがなく、ではだれがもらうのだといたら、今度は成年後見人システムを言ってくるわけです。そうすると、成年後見人になるにはやっぱり30万ぐらい費用がかかるので、この長瀬町の定額給付金は多分そういうことはないだろうと思っていますけれども、一応身分証明とかなんとかいうのしょうから、そこをスムーズに定額給付金を配って利用していただけるようお願いしたいと思うのです。課長が答弁してくれた、お年寄りには民生委員も配置してスムーズにいけるのだという先ほどのコメント、私信じていますから、ぜひお願いしたいと思います。税務課長の答弁も、まだはっきりこれで済んだわけではないけれども、姿勢はそういうことをお願いしたいということで、では補則をして私は終わりにします。

○議長（大島瑠美子君） 参事。

○参事（平 健司君） 関口議員の「交流広場」の関係につきまして、税の公平という題なのですけれども、現実的には昭和36年からいろいろありまして、もめているというか、問題があるところの関係なものですから、昭和36年にさかのぼって今うちのほうは調査しているところでございます。ただ、匿名投稿なのですけれども、人物的にはうちのほうも把握しているつもりですので、そういうことも考慮しながら、回答を出すか出さないかはまた別問題として、今現在は調査していますので、解決できる段になればまたいろいろと議会等でお話しできるのではないかと思うのですけれども、済みませんが。

○議長（大島瑠美子君） 他に質疑はございませんか。

村田正弘君。

○2番（村田正弘君） 21ページ、財政調整基金の積立金、片っ方は577万7,000円で、こっちは577万8,000円、1,000円違う、これは何でか。

それから、定額給付金の費用が大分かかるようだけれども、この中に職員手当と賃金で350万ぐらい書いているわけだけれども、この賃金はその仕事に携わる人がもらうわけでしょうけれども、定額給付金ということがあって、何人の人間でこれをもたらうかわかりませんが、10人だとしたら1人30万ぐ

らいはくれるということですよ。こういう仕事が出てきたので、給料がふえていい思いする人もいるわけですね。

片や、だけれども、けさの新聞で見ると、長瀬町は4月の下旬とか何か、そんなことを書いてあったですね。秩父郡市では、秩父市はもう給付しているというようなことを書いてありました。秩父市は支給する人の人数が多くて長瀬町は少ない、それで何で遅くなってしまうのということが一つあります。これは法的には、この補正が通らなければできないのだという言い方もあるかもしれませんが、その辺、人の数は少ないのにどうして遅いの。町民の声を聞いていると、長瀬町の職員は能力が低いから早くくれないのだと言う人もいます。ですから、これはよく比較しているように、皆野と比較すれば、皆野町より、職員の数は同じですから、人口が向こうは半分多いですからね。皆野町が1だとすると、長瀬町は75%しか能力がないと、こういう単純な比較がされるわけです。その辺。

それから、次の次のページかな、25ページ、長瀬駅前モニュメント表示部修繕工事518万ということですが、これはつくったメーカーしか直せないという条件でこういうお金になってしまうのだと思いますけれども、天災地変というか、雷、こういうものに対して、また直しても、雷はこの次も来ないとは限らないわけです。今回のこれについては、保険とかそういうものは何もなかったのかどうか、今後直したときにそういうものがあるかどうか、よく見つけてやっておいて、どちらが得なのか、こういうことをお考えなのかどうか、それをお聞きします。

あと、27ページ、備品購入費でテレビの買い替えというふうなことが言われているのですが、772万8,000円、テレビ何台買うのか、今市場で売っているテレビでみんな用は足りると思うのですが、7万円のテレビだと100台も買う話になるのですが、こんなにあるのかどうか。

以上。

○議長（大島瑠美子君） 総務課長。

○総務課長（齊藤敏行君） 財産収入の件と財政調整基金の関係でございますが、財産収入につきましては、577万7,000円が当初予算で計上されている額でございます。それで、財産収入のほうには1,000円、科目設定の分がありましたので、この1,000円分が差が出てきているということでございます。

それから、定額給付金の賃金につきましては、これから三、四名程度の臨時の職員を募集してやっていきたいと思うのですが、これは繰り越してしまわれますので、後になって補正というわけにもいかないで、いろんな部分についてある程度多目に国のほうに申請してございまして、実費がかかってきたところで精算して返すような形にはなっていないと思います。

それから、定額給付金のおくれについては、なぜ早いところでは年度内に給付するのに、人口も少ないのに遅いのかというふうなことでございますけれども、長瀬町の場合、国のほうの関連法案等がなかなか可決されませんでしたので、予算のほうも、この3月定例会に出すときにはまだはっきりしていないようなところも見ながら予算をつくったわけなのですが、3月4日ですか、通りましたので、それでこの定例会で予算のほうをお願いして、可決されれば正式にいろんな手続を進めていきたいと、下準備は当然しているわけなのですが、予算が通った段階で正式な発注だとか、そういうものをしていきたいと思っておりますので、ずれ込んでしまうというようなことでございます。

以上でございます。

○議長（大島瑠美子君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） 今、村田議員のご質問の中で定額給付金の問題がありましたね。あれは、国のほう

の非常に揺れている決定があって、衆議院で議決されたものを参議院で否決、それでまた衆議院に戻して3分の2条項というのがありました。そのときに、小泉、前の総理が17人集めて私は反対だということを行いました。あれは意図的なことかどうかわかりませんが、私は、そういう国が揺れているのに、先に給付をするということについてはいかがなものか、はっきり確定した上でやりなさいという話を担当に言いました。だから、そのことによって職員の能力がとやかくということと言われるのは私の責任でありまして、これは非常に遺憾に思います。

しかし、一般的には4月になってから給付するというのが圧倒的に多いわけで、3月にやるというところを見ていると、みんな選挙のところですよ。それはごらんいただいてわかると思いますが、それを選挙に利用しようとしているというふうに私は思いました。ですから、慌てないでやりなさいというお話をして、職員にはそういう指示を出したということで、それはおくれたことにつきましては私の責任であります。

○議長（大島瑠美子君） 地域整備観光課長。

○地域整備観光課長（染野真弘君） ご質問のモニュメントの関係でございますが、モニュメントの修繕の関係の今後また起こる場合の心配ということでございますが、このモニュメントにつきましては平成15年の4月から供用を開始しておりますが、今までこういった大きな落雷等の被害がなかったということで、今後その辺の対策を検討していく必要があると考えておりますので、今後検討させていただいて、こういうことが起きないように考えてまいりたいというふうに思っております。

それと、保険で対応ができるかどうかということなのですが、モニュメントにつきましては町の所有するものでございますので、全国町村会でそういった損害を補償する共済保険がございます。そちらのほうで対応できるということで、そちらのほうも考えておりますが、金額的にどのくらいまで見られるかということが、まだ申請して、対象がどこまで見られるということがはっきりしておりませんので、手続した段階でまた金額がはっきりすると思います。そういった場合には、またその手続をさせていただくという形になろうかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（大島瑠美子君） 教育次長。

○教育次長（大澤珠子君） それでは、予算書27ページの庁用器具購入費、デジタルテレビ購入代につきまして説明させていただきます。

予算書の歳入のところ、15ページをお開きいただきたいと思いますが、先ほど説明がございました地域活性化・生活対策臨時交付金というのがいただけることになりまして、この交付金の中で実施するものでございます。当初、小中学校のテレビのデジタル化につきましては、3校ございますので、3年かけて順次整備していこうという計画でございましたが、ここへ来て国の交付金をいただけて急遽実施できるということになったものでございます。事業につきましては、先ほども紹介ありました明許繰り越しとなっております。

具体的な内容なのですが、そこで、急遽やることになりまして、ありがたい話なのですが、現在3校の学校にあるテレビの数は全部で38台になるかと思いますが、そのうちの今回、普通教室のみ整備させていただくということで、この中身は23台を見込んだものでございます。テレビにつきましては、ある程度規格が決まっておりますので、42インチ以上を整備せよということでございます。そして、テレビ代と台とか、あとは設置工事費も見込んだものでございます。試算表がございまして、テレビ1台22万円見させていただいております。また、専用台は5万円、設置費は1台5万円、当然これより安くできるのではないかと考えておりますが、試算表に基づいた予算計上となっております。

以上でございます。

○議長（大島瑠美子君） 村田正弘君。

○2番（村田正弘君） テレビの数についてはわかりました。いいテレビで高いなということだけなのですが、テレビの台が、上がでかくなったら下が小さかったからなんていう話かもしれないですけども、いずれにしても、今、電化製品は非常に下がっている。それで、これは入札方式で当然買い込むのだと思いますけれども、入札に入れる資格を登録していない業者はだめだよ。そんなことで、もう決まった業者になってしまうかなというのがあります。ですけども、いずれにしても、物価版的な、今次長がおっしゃった金額が物価版みたいなので、国がこれだけのものを買うとこのくらいかかるからというふうなことで、そういうことから試算したのだと思いますけれども、多分余りが出るよというようなお話なのですが、テレビの値段は今非常に安いよということをお含みおき願いたい。

それから、先ほどモニユメントのことについて聞いたところ、これも私は1社しか直せないのではないですかと言ったやつはまだ答えてもらっていませんよ。こういうものは競争入札ができる金額だよ。だから、そういうところへ持ってきて、特注品だから、つくったところしか直せないよというものがあるわけですけども、そういうものも、つくってしまったからしょうがないといえばどうにもならないのですけれども、後からお金が、雷はいつ来るかわからないわけでしょう。あれは屋根もなくて何もないわけですから、当然、雷なんというのは来る可能性があるわけです。ですから、雷よけも多少はあるわけですが、外では雷よけやっただって無理だよ。そんなことで、掛金ともらえる金のさっき話が出ましたけれども、つくったものに後で経費がかかっていくわけなので、この辺も多少お金が出て、やっぱり一遍に出すよりいいということの考えをよくしておいてください。

それから、先ほど定額給付金のところでお尋ねをいたしました、そのときにこれから人を募集してなんという話がちらっとあったのですけれども、このぐらいの業務は、今現有の役場の職員から、1つの課から1人ずつ出すとか、あるいは半分は無理なのですけども、そういうやりくりではどうにかならないのですか。それとも、国でくれるものだから全部使ってしまうという考えのもとなのか、その辺をお聞きします。

○議長（大島瑠美子君） 総務課長。

○総務課長（齊藤敏行君） 他の課の職員、主に総務課が窓口で実施していくつもりではありますけれども、当然、申請受け付けを町内に出向いてやりたいとも考えております。そういうときにも職員等はお願いするようなこともありますけれども、かなり集中的に受け付けが始まってきますので、ある一定の期間、パソコン等もリースで借りますので、三、四人の臨時職員を採用して当たりたいと考えております。国の補助が来るから何でもというわけでもございませんけれども、そういう費用も見てもらえるということですので、当然職員のほうにもお願いしてまいりますけれども、かなり集中的に処理していかないと間に合わなくなってくると思いますので、臨時の職員を何名か使わせていただければと考えております。

○議長（大島瑠美子君） 大澤タキ江君。

○7番（大澤タキ江君） 定額給付金について、まず最初にお伺いしたいと思います。

全国の自治体の中には、この定額給付金を申請する封筒の中に、町に寄附をしてくださいというような書面を入れたというようなお話も聞いておりますけれども、長瀬町ではそういうことは考えているのでしょうか。町うちの方でも、私はこれは町のほうへ寄附したいと思っているのだよというような方もいるのです。そういう中で、町はそういう対策をとらないのですかねというようなお話も聞いていますけれども、

それについて町のほうとしてはどのようなお考えでいるのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

それから、モニュメントの関係ですけれども、先ほどからお話出ていますけれども、これは壊れたのが昨年の7月だったと思うのです。それから、もう本当に再三お話をしたのですけれども、なかなか手がつかなくてがちが明かなかったという状況の中で、一番の観光のシーズンである夏、それから秋、全く稼働しなかったという、これに対して非常に町民の皆さんからも対応が遅いということでお話をいただいております。そんな中で、もうそろそろ直るのかなと思うのですけれども、「つばさ」に向けて間に合うのでしょうか。ここのところも非常に気になる場所なのですから。

それから、どうも、雷を追っ払うわけにもいきませんし、だから今後もこういうことが起こると思うのですけれども、そのときに即対応するというスピード感を持ってやっていただきたいなとつくづく思うのですけれども、その点に関してどう思っているかお願いいたします。

○議長（大島瑠美子君） 総務課長。

○総務課長（齊藤敏行君） 定額給付金についてお答えいたします。

定額給付金については、申請書というか、請求書を送るのですけれども、その中に定額給付金を希望しない人はバツをくれるような欄もあるのはあるのです。ただ、寄附をとというのは今のところ考えていなかったのですけれども、今後ちょっと検討させてもらいたいと思います。

以上でございます。

○議長（大島瑠美子君） 地域整備観光課長。

○地域整備観光課長（染野真弘君） ご質問にお答えいたします。

モニュメントの工事の関係でございますが、対応が遅いというご指摘でございますが、これにつきましては、7月の中旬に落雷が発生しまして、あの辺一帯が停電したということで、それに合わせてモニュメントもすべてとまってしまったという事例でございます。その事例が発生しましてすぐ、モニュメント工事をしました会社がございます。そのところへ状況を確認させましたのが7月17日でございます。そのときに、モニュメントの操作部分というのが案内所の中に入っております。モニュメント本体は外にあるわけでございますが、操作部分とコントローラー部分が故障しているということで、その部分を発見したということで、故障している箇所の部分を持ち帰り、原因の調査をしたということでございます。その会社自体の工場のほうが鳥取の米子のほうにある会社ということで、部品の行ったり来たりだとか、その辺のところはかなり手間取ったということでございまして、それで持ってきまして取り付けをしましたところ、今度は電源ボックスのスイッチングの電源不良が判明したということで、かなり広範囲に壊れているというのが初めからわかっていなかったというのが事実でございます。電源不良がまたそこで判明したということで、それを修繕したということでございます。操作のコントローラーは、11月21日には正常に作動しましたがけれども、モニュメントのほうの画面に映像が送信できなかったということが発見されて、そこで表示部の障害に対しましてまた再度調査をして、内部障害があるということで、その辺を確認して、パネルの部分の一部を引き揚げてまた原因の調査に入ったということでございます。

それで、引き揚げたパネルをまた1月8日に取り付けまして、実際に正常に作動するかどうかというのを実施したところ、一部は作動したのですけれども、機械にエラー表示があらわれまして、また再度部品の持ち帰り調査をしておりましたけれども、1月20日になりまして、持ち帰ったコントローラー部分を修理のほうを完了して、モニュメントの画面部分のところを詳しく調査したところ、パネルの54枚、全部、画面の部分があるのですけれども、その裏側についています、一個一個のコンピューターになっているの

ですけれども、精密機械のほうは壊れているということが判明しまして、今回そのところを全部修理しなくてはならないという形になったものでございます。今回、この修繕の費用を計上させていただいているものでございます。

「つばさ」に間に合うかどうかというご指摘でございますけれども、先ほどもご質問がありましたけれども、調査のほうはこういう形で、原因のほうがわかっておりますので、なるべく早く工事のほうが終わるような形で発注をしまいたいというふうに考えているところでございます。今後、またこういった、自然災害ということでございますので、いつどういう形で起こるかということはちょっとわからないのですけれども、その辺のところはまた検討していきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

以上でございます。

○議長（大島瑠美子君） 参事。

○参事（平 健司君） 大澤議員のモニュメントの関係なのですけれども、先ほど来村田議員からも出てまして、保険対応だとかもろもろあるわけですが、今課長が申し上げたとおり、今回の故障箇所を見つけるに当たって、10の工程があれば、1から順序立てていかないと最終的にわからないというようなことがありましたので、ポイント、ポイントで、そこで自然災害が発生したときにとまるような方法があるかどうかも含めて、また業者のほうとは相談してまいりたいと思っておりますので、今回の対応の遅さについては、初めての故障ということでお許しをいただきまして、なるべく早急に復旧はさせたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（大島瑠美子君） 大澤タキ江君。

○7番（大澤タキ江君） モニュメントも7月に壊れて、うかうかすると1年もたってしまうのではないかなというような思いがするわけですが、2番議員の言っていらっしゃるように、1年たっても直らないようなことでは本当に困るなと思うのですけれども。あれだけのものですから、映像も何も映らないということになると本当に無用の長物で、あんなものは要らないやということに今度はなるわけですが、これをまた撤去するのも大変でしょうし、なるべく早く使える方法でやっていただきたいと思っております。

それから、定額給付金ですけれども、何か要らない人はバツをくれるというようなお話ですけれども、ということは、私は要りませんという意思表示をしたということで、それは町のほうへ寄附金として入ることになるのでしょうか。ちょっとお伺いをしたいと思います。

○議長（大島瑠美子君） 総務課長。

○総務課長（齊藤敏行君） これは、拒否された場合は当然町に入ってくるということではなくて、実際に給付した額をあれで、町には特に入ってくるということではございません。

○議長（大島瑠美子君） 大澤タキ江君。

○7番（大澤タキ江君） そういうお話ですと、やはり一筆、ちょっとした紙を入れていただいたほうが私はいいのではないかと思います。国のほうから来るものですから、当然国のほうへ返すということになるのでしょうか。ふるさと納税ということもありますけれども、長瀬町も苦しい状況の中で、要らない人はぜひ町のほうに寄附してくださいというようなものを書いて出していただければ、それを待っている町民もいるというように伺っていますので、検討ではなくて、ぜひそのようなことをやっていただければありがたいなと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（大島瑠美子君） 渡辺強君。

○10番（渡辺 強君） 定額給付金についてもあれですが、まず15ページの子育て応援特別手当交付金604万6,000円が出るということで、これは先ほどの説明の中では、604万の中に540万が、1人3万6,000円、子供にお金を交付すると、そのほかに64万6,000円が事務費として交付されている。

そこで質問ですけれども、この問題についても、交付されて子供に入るというけれども、私はもう少し詳しく中身について、子供1人に3万6,000円、では3万6,000円のお金をどのような支払いでやっていくのか、振り込みとか、あとは役場職員が届けるとか、どういう状態で支給するのか。それで、年齢的にも、子供1人3万6,000円でどういう計算の仕方でやるのか、これはもらえる人にはちゃんと配ってもらいたい。

あと、事務費、先ほど特別給付金もそうですけれども、事務費で国から来る金が64万6,000円という中で、このお金は、先ほどの話の中で、役場職員がやれば64万6,000円のお金が入るというような計算になるのですけれども、どのような手当の事務を取り扱うのかお願いします。

あと、特別給付金というのは、今毎日のようにテレビでやっています。問題だらけの特別給付金ということで新聞に載ってしまっていて、国全体で2兆円使うなら、本当に今生活に困っている人とか失業して働く場も寝るところもない人とかに払えばというような投書も毎日のように出ているのです。ですから、この問題について、今、先ほどの答弁だと返すのではないかなんて、とんでもないです。皆さんの税金です。皆さんの税金が、何もありがたがることない、どんどんもらってしまえと、そしてみんなのために消費拡大と、そして町のためになるということではいいと思うのです。そういうことで、ぜひこの特別給付金については、どれだけの額がだれにどういうふうに行くかということはきちんとして、もらい損なった人とか、何かホームレスとか、要するに住所不定とか、そういう人まで払えということに新聞報道でされております。そういう点でやってほしいということだと思います。よろしくお願いします。

あと、17ページにふるさと長瀬応援寄附金というので49万の予算が組まれております。先ほどの報道では8人分の寄附ということで、公表できたら、この寄附した人たち8人については、答えられたらどういう、町内の人か、町外の人か、よろしくお願いします。

あと、21ページの樋口地区コミュニティ集会所改修工事251万4,000円、予算を組んだけれども、使わないで済んだからこれだけ返ってきたというわけではないですけれども、要するに減額できたというので、樋口地区コミュニティ集会所はどれだけの金額ででき上がっていたのか。

そして、この問題について、監査委員の6番の新井議員から、床下にプラスチックとかいろんなごみが入っていたと。こういう問題については、あの当時、すごい県の予算もとって、相当の集会所で、金額が張った集会所ができて喜んでいたのですけれども、この工事した人に対して、きちんとこの問題点についてこうだったのだよというような、町として返しているか、それについてお願いします。

以上です。お願いします。

○議長（大島瑠美子君） 町民福祉課長。

○町民福祉課長（浅見初子君） 渡辺議員さんのご質問の子育て応援特別手当についてでございますが、こちらは子育てに係る保護者の負担軽減を図るということで、一時的に一時金としまして、小学校就学前の3年間の第2子以降ということで、多子世帯に対する補助ということでございます。ですから、3、4、5歳の2人目、3人目、4人目という、そういう方について1人当たり3万6,000円を支給するものでございます。

支給の方法でございますけれども、直接町のほうでは保護者の方に申請書をお送りしまして、申請を受け付ける方向であります。国のほうでは基本的には郵送で受け付けということになっておりますが、郵送だけではなくて窓口で受け付けたり、便宜を図っていきたいと思います。一応、原則口座振替のほうを考えておりますが、現金ということも、窓口払いという形ですか、そういうのもなくはないと思います。今のところはちょっと検討しておりますが、口座振替を考えております。

それから、周知についてでございますが、直接該当する方には通知を差し上げますし、定額給付金と同じような方向でやらせていただきたいと考えておりますので、区長回覧のそちらのほうにあわせて入れていきたいと考えております。

それから、事務費の使途でございますが、子育て応援特別手当のほうにつきましては、職員の時間外がどうしてもかなり出てくると思いますので、そちらの時間外手当や県のほうへの出張、それから消耗品、封筒やリーフレットの購入、それから通知をいたしますので郵送料、それから電算処理、こちらは帳票の印刷や計算とかということで電算処理委託をする予定です。

以上でございます。

○議長（大島瑠美子君） 総務課長。

○総務課長（齊藤敏行君） 定額給付金についてお答えいたします。

2月1日現在で、対象者が8,249人、世帯数が2,581になっております。申請手続きがしにくい方など多いらっしゃるかと思っておりますので、そういう方にも十分配慮して給付させていただきたいと思っております。

それから、樋口地区コミュニティ集会所の件でございますが、これにつきましては当初600万ほど予算を計上させておりましたが、348万6,000円で251万4,000円減額するものでございます。

それから、この集会所の工事を発注する前に陥没等の事情もありましたので、当時の設計業者だとか施工業者にも確認をさせていただきました。ただ、もう十何年もたっていて、どちらも当時、主になって担当した方がもう退職されたりしているというので、その会社の人に図面を見てもらったりして聞いたところですけども、当時としてはそういう設計でよかったというような話だとか、あと施工についても設計図書に基づいて実施しているということでございました。

それからあと、ふるさと長瀬応援寄附金につきましては、8名の方、全員町外の方でございます。ただ、氏名の公表等を望まない人などがありますので、指名の公表については差し控えさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（大島瑠美子君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後2時37分

再開 午後2時50分

○議長（大島瑠美子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

他に質疑はございませんか。

新井利朗君。

○6番（新井利朗君） 先ほどから定額給付金が出ているのですけれども、定額給付金について、「交流広

場」に、いつ出るのかというふうなことで、1回目、2回目の投稿が3月9日か何かにやっぱりありました。非常に待っている人もいるようなのですけれども、回答だけでも早目にひとつお願いしたいと思えます。

それから、よその町村でこれの発行時期に合わせてプレミアム商品券等を発行する自治体がふえております。そんな関係から、長瀬町では直接、今回の予算書等には予定が載っていないのですけれども、その考えがあるかどうか。やっぱり商工会独自だけで組み切れないので、町からの応援が必要になってくると思うので、その辺のことについてお伺いします。

あと、振り込みか、手渡しかということで、原則振り込みかなと思うのですけれども、現金手渡しもあるのか、その辺のことをお伺いいたします。

以上です。

○議長（大島瑠美子君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） プレミアム商品券のことにつきましては、今検討中です。検討中というのは、秩父の4町でやろうかとかという意見が出まして、私は一回り回りましたが、全部調整がとり切れないのではないということになりまして、そうしますと、飛び地になって個々の問題になってくるというふうに思えます。長瀬町も、商工会、商店もだんだん少なくなっているような状況でございますから、やっぱりこの辺で、横並びという意識ではございませんが、金額がどのくらいになるかというのはまだ確定をしておりませんが、なるべく早く決めて、これはできれば長の専決で決めさせていただいて、6月の補正でご承認をいただくということになるかと思いますが、皆さんにご迷惑のかからない範囲の金額でやっていきたいと、そして多少でも町の活性化につながれば、商店の活性化につながればというふうに考えているところでございます。結論がまだ出ておりませんので、金額についてはお許しをいただきたいと思えます。

○議長（大島瑠美子君） 総務課長。

○総務課長（齊藤敏行君） 定額給付金の周知の件でございますけれども、近々、ホームページのほうにも掲載したり、あと区の回覧でお願いしたいと考えております。

以上でございます。

○議長（大島瑠美子君） 他に質疑はございませんか。

梅村務君。

○8番（梅村 務君） 最後のほうになるとせかされるので、短い時間でひとつやりたいと思えます。

先ほどから長瀬駅前のお話が出ていますけれども、あれはひとつ、私はちょっと皆さんの話を聞きながら疑問に思ったのは、518万という、当然予算を組んですぐ繰越明許で繰り越してしまうと、これはやむを得ないと思う。それで、経緯を聞くと、7月から延々とやっているのです。あれは松下なのです、ナショナルなの。それで、あれはあの機種になって第1号なのです。第1号であそこへつくって、だから非常に全く今までのとあれが違うのです、いわゆるLEDの大きさとか、あれは非常にきめの細かいLEDを使っているわけです。だから、スクリーンがどういうふうにだめになったか、専門的なことはわからないから言わなかったけれども、例えばコントローラーにしても何にしても、こちらの器具があるわけですね、こちらで操作する。それが新しくした場合にということは恐らく聞いていないと思うのです、修理、修理ということで。結構、五百何万というと、あれが多分、すべてで3,000万ちょっとぐらいだと思います、つくったときの。だから、そうすると、それが500万出すのだったら、新しくそれをしてしまったほうが早いのではないかなという気もあったのだけれども、それは多分やっていないと思えますので、やって

いなかったらやっていないと一言言ってください。

それと、さっき2番議員が言った財政調整基金の繰り入れ577万か、これは土地が売れなかったということですよ。その土地が売れなかったということについて一言聞きたいのですけれども。要するに、今、土地の価格は下がっているわけです。当然、去年からずっとまた下がっているわけです。そうすると、町では、これは1区画だと思えるのです、いわゆる五百何万というと。仮に8万にしても、60坪、六八、四十八、9万にしても、六九、540万ぐらいですから。そうすると、その土地を一番、おとし設定して去年売れた、あるいはことし売れた4区画、それよりも落としてということは、これはできないのですか。つぐ年なら、つぐ年に、それをひとつ単価を下げて、たとえ1万でも、そうすれば売れる可能性はあるわけだけれども、それをちょっと聞きたい。

○議長（大島瑠美子君） 地域整備観光課長。

○地域整備観光課長（染野真弘君） モニュメントの新しく工事をした場合の計算をしてあるかどうかということですが、そちらについては、今現在あるものを修繕をしようという考え方で、計算は特にしてございません。

先ほど議員お話のありましたモニュメントの工事の関係でございますけれども、あそこの工事の事業総額につきましては1億円でございまして、実施設計費が1,000万円、工事費が9,000万円というふうな工事で、平成14年度に工事を実施しまして、平成15年の4月に供用を開始しているということでございます。

それと、土地の売れなかった理由と申しますか、その関係でございますが、若者定住促進対策事業といたしまして町営の蔵宮団地の1区画を募集させていただいたわけですが、広報とインターネットを使って募集をさせていただきまして、12月中に募集をしたところ、応募はございませんでした。期間を1年半ばから3月31日ということで延長しまして募集をしましたところ、1件応募がありまして、現在その応募は受け付けをしておるという状況でございます。お変わりなければそこで決定という形になるかと思っておりますけれども、それ以上あった場合は抽せんとかそういうふうな形、優先順位がございますから、優先順位等を考慮しながら、それより上回った場合は抽せんというような形になるかと思っておりますので、今の段階で売れ残るといことはちょっとないかと思っております。

以上でございます。

○議長（大島瑠美子君） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君） ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第10号 平成20年度長瀬町一般会計補正予算（第4号）を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君） 異議なしと認めます。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。



◎議案第11号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大島瑠美子君） 日程第12、議案第11号 平成20年度長瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤芳夫君） 議案第11号 平成20年度長瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）案の提案理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,698万6,000円を増額して、歳入歳出の総額を9億2,740万8,000円にしようとするものであります。

主な補正内容は、歳入では、国民健康保険税、繰入金、諸収入の増額、内示等に基づく国、県支出金、共同事業交付金の減額、歳出は、一般被保険者療養給付費、退職被保険者等療養給付費、一般被保険者高額療養費、後期高齢者支払基金等の増額、高額医療費拠出金、保険財政共同安定化事業拠出金、特定健康診査等事業費の減額のため、歳入歳出をそれぞれ増額する必要が生じたので、この案を提出するものであります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（大島瑠美子君） 議案の内容等について町民福祉課長の説明を求めます。

町民福祉課長。

○町民福祉課長（浅見初子君） 議案第11号 平成20年度長瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

補正予算書の1ページをごらんください。第1条にありますように、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,698万6,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ9億2,740万8,000円とするものです。

補正の内容につきましては、補正予算説明書により主なものについてご説明いたしますので、6、7ページをごらんください。最初に、歳入予算の補正内容についてご説明いたします。款1国民健康保険税、目1一般被保険者国民健康保険税と目2の退職被保険者等国民健康保険税でございますが、今年度の実績に基づきまして増減させていただくものでございます。一般被保険者分につきましては50万4,000円の増額、退職被保険者分につきましては29万7,000円の減額とするものでございます。

次に、款5国庫支出金、目1の療養給付費負担金でございますが、療養給付費等負担金分と老人保健拠出金負担金分につきましては実績によりそれぞれ減額、また後期高齢者医療費支援金負担金分と病床転換支援金負担金分につきましては、初年度であり、未確定な部分が多く、見込みが立たなかったため、老人保健拠出金で見込んでありましたので、合わせて2,641万9,000円の増額となります。

また、目2の高額医療費共同事業負担金と款8の県支出金の目1高額医療費共同事業負担金、款9の共同事業交付金の目1高額医療費共同事業交付金ですが、80万円を超える高額な医療費に対応するため、国保連合会で実施する高額医療費共同事業に拠出金を払っておりますが、その財源として国や県、国保連合会から交付されるもので、実績に基づき増減することになったものでございます。

次に、8、9ページをごらんください。款9の目2の保険財政共同安定化事業交付金も、30万円を超え

る医療費に対する財源として交付されるものですが、実績に基づき減額するものでございます。

款10繰入金、目1一般会計繰入金の節1保険基盤安定繰入金の保険税軽減分及び節2の保険税支援分でございますが、県からの交付額の決定により減額するものでございます。

また、節6のその他一般会計繰入金の財源化医療費繰入金につきましては、医療費の財源不足を補うため、一般会計から繰り入れさせていただくものでございます。

款3諸収入、項4の雑入でございますが、被保険者が交通事故等に遭ったときの医療費について加害者等から負担していただいたものや、70から74歳の被保険者の1割負担軽減に係る負担金などでございます。

続きまして、歳出でございますが、10、11ページをごらんください。款1総務費、目1の一般管理費でございますが、国保管理システム等のシステム改修費用でございます。

項2徴税費でございますが、制度改正による電算処理業務の増加に伴うものでございます。

款2保険給付費、項1療養諸費でございますが、一般被保険者や退職被保険者の医療費や療養費が増加しているため、増額補正をお願いするものでございます。

次に、項2高額療養費でございますが、こちらも被保険者数の増加や医療技術の向上により高額な医療費が増加しているため、補正を行うものでございます。

次に、款3後期高齢者支援金等でございますが、今年度から開始された後期高齢者医療制度費用の4割相当額を負担するものですが、支払いに不足が生じるため、増額するものでございます。

款6介護納付金につきましては、国庫支出金等の財源の減額に伴う組み替えでございます。

次に、12、13ページをごらんください。款7の共同事業拠出金の高額医療費拠出金と保険財政共同安定化事業拠出金ですが、1件当たり80万円や30万円を超える高額な医療費に対応するため、それぞれの規模に応じ拠出するものですが、見込額より少なく済むため減額補正するものでございます。

次に、款8保健事業費ですが、特定健診に係るデータ管理システムの関係で、専用のパソコンを購入する予定でありましたが、既存のパソコンが活用できることとなったため減額するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議いただき、ご議決賜りますようお願いいたします。

○議長（大島瑠美子君） これより本案に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君） ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第11号 平成20年度長瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君） 異議なしと認めます。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。



◎議案第12号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大島瑠美子君） 日程第13、議案第12号 平成20年度長瀬町老人保健特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤芳夫君） 議案第12号 平成20年度長瀬町老人保健特別会計補正予算（第3号）案の提案理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,285万5,000円を減額いたしまして、歳入歳出の総額を7,403万3,000円にしようとするものであります。

補正内容は、歳入では、支払基金交付金、内示等に基づく国、県支出金、繰入金の減額、歳出では、医療給付費の減額のため、歳入歳出をそれぞれ減額する必要が生じたので、この案を提出するものであります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（大島瑠美子君） 議案の内容等について町民福祉課長の説明を求めます。

町民福祉課長。

○町民福祉課長（浅見初子君） 議案第12号 平成20年度長瀬町老人保健特別会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

補正予算書の1ページをごらんください。第1条にありますように、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,285万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,403万3,000円とするものです。

続きまして、歳入歳出予算の内容についてご説明いたします。6、7ページをごらんください。まず、歳入でございますが、款1の支払基金交付金の医療費交付金、款2の国庫支出金の医療費負担金、款3の県支出金の医療費負担金につきましては、医療費等の実績に伴い、交付額が確定したため減額するものでございます。

また、款2の医療費負担金の過年度分につきましては、前年度の実績に基づき精算交付されることになったものでございます。

次に、款4の一般会計繰入金でございますが、医療費の減少に伴い、繰入金を減額させていただくものでございます。

次に、歳出でございますが、20年の4月から後期高齢者医療制度に移行したことに伴いまして、20年3月診療分の支払い後は遅延請求分等となりましたので、ほぼ医療費が確定してききましたので、款2の医療給付費を実績に合わせて減額をさせていただくものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議いただき、ご議決賜りますようお願いいたします。

○議長（大島瑠美子君） これより本案に対する質疑に入ります。

村田正弘君。

○2番（村田正弘君） 今課長が説明したときに、1ページの第1条と言ったけれども、これは第2条と書いてあるけれども、これは間違いかな。

○議長（大島瑠美子君） 町民福祉課長。

○町民福祉課長（浅見初子君） 申しわけございません。第1条の間違いでございます。気をつけたいと思います。

○議長（大島瑠美子君） 村田正弘君。

○2番（村田正弘君） 今課長が間違いということですが、人間の間違い率は2%はやむを得ないですが、こういう書類はだれかがちゃんと見て、前にも言ったことがありますね。ちゃんと見てきちんとしたものを出す、それからきょうまでの会議に時間があるわけだから、それまでに間違いを訂正しますということをしちっとできるように訓練をしてください。それでないと、いつまでたっても仕事の、職員の質の問題だってよく言われますけれども、こういう細かいことが改善されないとでかいことは改善できないです。そのことをよく職員に周知徹底するように、課長会議等もあっていろいろやっているようですから、長瀬の瀬の字がどうも合わないとかいうことを言いましたが、こういう細かいことがきちっとできないとでかいことはできませんよということなので、ぜひ以後間違いのないように気をつけてください。

以上。

○議長（大島瑠美子君） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君） ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第12号 平成20年度長瀬町老人保健特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君） 異議なしと認めます。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。



### ◎議案第13号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大島瑠美子君） 日程第14、議案第13号 平成20年度長瀬町介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤芳夫君） 議案第13号 平成20年度長瀬町介護保険特別会計補正予算（第3号）案の提案理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ551万7,000円を減額いたしまして、歳入歳出の総額を5億3,501万5,000円にしようとするものであります。

主な補正内容は、歳入では、内示等に基づく国庫支出金の増額、支払基金交付金、県支出金、繰入金の

減額、歳出は、一般管理費の増額、保険給付費及び地域支援事業費、基金積立金の減額のため、歳入歳出をそれぞれ減額する必要が生じたので、この案を提出するものです。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（大島瑠美子君） 議案の内容等について町民福祉課長の説明を求めます。

町民福祉課長。

○町民福祉課長（浅見初子君） 議案第13号 平成20年度長瀬町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

補正予算書の1ページをごらんください。第1条にありますように、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ551万7,000円を減額しまして、予算の総額を歳入歳出それぞれ5億3,501万5,000円とするものです。

続きまして、歳入歳出予算の内容についてご説明いたします。6、7ページをごらんください。まず、歳入でございますが、款3国庫支出金、款4の支払基金交付金、款5の県支出金の減額分につきましては、実績により国や県等の交付額が確定したので、それぞれ減額するものでございます。

款3国庫支出金の目4介護保険事業費補助金と目5介護従事者処遇改善臨時特例交付金につきましては、介護従事者の処遇改善を図ることを目的に、臨時特例措置として国から交付されるものでございます。

次に、款7繰入金、目1介護給付費繰入金でございますが、施設介護サービス費などの保険給付費の見込額が予算額を下回るため、繰入額を減額補正するものでございます。

目2地域支援事業繰入金でございますが、介護予防事業費の法定分12.5%を繰り入れるものですが、予防事業がほぼ終了し、予算残額が見込まれるため減額補正するものでございます。

目4その他一般会計繰入金でございますが、システム改修費用の不足分として一般会計から繰り入れるものでございます。

8、9ページをごらんください。項2の基金繰入金でございますが、目1介護保険給付費支払基金繰入金は、保険料その他の補助金等で介護費用を賄うことができるため、繰入金を減額するものでございます。

また、目2介護従事者処遇改善分は、システム改修費用に充当するため繰り入れるものでございます。

次に、補正予算の内容についてご説明させていただきます。10、11ページをごらんください。款1総務費、目1一般管理費でございますが、介護報酬改定等に伴いますシステム改修を行うための業務委託料でございます。

款2保険給付費、項1介護サービス等諸費の目1居宅介護サービス給付費と目2地域密着型介護サービス給付費でございますが、要介護認定者の増加とサービス利用者の増加に伴い、給付費に不足が見込まれるため増額を行うものでございます。

また、目3の施設介護サービス給付費でございますが、当初、ながとろ苑の増床分の入所について、これは20年の4月から見込んでおりましたけれども、開所は20年の10月になったため、残額が見込まれますので、減額するものでございます。

また、目6の居宅介護サービス計画給付費でございますが、サービス利用者の増加により、ケアプラン作成費に不足が生じるため増額するものでございます。

そのほかの目4の福祉用具購入費や目5の住宅改修費、項2の介護予防サービス等諸費から次のページの項5特定入所者介護サービス等諸費までは各種サービスに要する経費でございますが、歳入額の補正に伴いまして財源の組み替えを行ったものでございます。

次に、款4地域支援事業、項1介護予防事業費でございますが、特定高齢者把握のため、生活機能評価

検査を実施する受診券の印刷が自庁処理できたことと、特定高齢者でない者の生活機能評価の委託は行わずに済みましたので、減額を行うものでございます。

次に、款5 基金積立金、目1 介護保険給付費支払基金積立金でございますが、歳入の減額補正により財源に不足が生じるため、積立額を減額するものでございます。

目2の介護従事者処遇改善臨時特例基金積立金でございますが、介護従事者の処遇改善を図ることを目的に国から交付される臨時特例交付金を積み立てるものでございます。

次に、14、15ページをごらんください。款6 諸支出金、目1 償還金でございますが、死亡や転出により介護保険料に過誤納が生じた場合に、相続人または年金保険者に還付するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議いただき、ご議決賜りますようお願いいたします。

○議長（大島瑠美子君） これより本案に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

梅村務君。

○8番（梅村 務君） 先ほどから条例で決めた介護従事者処遇改善臨時特例交付金、長いですね、これの513万2,000円ということで、これは基金積み立てをするわけですね。これは、例えば介護者が何人いるから、この町は何人いるから、あるいはどのぐらい必要だからというような何か対象というものがあって、それで金額が決まってくるものなのか、あるいは人口割なのか、その辺はどういうことなのでしょう。例えばこれは3%という一つの基準がありますよね。処遇の改善の、それにこれを充てなくてはいけないわけですね。

その辺と、これから3%でもだめなら5%なのか、8%なのか、10%なのかという、これは何年続くのかと、先ほどからちょっと疑問に思っていたのだけれども、それだけ答えてください。

○議長（大島瑠美子君） 町民福祉課長。

○町民福祉課長（浅見初子君） こちらのほうは、被保険者の数や総給付費に基づきまして決まってくるわけなのですが、計算式はかなり難しくなっておりまして、細かい小数点以下の数字になってまいります。国で示されましたワークシートに、今かかっている給付費、3年間の分とか被保険者数とかを入れていきますと金額が出てくるわけなのですが、これは3%報酬を改定するために保険料の額が変わりますけれども、そのうちで急激な上昇を防ぐために低所得者などに軽減措置がとられますけれども、その軽減措置の額としまして、これが3%の影響額の軽減分ということで、3年間でということですが、431万7,000円が交付されることになっております。1年目が286万円、2年目がその半額の145万7,000円ということになっております。3年目はないです。そのほかに事務費が81万5,000円、合わせて513万2,000円ということになっております。これは3年間の今回限りとなっております。

以上でございます。

〔「トータルということですね、3年間の」と言う人あり〕

○町民福祉課長（浅見初子君） はい。

○議長（大島瑠美子君） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君） ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第13号 平成20年度長瀬町介護保険特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君） 異議なしと認めます。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。



#### ◎議案第14号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大島瑠美子君） 日程第15、議案第14号 平成20年度長瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤芳夫君） 議案第14号 平成20年度長瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）案の提案理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,362万7,000円を減額して、歳入歳出の総額を8,177万1,000円にしようとするものであります。

補正内容は、歳入では、繰入金、諸収入、内示等に基づく国庫支出金の増額、後期高齢者医療保険料の減額、歳出は、一般管理費の増額、後期高齢者医療広域連合納付金の減額のため、歳入歳出をそれぞれ減額する必要が生じたので、この案を提出するものです。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（大島瑠美子君） 議案の内容等について町民福祉課長の説明を求めます。

町民福祉課長。

○町民福祉課長（浅見初子君） 議案第14号 平成20年度長瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

補正予算書の1ページをごらんください。第1条にありますように、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,362万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,177万1,000円とするものです。

続きまして、4ページをごらんください。繰越明許費でございますが、20年度から施行されました後期高齢者医療制度の激変緩和措置が1年延長されたことに伴いますシステム改修に係る経費について、20年度の国庫補助金で対応することになり、補正予算に計上して執行する必要があります。本来であれば年度内に事業完了させるべきものでございますが、厚生労働省等から示されました改修内容等を精査しましたところ、年度内の事業完了が困難であるため、繰越明許により21年度に繰り越し、執行するものでございます。

続きまして、補正の内容についてご説明させていただきます。7、8ページをごらんください。まず、歳入でございますが、款1後期高齢者医療保険料でございますが、政府決定に基づき、保険料負担の激変

緩和措置として、低所得者や今まで被用者保険の被扶養者であった者等に対する均等割や所得割額の軽減割合拡大のため、保険料が減額となりますので、特別徴収、普通徴収それぞれ減額するものでございます。

次に、款3繰入金、目1一般会計繰入金でございますが、事務費繰入金は次の款4諸収入の後期高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金として16万7,000円交付されるため減額するもので、保険基盤安定繰入金は低所得者の税軽減分の補てん財源として法定負担分を繰り入れるものでございます。

次に、国庫支出金の高齢者医療制度円滑運営事業費補助金でございますが、医療制度の激変緩和措置が1年延長されたことに伴いますシステム改修費用として、国が全額補助するものでございます。

次に、9、10ページをごらんください。歳出でございますが、款1総務費、目1一般管理費は、医療制度の激変緩和措置が1年延長されたことに伴いますシステム改修の業務委託料でございます。

次の款2後期高齢者医療広域連合納付金は、徴収いたしました保険料や一般会計から繰り入れた保険基盤安定繰入金を広域連合に納付するものでございますが、減額が見込まれるため補正するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議いただき、ご議決賜りますようお願いいたします。

○議長（大島瑠美子君） これより本案に対する質疑に入ります。

渡辺強君。

○10番（渡辺 強君） 後期高齢者医療制度が平成20年当初、もう1年、これからたつわけですけれども、あの当時、野党と言われる民主、共産、社民、国民新党が反対しましたけれども、結局は衆議院では絶対安定多数の自民党、公明党のあれで否決されました。だけれども、私は思うのには、この後期高齢者医療制度というのは75歳以上から一方的に天引きしてしまうのです。ですから、我々、先ほどだれかが言いましたように、年金から引かれるから、何となく怒りがわからないというような面もあるのです。しかし、こんな、75歳以上からあなたは年寄りだと差別して、相当今も不安で、いずれ政権がかわったらこれを撤回させなくてはならないと私は思っています。

この問題で、後期高齢者議会があるわけですね。20名、町村議員が何名と市議員が何名、そういう中で、後期高齢者医療議会が何回開かれて、どのような話されたか何かは町村に入ってきていますか。こういうことが話されて、こういう問題点でこういうのが討論されたというような話は出てきていますでしょうか。

それで、やはり、たったの20人で議会で議決するのですから、これをまめにちゃんとしてもらわないと我々の怒りが伝わっていかないと思うのです、問題点も。ぜひお願いしたいのですけれども、それについて答えていただきたいと思います。

○議長（大島瑠美子君） 町民福祉課長。

○町民福祉課長（浅見初子君） 渡辺議員さんのご質問、議会の内容ということでございますが、通知は来ておりました。細かいことについては、ちょっと見ておりませんでしたので、下に、後でご報告させていただきます。済みません。

○議長（大島瑠美子君） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君） ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第14号 平成20年度長瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君） 異議なしと認めます。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。



### ◎議案第15号の説明

○議長（大島瑠美子君） 日程第16、議案第15号 平成21年度長瀬町一般会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤芳夫君） 議案第15号 平成21年度長瀬町一般会計予算「歳入歳出予算」「債務負担行為」「地方債」「一時借入金」を調製し、地方自治法第211条第1項の規定により議会に提出するものであります。

総額は、歳入歳出予算それぞれ29億812万6,000円となり、前年度予算と比較し、1億2,958万5,000円、4.7%の増額となっております。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（大島瑠美子君） 議案の内容等について、各課長、教育次長の説明を求めます。

初めに、総務課長をお願いいたします。

総務課長。

○総務課長（齊藤敏行君） それでは、議案第15号 平成21年度長瀬町一般会計予算につきましてご説明申し上げます。

まず、表紙に平成21年度長瀬町一般会計、特別会計予算と書いて製本されております冊子の1ページをお開きください。第1条でございますが、平成21年度一般会計予算として、歳入歳出予算の総額を29億812万6,000円計上いたしました。

第2条の債務負担行為、第3条の地方債の説明の前に、第4条の一時借入金でございますが、借入額の最高額を定めるもので、1億5,000万円とするものでございます。

それでは、6ページ、7ページをごらんください。まず、6ページの第2表、債務負担行為につきましては、左の備考欄にありますとおり、農業近代化利子補助につきましては平成21年度融資分までを、中小企業経営対策資金利子補助につきましては平成20年度の融資分までについて設定するものでございます。また、国民投票対応システム開発作業委託につきましては、国の補助を受けて2カ年で実施することになりましたことから、平成22年度までの債務負担行為を設定するものでございます。

7ページの第3表、地方債につきましては、表の左の起債の目的の欄の事業につきましてそれぞれ限度額の欄の金額を記載するもので、花の里公衆トイレ整備事業のほか道路新設改良事業、学校施設整備事業などの建設事業に充てる起債と臨時財政対策債の借り入れを合わせて合計で3億3,970万円を予定してお

ります。

それでは次に、当初予算の内容と主要事業等につきまして、別の資料を使って説明させていただきます。お手元の資料の中で表紙に平成21年度当初予算の概要とあるものがございますが、その1ページをごらんください。こちらは予算規模を一覧表にまとめたものでございますが、一般会計は29億812万6,000円で、平成20年度に比べ1億2,958万5,000円の増額、4.7%の増加となっております。

また、国民健康保険特別会計、老人保健、介護保険、後期高齢者医療特別会計を合わせて5会計の合計は44億8,876万4,000円で、20年度に比べまして1億5,630万8,000円の増額、3.6%の増加となっております。

次に、2ページをごらんください。一般会計の歳入につきましてご説明申し上げます。まず、左の表の区分で一番上の町税につきましては、平成21年度は9億505万9,000円で、町民税の個人、法人や固定資産税の減額などにより、20年度に比べ3,402万6,000円の減額、3.6%の減少となっております。

次に、2番の地方譲与税から19番の諸収入までは、平成20年度の実績見込みや21年度の事業規模などから見込まれる額を計上したものでございます。

2番の地方譲与税から6番の地方消費税交付金、それから8番の自動車取得税交付金につきましては、国、県の動向から減額計上となっております。

10番の地方交付税につきましては、8億8,000万円で、20年度に比べ6,000万円の増額、7.3%の増加となっております。これは、国の平成21年度地方財政計画の地方交付税の増額を考慮し、20年度より増額を見込んでおります。

次に、14番の国庫支出金につきましては、次世代育成支援対策施設整備交付金や安心・安全な学校づくり交付金などの増額により2億1,022万2,000円で、20年度に比べ8,071万6,000円の増額、62.3%の増加となっております。

次に、15の県支出金につきましては、個人県民税徴収委託金の減額などにより1億3,619万9,000円で、20年度に比べ712万4,000円の減額、5%の減少となっております。

次に、20番の町債でございますが、3億3,970万で、20年度に比べ9,260万円の増額、37.5%の増加となっております。増加した主な理由は、臨時財政対策債の増額でございます。

この町債につきまして、恐縮ですが、先ほどの予算書のほうをごらんいただきたいと思っております。128ページをお願いいたします。この表の一番下の合計の欄でございますが、19年度末現在高が26億9,001万円で、20年度末現在高の見込みが26億8,594万6,000円となっております。21年度中の起債見込額でございますが、3億3,970万円でございます。21年度中の元金償還見込額が2億3,663万2,000円でございますので、この結果、21年度末現在高が見込額が27億8,901万4,000円となる見込みでございます。

なお、表の3番の減税補てん債、4番の臨時税収補てん債、5番の臨時財政対策債は、普通交付税の基準財政需要額にその元利償還金が全額算入される地方債でございます。現在借り入れている地方債の残高の半分以上の額がそのような地方債でございます。

また、1番の普通債の(7)の辺地対策債や2番の災害復旧債などの元利償還金の一部も、普通交付税の基準財政需要額に算入される地方債でございます。

それでは、また恐縮ですが、先ほどの概要の資料にお戻りいただきまして、続きをご説明させていただきます。2ページの21番の繰入金でございますが、1億3,527万2,000円で、20年度に比べ3,985万9,000円の減額、22.8%減少となっております。

以上が歳入の概要でございます。

次に、歳出につきまして、4ページ、5ページでご説明いたします。まず、目的別歳出についてご説明いたします。1番の議会費につきましては、21年度は3,631万4,000円で、20年度とほぼ同額となっております。

次に、2番の総務費につきましては、選挙事務費、財産管理費などが増加しているものの、給料、職員手当等、自治振興対策費、固定資産評価替え事業などの減額により7億157万5,000円で、20年度に比べ1,482万円の減額、2.1%の減少となっております。

次に、3の民生費につきましては、国民健康保険特別会計繰出金、療養給付費負担金、たけのこ保育園園舎増改築工事費補助金などの増額により7億3,367万4,000円で、20年度に比べ9,249万1,000円の増額、14.4%の増加となっております。

次に、4番の衛生費につきましては、上下水道高料金対策補助金などが増加しておりますが、し尿処理負担金の減額や樋口地区簡易水道統合事業負担金の終了などにより4億6,544万9,000円で、20年度に比べ5,303万2,000円の減額、10.2%の減少となっております。

次に、6番の農林水産業費につきましては、花の里公衆トイレ整備事業の増額などにより3,213万9,000円で、20年度に比べ1,013万6,000円の増額、46.1%の増加となっております。

7番の商工費につきましては、観光協会法人化事業補助金などの増額により3,677万7,000円で、20年度に比べ914万6,000円の増額、33.1%の増加となっております。

8番の土木費につきましては、道路新設改良事業などの減額により1億1,653万6,000円で、20年度に比べ1,498万8,000円の減額、11.4%の減少となっております。

次に、9番の消防費につきましては、秩父広域市町村圏組合の負担金の減額などにより1億5,015万1,000円で、20年度に比べ434万円の減額、2.8%の減少となっております。

次に、10番の教育費につきましては、第一小学校校舎耐震補強及び大規模改修工事の増額などにより3億5,370万7,000円で、20年度に比べ8,831万8,000円の増額、33.3%の増加となっております。

歳出合計が29億812万6,000円でございます。

それでは次に、性質別歳出の表をごらんください。これは歳出を性質別に分けたもので、主なものについて概要をご説明いたします。まず、1番の人件費につきましては、定年などによる職員の減少に伴う一般職の給料、職員手当等の減少により7億3,164万1,000円で、20年度に比べ589万2,000円の減額、0.8%の減少となっております。

次に、2番の物件費につきましては、2億9,636万1,000円で、前年とほぼ同額となっております。

次に、3番の維持補修費につきましては、庁舎施設整備事業の増額などにより2,206万5,000円で、20年度に比べ592万2,000円の増額、36.7%の増加となっております。

次に、4番の扶助費につきましては、重度心身障害者医療給付費、児童保育事業の減額などにより3億1,323万3,000円で、20年度に比べ654万9,000円の減額、2%の減少となっております。

5番の補助費等につきましては、し尿処理負担金の減額や樋口地区簡易水道統合事業負担金の終了などにより5億7,849万円で、20年度に比べ5,437万7,000円の減額、8.6%の減少となっております。

次に、6番の普通建設事業費につきましては、たけのこ保育園園舎増改築工事や第一小学校校舎耐震補強及び大規模改修工事の増額により3億332万6,000円で、20年度に比べ1億4,504万4,000円の増額、91.6%の増加となっております。

次に、13番の繰出金につきましては、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計の繰出金の増額により3億7,266万3,000円で、20年度に比べ2,549万7,000円の増額、7.3%の増加となっております。

以上が平成21年度の一般会計予算の概要でございます。

それでは次に、各担当の主要事業のご説明を申し上げます。最初に、総務課の主な事業につきまして説明いたします。資料の6ページをごらんください。まず、広報紙発行事業でございますが、行政と町民の相互理解を深めるため、また町の施策や方針、各種事業を紹介し、町民の行政への理解と参加を図るため、「広報ながとろ」を発行するものでございます。

次に、区長会事業でございますが、正副区長等の協力により円滑に行政事務を推進するものでございます。

次の投票人名簿システム整備事業でございますが、平成22年5月から施行される国民投票法の18歳以上の投票人名簿を調製するため、システム改修を実施するものでございます。

次の衆議院議員総選挙でございますが、衆議院議員総選挙の執行に係る経費でございます。

次の町長選挙事業でございますが、平成21年7月任期満了の町長選挙の執行に係る経費でございます。

次の非常備消防事業でございますが、消防防災の中核として重要な役割を果たしている消防団の円滑な運営を図るものでございます。

消防団員活動服購入事業でございますが、消防庁服制準則の一部が改められたため、消防団員の活動服を新規に購入するものでございます。

次に、防災対策整備事業でございますが、災害時における非常食や毛布などの備蓄を行うものでございます。

防災無線維持管理事業でございますが、町の防災行政無線及び県防災情報システムの維持管理を行うものでございます。

次に、情報系システムの事業につきましては、データの総合的活用や事務処理の連携など、事務の高度化、効率化を図るとともに町民サービスの向上を図るものでございます。

基幹系システム事業につきましては、庁舎内の住民、税務、財務等の電算システム、サーバー、クライアントやソフトの保守管理を行うものでございます。

次の財産管理事業につきましては、行政財産の使用許可、普通財産の貸し付け及び売り払いや公有財産の建物災害保険の一括加入など、公有財産の維持管理を行うものでございます。

次に、庁舎管理事業でございますが、役場庁舎の維持管理のため、庁舎の施設修繕、機械設備の保守点検や環境衛生管理などを行うものでございます。

庁舎施設整備事業でございますが、経年劣化した庁舎の設備機器等の改修及び更新を行うものでございます。

物品管理事業につきましては、役場で使用する物品、事務用品等の購入、管理や庁用車の燃料の購入、庁用器具の修繕、コピーや電話機のリースなどを行うものでございます。

借入金償還事業につきましては、元金及び利子の償還を行うものでございます。

以上が平成21年度当初予算の概要と総務課の主な事業でございます。よろしくお願いたします。

○議長（大島瑠美子君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後4時00分

再開 午後4時15分

○議長（大島瑠美子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、税務課長、お願いします。

税務課長。

○税務課長（野原寿彦君） 税務課の関係につきましてご説明申し上げます。

初めに、町税の歳入関係についてご説明いたしますので、製本されております平成21年度当初予算書の12ページをお開きいただきたいと存じます。初めに、款1町税、項1町民税、目1個人町民税でございますが、本年度予算額が3億2,893万1,000円で、前年度当初予算額と比較いたしまして530万1,000円、1.6%の減となっております。個人町民税の平成20年度の給与所得の減少が見込まれることから、減額で見込ませていただきました。

次に、目2の法人町民税でございますが、本年度予算額が4,543万5,000円で、前年度に比べ1,107万3,000円、19.6%の減となっております。法人町民税につきましては、昨今の経済情勢をかんがみ、また町内企業の業績見通しの結果、税割ベースで30%程度の減を見込みましたので、このような減額で見込ませていただきました。

次に、項2目1の固定資産税でございますが、本年度予算額が4億7,700万6,000円で、前年度と比較いたしまして1,467万9,000円の減、3%の減となっております。平成21年度は評価替えに当たりますが、土地については、依然として地価の下落傾向にありますことから、0.26%の減額を見込ませていただきました。家屋につきましては、評価替えに伴う在来家屋減価償却分を見込みまして、6.06%の減額で見込ませていただきました。また、償却資産につきましては、設備投資を若干見込むとともに減価償却分を考慮いたしました結果、3.89%の減額とさせていただきます。

次の目2国有資産等所在市町村交納付金でございますが、本年度予算額が158万1,000円、前年度と比較して5万円、3.1%の減額と見込ませていただきました。これは主に、玉淀発電所が県から民間に譲渡されたことに伴い、交納付金の対象から除外されたことによるものです。

次に、項3目1軽自動車税でございますが、本年度予算額が1,651万9,000円で、前年度に比べ4万8,000円、0.3%の増額を見込ませていただきました。これは、当初予算の調製時点で登録台数をもとに見込ませていただきましたが、軽自動車への乗りかえの微増の増加を考慮に入れたものでございます。

次に、14ページをお開きいただきたいと存じます。項4目1のたばこ税でございますが、本年度予算額が3,558万6,000円で、前年度に比べ297万1,000円、7.7%の減となっております。喫煙環境が年々厳しくなりまして、消費本数が減少傾向にありますことから、20年度の実績に基づきまして減額で見込ませていただきました。

次の項5の鉱産税につきましては、科目の存置でございます。

恐縮ですが、12ページに戻って一番上の欄をごらんいただきたいと存じます。町税の合計額でございますが、今年度予算額が9億505万9,000円で、前年度当初予算額と比較いたしまして3,402万6,000円、3.6%の減となるものでございます。

次に、歳出関係についてご説明申し上げます。恐縮でございますが、資料の平成21年度当初予算の概要の7ページをごらんいただきたいと存じます。税務課の主要事業でございますが、税務総務事業は、税務

事務の管理的業務のほか、町税等徴収嘱託員の設置や固定資産評価審査委員会の設置などを行う事業でございます。

次の賦課徴収事業は、町税の適正、公平な課税と徴収を行い、自主財源を確保するための事業でございます。

次の固定資産鑑定評価事業でございますが、依然として地価の下落傾向が続いておりますことから、今年度についても適正な時価を算定するために鑑定を委託する事業でございます。

次の個人住民税基幹システム改修事業でございますが、平成21年度から実施されます公的年金からの特別徴収制度実施に伴う社会保険庁との連携及び個人住民税の賦課徴収を円滑に行うため、既存の基幹システム改修を行う事業でございます。

以上で税務課の関係の説明を終わらせていただきます。

○議長（大島瑠美子君） 次に、町民福祉課長、お願いします。

町民福祉課長。

○町民福祉課長（浅見初子君） 続きまして、町民福祉課関係の主要事業のうち主なものにつきまして説明させていただきます。

初めに、7ページをごらんいただきたいと存じます。社会福祉総務事業でございますが、これは福祉全般に関する関係機関等との連絡調整等に関する事務を行うものでございますが、昨年度は第4期の高齢者保健福祉計画介護保険事業計画、それから障害者福祉計画、次世代育成支援行動計画基礎調査等がございましたので、今年度のほうは事業費が減額となっております。

次に、高齢者児童共生スペース施設運営事業でございますが、長瀬町世代間交流支援センター設置に伴いまして、高齢者や児童、乳幼児などの利用を促進するため、指導員を常駐させ、支援業務や相談業務を実施するものでございます。

次に、心身障害者等補助事業でございますが、在宅の心身障害者とその家族の精神的、経済的な負担の軽減を図るため、施設への通所サービスや在宅重度者手当、難病患者の通院費の助成など各種補助事業を実施してまいります。

次に、障害者自立支援給付費事業でございますが、身体、知的、精神の3障害の能力及び適性に応じ、自立した日常生活を送ることができるよう、必要な障害福祉サービスに係る自立支援給付費等の支給を行い、障害者福祉の向上を図るものでございます。

次の社会福祉協議会補助事業と次の8ページのシルバー人材センター補助事業につきましては、昨年とほぼ同様の内容で実施してまいります。

次に、老人保護措置事業でございますが、保護措置を必要とする老人を養護老人ホームへ入所させることにより、老人福祉の向上を図るものでございます。

次に、老人福祉施設運営事業でございますが、特別養護老人ホームながとろ苑の敷地を借り上げ、貸与することにより長瀬福祉会の円滑な運営を図るものでございます。

次に、児童保育事業でございますが、核家族化や女性の社会進出などにより保育に欠ける児童が増加するなど、多様化する保育ニーズに対応するため、民間保育所等への保育の委託を行い、児童福祉の向上を図ってまいります。

次に、次世代育成支援対策施設整備事業でございますが、建築基準法の新耐震基準に満たない保育園園舎の増改築等に補助を行うことにより、園児の安全、安心の確保を図るものでございます。

次に、放課後児童クラブ事業でございますが、公設2カ所の児童クラブの運営や民間学童保育所に対する運営費の補助を行い、放課後児童の健全育成を図り、働く親の子育てを支援してまいります。

次に、子育て支援事業でございますが、長瀬町在住者が出産した場合に1人につき2万円を支給し、保護者の負担を軽減し、児童福祉の向上を図ってまいります。

次に、児童手当事業につきましては、小学校6年生までの児童を養育する保護者に対し児童手当を支給することにより、保護者の経済的負担の軽減を図ってまいります。

次に、成人健康推進事業でございますが、健康の維持と生活習慣病の予防を進めるため、各種がん検診や健康相談、ウォーキング等を実施し、疾病や生活習慣病の早期発見、早期治療を行い、町民の健康増進を図ってまいります。

次に、9ページをごらんください。母子保健事業は、母親や乳幼児の健康の保持増進を図るため、乳児健診、妊婦健診や相談等を行い、子育て支援に努めてまいります。特に今年度は、妊婦健診の重要性にかんがみ、健診助成回数を5回から14回へ増加いたします。

次に、国民健康保険事業でございますが、国民健康保険事業に要する経費について国民健康保険特別会計に繰り出しを行うものでございます。繰り出しの主なものは、保険基盤安定繰出金、職員給与費、出産育児一時金、財政安定化支援事業繰出金、財源化医療費繰出金などとなっております。

次に、重度心身障害者医療費給付事業でございますが、重度の障害がある方に対しまして医療費の一部を助成し、福祉の増進を図るものでございます。

次に、ひとり親家庭等医療費支給事業でございますが、ひとり親家庭等に対する医療費の一部を助成することにより、生活の安定と自立を支援するものでございます。

次に、老人保健事業でございますが、75歳以上のお年寄り等の医療費の財源として老人保健特別会計に繰り出すものでございますが、昨年度から後期高齢者医療制度に移行しており、未請求分の支払いなど医療費等の法定負担分を繰り出すものでございます。

次に、後期高齢者医療事業でございますが、昨年度から始まりました後期高齢者医療制度の経費のうち、事務費分や保険料軽減分を後期高齢者医療特別会計に繰り出すとともに、医療費の法定負担分を直接埼玉県後期高齢者医療広域連合へ支払うものでございます。

次に、介護保険事業でございますが、介護保険の各種サービス費の法定負担分等を介護保険特別会計に繰り出すものでございます。

最後に、こども医療費支給事業でございますが、昨年度から中学校就学前までの乳幼児及び児童を対象として医療費の一部を支給し、対象者の保健の向上と経済的負担の軽減や福祉の増進を図ってまいります。

以上で町民福祉課関係の主要事業の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（大島瑠美子君） 次に、地域整備観光課長、お願いいたします。

地域整備観光課長。

○地域整備観光課長（染野真弘君） 続きまして、地域整備観光課の主要事業につきましてご説明させていただきます。

同じく平成21年度当初予算概要の10ページをごらんいただきたいと思います。初めに、環境衛生事業でございますが、自然環境を保全するための事業で、町内パトロールの実施や長瀬町環境美化推進協議会への補助などがございます。

次に、廃棄物一般事業でございますが、ごみの減量化や再資源化の推進及び快適な生活環境を保全する

ことにより、資源の有効利用や環境への負担の軽減に資するものでございます。主に空き缶回収事業や岩畳周辺清掃作業、町内廃棄物の撤去作業業務などの委託、有価物回収事業の報奨金、生ごみ処理機の購入の助成でございます。

次に、下水処理事業でございますが、皆野・長瀬上下水道組合の特別会計への負担金でございます。

次に、し尿処理事業でございますが、し尿処理と汚濁処理事業、既存施設の維持管理を行うための皆野・長瀬上下水道組合の一般会計への負担金でございます。

次に、合併処理浄化槽設置整備事業でございますが、公共下水道認可区域外の地域に合併処理浄化槽の設置及び既存単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を行う場合に補助金を交付するものでございます。

次に、生活排水処理総合基本計画策定事業でございますが、既存の整備方針を見直し、効果や経済性を考慮しながら町に最も適した基本計画を策定するもので、単年度事業でございます。

次に、皆野・長瀬上下水道組合事業でございますが、上水道事業の安定供給を図るため、高料金対策や宮沢簡易水道の統合に伴う整備事業費負担金などがございます。

次に、農業委員会事業でございますが、農業委員会に関する法律や農地法等に基づきます事業運営を行い、耕作者の地位の安定と農業生産力の増進を図るものでございます。

次に、中山間地域等直接支払事業でございますが、傾斜地等で生産条件が不利なため、耕作放棄地の発生が懸念される農地を保全するための地域活動に対し、農山村の果たす多面的機能の維持を図るものでございますが、引き続き小坂地区に対して交付金を交付するものでございます。

次に、農業振興対策事業でございますが、生産者団体の運営費や農産物の種苗費、病虫害防除等に対し助成し、農業の振興を図るものでございます。

次に、11ページをごらんください。花に触れ合う「花の里」管理事業でございますが、旧プラム園周辺を花の里として整備して地域振興を図るものですが、事業主体となります花の里づくり実行委員会に補助金を交付するものでございます。

次に、花の里公衆トイレ整備事業でございますが、花の里に常設の公衆トイレを設置することにより、観光客の誘致と利便性の向上を図るものでございます。

次に、美しい森づくり事業でございますが、長瀬の景観を形成している松を松くい虫による被害から守り、美しい自然景観の維持を図るものでございます。

次に、林道管理事業でございますが、林道6路線の維持管理を行うものでございます。

次に、町の商工会補助事業でございますが、商工業の振興と発展を図るため、小規模事業者の経営及び技術の指導に当たる商工会に対し助成するものでございます。

次に、中小企業経営対策利子補給事業でございますが、中小企業者が設備整備や拡充、経営改善等に必要な資金を日本政策金融公庫から借り入れた場合に利子補給を行い、経営の安定と商工業の発展を図るものでございます。

次に、観光施設管理事業でございますが、快適で美しい観光地づくりのため、観光施設の整備後の維持管理を行う事業で、主に観光用公衆トイレの清掃や修繕等に充てるものでございます。

次に、インフォメーション事業でございますが、観光案内所の業務委託を初め、観光ポスターの印刷や観光情報を随所に提供するための観光用写真の貸し出しなどがございます。

次に、花いっぱい推進事業でございますが、街路、公園などを花と緑で美しく保ち、快適な生活空間の

演出及び長瀬を訪れる人々が年間を通じて花を楽しめるまちづくりを推進するもので、花の植栽や花いっぱい推進団体への花や苗木、資材の提供等を行うものでございます。

次に、桜の管理事業でございますが、南北桜通りを初め野土山、通り抜けの桜等の維持管理及び権田山の桜の里づくりの支援を行うものでございます。

次に、NHK連続テレビ小説「つばさ」支援事業でございますが、NHK連続テレビ小説「つばさ」の制作協力を通じて観光の振興と観光地長瀬のイメージアップを図るものでございます。

次に、長瀬町観光協会法人化事業でございますが、観光地長瀬をより広く周知し、町と観光協会との役割分担を明確にするため、法人化を推進するものでございます。

次に、道路維持管理事業でございますが、この事業は、町道の管理及び危険箇所等の修繕及び町道の除草や除雪業務、境界ぐいの再現、未登記処理等を行うものでございます。

次に、原材料等支給事業でございますが、改良が進まない町道に対しまして行政区単位で実施する道普請等において、地域住民が町道の補修をしていただく際に敷砂利、生コンクリートなどの原材料を支給させていただき、既存町道の整備を行うものでございます。

次に、12ページをごらんください。道路維持補修事業でございますが、既存町道の老朽化が進み、維持補修事業が増大し、また車両の交通量が増加している中で、歩行者や車両が安全に通行できるよう、危険箇所の応急修繕や小規模の維持補修工事を行い、良好な道路環境を確保する事業でございます。

次に、交通安全施設整備事業でございますが、歩行者等の安全確保や自動車交通の円滑化を図るために、危険箇所等にカーブミラー、ガードレール、道路照明灯を設置し、交通事故防止対策を行うものでございます。

次に、道路台帳作成事業でございますが、道路改良等の実施に伴い、道路の現況が変化するため、現地測量調査を行い、道路法の規定により既存の道路台帳の図面、調書等について補正を行い、永久に道路敷を管理するために行っていくものでございます。

次に、道路新設改良事業でございますが、町民の生活環境の向上や観光、産業振興の基盤整備を図るため、町道及び側溝の改良と改修を行う事業でございます。改良工事には、側溝改良整備を含めまして5路線を予定させていただいております。なお、実施箇所につきましては、お手元にご配付してございます平成21年度主要事業予定箇所の図面をごらんいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

次に、辺地対策事業でございますが、辺地総合振興計画に基づき、風布地区各集落の端末で行きどまりの町道を整備し、生活の向上、環境の改善を図るため、昨年に引き続き町道風布2、3号線の道路改良工事を実施するものでございます。

次に、道路後退部分整備事業でございますが、埼玉県建築基準法施行条例により、敷地等と道路との関係で接道規定が適用され、道路後退が発生する場合の用地測量、用地購入を行い、道路幅員4メートルを確保するものでございます。

次に、河川改修事業でございますが、地域住民の生命、財産を水害から守り、水路の改修や護岸工事を実施するものでございます。

最後に、住宅管理事業でございますが、公営住宅法に基づき、住宅に困窮している低所得者等が快適な環境の中で安心して暮らせるよう、既存町営住宅の維持管理を行うものでございます。

以上で地域整備観光課の主要事業の説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（大島瑠美子君） 最後に、教育次長、お願いたします。

○教育次長（大澤珠子君）　続きまして、教育委員会関係の主要事業についてご説明申し上げます。

平成21年度当初予算の概要の12ページから14ページをごらんいただきたいと存じます。初めに、小中学生に対し、民間派遣会社と契約し、外国人青年による語学指導を行う外国語青年語学指導助手設置事業を引き続き実施いたします。

次の国際理解教育事業でございますが、町内にあります4園の幼稚園、保育園を対象に、幼児期から外国人との触れ合い、国際社会に対する興味や理解を深め、異文化と共生できる資質や能力の育成を図るため定額補助金の助成を行い、実施するものでございます。

次に、学校コンピューター整備事業でございますが、情報活用能力を育てる学習に資するため、小中学校のコンピューターを整備しているものでございます。

次の学校施設等改修事業でございますが、次ページの上段、学校耐震化事業と関連がございますので、あわせて説明いたします。平成21年度におきましては、学校施設におきましては、当町ではすべての施設が耐震診断を必要とする施設であることから、平成15年度から順次診断を実施し、平成20年度で対象施設8施設のすべての診断を終了いたしました。今後は、その結果から、耐震化補強の必要な5施設について優先度を決め、順次計画的に補強及び老朽化による改修工事を並行して進めてまいりたいと、検討を加え、取り組んでまいります。21年度は、第一小学校校舎の耐震化と老朽化に伴う改修工事を実施いたします。

具体的には、第一小学校の校舎は1棟のようにごらんになっていただけますが、東棟と西棟の2棟の校舎がつながってございます。耐震診断の結果、西棟、山側の校舎につきましては耐震化が必要、東棟、国道側の校舎につきましては耐震化はクリアしていました。ですが、両校舎ともに築後30年以上経過しておりますことから、雨漏りあるいは議会でもたびたびご指導のございました校舎外壁等にも傷みが見られることから、それらの改修工事を実施するものでございます。既に平成20年度事業で設計を行っております。具体的な改修内容は、先ほども申し上げましたが、雨漏り改修、給水整備、外壁改修、玄関回りの配置がえ改修等になります。順次計画的に耐震化を図っていくと申しましたが、第一小学校の次に、診断結果の優先度からいきますと、次に第二小学校の体育館ということになりまして、13ページの上段にあります学校耐震事業では、平成22年度を見据え、21年度に第二小学校体育館の設計の委託を行いたいものでございます。

次に、学校支援の一環で、国、県が行うさまざまな人的支援事業について、21年度につきましても積極的に取り入れて実施してまいりたいところなのでございますが、国、県も既設の事業の打ち切り等が大変多くなってきているのが現状でございます。まず、小学校理科支援員等配置事業、これは第二小学校で実施します。

次のさわやか相談員等配置事業、これにつきましても例年どおり実施、中学校へ配置いたしますが、小学校への週1回の訪問も行ってまいります。いずれも県の委託補助事業でございます。

次の特別支援教育学校支援員事業につきましては、事業内容のところで紹介してございますが、普通学級に在籍はしているのですが、担任対複数の児童という形態では授業についていけないお子さんがいます。現場では、そうした児童の学習補助あるいは担任の授業補助の役目を担う方、いわゆる支援員が必要となっております。きめ細かな就学指導の実現を図るためのものでございます。第一小学校に配置してまいります。

次に、第一小学校、第二小学校、そして長瀬中学校それぞれの施設管理事業でございますが、学校施設を維持管理していくために必要な光熱水費を初め、経常的に必要な施設の修繕や委託業務等を実施するた

めのものでございます。

次に、私立幼稚園就園奨励費補助事業でございますが、市立幼稚園の保育料の減免措置に対し助成し、保護者負担の軽減を図り、幼稚園教育の普及、充実を図るものでございます。

次の人権教育推進事業、青少年健全育成事業でございますが、関係団体へ事業の推進のための補助金を交付するものでございます。

次に、国指定重要文化財の旧新井家住宅につきましては、施設の維持管理を充実し、これを後世に引き継ぐことを目的とする事業を実施するためのものでございまして、平成21年度も積極的に民間活力等も導入し、実施していくものでございます。民間活力と申しますのは、具体的にはお茶会だとか郷土史、芸術家による絵画展等、21年度も計画してございます。

次に、保健体育総務事業、次のスポーツ振興事業ですが、町民にスポーツを行う機会を提供し、スポーツを楽しみ、親しみを持つことができるよう、各種スポーツの大会や教室等を開催するためのものでございます。

次の体育施設修繕事業、14ページになります。平成20年度で中学校夜間照明施設の修繕が一通り終了いたしましたので、平成21年度は岩田総合グラウンドのネットフェンスの修繕工事を行いたいためのものがございます。

次の公民館施設管理事業、学校給食施設維持管理事業、学校給食臨時職員等雇用事業でございますが、施設の管理運営、主催事業の実施、給食業務の管理運営、調理員の臨時雇用等を行っていくためのもので、例年に同様実施したいためのものがございます。

以上で平成21年度の教育委員会主要事業の紹介を終わります。

○議長（大島瑠美子君） これで各課長、教育次長の説明が終了いたしました。



### ◎延会について

○議長（大島瑠美子君） お諮りいたします。

本日の会議はこれで延会としたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会とすることに決定いたしました。



### ◎次会日程の報告

○議長（大島瑠美子君） 次会の日程をご報告いたします。

あす12日は、午前9時より本会議を開きますので、定刻までには会議場へご参集くださいますようお願い申し上げます。

なお、議事日程は開議時刻までに印刷してご配付いたしますので、ご了承願います。

---

◇

◎延会の宣告

○議長（大島瑠美子君） 以上をもちまして、本日の会議は終了いたしました。

本日はこれをもって延会といたします。

延会 午後4時50分

## 平成21年第1回長瀬町議会定例会 第3日

平成21年3月12日（木曜日）

### 議事日程（第3号）

- 1、開 議
- 1、議案等の説明のため出席した者の紹介
- 1、議事日程の報告
- 1、議案第15号の質疑、討論、採決
- 1、議案第16号の説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第17号の説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第18号の説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第19号の説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第20号の説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第21号の説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第22号の説明、質疑、討論、採決
- 1、常任委員会所管事務調査の委員長報告の件
- 1、議会運営委員会の閉会中の継続調査の件
- 1、閉会について
- 1、町長あいさつ
- 1、閉 会

午前9時開議

出席議員（10名）

1番	関	口	雅	敬	君	2番	村	田	正	弘	君	
3番	大	島	瑠	美	子	君	4番	齊	藤		實	君
5番	野	原	武	夫	君	6番	新	井	利	朗	君	
7番	大	澤	夕	キ	江	君	8番	梅	村		務	君
9番	染	野	光	谷	君	10番	渡	辺		強	君	

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長	大	澤	芳	夫	君	教育長	新	井	祐	一	君
参事	新	井	敏	彦	君	参事	平		健	司	君
総務課長	齊	藤	敏	行	君	税務課長	野	原	寿	彦	君
町民福祉課長	浅	見	初	子	君	地域整備観光課長	染	野	真	弘	君
会計管理者	大	澤	彰	一	君	教育次長	大	澤	珠	子	君

事務局職員出席者

事務局長	若	林		実	書記	石	川	正	木
------	---	---	--	---	----	---	---	---	---

◎開議の宣告

(午前9時)

○議長（大島瑠美子君） 皆さん、おはようございます。

前日に引き続きましてご出席いただき、ありがとうございます。

ただいまの出席議員は10名でございます。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。



◎議案等の説明のため出席した者の紹介

○議長（大島瑠美子君） 本日の会議に、地方自治法第121条の規定により提出議案等の説明のため出席を求め、出席された関係者は、参与席にご着席の方々でございます。



◎議事日程の報告

○議長（大島瑠美子君） 本日の議事日程をご報告いたします。

本日の議事日程は、印刷の上、既にお手元にご配付してあるとおりでございます。これに従って議事を進めてまいりたいと思いますから、ご了承いただくとともに、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

それでは、日程に従って議事に入ります。

上着の着脱は、ご自由にお願いいたします。



◎議案第15号の質疑、討論、採決

○議長（大島瑠美子君） 日程第1、議案第15号 平成21年度長瀬町一般会計予算を議題といたします。

これより本案に対する質疑に入ります。

1番、関口雅敬君。

○1番（関口雅敬君） それでは、何点か質問をさせていただきます。

初めに、総務課関係をお願いいたします。ちょっとページ数はないのですが、選挙のところで、町は高齢化に伴って選挙の投票所に行くことは困難だという話の中で、岩田区に選挙の投票所を設けてもらいたいということがあります。そこで、選挙費用がとってありますけれども、投票所の関係を考慮できるかどうか。

それから、防災については、一般質問で私はいたしました、備蓄品の配置の仕方を、数カ所に分けなければ、1カ所に集めておいたらそれがそのまま使えない状況になるかもしれないということで、もう一度お聞きしたいと思います。

続いて、町民福祉課関係ですけれども、成人健康推進事業の中でウォーキングと書いてありますけれど

も、いろんな課と共同で町民の健康を図るという意味で、ウォーキング教室でなく、ウォーキングラリーとでもいいでしょうか、そういう事業を考えられるかどうかということです。

続いて、地域整備観光課、観光協会の法人化についていま一度伺いをいたします。法人化については、一般質問で私お話ししましたが、予算の使い方は3年間の時限で区切るということをはっきりここでお聞かせ願いたいと思います。9カ月の国から補助が来るのだというお話もありました。その9カ月のカウントの仕方は、補助をもらおうが何だろうが、3年間ですべて区切るということが1つ。

それから、観光協会については、事故の責任は観光協会に問うと言いましたけれども、その線引きが、どこでどういうふうに線引きができるのか。観光協会にすべて任せるとなると、そういうことも踏まえなくてはなりませんので、法人化をする前にそこをお聞きいたします。

続いて、花に触れ合う事業ですけれども、地域一体の花の里を今いろいろ考えて動いてもらっています。新しい事業というか、そういういろんなお金を用意しているようですけれども、私は以前から言っているように、今までこの長瀬にある、もっと隠れた花もあるのです。先日、商工会の職員の方が、この長瀬は4月の半ばから5月にかけて花がなくなるということで、私のところにちょうど花の話で来たので、来島を説明してきました。たまげていました。あのツツジは、以前から言っているように、手をかければきれいな島になるので、ちょうどこの長瀬は花の途切れるときに、ツツジがすばらしいツツジに生まれ変わる、そういうことで、新しく種を植えていくのでなくて、そういう古いものも大事にしながら花の事業を進めてもらいたいと思います。

それから、「つばさ」支援事業という新しい予算が組まれました。観光地のイメージアップ、例えば荒川等にブルーシートが上から見るとところどころで落ちたりしている、そういうのも配慮をしていただきたい。観光地をイメージアップする事業の中で、そういうブルーシートだとか枯れた木が対岸、両側にいろいろ見当たりますので、そういうイメージアップを図ってもらいたいと思います。

それから、町道の維持管理です。この町道維持管理については、歩道が、例えば桜通り、西武ビューテラスから長瀬駅に行く歩道もがたがたで、ああいうところには障害者が通行できません。そういう町道の管理もしっかりしてほしいと。それから、きのう私も「交流広場」の話をしましたが、税を公平に使ってもらいたいという、そういうことも町道の維持管理にかかわりますから、ぜひともお願いしたいと思います。

続いて、教育委員会にお聞きをいたします。学校給食関係ですけれども、学校給食費の滞納問題はもういろんな方が、きょうも用意していると思うのですけれども、私は学校給食は、滞納だとかそういう費用でなくて、逆に学校給食費をきちんと納めている立場から、学校の給食の時間が短いという、食べたいのだけれども全部食べられない、時間が短いという話で、私も何人かのそういう子供に聞いたら、例えば子供が説明するのには、8から例えば12だとか、そういうことで説明するのによくわからないのですけれども、多分、私が以前から学校給食を研究していると、授業が終わって給食の時間が決まっていて、その間に掃除をするのだと、時間が限られているから、昼休みに掃除まで入れるから給食の時間が短いという答弁を以前私は受けました。その後、そういうことが改善されても、なおかつ子供が食べるのが遅くて、全部食べ切れないうちに、はい、終わりですで片づけられてしまうという、そういう意見を聞いていますから、その辺ちょっと説明をお願いしたいと思います。

そういうことで、ちょっとばらばらになりましたけれども、何点かお聞きしたいと思います。

○議長（大島瑠美子君） 総務課長。

○総務課長（齊藤敏行君） それでは、選挙の投票所の新たな設置の関係でございますが、投票所の設置につきましては選挙管理委員会で決定することでございますが、関口議員からの要望につきましては伝えてあるところでございます。

それから、防災備蓄品の分散の配置ということでございますが、先日もお答えいたしましたように、役場庁舎に現在備蓄しておりまして、これをもう少し充実していきたいと考えております。しかし、将来的には分散していくようなことも検討していかななくてはならないかと考えているところでございます。

○議長（大島瑠美子君） 町民福祉課長。

○町民福祉課長（浅見初子君） 関口議員さんのご質問の成人健康推進事業の中のウォーキングの関係でございますが、ウォーキングは成人病予防に一番効果があるということで、皆さん、日ごろからかなりいろいろとやっていた方が多いと思いますが、町のほうでも、健康増進、それから成人病予防ということで、定期的にウォーキング教室を、平日だったり、土日だったりで開催させていただいております。毎回ではないのですが、その中では、中央公民館のほうの事業と合体させていただいて、体育指導員の方に出させていただいて一緒にやらせていただいたり、それからバスハイクで他町に出かけたりと、いろいろなメニューを入れさせていただいてやっておりますけれども、ご提案のウォーキングラリーとなりますと、かなり大きなイベント的なものになってくるかと思っております。今、本当に健康に対して皆さんとても関心がありますので、こういうことをやっていくとそれこそ人もいっぱい集まってくるかと思っておりますが、町の町民福祉課だけではもちろんできないことであるので、関係課と協議させていただき、検討をさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（大島瑠美子君） 地域整備観光課長。

○地域整備観光課長（染野真弘君） 質問にお答えいたします。

観光協会の法人化の関係で、予算の関係でございますが、3年間でというお話でございますが、これにつきましては3年間の補助ということで考えております。

それと、事故の責任の関係でございますが、これは荒川の舟下りの関係かと思うわけなのですが、これにつきましては、舟下りの連絡会のほうから誓約書が町のほうに入っております、事故等が発生した場合、自己の責任において解決し、埼玉県長瀬町には一切迷惑をかけないという誓約書が入っております。

それと、花に触れ合う事業でございますけれども、来島のツツジ、確かにすばらしいものがあるかと思っております。その場所につきましては、議員ご承知のように、名勝天然記念物の長瀬に指定されている土地でございますが、土地の所有も現在埼玉県という形になってございますので、県のほうとも協議をさせていただきまして調整させていただきたいと思っております。

「つばさ」支援事業の関係で、荒川にブルーシート、ごみ等があるという関係でございますが、あと枯れた木とか、そういうものでございますけれども、岩畳周辺については清掃をやっているわけでございますけれども、全体的には県土整備事務所の1級河川ということで管理地になります。県土整備事務所のほうとも連絡をとりながら、その辺のところをどうしていくかということ調整させていただきたいと思っております。

町道の維持の関係でございますが、幹線5号線の歩道管理の関係でございますが、町道の関係、かなり傷んでいるところもあるわけでございますので、全体を見ながら道路管理をしっかりやってまいりたいと

いうふうを考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

以上でございます。

○議長（大島瑠美子君） 教育次長。

○教育次長（大澤珠子君） それでは、学校の給食時間が短いという点について答えさせていただきます。

私も教育委員会を担当しまして6年目になりますが、一般から子供たちからのそういった意見を聞いたことは今回初めてでございます。学校に給食時間あるいは清掃時間の様子を伺いまして、子供たちからのこういう意見もあるということをお伝えしたいと思います。ただ、学校の場合、時間割りを変えていくということは簡単にはいかないように思います。

なお、つけ加えさせていただきますが、給食指導も食育の観点で力を入れて実施しておるところでございますということをお伝えさせていただきます。

以上でございます。

○議長（大島瑠美子君） 関口雅敬君。

○1番（関口雅敬君） 私、気が小さいので、声が小さいと以前通過されたことがあるので、早く手を挙げるので、済みません。

では、もう一度再質問をさせていただきます。今、課長等から答弁をいただいたのですが、選挙の会場はもう職員のほうにも言っているんで、高齢化というものは本当にもう待たないでどんどん、どんどん進んでくるわけです。この議会でも、ことしの7月、町長選挙、大澤町長が手を挙げというか、みんなの期待にこたえるようにもう一期やるのだという言葉が出ました。そこで無投票ならいいわけですが、選挙になる可能性もあります。衆議院の選挙ももうあるのです。本当に高齢化というものを役場で考えれば、この選挙の会場の話はきょう初めて出すわけではなく、事前に職員とも話ししているし、選挙管理委員長にも話ししているのです。これから先、ちょっと、ではゆっくり考えて、本当に慎重に石橋をたたいて会場を考えていくのだとなると、大事な1票を投じられない年寄りが出てくる可能性も出てくるのです。例えば井戸の風布のほうの人が、歩いてくるのが大変だから、車が運転できる人がまとめてその地域で来るような、そういう状況になっている、そういうのできる所ならいいのだけれども、頼めないとかそういうのがありますから、大事な1票を投じられるように、選挙管理委員会にもなるべく早く検討をしていただくように特に私はお願いしたいと思います。

防災も、備蓄品を十二分に集めてからでなく、いつ災害が起こるかわかりませんから、本当に、1カ所に置いておくのではなく、長瀬町の数カ所に保管して、いざというときに使えるようにお願いしたいと思います。

町民福祉課の成人健康維持事業なのですが、課長の答弁では、イベント方式でやると大きくなって大変だというお話のようです。そこで、私は、町長が縦割り行政を排除して細かくやれるようにということで参事制度をしいてやったわけです。前回の議会でも私は発言させていただきましたが、私はふざけて言っているわけではないのです、町長。イベントをやるということは、今のウオークラリーといっても、どのようにやるかはこれから考え方なのだけれども、みんなで散歩をしようという町のイベントを私は思っているのです。そうすると、今、大きくなって大変だという話でいけば、きのうも町長、言っていましたよね。ここは関係する課ではないから、違うのには出ない、そういうのはという話ししていましたが、そういう職員が全部が一丸となって、成人健康維持のために力をみんなで集めて、町民と一体化になってやればお祭りごとと一緒にできるので、町長、今、浅見課長は大きくなってしまおうと大変だと

いうお話ですけれども、健康管理の散歩コース、みんなで散歩しようというようなのも結構なので、ぜひ役場を一固まりにしてイベントができるようお願いしたいと思うのですけれども。

ウオークラリーの、浅見さん、いいですか、例えば教室をやってもらうのがいいのだけれども、私、これも前に言ったのだけれども、そういう何とか教室を開いてもらおうと、気の合った者同士で来ればいいのです。例えば1人で参加してみようと思っても、来るとやっぱりその空気になじめない方がいるのです。だから、そういう教室ではなくて、もっと自由にみんなができるような、そういうイメージで私は発言していますから、何とか教室を開いて参加者が少なかった、来なかった、来る人はいつでも来ているのです。子供の場合でもそうなのです。友達同士だったら、あれへも行ってみようかということがあるのだけれども、そういうデビューがうまくできない人がいるので、今、ウオークラリーもそういうことで話しています。特に町の人が健康でできるように、私も今、歩くパトロールカーで町内を一生懸命歩いていますので、歩く人は結構いるから、そういうイベント方式でやってもらえればと思います。

地域整備の法人化について、いま一度はっきりお答えをいただければ、私は今回心配しているのが、長瀬が観光立町でいくのだということで、観光協会法人化というものは私は基本的には賛成だと、おとといですか、一般質問でやりましたけれども、その予算についてなのです。私が心配しているのは、受益者負担ということからいけば、観光協会は観光協会で作ってもらうのが一番いいと、生半可役場が口出さないと、観光協会の人自主的に、いろいろ規制を持たないで、自分たちでやりいようにやってもらうのが、観光協会の人日本一の観光協会をつくりたいのだというお話ですから、大丈夫です。そんなに予算を、4年目になったらどうするのだと心配する方がいたそうですけども、上層部のほうでは任せろよと、日本一の観光協会にするのだ、おれはこういうふうにするのだという話を私も聞きましたが、非常に本当に希望と夢に満ちていて素晴らしいものがありましたから、予算は何があっても3年目以降は出さないと、この答弁をしていただければ、私はこれは納得をしたいと思います。町民が一生懸命払う税金ですから、3年間で絶対やらないよと、4年目からはもう本当に1人でやるのだよということを言ってもらいたいのです。

ということは、1年目は税金投入もします、職員も今までどおり配置します、これが私はおかしいと。税金投入するのだったら職員も撤収、そうでなかったらもう一年間、職員にやってもらって、1年で指導して、来年から3年間という、どちらを選ぶか、私が言うのは、本当に大事なお金ですから、3年間ではっきり区切ってください。国からどんな助成があろうとも、3年間で終わりにするというのをいま一度お聞きしたいと思います。

花に触れ合うとか、そういうのも、「つばさ」の話もいろいろ答弁してもらいました。考えていただければ私はいいと思います。

続いて、教育委員会の学校給食に対して再質問をもう一度したいと思います。次長、この質問は私もう以前にしているのです。3年ぐらいたつかな、学校給食を私が委員会で本気になってやっているときに、この議会で答弁いただいているのです。そのときの答弁が、学校は時間が決まっていると、だから後ろに持っていく掃除を昼休みの時間に持ってくるのだというお答えを私は聞いているのです。そこで時間が短くなるから、学校給食の準備を早くできる高学年は食べられるけれども、低学年は準備が遅いから、その分給食の時間が短くなって、おしまいが決まっているから食べられない子もいるのですと、そういうことがあって残飯が結構残ってしまうと。給食センターにいる栄養士さんとも、私、そのとき話ししたのが、次長が多分資料を出してくれたのだと思うのだけれども、あの当時、役場の前のほうでごみ処理をすると

ころに結構いく、あのときはトンの単位ではないですよ。1トン、2トンの単位ではないですよ、残飯が残るのは。だから、その数値まで出て討議したことがあるのです。だから、私はこの質問は初めてするのではなくて、子供から聞いていませんではなくて、学校給食、委員会があるのだから、もっとPTA会長やら何やら本気に聞いてやれば、学校給食、時間が短くて食べられないよというのが実際にあります。

学校関係にお願いをしたいのは、時間を何とか、1年生が準備するのが遅いのだったら、もっと早くできるようにできれば考えてもらうとか、高学年は確かにさっさ、さっさとやると思うのです。これから新1年生になってくるのだから、余計そういう1年生が時間が短く食べられなかった、それで給食費は同じだけ取りますよでは、私は親として教育委員会に、そんな滞納整理ばかり一生懸命やらないで、もっと、お金をちゃんと払うのだったら、払った分だけちゃんと食べさせてよというのを逆に言いたいのです。多分、きょう、これからこの予算審議の中で、学校給食問題になると滞納問題を言ってくる方がいると思うのです。私はそういうのとは反対の立場から、子供が食べたくても食べられない、そこをもう一度お聞きしたいと思うので、済みませんが、よろしくお願いします。

○議長（大島瑠美子君） 参事。

○参事（平 健司君） 質問の順序がちょっと違うかもしれませんが、急がしているので、私のほうから質問に答えさせていただきます。

観光協会の法人化の4年目以降の補助金はどうするのだと、絶対出すのでないというお言葉が聞きたくて何度も質問しているのだと思うのですが、非常に残念なのは、今の時点で4年目どうするのだからという話が観光協会の会員から出たとすれば非常に残念です。基本的には3年で自立するのだというお話を、町としては観光協会にもう何度もしているのです。だから、基本的には3年で補助金は打ち切る予定でございます。ただ、関口議員が求めている絶対ということは、私の立場からして今お答えできるようなあれではありませんので、絶対ということはありませんけれども、基本的に3年間で自立していただきたいと、こういうお話は強くしてあります。

それから、関口議員の記憶というか、頭の中で1点ちょっと誤解を招いていることがきのうからたびたびあるので、ここでお答えしておきますけれども、職員の配置は全くありません。観光協会が今まで事務局をやったことがないので、伝票の書き方から請求、領収の出し方からまだ全然わかっていないのです。それなので、事あるごとにうちのほうに相談に来てくださいと、うちのほうが1年間はそういうことも指導しますよと、こういうことで、職員を配置ということは全くありませんので、その辺はご承知お願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（大島瑠美子君） 総務課長。

○総務課長（齊藤敏行君） 投票所の設置の関係につきましては、今後さらに選挙管理委員会で検討していくことになると思いますので、よろしくお願いいたします。

それから、防災備蓄品の配置につきましては、分散していくよう検討していきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大島瑠美子君） 教育次長。

○教育次長（大澤珠子君） 関口議員のご指摘どおり、給食の残飯が多いというお話、以前にいただいた記憶がよみがえってまいりました。大変失礼いたしました。

ただ、給食時間が短い云々につきましては、先ほども申しましたように、このことを学校に伝えまして、また子供たちの様子を聞いてみたいと思います。なお、近々給食運営委員会の開催の予定もございまして、そこには校長、PTA会長等入っておりますので、まだ議題にしてもらいたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

〔「イベントのあれ、お願いします」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君） 町民福祉課長。

○町民福祉課長（浅見初子君） ウォーキングのイベントでウォーキングラリーの関係でございますが、町といいますか、町民福祉課の役割としましては、皆さん、成人病とか病気にならないようにということで、日ごろからウォーキングをされたり、食生活に気をつけていただいたりというふうなことの定着といいますか、意識づけがうちのほうの役割かと思えます。そういう意味もありまして、ウォーキング教室や栄養改善教室とかヨガ教室とか幾つかやっておりますけれども、そういうのをやらせていただいて、それには中央公民館の事業と幾つか合体させていただいて、共同でやらせていただくことにより、また経費の節減になったり、職員同士のお互いの助け合いもしながら、少しでも参加者を多くしていきたいということで今やらせていただいているところでございます。

先ほどの回答とちょっと似てきてしまうのですが、ウォーキングラリーとなりますと、町内の方はもちろん、当然参加していただきたいですが、町外の方も来ていただいとというふうなことになりますと、これはまたちょっと意味合いが違ってくるかなと思います。根本はもちろん健康のためということで、今歩く方はいっぱいいらっしゃいますので、そういうふうに参加者も多くなってくると思いますが、ちょっとうちのほうだけではもちろんできないことでありますので、町民福祉課としましては、各地域ごとに、ツツジのころは井戸のほうだったり、この間は臘梅の関係で宝登山周辺を3時間ぐらい歩かせていただいたり、それから秋の七草のときは萩寺のほうを3時間、中央公民館を起点にして3時間とか、小坂のほうに行ったり、いろいろさせていただいているわけなのですけれども、ですから、町民の健康に対する意識づけはうちのほうでやらせていただきますが、ほかのことにつきましてはまたほかのところと協議させていただいて検討をしていきたいと思えます。

以上です。

○議長（大島瑠美子君） 関口雅敬君。

○1番（関口雅敬君） では、3回目の質問なので、これが最後だと思いますから、答弁をしていただくのもここでまとめてください。私も、4回目、5回目やりたくありませんので。

そこで、では今の健康福祉課の話、町長、聞いてどう思いました。もう全く、町長の考えている縦割り行政、絶対この枠から出ないのがはっきり出ますよね。私が言うのは、健康の推進事業を兼ねて歩け歩けをやって、いろんな、町外者から出てきたっていいではないですか。そうすれば長瀬をアピールすることもできるし、その歩け歩けコースを町内の文化遺産でも何でもいいですから、そこを回らせて長瀬をアピールして終わらせれば、同じお金で宣伝にもなり、健康増進にもなり、役場職員の交流にもなり、町民との交流にもなって、私はすばらしい事業ではないのかなと思って、私なりに一生懸命考えて前の議会にもイベントを出したのです。だから、きょうここで答弁を聞いて、もしその答弁が、今の浅見課長が言うような、本当にそういうのだったら、いま一度私は、二宮金次郎ではないですけども、仕事をしながら考え、たばこを吸うときにも、これは仕事だと思って考えながらたばこを吸ったり、水を飲んだり、そ

ういうふうにしなから、ながらだけれども、考えるかなと思っているのです。

いま一度、今の私の気持ちが伝わったのかどうか。私は、縦割り行政ではなく、もっと広がったので1つの事業をやって、いろんなのを網羅したほうがいいのではないですかとってウオークラリーという言葉を使いましたけれども、今言うように、バスで行かなくたって、長瀬町内を歩かせて、ここがこういう神社ですよ、ここがこういう 来島で、まだツツジが咲かないのだけれども、この木を切ればなりますよねとか、そういうのでぐるっと長瀬を回らせれば、いいコースです。私が歩く、本当に歩け歩けで、歩くパトロールカーでやっていますけれども、ここは悪いな、ここは景色はいいけれども、あそこへブルーシートが見えなければもっといいななんてわかるような、そういうイベントを町長がどう思っているかを最後にこれは聞いておきます。

まだまだ、町長、ここでおれ発言最後なのだから、ここでとめられたのでは、もうちょっと待ってください。これは真剣にやっていますから、町長、お願いします。

法人化の問題で、参事から今ご指導いただきました、誤解しているのではないのかと。私は、職員を配置するというのは、配置という言葉は適当ではなかったかもしれません。職員が指導をしながらやっていくというのであれば、ちゃんと指導して、そろそろ一本立ちできるかなといたら用意ドンでやらせてやる親心、今までずっとやってきたのだから、そうやって。それで、もし違うのなら違うでいいのです。法人化、どうしても4年目どうのという、まずいよねと今平参事言いましたけれども、この4年目の質問は、観光協会の臨時総会ですか、そこでこの質問は出なかったですか。私、観光協会員からこれを聞いたのですけれども。これは公式の場で出たのか、臨時総会で出たのかわかりませんが、法人化について予算がこういうふうには3年間来る、では4年目はどうするのだと聞いたときに、まだパタパタしてそこにいるようだったら、ちゃんと飛び立つ姿を見なくてはだから、そのときはまたそのときで考えるというような答弁をしているのだと思うのだけれども、きょうここへ観光協会の人が見に来てくれていれば、今私が言っていることがはっきりわかるのだと思うのだけれども。

だから、もうこれは最後の質問なので、これから諸先輩方が私の前座を聞いてまた1歩2歩上のランクの質問をするのだと思うのですけれども、私は、だから、はっきり言ってくださいというのは、何しろ3年間で、では4年目のことなんか考えてはだめだとか、そういう答えではなくて、3年間しかやらないよというのを言ってもらえば町民の人も安心するのです。おれ、工業1本でやっているのだけれども、観光協会、そうかという話、この前、平参事にもしたら、それは商工会と同じなのだということは私はわかるのです。だけれども、観光協会を独立化するために3年間という話が始まって、私もその3年間で頭にあるものだから、3年間で切るのだなという解釈でやっているから、3年目以降は出さないのだよ、大丈夫だよと言ってくれれば、安心してこれから皆さんの意見をここで聞いていただけるのだけれども、3年間で助成を切って、4年目からもう、どんなに羽をパタパタして飛び立てなくても努力させるのだというのを聞かせてもらって、私はこれで回数3回になりますから、終わりにします。そこを町長と地域整備の答えを聞きたいと思います。お願いします。

○議長（大島瑠美子君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） お答えいたします。

ウオーキングラリーという、また今までのウオーキングと違うことに意味が出てくると思うのです、ラリーという言葉をつけると。だから、私も朝6時20分ごろから7時10分ごろまで毎日歩いています。そのころ歩いている人はほとんどいません。ただ、1日を通してみますと、夜、何か反射をするものをつけ

て歩いている人はかなりふえてきましたし、日中、お昼頃、会社の食事が終わった後、仲間と一緒に歩いている人というのが一番多いかなと思います。それから、8時ごろから、高齢者の方は、食事をした後、少し休んで歩いているという人がうちの近くもいっぱい出てきました。そういう人たちが各地に点在するわけです。

それで、町のほうとしては、元気モリモリ体操というのを各地区に出張して保健師が中心になってやっています。そういう中で、そういう話が当然出てくると思いますから、そういうものを皆さんが考えた上で、ではどういうふうにしたらいいのだろうというのをこれから検討してもらいたいと思うのです。町のほうでこういうふうにやりましょうとかということではなくて、やはり高齢者の自然発生的な意見というのを、町のほうでそれを実行に移すような体制に持っていくというのが、それが一番いいのではないかな。こっちから、こういうふうにしましょう、元気モリモリ体操というのは町から始めたことですが、それが非常に大きく広がって、特に女の人が圧倒的に多いのです。男の人の参加は非常に少ないです。私もこの間、保健センターに行ってみて驚いたのです。三十何人ぐらいいて、その中で男の人は1人しかいませんでした。これは大変だと言ったら、大体どこへ行ってもこうですよ、男の人はほとんど来ませんと言います。外を歩いている人は男の人が多いという事実があります。ですから、男の人の考えと女の人の考えって多少違うのかなという思いがそのときしました。

だから、それなりにいろんな1日のうちのスケジュールというのがあるでしょうから、そういうものを束ねるとするのは非常に問題になってくるとは思います。自然発生的に、今の関口議員のお話のようなことも意見としてお聞きした上で、各地区に元気モリモリ体操とかヨガとかということで出てきますから、そういうときに意見を出していただいて、ではそれをどういうふうに束ねようかということにこれから検討する時期になってくるとは思いますので、いいことはやっていきたいと思えます。ですから、そういうことについてもどんどん意見を出していただくということが一つのスタートになるのではないかな。

例えば七草寺が去年随分にぎやかでした。私も何回も回りましたが、そうすると、そういうところを見に歩いてくる人というのがいっぱいいるのです。それもやっぱり、ウォーキングに関して興味を持っている人たちが歩いてくる。例えば宝登山の臘梅を見に行くのにも、ケーブルに乗る人が非常に少なくなった。少なくなったというのは何かというと、歩いていく人が多いのです。私も2回、上から歩いておりてきました。30分か35分で歩いておりられますけれども、上がってくる人というのが圧倒的に多いのです。これはケーブルは大変だなと思いました。そういうふうには、自然をめでながら自分の健康管理をするという、そういう時代になったのかな、特に高齢者の人たちと子供さんはそういうことが多いような、私はこれは勘ですけれども、そういうことがあっていいことだなと思っています。ですから、自然発生的にできたものを町が束ねるというのではなくて、そういう人の意見を集約しながらこれからやっていくように、担当課にも申して頑張っていきたいというふうに思っています。

○議長（大島瑠美子君） 参事。

○参事（平 健司君） 関口議員の質問にお答えをさせていただきます。

先ほど申し上げたとおり、私、観光協会の臨時総会とかそういうのに出る立場にないので、出ていませんけれども、議事録を読ませていただきますとそういう質問があったようでございます。3年間の援助がいただけると、とにかくこの3年間しっかりしていこうという回答を副会長が質問者に対してお答えしているようであります。町として3年間で区切るのだというお話を、関口議員何度も言っているとおり、基本的には3年間で援助を打ち切りますよという話からスタートしている話ですから、きのうも町長がお答

えしていると思いますけれども、約束は守っていただけるのではないかなと、町のほうもできたら約束は守りたいと、こういうことで回答にさせていただきたいと思います。

○議長（大島瑠美子君） 他に質疑はございませんか。

渡辺強君。

○10番（渡辺 強君） まず初めに、10日の全員協議会の中で、21年度の委託料の説明の中で、業務委託料が2億6,579万5,000円、昨年、20年度から比べれば2,193万5,000円マイナスにすることができたという報告で、そこで、9番の染野議員が相当大的な声でこんなことはだめだというようなことを言ったというのは、長瀬町航空写真撮影土地家屋現況図修正委託料1,438万5,000円が今度はゼロだということで、私はいいと思うのですけれども、問題は、私は、この問題も議会では、何でこんなに、削減できるのではないかなというようなことで、3年ごとにそんな航空写真を撮るのでなくて、長瀬は人口がそんなにふえていないし、そんなに評価するほど変わっていないということで、そういう疑問を持っていたわけなのです。

そこで、委託料というのは、委託された業者が、そこで収入を得て生活している人もいっぱいいるから、すべてカットするという、委託を少なくするということは、業者は生活がありますから大変ですけれども、だけれども、9番議員が言った航空写真というのは、やはり必ず3年をやらなくてはならないという法律は決まっていないようなのです。ですから、そういう点では改善できないかと思うのです。それで、この航空写真の会社というのがどういう会社なのか……

○議長（大島瑠美子君） 済みません、航空写真のことは出ていないです。

○10番（渡辺 強君） いや、出ていないけれども、委託料の問題でやっているのです。そういうふうに制限させないでください。これは、あんな問題になった委託料ですから、全体の委託料をこれだけ減らせたということで町は努力している姿、そういう中でこの委託料が減ってきているのだと思うのです。ですから、委託料の土地評価で航空写真が本当に3年必ずやらなくてはならないという、染野議員が言ったように、全国津々浦々これでやったら、そこの業者は相当の仕事は持っているわけですから、どういうようなことでやっているのか、これは答えられたら教えてください。私は別にこの問題のことで集中するつもりはございません。

あと、長瀬の税収が前年度に比べれば3,402万マイナスすることができたということの、この中で、私は21年度当初予算の概要の中でいろいろ話したいと思います。まず、6ページの区長会の6,522万という、区長会なのですけれども、今、区長さんになり手がなく、ことしも区長が改選の時期なのです。今1番議員が言ったように、地域は子供が出てしまって高齢化が毎年ふえて、そして区長のなり手がなく、今後の区長の問題については、来年度、21年度に区長の選定の問題とか区長の区割りの問題について話していただきたいのですけれども、この問題は、そういうことについて毎年どおり、今までどおりというのを改善する時期に来ていると私は思うので、どう考えているのか。

あと、10ページですけれども、地域整備観光課で生活排水処理総合基本計画策定事業ということで、基本計画を策定するのですけれども、この計画で371万7,000円を組んだということで、ここに書いてある総合計画をつくるって、どういう業者に策定計画を依頼するのか。これについて、簡単でいいですから教えてください。

次に、11ページの観光施設管理事業570万、これは公衆トイレが管理委託で、その中で維持管理費とかいろいろ、公衆便所に使うお金だと思えるのですけれども、この問題では、先ほど私が一般質問の中に出したように、今、長瀬の観光をどうしていくかというのは、トイレの問題一つとっても、やはり個人で意見

を言っても言いっ放しで終わってしまうわけですから、計画的にやっていくというのは、これから観光協会とタイアップして町が一生懸命、公衆トイレをどうしていくかということ、維持管理費も少なくするにはどうしたらいいか、そういうことまで話し合う場をつくってほしいのですけれども、この考えについてお願いしたいと思います。

次に、これも一般質問の関係で私が言った中で桜の管理事業、南北桜通り、野土山、通り抜けの桜の維持管理を行うということで、具体的にはどのような桜をどこに何本というような計画をもう既にしているのか。要するに、私が一般質問の中に、南北の桜通りについてはもう老木していますし、今後あの道路の老木を、町長も何か言ったように、秩父鉄道とタイアップしてこれからやっていかななくてはならないが、どういうふうにとしはやるのか、21年度はやるのかお願いしたいと思います。

次に、皆さんも、これは埼玉県じゅうに配られた「彩の国だより」で、長瀬の船玉とかシバザクラ、秩父谷ではこの2つが載っています、皆さんも見ていますけれども。それで、NHKテレビ小説「つばさ」支援事業で575万、これについてどのような使い方、例えば皆さんもご存じのように、140号国道、寄居のほうから入ってくると「ようこそ長瀬へ」という看板がありますね。あれが相当貧しく感じます。これについての予算もここに組み込まれているのかということで、お願いしたいと思います。本当にあの看板については、皆さんも、見た人は寂しいなと思うと思うのですけれども、よろしく願います。

次に、教育関係のことですけれども、順不同ですから、よろしく願います。今度の平成20年度教育委員会の事務に関する点検評価報告書、議員の皆さんも見たと思います、こういうのが配られたということで、大変私はいいのではないかなと思っています。平成21年度の点検評価報告書は、来年度はどういうような点検評価書を出して皆さんに報告していただけるのかお願いしたいと思います。

次に、公民館の人事の問題です。私は、公民館長が教育次長を兼ねるということが昨年度から始まりまして、今、公民館に行くと、公民館長はたまには来ますかと聞いてみたら、来られないのではないですか、終わりがてらにちょこっと顔を出すこともあるけれども、ほとんど教育次長であり兼公民館長は顔を出していないというふうに思います。私は思っているのは、やはりどういう人だって、そこに役職をちゃんとつけば本気になると思うのです。役場職員がふえないからには、今いる役場職員の中からきちんと公民館長だという役職を与えて責任を負わせることが大事だと思うのですけれども、今後はそういうふうにしてもらいたいのですけれども、どんなものでしょうか。

あと、今一番問題になっているのは就学援助制度の問題なのです。きのうのNHKのテレビ、7時半から見た人がいますか。私も見て、恐ろしい時代になったというのは、高校へ入ったけれども、お父さんが失業してしまって、また事業が失敗して、授業料を払えなくてやめざるを得なくなっているということ言われて、ああ、恐ろしい時代だな、今までは高校へ行ってすばらしい未来が開けると思った高校生が教育の権利を奪われてしまう。今、きょうの新聞ですけれども、深刻な経済不況などで子供たちの学業が脅かされ、全国各地で学用品代、修学旅行、また給食費、そういう問題に、相当大変な時代になっているということが書かれて、やはりこの問題は、国庫補助が廃止されたということで一般財源化されたりという問題とか、いろいろ新聞に載っています。

長瀬の就学援助制度は、やはり長瀬だけの問題ではないですけれども、21年度はどのような就学援助をしていくのか。やはり、悩んでいる親や子供に対して相談に乗ってやる必要があると思うのですけれども、給食費滞納問題も含めて、今後、就学援助をやっばり国に要望し、そして皆、経済的な理由で就学が困難な問題に対して対処していかなければならないと思いますけれども、どう考えていくのか。

あと、私は毎年言うのは修学旅行の補助の問題なのです。私は、この問題はなぜかという、今、就学援助に関係すると同時に、たった、小学生が修学旅行に行くのに1,000円、中学生が2,000円というような子供だましのようなことではなくて、もっと補助を出してやる必要があると思うのですけれども、この予算化について、今年度はもう既に予算化されていますけれども、長瀬の子供の子育て支援というのは、今、うちの町長以下執行部が相当のことで、保育園の問題やら子供の2万円補助とかいろいろやってくれています。そういう点でどうなのかについてお願いします。

以上です。

○議長（大島瑠美子君） 税務課長。

○税務課長（野原寿彦君） 渡辺議員のご質問にお答えします。

航空写真土地地目変更図修正業務等でございますが、まず課税には根拠が必要でございます。根拠なければ、負担なしに見返りを求める税金を皆様方にお支払いしてもらうような課税になっていません。それで、まず課税の根拠ということで、地番図とか土地名寄せ帳とか、いろいろな地図は備えるということが税法で定められております。それと、3年に1回行うのは、全面評価替えということで、3年に1回の評価替えというのは全面見直しなさいということを言われています。それで、航空写真で、写真で1回撮ったほうが一番効率的に行われると考えられておりますので、一番経費が安く済むという方法だと思っております。

あと、1月1日の現況が、固定資産税はことし間違っただけというのではなくて、過去のことにさかのぼることがあります。私ももう税、10年程度、県に2年程度いましたので、十二、三年やっていますが、一番の問題点というのが、1月1日の現況が何であったかということが一番の問題でとらえられるわけです。そのときに、これは課税のことからいったわけですが、私が初めて税務課に来たときに、1件、畑で耕作したものが実際は雑種地として認定されたものがありました。その方に、結局何を頼りに、うちのほうでも私も来たばかりで、実際その土地がどうなったのかということにはわかりませんでした。それで、結局、20年前の航空写真、その当時、20年までいってなかったかと思うのですけれども、航空写真を見まして、これはちゃんと畑だということでその方に税金を返したこともあります。

確かに税務上、うちのほうで課税をするにはどうしてもちゃんとした明確な資料が必要でございます。ましてや、固定資産税は昭和39年から来ている問題で、説明が下手だと言われればあれなのですけれども、一般の住民の方が来たときに、結局、幾ら説明していただいても、そのときは何だということでお見せすることもできませんし、逆にうちのほうで、やはり人間がやっていることでございますから、当然ミスもあります。そのときに、住民の方も写真を見てもらって、ちゃんとなっているのではないかということであれば住民の方にも税金を返すことはできるのです。私も長くいて、写真もなく、そういうことを説明できれば、それだけの技量があればいいのですけれども、なかなか、そういう現況図だとか図面だとかと、いろいろ資料に基づいて説明しますので、そういう図面を見ないで説明がなかなか納得していただけないということもありまして、ただ、それによって、課税側だけではなく、実際やっている方でもしそういうことがあれば当然主張もできるわけなので、一番いい方法だと私は考えております。

ちょっと言葉は足りなかったと思うのですけれども、どうぞよろしく申し上げます。

○議長（大島瑠美子君） 総務課長。

○総務課長（齊藤敏行君） 区長会事業につきましてお答えいたします。

区長の選定方法につきましては、それぞれの行政区にお任せしているところでございます。また、区割

りということですが、行政区の統合につきましては、区長会として協議していただくようお願いしているところでございます。

以上でございます。

○議長（大島瑠美子君） 地域整備観光課長。

○地域整備観光課長（染野真弘君） ご質問の生活排水処理総合基本計画策定事業の関係でございますが、県の生活排水処理施設整備構想の見直しに合わせて町の生活排水処理基本計画を見直すものでございまして、主な見直しの内容としましては、区域割りと地域特性の整理、将来人口の想定とか経済比較による検討、水質保全効果等に関する検討、住民意向の把握、地域別生活排水処理方式の決定等の実施が必要となるものでございます。業者の関係でございますが、そういった専門性を持った業者に委託をするということを考えているものでございます。

続きまして、観光施設の関係でございますが、これは観光トイレを今後どういうふうな形にしていくかということですが、平成13年度に観光公衆トイレの整備計画を作成してございまして、これも大分計画を策定してから経過してございます。この計画につきましても、近々計画の見直しをしていきたいというふうに考えてございますので、またそのときには委員にお願いする場合もあるかと思っておりますけれども、よろしくお願いをしたいと思います。

それと、桜の管理事業でございますが、どこにどのような桜を何本植えるかというご質問だったかと思っております。ここで、桜管理事業につきましては、桜の管理、今植えてあります桜の根元の除草だとか枯れ木、枯れ枝の伐採とか、そういった管理を委託しているものでございまして、21年度、どのように管理していくかということは、今のところこの事業では考えておらないところでございますので、また関係機関とそのようなところはいろいろ協議をしながら進めていきたいと思っております。

「つばさ」の関係でございますけれども、どのような予算の使い方をするかというご質問だと思いますが、「つばさ」の関係につきましては、きのうもちよっと申し上げましたけれども、「つばさ」の制作協力を通じまして、長瀬町のさらなる観光の振興などを図るという目的で予算化をさせていただくものでございまして、内容といたしましては、「つばさ」の啓発のリーフレット及びロケ地マップ、ポスターの作成、NHKで発行しています「ステラ」長瀬版の作成、そういったものと懸垂幕、のぼり旗、そういったもので啓発を行っていかうというものでございます。

看板の関係でございますけれども、大変予算の厳しい状況になっております。看板が大分傷んできたといえますか、見づらくなってきたというのは承知しているところでございますけれども、ことし、「つばさ」の予算の中に懸垂幕等も計上されておりますので、懸垂幕等でそれが看板のほうにかけられるという形になれば、そちらのほうも検討をしているところでございます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（大島瑠美子君） 教育次長。

○教育次長（大澤珠子君） それでは、渡辺議員の質問、3点あったかと思っております。順にお答えさせていただきます。

まず1点目でございますが、教育委員会の事務に関する点検評価報告書、これについて来年度はというご質問ですが、結論からいいますと、今後毎年こういったものを行っていかねばならないと、これは議運のときにちょっと説明させていただきましたけれども、教育改革の一環で法律の改正によりまして決まったものでございます。具体的には、教育三法と言われる改正の中の一つ、地方教育行政の組織及び運

営に関する法律の改正により、教育委員会の責任体制の明確化や体制の充実等の部分について改正されたためのものがございます。その結果、教育委員会は、その権限に属する事務の管理及び執行状況について点検、評価を行い、その結果に関する報告書を作成して議会に提出しなければならないとされたためのものでございますので、繰り返しになりますが、今後毎年こういったことをやっていきたいと思っております。

なお、その評価の方法につきましては、ご説明もさせていただきましたが、教育委員会にゆだねられておりますので、ことし初めての試みでしたので、今後、内容等も精査しながら、また違った方式になるかもしれませんが、検討を加えながらやってまいりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

2点目、館長兼務についてということにつきましては、後ほど町長のほうが、人事に絡みますことですので、回答していただけるということでございますが、先ほどの議員のお話の中に、顔の見えない館長と言われても仕方ないという状況は私の反省するところになるのかなとちょっと反省いたしました。夜勤務を大変させていただきましたことは申し添えておきます。

3点目の就学援助について、実は私も昨夜のNHKの番組、ちょうど見ておりました。実は、あれを見て、もしかしたら質問されるのかなというのは本当に想定しておりましたが、あれは普通高校の授業料が払えない家庭というのでしょうか、子供がふえているという、本当に深刻な問題、担任の先生が中途退学していった子供さんを追跡調査して、決していい将来というのですか、いい道を歩んでいないのを本当に悲観して、今の子供たちが、どんどんそういう子供たちがふえていったら日本はどうなるのだろうというところまで取材してしまして、本当に深刻な問題だなと思っておりました。直接、長瀬町教育委員会のほうにそのことが振られた場合に、うちのほうでは育英奨学金制度がありますよという、ささやかなのですが、そういった回答になるかと思いますが、現実には県立高校等の場合には県の奨学金制度が大分利用できるのではないかと思います。

ということをちょっと前置きにさせていただきまして、平成21年度教育委員会がやる就学援助についてはどんなものがあるかということでございますが、幼稚園就園奨励費補助金制度がまず1点目、2点目に4園に国際理解教育補助制度、3点目に今申しあげました育英奨学金制度がございます。そして4点目に、生活にお困りのご家庭、所得等を勘案しての要保護、準要保護児童の補助制度がございます。また最後に、修学旅行の補助金、出ましたので、このご質問も避けて通れない質問かなと思っておりますが、現在、小学6年生の修学旅行に1人当たり1,000円、中学3年生の修学旅行に1人当たり2,000円の補助を交付しています。平成21年度は、小学6年生66名、中学3年生72名で21万円の予算を計上しております。小学6年生は、箱根、鎌倉方面へ1泊2日です。1人当たりの経費は約2万5,000円、中学3年生は京都を中心とした関西方面へ2泊3日で、1人当たりの経費は約5万5,000円となっております。また、中学につきましては、高額になりますので、1年に入学したときから積み立てをしております。親の教育費負担の軽減に少しでも資するため、教育費全体の中で検討したとき、現状では増額することは厳しい状況と判断しておりますが、今後ともこの修学旅行費の補助は実施していきたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

以上で回答を終わります。

なお、2点目については、町長、お願ひいたします。

○議長（大島瑠美子君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） お答えいたします。

最初に、南桜通りのこと、桜の問題の提起があったと思っておりますが、南桜通りの問題につきましては、あ

これは秩父鉄道の土地をという、おとといですか、お話を申し上げておまして、あれをやはり、上長瀬の踏切、それからあれが完成した暁には長瀬の踏切も当然改良の対象になる。そうすると、その間の南桜通りについては、九十何年たった桜並木を秩父鉄道から無料で使わせていただいているということでございますから、当然町の道路として使うべきだというふうに私は基本的に考えておまして、このことにつきましても、来年度ということになります、そういう段階で鉄道との話し合いを持ちたいというふうに考えております。そして、あれを町道として改良工事をするということがいいことでありまして、秩父鉄道のものをそのままということにはならないというふうに基本的には考えております。

具体的にどうするかということにつきましては、当然あの老木をどういうふうにするかということから始まり、それから道の幅をどのくらいにしてどういう道路をつくるかという話になると思いますが、これは総務省の関係の話を聞きますと、かなりの額での補助制度があるという話を聞いておまして、町で年間5,000万ぐらいの資金が出せれば6億か7億の事業ができるというお話を聞いておりますので、そのような対象にして道路改良ができないかというふうに考えております。

それからもう一つ、教育委員会の関係で、公民館の館長兼務というのは今年度初めてやらせていただきましたが、これはやはりかなり次長にとっては重荷だったというふうに私も見ていて思います。参事もしっかり動いていただいておりますし、主幹という、今までの課長補佐という立場の人間も50に近くなっておりますので、こういう人たちに責任のあるポジション、それが公民館長という言葉が、名前が使えるかどうかというのはこれから検討しますが、多分館長という名前は使えないのではないかと思います、その責任を持って活動していただくような立場の人間を選んでいきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（大島瑠美子君） 他に質疑はございませんか。

染野光谷君。

○9番（染野光谷君） おれはこうだなと聞きたいのは、選挙の件、選挙費用と場所。

あとは、観光協会の件もあるのですが、やっぱり地元の人がやる気にならなければだめなのだよ。はっきり言って、私が町長の立場ならばこれを言いたい。町長ならばだよ。地元の人が。

それと、旅行の件も、はっきり言うておくけれども、この間もテレビでやっていた。談合同士が、業者が修学旅行をうまくえさにして、きのうテレビでやっていたのだよ、本当なのだよ、おれも居眠りしながら聞いていたのだけれども。だから、こういうことははっきり、教育委員会もそうだけれども、業者によく、本当です。何たって、決まって業者が談合してきて、こうだよ、ああだよなんて言っているのでは学校だつてたまらないのだよ、実際は、先生が余力がどのくらいあるか知らないけれども。だから、そこで注意してください。

あと、観光協会のは、地元の人が、テレビがこうだから、ああだからなんたって、便乗してこうだつたつて、地元の人がはっきりした形を出して、観光客をふやすとか、本当に努力してもらいたいよ。特にそう、長瀬は。観光立町なんて言っているけれども、ちつとも、町はそんなにしなくたっておれはいいと思うのだよ。努力してもらいたい、今度は独立するならば。だから、そこをやってもらいたい。やる人にふんどし締めてもらいたい。

あとは、選挙のことでちょっと聞きたいのだけれども、選挙管理、いろいろな立会人がいるでしょう。選挙事務所に、各地域において。あれはどのくらいの人数がいれば間に合うのだ。立会人、受付からいつて、とりあえず3人行つて、それから投票して、こっちで立会人がいるって。例えば役場の職員が何人、

樋口のことに関係するけれども、失礼ですが、聞きたいのだけれども、何人ぐらいいるのだね。ちょっとそれを聞きたいのだよ。選挙の立会人、選挙関係。矢那瀬でもそう。これで同じようなメンバーだべ。同じようなメンバー、ああ、この人はやっぱり町長が幾らか息かけているのがあるのかなんていう感じの人が多いや、はっきり言うと。本当なのだよ。だから、選挙管理委員会ってやつは、決まった者が、だれが頼むのだから知らないけれども、総務課で頼むのだから、だれが頼むのだから知らないけれども、メンバーが年じゅう同じようなのが交代、1年いなければ今度は何年目に来たなって。だから、おかしいのだよ。それで、余分なものは、はっきり言って、役場の職員があそこへ上がってお茶を入れるのではないのだから、これ見ていて。お茶を入れるので、そこのところへぞろぞろ、ぞろぞろいるのならあれだけれども、お茶を入れるのではない、暇だったら、それこそ関口君が言った、山へ行ってお茶を飲んでいる人を連れてきて、乗っけてきて送り迎えしてもらいたいぐらいだよ。それははっきり言って、ちょっとお答えを聞きたいのだよ。町のほうはどんな考えでいるのか、ちょっと聞かせてください。

○議長（大島瑠美子君） 参事。

○参事（平 健司君） 染野議員のご質問にお答えをさせていただきます。

観光協会に対する考え方、私も染野議員と全く同じでございます。観光協会にもっとしっかりしていただいて、独立独歩で早く一人前になって、自分たちで長瀬の観光を引っ張っていってもらうような体制になっていただきたいと思っております。染野議員のご質問の内容を、観光協会のほうには私のほうから強く申し込みたいと思っております。

以上でございます。

○議長（大島瑠美子君） 総務課長。

○総務課長（齊藤敏行君） 選挙の関係についてお答えいたします。

立会人につきましては、1つの投票所で4人になっております。今、選挙の投票する時間が延びておりますので、午前と午後2交代にさせていただいて、立会人、1回について2人立ち会っていただいております。立会人の選任については、公募もしているところでございます。

それから、職員の配置なのですけれども、これは選挙の種類によって変わってくるのですけれども、受付がいて、名簿対照がいて、投票用紙を交付する係がいて、あとは庶務がいたり、投票管理者がいますので、決められた数は例えば衆議院の選挙なんかになりますと、投票用紙を3種類配るということになってくるとまた職員がふえてくるというようなことにもなります。

以上でございます。

○議長（大島瑠美子君） 染野光谷君。

○9番（染野光谷君） 一応選挙のことはわかりました。

それでは、いま一点、ちょっと看板の件なのです。これはどういうふうな業者に任せるとか、立候補者看板の、ベニヤ板が張ってある。あれをちょっと1回聞きたいなと思ったのです。衆議院でも参議院でも何でもいいのだ、町長選でも。

〔「看板と言うから、長瀬の、「ようこそ長瀬」だと思った」と言う人あり〕

○9番（染野光谷君） その看板はいいや、そんなのは。

1点、ちょっと選挙の、入り口の看板なんかはどうしようもない、あんなのは。銭かかっただけで。では、選挙の看板だけちょっと聞きたい。どういう業者がやって、どういうのだから。

○議長（大島瑠美子君） 総務課長。

○総務課長（齊藤敏行君） 選挙の看板ということで、候補者のポスターを張る看板だと思いますけれども、あれについては、専門のそういう選挙を扱っている専門業者がおりますので、そういうところに委託しているものでございます。

以上でございます。

○議長（大島瑠美子君） 染野光谷君。

○9番（染野光谷君） やはり、確かに専門でいて、確かにあちこちの、例えばそういうのが請け負ってやっているというのは大体想像つくのです。だけれども、ベニヤ板、例えば、それでやるのだから、町の建設工だよという関係の人にベニヤでつくってもらって、何も年じゅう、県とか国からの押しつけでやっているなんというより、そのために建設業者が雪かきとかそんなことをするのだから、たとえ何年に1回とって、ベニヤ1枚か2枚で追っつく問題なのだから。

だから、はっきり言って、1点聞きたいのだけれども、言うのを忘れたけれども、航空写真、ちょっと聞きたいのだけれども。だって、あれははっきり言って、長瀬の町長も結構変わったことを言っているのだから有名だということだけれども、失礼ですが、例えば航空写真撮らないといたって、全国に1件あったって決して不思議ではないのです。町長も相当言うのだから、長瀬町は、学校教育問題でもそうだけれども、立派な先生を、よくテレビなんかに出ているけれども、そういういいところも変わったところもあるのだから、航空写真なんか撮らない町というので宣言して、本当ですよ。町長はそのくらいのことを言える人なのだから、ひとつそれは町長に伺いたいのです。航空写真を撮らない町、長瀬町というので宣言して。あとは、最近、テレビでよく新井先生なんか出ていて、ああ、立派だな、なかなか町長もおもしろいところがあるのだなと思っておれはテレビを見ているのだけれども、町長も何かそんな、長瀬町、航空写真を撮らないからこうです、ああですなんて、一々上から押しつけられて、はいと言うことを聞く人ではないのだから、ぜひとも町長の考えを、はっきり、公の場だけれども、自分の気持ちを出してここで言ってください。きょうは聞きたいのです。

○議長（大島瑠美子君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） 航空写真を撮らないで税の公平が保てれば、これは航空写真を撮る必要はないと私は思っています。3年に1回というのは数が多いかなというのと、毎年撮ってもいいのではないかという意見があるようです。でも、それは1,500万近いお金をかけるわけです。しかし、先ほど税務課長からの答弁のとおり、税、例えば問題が起きたときに確実な証拠になるものがないということで、課税をしてもいいのかというのは私は基本的に考えていますので、そのほかにうまく、航空写真にかわるべきもので安くそういう資料になるものがあれば、それは参考にできるのではないかと思います。そういうものが現実にはないということを考えますと、航空写真に頼らざるを得ないのかなと、私は今突然聞かれたのですけれども、そういうふうにならざるかと考えておまして、それ以外のものでの確かな課税資料になるものがあるということであれば、私はそれを積極的に検討してみたいと思います。

〔今の件でもう一回〕と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君） 染野光谷君。

○9番（染野光谷君） 航空写真でこうにして間に合うのならば、それはそんないいことはないけれども、四季がありますよね。例えばいつ撮って、実際は現状の現場へ行ってみて確認するほうが、おれは、税がこうだから、ああだからといたって、何もこんな航空写真なんか撮らなくて、畑が変わった、さっき税務課長が言ったけれども、そんなことは関係ないのだよ。実際に行って、役場の職員だって80人もい

るのだから、そんな関係の場合、そこどころ、山だつてマリファナつくっているほどの広いようなところではないのだから。埼玉県のちっとんべえの、長瀬町のちっとんべえの山の中の、空から見て、現状行ってみれば、こんなことは、言われたからこうだからといったって、はっきり言って航空写真なんていうのは無駄なのです、おれに言わせれば。このことはこれでいいけれども、本当ですよ。だから、町長も何かこうだよと当たり前のこと言ったけれども、そんな問題でないから、はっきり言って。航空写真なんて用はないよ、おれに言わせれば。いいよ、次で。

○議長（大島瑠美子君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時33分

再開 午前10時50分

○議長（大島瑠美子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

他に質疑はございませんか。

野原武夫君。

○5番（野原武夫君） 3点ばかりお聞きしたいと思います。主として地域整備課の関係でございます。参事、よろしくお聞きいたします。

最初に、廃棄物一般事業の中で、ごみの減量化とその再資源化を促進するためということが書いてありますけれども、生ごみの処理について、実は町うちの建設協同組合がヤオヨシの隣でもってやっておる、そのことで、現在試験をずっとし続けましてガスが出ました。ガスが出たということで、これは試験のプラントでございますので、町の事業に参加するということで、これから足湯などの事業も進めていきたいと思っておるのですけれども、その中で家庭に対し助成を行うということになっているのですけれども、ぜひそういう事業でもって生ごみを活性化のために使うということと、それから生ごみ自体を廃棄物ということではなくて、処理できるということに対して補助とか援助とか、今設備は大体500万ぐらいかかっているのですけれども、それ以上大きなものにしていくということになると相当大きい金額になってくるので、個人ではできないので、町の助成を何とかお願いしたいという段階に入りました。そういうことでも、家庭だけではなくて、そういう事業を行う者に対しての助成もひとつぜひ考えていただきたいと、それを参事にお聞きいたします。

その次に、皆野・長瀬上下水道組合の事業についてちょっとお聞きします。昨年は9,100万ばかりあったのがことし5,100万で、約4,000万、事業費として減額されておりますけれども、この上下水道組合は大変な事業をずっとやっているのです、なぜ減額ができたのか、ちょっとその辺をお聞きしたい。

それで、歴代町長は何とか町の水道料を下げたいということでご苦労いただいております。今度の町長については、いろいろとまた町うちの水道についてはご苦労いただいていると思いますので、その辺の見通しなどをちょっとお聞きしたいと思います。

続いて、先ほどから問題になっております観光協会の問題ですけれども、ことしまた8月が参ります。そのときに、いつもやっている、船玉祭の実行委員会形式で現在までやってこられたのですけれども、ほとんど町が主催でやっているようなふうに見えるけれども、実際は観光協会長が事業委員長としていろいろな事業をやっているわけですけれども、一昨年みたいに委員長自体が不在の委員会なんか開かれるこ

ともあるので、非常に無責任な委員会なのですけれども、これについてことしはどのような方向で進むのか、また町が実際に事業として参入してほとんどのものをやるのか、それによっては、花火を上げる金が足りないから集めてくれという話が商工会に来ます。その辺は、私たちの事業の中でも観光事業もありますので、お手伝いしているのですけれども、反省会ということでもって、その事業に対する反省の集まりがあるのですけれども、私は呼ばれておりません。また、この中の議員たちも、関係者がいるのだけれども、全然呼ばれていない。だから、そういう事業に対する、反省会もやらないような事業については私は今後一切協力したくないので、自分たちだけでやりたいのならやるようにしてもらいたいものだけれども、船玉祭は今まで町がほとんど主催でやってきた関係がありますので、この辺はことしはどうなるのか、その辺の見通しなどをお聞きしたいと思います。

以上3点、よろしく願いいたします。

○議長（大島瑠美子君） 参事。

○参事（平 健司君） それでは、私のほうからお答えをさせていただきます。

まず初めに、廃棄物一般事業の関係で、ヤオヨシさんの横にある小規模プラント、私も承知しております。生ごみ処理機としては、もう五、六年たちますか、まだ実験プラントだったように記憶しているのですが、それからガスが出て、いよいよ本格的に稼働できるのではないかというようなお話ですけれども、実際に私のほうに、こういう形で成功したとか、そういうお話はまだいただいていませんので、その辺で、どの程度の規模でどの程度の長瀬町のごみを処理できるかとか、その辺がわからないと、どの程度補助していいか、補助できるかどうかということもここで軽々しく発言できませんので、その辺の様子を見させていただいて検討させていただくと、こういうことでよろしく願いいたします。

それから、上下水道の約4,000万円の減額、これにつきましては、宮沢簡水の統合によります負担金がなくなったと、そういうことでご理解願いたいと思います。

それから、船玉祭り、町が主催というようなお話ですけれども、あくまでも実行委員会がやっておりまして、実行委員会の委員長がたまたま観光協会の会長ということなのですけれども、ことしの実施方法につきましては今後詰めていかななくてはならない部分があるのですが、観光協会の法人化のところでもいろいろ出ているとおり、なかなかすぐ渡してもできるようなことができないと思いますので、町のほうもかかわってことしはいかなくてはかなと思っております。それと、実行委員会でするについても、観光協会と町のはっきりした明文化が、仕分けというのですか、それをはっきりさせて実行したいというか、実行委員会のほうにお願いしたいと思っております。

それから、反省会の話が出たのですけれども、私も一度も呼ばれたことがないので、どういう反省会しているかというのは議事録を見て判断しているわけなのですが、観光協会の人たちとうちのほうの事務局でやっているような部分がありますので、あとは警備の関係で警察と観光協会ですか、だから、そこで携わっている人たちの反省会というのは多分ないのではないかなと思っております。ただ、どのような反省会がされているかはちょっとここで私のほうからはお答えできないので、申しわけないのですが。

それから、先ほど宮沢簡水と言ったのですけれども、樋口簡水の誤りですので、訂正させていただきます。

以上でございます。

○議長（大島瑠美子君） 野原武夫君。

○5番（野原武夫君） ごみの処理の問題については、自分たちが自発的に考えてスタートしたもので、必

ずしも町から助成がなくてはやっていけないということではないので、私、考えれば、ぜひ町の事業としてこういうものは組み込んでもらえればごみの処理も減るのではないかと、年間300万ですか、そのほかに相当かかっているわけです。そういった問題についても、町の活性化のために協力できるのではないかとということでやっている中で、ただ、ここに書いてあるのは、家庭に対して助成を行うという限定があるような感じがするので、これを幅を広げてもらいたいという意味で質問させていただきました。

それから、先ほどの最後の観光協会の問題ですけれども、なかなかまだ選別ができていないという部分ですが、はっきり選別をしていただいて、どこまでは町が携わるといようなことは明確にしておいてもらいたい。これは観光協会の立場からすればしないほうがいいので、できるだけ何とか町でやってくれよという姿勢であるようですから、この辺はぜひ明確にしてもらいたい。まして、助成金を出しているところに反省会の呼び出しが来ないというのはもってのほかで、去年はなかったけれども、おとしはあったのです。どうして去年はなくなってしまったかということ、そういうことも町が関与しているのではないかなと思って私は黙っていたのだけれども、本来は委員会でやっている事業に対して、反省会は委員会でやらなければいけないのだよ。そういった意味では、仕事を無視しているといえますか、それで通っている部分があるので、これはいつも協会長に文句を言っているのだけれども、個人の問題と協会の公務の問題を一緒にしないでくれと言っているのですけれども、それが通っているということは、役場のほうでもそれを通している節があるので、ぜひそういったことはこれからも明確にしておいてもらいたい。

そして、先ほどから予算が問題になっていることですが、3年間で限定するという話、先ほど参事からそうするつもりでおると言うけれども、本人たちはそんなことは思っていないのだよ。足りなくなればもらえるのだよという姿勢でありますので、ずっと今までそれであったということが、なかなか私たちも、選挙が絡んでいるから言えないのかなということもあるのだけれども、実際問題として、いつまでたってもそうやっておんぶにだっこのままでいるということは非常にまずいので、この議会ではっきり皆さんが要求していることについては明確に協会のほうへ、あなたたちはこれで頑張りなさいよと、収益事業ができるのですから、私たちみたいに収益してはならないという部門ではないので、収益事業ができるので、収益事業で十分いろんな事業ができるということでは、責任感がある団体になるということ、もう少し大人になれということでご指導いただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（大島瑠美子君） 参事。

○参事（平 健司君） 議員おっしゃるとおり、町と観光協会の区分けは明確にして船玉祭りのほうを実施していきたいと思っております。反省会については、今課長に聞きましたら、実働部隊だけでやっているというようなお話もありましたので、その辺も反省材料になりますので、観光協会のほうには強く申し込みをしたいと思っております。

それから、3年の補助、観光協会の、関口議員にもお答えしましたけれども、約束は守ってもらうと、自分たちで自立してもらうのだと、こういうことでうちのほうは強く言っていますので、恐らく独立したときには一生懸命自分たちだけでやっていけるような方法をとっていただけるものと思っておりますので、ただ、今お聞きしたことは観光協会長には当然申し添えます。

以上でございます。

○議長（大島瑠美子君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） 一つ、水道料金の値下げの見通しについてのご質問があったと思いますが、役所というのはなかなか難しいなと思うことが1つあって、例のし尿処理の希釈水が1,000トン付与されており

まして、今現実にはピークで250トンぐらい、日量なのです。あと750トン余ってしまっていて、それをどういうふうにするかという問題、これは平参事があそこにいるときに、たしか1,000トン持っていたという話から話が始まりまして、これをすぐ岩崎県議に動いていただいているいろいろ交渉しています。250トンだけは、荒上、川越にあります荒川上流管理事務所というのがあるのだそうですが、そこで最終的な詰めの段階になりました。あとの500トンについては、それが決まり次第、県のほうの許可がいただければ、その水利権を長瀬町に使わせてもいいよという話になるということで、もう1年たっておりますが、なかなかこれが、国のほうは両目をつぶるということを言っていたいておりますが、やっぱり両目をつぶっても何か薄目をあけているような状況で、いろんなことに注文をつけてきます。水利権というのはそれだけ重要なものなのかなと今つくづく思いますが、そういう状況で推移をしております、250トンは3月の末か4月の初めごろまでにという目標を立てて許可になる、それができれば、あとの500トンについては県ということになりますので、話がそんなに難しくないのではないかと。それでも、役所のことですから、半年ぐらい先にいってしまうのかなというふうに私は思っております、とにかく県議が本気で動いていただきまして、なるべく早くというお話をいただいておりますので、それに期待をしておりますが、それができた段階で年間で4,000万以上の原水の節約になるわけです。4,200万円ですか、そういう計算が出ますので、それがすぐ水道料金の値下げということには基本的にはなりません、これは一つの大きなハードルを越えるということにはなりません。たとえ10円でもということをお私個人としては考えておりますし、上下水道組合の管理者という立場にもありますので、ここに村田議員が議長をおやりいただいておりますので、そういう方向性を見出したときには議会ともしっかり対応して、たとえ10円でも値下げをするということをし、これは約束事になっておまして、これが履行できないというのは責任問題にもなりますから、考えていきたいというふうに思っております。正式には下水道組合の議会でお話を申し上げて、ご理解をいただかないと話が進んでまいりませんが、私の今の気持ちを申し上げました。そういう方向に全力を挙げて進んでいきたいと思っております。

○議長（大島瑠美子君） 野原武夫君。

○5番（野原武夫君） 今、町長、10円でもとおっしゃったけれども、そんな細かいことに、100円ぐらいはせめて下げてもらいたい、例えば。意気込みをありがとうございます。そういうことで、私たちは生活がどんどん、どんどん苦しくなっているという意味では、町もそういう方向で弱者救済をしっかりやってもらいたいということでございます。どうもありがとうございます。

以上で終わります。

○議長（大島瑠美子君） 大澤タキ江君。

○7番（大澤タキ江君） 何点か質問してみたいと思っております。

まず、概要のほうからお願いしたいと思います。まず、8ページのながとろ苑の土地の借上料、これはながとろ苑が続く限り、町のほうでこの借上料を払うことになっているのかお聞きしたいと思います。

続きまして、11ページの花のトイレに関してですけれども、これはどの辺に設置する予定なのか、それからこの清掃についてはどなたがやるのかお聞きしたいと思います。

続きまして、12ページの辺地対策事業ですけれども、これは完成は何年度になるのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

それから、13ページの私立幼稚園に対する補助ですけれども、これはお聞きするところによると、かやの木幼稚園が近いうちに閉園になるというようなお話も伺っておりますけれども、その中で、ことしは若干

ふえているようですけれども、これは子供1人に対してお金をお支払いするのか、また幼稚園の収入に対してお支払いをしているのか、そのところもちょっとお聞きしたいと思います。

それから、同じ13ページの旧新井家住宅に関してですけれども、昨年度も絵画展、お茶会をやりましたけれども、ことしもそれをやられるというお話ですけれども、観光協会が独立するというので、仮に、今度、観光協会は収益事業をしてもよいということになるわけですから、受益者に若干のお金をいただきながらこの中でコンサートをやるのか、そういうようなことが可能なかどうかお聞きしたいと思います。

それから、最後になりますけれども、学校給食のお話が先ほどからも出ていましたけれども、私はまた違った観点から、中学生の職場体験ですとか小学生の農に触れるという体験ですとか、そういった中で、県のほうでみどりの学校ファーム推進事業というのをやられているということで、12月議会で5番議員さんでしたか、いろいろお聞きしていたようですけれども、そのときの答弁の中に、事業の関係ですとか天候に左右されるので、ちょっと学校では今の現状ではできないというようなご回答をたしかされたと思うのですが、今回いただきました支援事業ですか、学校応援団ですか、学校応援団推進事業、この人たちが二百数十名いらっしゃるということがいただきました中に書いてあります。こういった方たちにお願いをして、学校ファームサポーターですとか、そういうようなことができないものかなと思います。

実は今、県のほうで、遊休農地を使って、県内外の人たちに呼びかけて、農業のサポーターをやってくれないかというような事業を行っております。また、私もたまたま農業委員ということで、長瀬町では井戸の法善寺の隣の、もう本当に不耕作地だったのですけれども、それを今現在きれいに整地いたしまして、町と県と一体となってやっておりますけれども、学校でもそのようなことができないかなという思いがしております。不耕作地の活用にもつながりますし、そこでとれたものをまた給食に使えるのではないかなという思いがする中で、ぜひ、そういう学校ファームサポーターというような形でやっていけば、天候に左右されるといっても、その人たちに、主導していただくというのですか、やっていただければ何とかやっていけるのではないかなという思いがありますけれども、そんなところをちょっと教育委員会のほうにお聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（大島瑠美子君） 町民福祉課長。

○町民福祉課長（浅見初子君） 大澤議員さんのながとろ苑の土地の借り上げについてのご質問でございますが、ながとろ苑が開所するに当たりまして、地元の方から7人の方に借り上げをさせていただき、無償貸与という形で長瀬福祉会のほうへお貸ししている関係でございますが、町としましては、ながとろ苑の土地の借上料につきましては、やはりながとろ苑も社会福祉法人でありますので、独立して独自で借り上げてやっていただきたいと考えているところではございますけれども、せんだって増床もいたしましたし、今のところはまだ町のほうで借り上げて貸し出す形になっておりますが、行く行くはながとろ苑のほうでやっていただきたいと考えております。借り上げている期間は30年ということで、さらに特に異議がなければ10年ということで、40年ということになっているかと思いますが、そういうふうと考えておりますので、ながとろ苑のほうとも協議をさせていただいてはいるのですけれども、さらに協議をさせていただいて、行く行くながとろ苑のほうでということにしていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（大島瑠美子君） 地域整備観光課長。

○地域整備観光課長（染野真弘君） 大澤議員のご質問にお答えいたします。

花の里公衆トイレ整備事業の関係でございますが、設置する場所でございますけれども、設置する場所につきましては、現在考えておりますところが、郷土資料館のわき、左側のトイレの外側に当たる広くあいているところ、そちらのところを今現在考えているところでございます。

続きまして、管理をどなたにするかということでございますけれども、管理のほうにつきましては、教育委員会のほうとも調整をしているところでございますが、資料館がすぐ隣にございますので、資料館のほうで管理をしていただきたいということで今調整をしているところでございます。

続きまして、辺地対策事業の関係でございますが、完成は何年度になるかというようなご質問でございますが、今現在の辺地計画で、平成24年度までが辺地計画という形に今現在はなっているかと思っておりますけれども、24年度の完成に向けて努力をしているところでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（大島瑠美子君） 教育次長。

○教育次長（大澤珠子君） それでは、大澤議員のご質問、3点、教育委員会あったかと思っております、そのうち2点について私のほうから回答させていただきます。

まず、また前にも話してあったということになると大変失礼になるのですが、かやの木幼稚園、間もなく閉園というのを今教育長も私も初めて伺いました。小内さん、教育委員長なのですけれども、毎月会っているのですけれども、そういう話は今まで私どもちょっと聞いていなかったのですけれども。

それと、私立幼稚園に対する就園奨励費につきましては、保護者の所得状況に応じた経済的負担の軽減を図ることを目的として保育料等を減免するというもので、所得に応じた補助をしております。新年度につきましては、前年といたしますか、推計による人数の試算で約80名を見越して、所得割ごとに補助率の違う予算でここに計上しておる金額を上げてございます。

2点目の新井家につきましては、最後の質問、コンサートは可能かということですが、ご案内のように、以前にもご紹介させていただきましたが、すぐここでいいか悪いかというのではなくて、内容を検討させていただいて、今、新井家では本当に、民間活力導入に頼っているともしましたが、ことしはお茶会、違う団体も入りまして、2件、今予定しております。それと、郷土の美術家による絵画展等ももう既に予定が入っております。いい機会ですので、ちょっとPRをさせていただきますが、お茶会、4月5日と5月17日に、別の団体でございますが、やる予定です。なおまた、郷土美術家による絵画展につきましては、5月23日から31日まで開催する予定になっております。それらも新井家のよさを十分に配慮した中でのイベントになっておりますので、先ほど言われましたコンサートなども、物によっては新井家のよさを醸し出してくれるような内容のイベントもあるかと思っております。ご検討させていただく中で、積極的に導入のほうは考えてまいりたいと思っておりますので、ぜひご相談していただけたらと思っております。よろしくお願いいたします。

もう一点につきましては、教育長のほうから回答いたします。

以上です。

○議長（大島瑠美子君） 教育長。

○教育長（新井祐一君） では、みどりの学校ファームの関係ですけれども、確かに学校応援団が一小、二小ともに組織できました。かなりの人が参加していただいて、さまざまな活動をしていただいておりますので、そういった中に、それぞれの学校にコーディネーター役の方がいらっしゃいますので、そういった方と学校と協議していただきまして、かなりの人に応援をしていただけるかなという部分もあるのですけ

れども、その辺は各学校応援団のほうに検討をお願いしたいなというふうに考えておりますので、よろしくをお願いいたします。

○議長（大島瑠美子君） 大澤タキ江君。

○7番（大澤タキ江君） かやの木幼稚園の件は知らなかったということですので、これはまだオフレコということで、ちょっと、そういうお話をたまたま聞いていたものですから、ことしからとらないというようなお話を聞いていたものですから、それだと幾らか、よその町から来ている園児もいらっしゃると思うのですけれども、町うちだけのことでしょうからあれなのですけれども、幾らか幼稚園に対しての補助というのがあるのであれば、その部分が減るのかなというものを思ったのですけれども、個々に出すということになるとこれは変わらないわけですから、子供さん、その家庭にということになるとこれは変わらないわけですから。わかりました。

それで、土地の借上料につきましては、増設をしたということで、当分はというお話ですけれども、社会福祉法人というのは金もうけはしてはいけなんでしょうけれども、ある程度の利益は出さなければやっていけないわけですから、そういった中で、町のほうとしても、いずれはというお話をいただきましたけれども、ぜひ独立をしてやっていただけたらありがたいなと思っています。

あと、辺地対策事業の道路ですけれども、24年度完成ということですが、これは人口の少ない地域ですので、利用する人たちというのが限られてしまうと思うのです。そういった中で、あれだけのすばらしい道路がああの中のできるわけですので、それを何とか活用する方法もやはり町として考えていかなければいけないと思うのです。ただ、辺地対策事業でつくってもらった事業だからいいやということではなくて、例えば塞神峠のように萩の道路ですとか、萩をずっと道路沿いに植えるとか、もみじを植えるとか桜を植えるとか、そういった形で観光に寄与できるような、観光道路として使うような方法も考えていくべきではないかと思うのですけれども、その辺をもう一度、そういう考えでいらっしゃるかどうかお聞きしたいと思います。

それから、旧新井家住宅に関しましては、あの場所は本当にすばらしい場所だということで、一般町民の皆様からも何とかうまく活用方法はないものかというようなお話をよく伺っています。その中で、ハナビソウのあのときに、あの庭をあのままにしておくのはもったいないという中で、あそこの中でコンサートでもやったらいいのではないかとか、琴と尺八の夕べですとか、そういうことも可能なのではないかとか、いろいろそういうことが耳に入ってまいります。そういう中で、ぜひ文化的に寄与できるものであればどんどん受け入れていただいてやっていただくと、それがまた観光にもつながると思うのです。行ってみると、いろいろ次から次へとイベントをやっているよというようなことが観光客に聞こえていけば、観光客も楽しみながら来てくださると思いますので、ぜひこれからはどんどん活用方法も考えていただきたいと思います。先ほど来観光協会の話が出ていますけれども、これからは観光協会も収益事業がどんどんできるわけですから、そういうことも、行政のほうからもどんどん観光協会のしりをはたきながら、お金をもうけると言ったら失礼ですけれども、やっていける方法は幾らでもあると思いますので、そういったしりをどんどんたたいていただきたいと思っています。

それから、学校応援団の話、ただいま教育長さんからご回答いただきましたけれども、これが可能であれば遊休農地の活用にもなりますし、また給食費が、安く提供できるというのですか、そういうことにも結びついていくと思うのですけれども、そういう形でご検討ではなくて、ぜひ実施をしていただけたらありがたいなと思うのですけれども、よろしく願いをしたいと思っています。

○議長（大島瑠美子君） 参事。

○参事（平 健司君） それでは、辺地の道路の関係につきまして、観光道路というようなお話ですけれども、あくまでも生活道路、人口が多い、少ないという問題ではなくて、少ないから辺地計画事業が認定されたというふうに理解しておりますので。ただ、大澤議員さんおっしゃるとおり、道路のわきに萩を植えたり、桜を植えたり、そういうことは十分可能ですから、完成後については地元とよく相談をさせていただきまして、活用できればありがたいなと思っております。

以上でございます。

○議長（大島瑠美子君） 大澤タキ江君。

○7番（大澤タキ江君） ぜひそのようなことで、生活道路というお話ですけれども、観光にも寄与できるというようなことでお願いできたらと思います。

それからもう一点、ちょっとこれはお願いなのですが、遊休農地活用につきましては、農業委員会のほうの農業委員さんにもぜひ協力もしていただきたいし、議員さんにも私、ぜひ協力をしていただきたいと思うのです。町のことで、議員さんもやっぱりやらなくてははいけません。そういった中で、ぜひ、この場をおかりいたしましてお願いをしたいと思います。

終わります。

○議長（大島瑠美子君） 新井利朗君。

○6番（新井利朗君） ちょっと質問させていただきます。

概要のほうでやっていきますと、6ページに庁舎施設整備事業というのがありまして、その中に②として、庁舎正面玄関風除室、ポーチ屋根改修工事とあります。このポーチの部分につきましては、雨漏りが当初からするような状況になっていたように見えて、ここのところがひどくなってきたので、やっとな改修になるのかということをおもったのですけれども、実際のところは設計ミスの状況ではないのですか、あんなポーチの、雨の角度。非常に見ばえはいいかと思うのですけれども、非常に水が切れにくい状況のつくりになっていたためにこういう現象になってきたかと思うので、今さら設計を問い詰めていくことはできないのかもしれませんが、いろんな面でこういうのをしっかりとチェックしてやっていただきたいということなのです。ほかに、実際には本体だって本当に欠陥が少しあるのではないかと思えるような話も聞くのですけれども、この辺のことについてお聞きいたします。

それから、概要の10ページで生活排水処理総合計画策定ということがありますが、これについて、既存の整備方針を見直しということで云々書いてありますが、今やっている本下水と合併浄化槽のほかに新たに何か考えようという方針なのでしょうか。今さらやって有効なのかどうかもありますので、その辺の必要性を聞きたいと思えます。

あともう一点、道路の新設改良等なのですが、ことしは、いわゆる21年度は改良が主にあるようです。これは12ページですけれども、その1番と5番について聞かせていただきたいのですが、5番につきましては、ちょうど今現在、和田のほうなのですけれども、下水道工事がされておまして、その完成とともにちょうど側溝がない部分に側溝をつけるというふうにお見受けして、タイムリーな側溝をおつけになるなと思ったのですけれども、①のほうの本中93号線という100メートルなのですが、これについて、ちょっと現地に行ってみて、場所が違ったのかどうか分からないのですが、高田園の先になるのかなと思って、そうすると、あそここのところはちょうど今農道的にあるだけで、少し、人家が2軒ほどあるのかな、そんな状況なのですけれども、その農道に入っていった道路なのでしょうか、100メートルという。そ

の辺のことについてお聞きいたします。

○議長（大島瑠美子君） 総務課長。

○総務課長（齊藤敏行君） 庁舎施設整備の関係で、庁舎正面玄関風除室、ポーチ屋根改修工事につきましては、屋根の中かというと、といが外についていないような仕組みになっておりまして、大雨が最近特に降るような状況になっていますので、飲み込めなかつたりしたりして、そういうのがほかのところに影響していて中にしみ込んでいったというようなこともあるかもしれませんが、あと、屋根の下というのですか、ちょっと何て言っているのかかわからないのですけれども、下が木の軒下ですか、木でできているのです。水平になっていて、木でできていますので、雨漏りもあったかもしれませんが、風が吹いたりするので、巻き込むような感じで雨水が結構当たるのだと思うのです。そんなような状況があって大分傷んできて、一部欠落しているというか、落ちているようなところもございますので、来年度予算をお認めいただいで改修したいと思います。それで、屋根をかぶせたり、外にといというのですか、つけたり、下側の軒下の板の部分については、ある意味、今度は雨に強いというか、そういう影響がないような材質のものに変えていきたいというようなことで考えているところでございます。

○議長（大島瑠美子君） 地域整備観光課長。

○地域整備観光課長（染野真弘君） ご質問にお答えいたします。

生活排水処理総合基本計画の関係でございしますが、この関係につきましては、平成15年度に長瀬町生活排水処理基本計画を策定してございまして、その当時につきましては人口が増加するという見込みで計画を策定したようでございます。今現在は人口が減少傾向にあるということで、県のほうで県全体の計画を見直すという時期に当たりまして、町の計画も一緒に見直すということでございまして、今回この計画を見直すということでございます。

それと、道路新設改良工事の①番と⑤番の関係でございしますが、1番の本中93号線の改良工事につきましては、先ほど議員おっしゃいましたとおり、中野上の家が2軒ありますカンの通りのところでございます。それと、5番の本中34号線でございしますが、ここににつきましては、下水道工事が今現在進められておりますけれども、地元の要望で、この下水道事に合わせて道路用地を提供するので、何とか整備をしてほしいという地元からの強い要望がございまして、今回、下水道工事等に合わせまして施工していくということで計画をさせていただいたもので、議員が先ほどおっしゃいました場所と同じところでございます。

以上でございます。

○議長（大島瑠美子君） 新井利朗君。

○6番（新井利朗君） お答えありがとうございます。

といが多分詰まって、結構水が流れにくかったのではないかと思います。といというのは、内側にあろうと、外側にあろうと、見た目にはいいのですけれども、実際のところ、葉っぱが詰まったり、それから土ぼこりが詰まったりしたあげくにどうしても水が切れにくくなってきますので、その辺のところも清掃もしやすく考えていただきたいし、また清掃も時にはしていただきたいというふうに思います。結局、二度とあのような工事しなくても済むような状態で考えていただきたいというふうに。

それから、県全体で見直すようになったということなのですけれども、実際にはどのように見直していくのか、もう少し具体的に聞きたいのですけれども、考えていることがあるかと思うのです。ただ見直していきたい、見直していきたいといっても、何をどのように見直していくのかということをもう少し具体的に聞きたい。

それから、さっきの道路のほうで、5番のほうに関しては非常にタイムリーだということだったのですけれども、1番のほうについては、個人のうちが2軒ある状況の中と、いわゆる余り使われていない畑に面したところまでいくのではないかということから、これからの必要性、その辺のことも含めて聞きたいのです。

以上です。

○議長（大島瑠美子君） 参事。

○参事（平 健司君） 排水のほうは課長のほうからお答えをさせていただきますけれども、本中93号線につきましては、下水処理場が、もう大分たつのですけれども、十何年、そのときに下袋区との協定が結ばれているのです。こういうところを整備しますよと、十幾つあると思うのですけれども、その協定をつくった段階で、下水道組合、町、あと地元下袋区、この3者で、こういうことをやってもらえばここに下水処理場を持ってきてもらっても結構ですよと、そういう協定が結ばれているのですけれども、この93号線だけ、今まで地権者の同意というのですか、なかなか難しいということできりにされていたのですけれども、今回、何とかいけそうだということで予算計上させていただきました、下水処理場の下袋の最後の協定の条件と、これを何とか完結したいということで予算計上させてもらったものです。必要性があるかどうかという質問については、多少疑問は残るところですけれども、これはもう十数年来の条件ですから、やらせていただくということで予算計上させていただきました。

以上でございます。

○議長（大島瑠美子君） 地域整備観光課長。

○地域整備観光課長（染野真弘君） 生活排水処理総合基本計画策定事業の関係でございますが、これにつきましては、平成19年9月に、人口減少等の社会情勢を踏まえまして、都道府県の構想の見直しを推進するように地方公共団体に通知が出されているところでございます。県のほうで今回見直しをするということで、町の構想も見直して、それを合わせた形で県の構想にすると、そういう形で進めているものでございまして、この内容につきましては、区域割りと地域特性の整理、将来人口の想定等、経済比較による検討、水質保全効果等に関する検討、住民意向の把握、区域別生活排水処理方式の決定等の実施が必要になるということで、そういうふうな内容をもう少し、これは大ざっぱな内容なのですけれども、細かく整理、まとめたものを計画として提出するというところでございまして、対象地域につきましては、下水道の認可区域がございすけれども、それ以外のところが特に対象になってくるということでございます。そういう計画を策定するというところでございますので、よろしく願いをいたします。

○議長（大島瑠美子君） 新井利朗君。

○6番（新井利朗君） 93号線につきましては了解いたしました。ぜひよろしく願いいたします。

それから、生活排水のほうの件なのですけれども、今ごろになってだと、ほとんど機が熟してきた部分があって、見直すのも非常に狭い範囲になるかと思うのですけれども、それと同時に、長瀬町で合併浄化槽の補助金がやはり低い状況にありますので、その普及、推進するためにも、この改善の項目の中にぜひ合併浄化槽の補助金が引き上げられるようなことも含めて検討していただきたいし、上申していただきたいなと思います。

質問、以上、終わります。

○議長（大島瑠美子君） 他に質疑はございませんか。

齊藤實君。

○4番(齊藤 實君) 4番です。何点かお願いします。

まず、利子補給のことなのでございますが、中小企業経営対策利子補給、これは私のほうでお願いする立場でございますので、今何%で、あと何人ぐらいがご利用になっているかということと、それと、この間から問題になっておりますモニュメントのお話でございますが、これは相当、570万というようなお金がかかるわけですが、これは原因が究明されないうちにまたやるということについては、私は絶対、原因がわからないうちにやってほしくないと、必ず自然災害は、雷が落ちるといことは落ちるので、わかりませんので、その辺をしっかりとわきまえた中でやってほしいと思います。

それから、法人化の問題でございますが、先ほど野原議員からもお話があったとおり、やはりこれは3年なら3年、きちっと区切るべきだと思います。これなくしては、やはり彼らに実質的にやるということがないと、これはずるずるといく可能性があります。今までがそうです。ですので、ぜひこの辺ははっきりした答えをいただきたいと思います。

それから、さわやか相談員というのが配置されていますよね。これは不登校ということなのですが、児童の不登校、中学生、小学生、いるのかいないのかについてひとつよろしくお聞きしたいと思うのですが。実際、新聞で見ると、不登校が少なくなったとはいえ、まだまだ家庭の事情とかありまして、いるということがありますので、この辺、長瀬町ではどんなふうなのかということをお聞きしたいなと思っております。

何点かあったのですが、皆さんとダブっておりますので、私はこのくらいでひとつよろしくお聞きしたいと思います。

○議長(大島瑠美子君) 地域整備観光課長。

○地域整備観光課長(染野真弘君) ご質問にお答えいたします。

利子補給の関係でございますが、今何人ぐらいでどのぐらいの利子補給をしているかというご質問でございますが、人数は、ちょっと細かい資料を、ことしを持ってこなかったもので、また後でお示ししたいと思っておりますけれども、たしか記憶ですと150名程度だったかと思っております。

それと、どのくらいということでございますが、条例上、1%未満で予算の範囲内ということで決まっておりますので、ことしの利子補給の額については、パーセントにつきましては0.6%程度を利子補給をさせていただいております。

続きまして、モニュメントの原因の究明でございますけれども、やはり落雷の高圧電流が流れたということで、かなりの高圧電流が流れたようでございます。調査した業者のほうにお聞きしても、どうも機械だけに流れたのではなくて、あそこに大きい木がありますので、そういった木等に落ちたものが地面を伝わって入ったのではないかというようなことも言われているということでございますので、今後、電圧が1カ所で安全機でとれるとか、もう一カ所つけるとか、そういうふうな対策等も、ブレーカー的なものを強化するような形のものを考えていかななくてはならないというふうに考えておりますので、その辺のところも専門業者のほうとよく検討して進めてまいりたいというふうに思っております。

法人化につきましては、参事のほうからお答えをいたします。

○議長(大島瑠美子君) 参事。

○参事(平 健司君) 法人化につきましては、1番議員さん、5番議員さんからも3年だというお話を何度も承っているわけなのですが、3年ということで観光協会と約束していますので、約束を守っていただくと、こういうことで観光協会のほうにも申し添えますので、その辺、お約束を守りたいと思っております。

す。

以上でございます。

○議長（大島瑠美子君） 教育次長。

○教育次長（大澤珠子君） それでは、齊藤議員のご質問であります不登校の状況についてということですが、現在、今年度につきましては、第一小学校で1名、二小、中学はゼロということです。

不登校のカウントの基準なのですが、年間を通して30日以上欠席という、いわゆる長欠児が対象になるわけですが、では29日ならいいのかというお話になります。決してそういうことではございません。むしろ、その予備軍と言われる、限りなく30日に近い児童たちの早期発見、早期対応が一番重要かと思えます。それらの対応について、教育委員会では、今年度につきましては、問題を抱える児童の自立支援事業あるいはSSWといまして、スクールソーシャルワーカーという名の支援員を導入しまして、そういった不登校児等に対する児童、そして家庭へのメンテをしているところでございます。今後とも、ゼロにこしたことはございませんが、今申し上げましたように予備軍の解消にも取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（大島瑠美子君） 齊藤實君。

○4番（齊藤 實君） 今、利子補給の件なのですが、これはやはり、商工会に対して500万というお話も出ております。また、これは利子補給が多いほどいいわけですね。町は発展するわけです。うんと出していただいて、働いていただいて税金を納めるということになりますと、これはいいことなのです。だから、これを余り減らすということではなく、ぜひ多く伸ばしていただきたい。予算をこれは減らすようなことがあっては困るわけです。だから、困るということではなくて、これはやはり、これがふえるぐらいが町が発展するということなので、ぜひこれは、私もたまたま昔、工業部長ということをやっているときに町長との接触から始まったことなので、この辺を思っておりますので、ぜひこれは活用していただいて、大いに経済発展するように使っていただければありがたいと思います。

また、何かまだはっきりしていないのですが、資料については後で、何人ぐらいでどのぐらいの総額というのがわかりましたら教えてください。今はわからないよね。大体わかりますか。後でいいです。

それから、モニュメントの件、これはやはりきちっと原因を追及しないと、確かに大澤議員がおっしゃる、町民が困る、見れなければというようなこともありますけれども、これは五百何万をまたかけるというようなことになると、ちょっと、原因をきっちりしないとやってほしくないと思うのです。その辺をさらに強く求めます。

それから、法人化についてはよくわかりました。これはぜひ守っていただくようにご指導いただきたいと思えます。

それから、不登校については、さわやか相談員というのがいて、いろんなご努力いただきながら、家庭と学校と結びながらやっていただいていると、よくわかりました。これも一応170万というようなお話が出ておりますので、この辺もちょっとひっかかったものですから質問してみました。

以上ですが、よろしく願います。

○議長（大島瑠美子君） 地域整備観光課長。

○地域整備観光課長（染野真弘君） 利子補給の関係の数値でございますが、21年度、利子補給の見込額ということでお願いしたいと思います。これは、件数等につきましては、運転と設備と運転設備というふう

な形で分かれているものですから、1人の方が別々のものを借りるということも想定をしているものでございまして、継続で運転設備のほうに借りられている方が121件です。利子補給額は115万77円です。設備で35件、134万9,915円、運転設備で13件で17万4,517円でございます。小計で169件になりまして、利子補給の額は267万4,509円でございますが、新規で見込んである件数が、運転設備、この3種類の合計で24件、新規で見込んでいまして、新規の合計が52万5,120円を見込んでおります。件数で合計しますと193件で、合計金額が319万9,629円と、そういった数字で今年度、21年度見込んでおりまして、予算書のほうに計上させていただいておりますので、よろしくお願いたします。以上でございます。

あと、モニュメントの関係でございますが、モニュメントの関係は、今回の落雷で被害があった、その工事の経費でございますが、全国町村会の保険に町が入っている関係で、そちらのほうで対応ができるということになっておりまして、今後、その工事の金額でどこまで対応できるかというのはちょっと明確ではございませんけれども、対応できるということで予定をしているものでございます。

以上でございます。

〔「もうできないんだっけ。3回か。いいですか」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君） 齊藤實君。

○4番（齊藤 實君） どうしても今モニュメントのことでひっかかるのですけれども、やはりつくったほうが責任を持つといたって、それでは本当にかかる費用まで持つのかと、それについては保険とか何かないのか。やっぱりその辺があれば、そうでなければ絶対に、これは雷なんていうのはまた起きるのだよ。それで簡単に壊れるというのが、今のテレビでも何でも雷よけとかなんとかあるはずですよ。それが無い限りは、この500万というのがその都度出ていくということについては非常にまずいことではないかなと思うので、私はしつこくここで言っているわけです。わかると思うのですが、その辺がちょっと理解できないので、ここでまた570万というのが、維持費までかかるわけでしょう。そうすると、これ何だろうと思います。その辺ははっきりしていただきたいと思うのですが。

○議長（大島瑠美子君） 参事。

○参事（平 健司君） 齊藤議員のモニュメントの関係についてお答え申し上げます。

先ほど課長が申し上げたのですけれども、今回の五百何万につきましても保険対応で直す予定でございます。ただ、満額出るかどうかというのはちょっと今聞いていませんのでわかりませんが、いずれにしても保険対応で今回できますので、原因究明ができたので、ここで工事を発注するわけですから、その原因をよく追及して、今後そういうことがなるべく起こらない、自然災害ですから、起こらないということは言えませんが、どこかで最小限に食い止められるような方法を考えて、早くあそこをつけるという期待もあるようですから、今回はこれでやらせていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

○議長（大島瑠美子君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時54分

再開 午後 1時00分

○議長（大島瑠美子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

他に質疑はございませんか。

村田正弘君。

○2番（村田正弘君） ちょっと質問をしてみます。

昨日、その前か、一番最初の日に皆さん集まってもらっていろいろ説明を受けたわけですが、委託料について、町長が、私が何かできることは資格を取ってということを行いましたら、人を人選してみますということをしていましたが、そのことは確実にやっていただくように、そしてどこまでできたか、次回でもその次でもいいですから、できた、できない、だめかどうか、こういうことをお知らせください。

それから、テレビの影響を受けているわけですが、非常に今、高校生で途中で経済的な理由でやめてしまうというようなものもありましたけれども、当町ではそういうのは余りないのかどうかわかりませんが、ここで育英資金ということで書いて予算がとってありますけれども、これは使い道が何か2つに、入学準備金と何か次の2つに分けてあるようですが、多くそういう人が出てきたときには、入学準備金というのは4月の入学までに払うのでしょから、今ごろに処理をしていないとだめだと思うのです。あとのやつは後で払うわけですが、半分半分みたいな分け方をしていますけれども、この辺もそういう人が出てきたときにはきちんと救済できるように、流動的に使うことは、このぐらいのお金でしたら専決処分でもできて、後から変えればどうにかなると思いますけれども、いずれにしても、今、アルバイトするのでも、高校卒業しているか、していないかなんということひっかかるよと。そうしますと、1時間700円か800円もらう仕事もつけないというようなことをしていました。そうしますと、やっぱり高等学校は義務教育ではないのだけれども、世間では義務教育のように見られているということになるわけです。私も勤めしているときに、人をいろいろ勉強させたりなんかもしましたけれども、高校を出ていけば確実にいいのか、大学を出ていけばいいのかというのは、これは何とも言えないのが今は現状ですが、いずれにしても、最終的には資格というか、そういう学歴がないとだめですというような社会の構造になっている。

これは、小泉改革がやってきてそういうふうな方向に、人を物件費で扱っているわけです。労働力は物件費で扱うというのが、そういうことで使えるのがアルバイトだとかパートだとか季節工だとか、そういうような人を物で使うというようなことをやっている、これから、どっちかという、今の社会は保険制度なんかでも、介護保険とか後期高齢者とか、いろんな方向には向かっているわけですが、小さな子供、小さい子は生まれてきたらどうのこうのということで、そこら辺はいろいろ、当町でも2万円を支給するとか、そういうふうなことをやっているわけですが、そこからちょっと動いて、中学、高校になったときの見方というか、そこら辺がちょっとどうかなというのが今の社会の構造というか、そんなふうには思われます。ですから、そこら辺は教育長初め教育委員会が管轄しているものですから、よく目を通して、何しろ町民の中にそういう人が出てきたときには救済をしてやるということを念頭に置かれないということで、それを1つの質問といたします。

それから、今度、花の里にトイレをつくって、予算、委託料が950万円ということでやるようですが、あそこも公衆トイレになるのですか。それとも、何の名目でやるのかわかりませんが、新井家住宅が今あって、あそこも水洗、下水道に加入してもらっているようですが、あの面積は非常に莫大な面積なのです。9,800平米だか、八千何ぼか9,000平米近くのところが下水道の加入ということになっているようですが、このものは下水道に加入すると、半分なり幾らなりの町が今払っていて、教育委員会が五十何万かな、4年か5年かかって払うようになっていっているわけですが、あの土地は町のものではなくして、借りている分が相当あるわけでしょう。そうしますと、これは返すときには、町で払

った金はどうなるのか、この辺がちょっと非常に疑問に思います。ですから、その土地の評価というか、そういうものは非常に上がるわけですけども、払って払いっ放しでくっつけてやってしまうのか、あるいは契約上にこれだけ、いわば負担してありますからということで作るのか、そういうことがどうなっているのか、それが2つ目というか、3つ目の話になります。

それからもう一つは、この間のやっぱり全協のときに町長がちょこっとおっしゃった、金石の水管橋、あそこに自動車を通れるような橋ができたらというようなことをちらっとおっしゃいましたが、あの水管橋も、もう何年前にもお話をした人がいるわけですが、ペンキを塗るということすらもまだできていないわけです。本年は特に学校に力を入れるということになっているようですけども、この辺についてのお考えを伺います。

それからもう一つは、「ようこそ長瀬」、波久礼というか、寄居町と長瀬町の境のところに大きな看板がありますけれども、あの看板も、見たときに何か非常にみずばらしいのです。それで、あれはやっぱり観光地としては、観光に力ばかり入れているということを使う人がいるかもしれませんけれども、一番先に来て見たときに、あの見ばえはだれが見てもいいとは思わないと思うのです。ですから、お金はただというわけにはいきませんが、かかるかもしれませんが、今は看板の技術も発達をしています。今、張り文字のようなものでやりますけれども、あれも写真で撮ったものから取り込んでいってやればできる技術が幾らでもあるわけで、それで張りつければいいのです。だから、そういう方法でも、大きいから何百万の単位にはなるかもしれないですけども、「つばさ」事業にもお金をつぎ込むわけですけども、よそから見たとき、何としてもみずばらしい、私ばかりではないと思うのです、そういうことは感じていると思うのですけれども、もうあれも何年もたつのですよね。9番の染野さんが何かうんとお金かかったというようなことを言っていましたけれども、後から、やっぱり計画的に、ことしは無理だとしても、補正という手もあるわけですけども、そういうことをお考えをいただいて、よそから来た人が長瀬は観光地だなというふうに、どこでも看板、みんな一生懸命やっているわけです。さっきのお話の中に、何かきれてつくったものをかぶせるとかなんとか、冗談でしょうけれども、それは非常にお粗末な話で、そういうことでは非常にみっともないと思いますので、そこら辺はぜひ整備をしていただきたい。

それからもう一つは、皆さんが言っている観光協会の法人化について、3年間の県からですか、助成があるものを渡すというようなことを言っていますけれども、こういうことをやって本当に法人化をしてやっていけるのか、いけないのか。皆さんのお話を聞いていると、どうも先行きが怪しいというようなことから、皆さんが同じことを言っているわけですけども、そこでもしできなかつたら、またお金をつぎ込むということはもう絶対にできないのだと。そのときには、そのものはもうなくなってしまってもしょうがないというくらいのことをきっちり言い渡して、そして独立をしていただく。

長瀬町の観光業に携わっている方は、自立して自分らでやろうという意欲が見えないということ、よく他の職業とか、そういう人がよく言います。ですから、観光でやっていく、それは町もバックアップはしないわけではないわけなので、毎年観光協会にも、何十年だかわかりませんが、ずっと補助をしたり、いろんな事業を手伝ってやってきているわけですから、それがいざ、この時代になってきて渡されましたといったら、実は4年目になったらまたどうにかということは、これはどんなことがあってもだめです。私もいつ向こうへ行ってしまうかわかりませんが、いれば、きょうの皆さんのお話をよく聞いていますから、絶対にそのときには承服しがたいというふうに思います。

以上、幾つか申し上げましたが、中の細かいことは余り数字的なことを言えませんが、以上の質

問をさせていただきます。

○議長（大島瑠美子君） 教育次長。

○教育次長（大澤珠子君） それでは、村田議員のご質問にご回答いたします。

育英奨学資金制度についてのご紹介も兼ねてさせていただきますが、その前に、県立高校あるいは私立高校を含めてでございましょうが、高校の中退状況については、申しわけございませんが、データを持っておりませんが、聞くところによると、高校での中退は多いやに聞いております。また、昨夜のテレビでもそういった報道がされておりました。ひところと違うのは、そういう問題で取り上げた番組でしたけれども、中退というと、非行とかそういうので中退する生徒がかつては多かったわけですけれども、現在は授業料が払えなくて中退しているというところにゆうべの番組は焦点が当たっていたようでございます。そういった点も含めまして、県立高校等に情報提供を伺ってみたいと思っております。

それで、長瀬町の育英奨学金制度なのですが、ご案内のように、予算上も大変少ない枠ではございますが、育英奨学金というのは、月々、授業料の補助にというような意味合いを込めまして、例えば高校ですと一月8,000円、私立大で2万5,000円、それを毎月ということで2カ月ごとに支給しております。また、入学準備金は、大学で40万、高校で30万、入学手続等の一部にということの意味合いでそういう制度を持っております。申請による手続を行います。広報等でご紹介しまして、締め切りが3月の中旬だったかと思えます。いずれも、来年度につきましては締め切っております。その後、必要な書類を提出していただきまして、その書類を教育委員会にかけます。今月でいいますと、3月25日に開かれます定例の教育委員会にかけます。そして、認定するかしないかを決めていくわけです。

私も様子を見てみまして、確かにことしは書類をもらいに来る人が例年に比べ多いなというのは感じておりますが、教育委員会のほうではいつか、この制度も貸し出しを少し控えた時期もございまして、余り多くの貸し出しをしない、償還のほうの問題もございましてという時期もありましたので、徐々にまた枠を広げていければいいとは思っておりますが、ちなみに平成21年度につきましては、引き続きの継続者が大学で1名おります。それと、新規の募集で、育英のほうは大学、高校1名、入学準備金のほうでも高校、大学で各1名の枠で、合計でここにございまして148万円という予算を計上させていただいております。

また、先ほどもちょっと紹介しましたけれども、県立高校等では県の奨学金制度もございまして。授業料免除などという制度もございまして。また、大学も含め、学校で奨学金制度もしいております学校がほとんどあるかと思えます。そういった面を活用することも含め、PRしているところでございまして。

以上でございます。

○議長（大島瑠美子君） 地域整備観光課長。

○地域整備観光課長（染野真弘君） ご質問の花の里トイレのことでございますが、公衆トイレになるかのご質問でございますけれども、これにつきましては花の里公衆トイレという位置づけで整備をするものでございます。

土地の関係でございますが、今現在計画している土地につきましては、資料館のわきの土地ということで、調査したところ、その部分のところは町の所有している部分の土地ということで、町が所有している土地の部分のところに建設をしようとしているものでございます。

もう一点、金石の水管橋に自動車の通れる橋をとということでございまして、ご指摘のとおり、水管橋の塗装の部分が以前から大分傷んできているということは承知をしております、予算もかなりかか

るということではなかなか塗装ができないという状況になっておりますので、その辺のところも財政状況等を見ながら今後対処していかなくてはならないというふうを考えております。

あと、ようこそ看板の、波久礼付近にあります看板のことですが、大変みすばらしいという、見ばえが悪いということではございますが、確かに大分古くなってきておりますので、建築後何年もたっているということではございますので、先ほど、あそこにつきましては、「つばさ」で懸垂幕等をかけられればかける予定ということではお話も申し上げてございますが、その辺のところも、余り見ばえが悪いということになってきますと、観光地長瀬としてもイメージが非常に悪くなるということではございますので、何とか見ばえのいいものにしていきたいというふうには考えているところでございます。

観光協会の法人化の3年間の補助金でございますが、先ほどからも参事のほうで答弁しておりますけれども、3年間でひとり立ちできるようにということで観光協会のほうには申し上げているところでございます。よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（大島瑠美子君） 参事。

○参事（平 健司君） 村田議員さんの花の里のトイレのところの下水道の分担金の関係につきましては、今現在、あそこが個人から借りているところが約8,000平米ありまして、50%減免の約260万円、下水道組合のほうには支払っているわけなのですが、同一人物が土地と建物を持っている場合、特に問題ないのですけれども、アパートだとか貸し家等で土地と建物が違う場合にどういった支払いをするだとか、そういう指導要綱みたいなのが下水にあると思うのです。今現在もあるかどうか分からないのですけれども、昔はそういうのがありまして、そういうことで、指導要綱を見ながらでないとお答えできないのですけれども、参考までに申し上げますと、町がやっている定住促進の蔵宮団地の土地につきましては、その差額分については下水道組合に納めたように思います。50%減免ですから、その50%を個人が取得したときに土地代とは別にいただいて、それを下水道組合に支払うという形をとったと思いますので、今現在ではその程度しか、下水のことなのでわかりませんが、多分、最後まで、個人に返したときにはすべて減免ではなくて、その差額については支払うようになると思います。

以上でございます。

○議長（大島瑠美子君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） 村田議員からのご質問の中での職員に資格を取らせるというお話があったと思いますが、このことにつきましては、非常にいいご提案をいただいて、私もこれは考えていなかったわけではありませんが、非常にきっかけをつくってもらったというふうに思っております。人の力をかりて仕事をするというのはいかなものかなと思いますが、しかし、こういう公の場所で議員から出たということは非常に重く受けとめさせていただき、新年度に向けてそのことについては準備を始め、職員の資格を持っている人に対する優遇制度みたいなものも考えていきたい、そういうふうに思っております。

それから、水管橋にかかわる自動車道についてというお話もちょっとあったようですが、このことは例の消防の分署の統廃合と関係をして考えたことではございまして、三沢の入り口の花のオアシスですか、あそこを皆野町がどうしても手がつけられないし、ちょうどいい場所だから提供したいというお話をいただいて今話が内定しているわけではございます。長瀬町も、本当は国神のほうがいいかなと思って場所を見つけましたが、それが太田と原谷、そっちの分まで分署の中にエリアに入ることになりまして、あそこが適地だろうという、消防のほうの専門的な知識をお持ちの方も、ベストではないけれども、ベターだと

いうお話をいただきまして、うちのほうも内諾をしたわけでございます。

そうやってきたときに、中心市街地に入る道路につきましてはやっぱり真剣に考えなければいけないというふうに考えましたが、とりあえず長瀬のほうにつきましては、自然公園の強い網かけがありますから、あそこだったら歩道があるので、それについてはなし崩し的といいますか、できる可能性があるという話を聞いておりますので、この辺も運動次第ということになるのではないかとということで希望を申し上げました。これは全力でやってみたいというふうに考えています。そして、長瀬の町の真ん中にあります分署は廃止になるわけでございますから、そのときにあの辺、長瀬と本野上の一番人口の多いところをいかに守るかということが私たちの大きな責任になるというふうに考えてそのことを思ったわけでございまして、これはどういう形になるか、はっきり確定した段階でしっかり動いていきたいと、長い時間かかると思いますが、当然県道としての橋を県のほうにかけていただくということになって、そのすりつけも県道ということで、向こうの長玉線から桜通りまでというのを県道として認めてもらうことが前提ということになると思いますので、その辺につきましてもまた皆さんとご協議をいただきながら積極的にやっていきたいというふうに考えています。

それから、水管橋の塗りかえ、あれも何年か先に引っ張っているわけでございますが、そろそろタイムリミットというふうに思っております、この辺につきましても考えていきたい。それから、境の「ようこそ長瀬へ」というあのタワーにつきましても、もう一度よく見させていただいて、いい方法を考えていかなければというふうに思っております。

それから、例の観光協会の法人化について、皆さん大変ご心配をいただいておりますが、これは約束事ということで、3年ということを決めるわけでございますから、そういうことを守ることは当然の大人の責務でありますから、観光協会の人たちについての意識を今村田議員からご指摘をいただきましたが、私もそれはずっと最初から、その景観に甘えているのではないかという思いをずっと持っておりますので、ここが勝負どころだと思います。意識を改めていただいて、やはり観光協会を盛り上げるということをやっていたらかなければ、長瀬観光というのは自然に衰退するという思いを持っておりますので、皆さんの期待に沿うようにやっていただくということは当然であるというふうに思っていて激励をしていきたいと思えます。

○議長（大島瑠美子君） 村田正弘君。

○2番（村田正弘君） 町長からは非常に前向きな答弁をいただいて、ありがとうございます。

先ほど、ちょっと私の言い方が悪かったのか、聞くほうが悪かったのかわかりませんが、下水道の分担金の問題は、私が言ったのは、例えば借地に対して町が払っておきました、減免があるわけですから、あとの残りは当然後の人が払うわけですが、町が土地を返したときに、半分なり3分の1なり、いろいろ減免がありますから、その払ったお金はどうなるのかという話なのだ。だから、町のものならもう払って、しょうがないのですけれども、借地であった、あそこは借地なのだか、町のものなのだか、あとは新井家の住宅のところもどこの土地なのだか、私も調べていないからわかりませんが、いずれにしても8,000平米からあるわけです。250万で減免が50%ぐらいだと思います。下水道の規則に書いてあって、公衆トイレなら100%減免で払うせないのですよね。そういうのだけれども、例えば町が借りているときに半分払っておいて、後の人は半分払えば、下水道はそれ以上請求できないのですけれども、半分払った金をくれてやってしまうのかいと、こういう話です。それはもう一回答弁してください。

それから、教育委員会で、148万円でことしはお客さんが多くて、聞いているとオーバーフローしてし

まうというような感じなのですが、いずれにしても、今の雇用情勢が悪くなってきて、私の見方なんというのは大した見方ではないのですけれども、今年度、まだ下降線をたどっている方向にあるように経済の情勢が見えるわけです。そうすると、来年もあるし、途中からこの制度は年度の初めにお願いをしないとだめだという話ですよ。だけれども、途中から経済の情勢が変わってきて、月謝が払えなくなって、月謝は年払いではないですから、大学は半年払いとかいうふうになりますけれども、多分高校は月払いで大丈夫だと思うのです。ですから、途中から、今まで大丈夫だったのだけれども、来月からとても苦しくなってしまうて払えなくなってしまって退学せざるを得ないというようなものが出てきたときに、この制度をまともにぶつけるとだめだよ。見てもらえないですよ。だから、そういう制度を勘案するには、条例変更とかなんとかいろいろ、手続的には面倒だと思いますけれども、そういう緊急的な措置を講じて救ってやると。

いろいろ調べ物をしますと、町の町民はどこが一番相談しやすいかなと思うと、役場という人が圧倒的に多いのです。それだけ役場は信頼があるのだよ。遠くの町に行って、あるいは高校の、学校でそのものでそういう制度がありますよといったって、いや、連帯保証人つけろとか、やれ何しろとか、そんないろんな条件が大体金を借りるときは出てくるのだけれども、そういうものはそんなに厳しい条件をつけないで、こういうことを言うと非常に語弊があるかもしれないけれども、年をとった人には相当のお金をかけているわけです。町の介護保険にしても、あるいは老人保健にしても。ですから、若い人は今少なくて、そして経済の情勢が非常に流動的であってわからない、こういうところはぜひ補正でも何でもやって、教育委員会で抱え込んでいるのではなくて、町長のところへ相談をして、そして救ってやる、それをやらないと、これから先の世の中おかしくなるのです、もう10年もたないうちに。今の経済情勢から脱出することがどこまでできるかと、国でいろいろ考えて、麻生さんがやるのだ、やるのだといったってだめなのだよね、日本の国は、政治が決まらないのだから。だから、定額給付金だって、やるのだ、やるのだといったって、半年もかからなければもらえないなんて話になってしまっている。話が横にいきましたけれども、そういうことで、そこのところをよく救ってやってもらいたいということ、これをお願いしておきます。

○議長（大島瑠美子君） 参事。

○参事（平 健司君） ちょっと私のほうも村田議員に答えたようなつもりでいたのですが、下水道組合のことですので、ここでずばっと言えれば一番いいのですが、ちょっと歯切れが悪いのですけれども……

〔「だって、元下水道組合にいたろう」と言う人あり〕

○参事（平 健司君） いや、10年もたっていますので、議長さんのほうがよっぽど心得ていると思いますので。

当時は、使用者と地主で話し合っ、どちらがまず払うのだというのを、下水道のほうの要綱がありまして、そこで指導していると思うのです。ここについては町が支払ったと思います。そういうデータがありますので、250万円。今度はそれを個人に返した場合には、個人が残りの250万円プラス町と個人の話し合いで、いわゆる残りの250万円は個人が払うのです。

〔「貸借契約でね」と言う人あり〕

○参事（平 健司君） ええ。町と個人で今貸借契約している土地については、両者の話し合いになると思います。蔵宮の場合には、もともと町が持っていましたから、町が50%出している、10割もらいまして、5割町が残して、5割を下水道組合に分担金として払うと、そういうことだと思いますので、そうい

うふうに理解しているのですが、ちょっと日がたっていますので、私も確たることが言えなくて申しわけないのですけれども、後日また私も組合のほうへ行って、詳しい話を聞いてまたお話しさせていただきたいと思います。

○議長（大島瑠美子君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） 育英奨学金の問題で、数が多く申し込みがあるという話を次長からお聞きしました。緊急なことというか、予測ができなかったということになると私たちの手落ちということになりますが、今具体的なお話を聞きました。これは、新学期に向けての支払いというようなことが当然予想されるわけですから、先ほど村田議員がお話のように、確にお年寄りを守ることの大切さ、それから若い人の育成を応援するというのもよりもっと大切なことだというふうな思いを持っておりますので、このことにつきましては、もし皆さんがお認めいただければ私の専決で、金額についてはそんなに多くないと思いますので、専決処分をさせていただきたいと思います。そして、6月の議会にお諮りいただいて、皆さんのご承認をいただけるようなことをやっていきたいというふうに今腹を決めました。そういうことで、あらかじめご了解いただければありがたいと思います。

○議長（大島瑠美子君） 村田正弘君。

○2番（村田正弘君） いろいろお聞きをしましたが、我々が、私もちょっと、子供が学校に行くという年ではなくなってあれなのですけれども、私たちがサラリーマンをやっているときには経営者も非常に理解があったのです。自分の子供が学校へ行けるぐらいの給料が払えないようなのは経営者ではないわなというふうな、そういう理解があってそれなりに賃金も払ってくれたのです。今の経営者はそうではないのだよね。自分がもうかればいいので、それからあと株主の配当だけすればいいというような、こういう方向に向かってしまっているのです。これだと、日本の国がだめになる一番もとだというふうに思います。

駄弁を申し上げましたが、以上で私の質問は終わります。

以上。

○議長（大島瑠美子君） 他に質疑はございませんか。

梅村務君。

○8番（梅村 務君） いつもどんじりになるので、オーラスを承ります。

1つ、私が聞いていなかったのかどうかちょっとわかりませんので、幾つか数字的なことをお聞きしたいと思います。まず1つ、歳入の件で、地方交付税の6,000万の増額、これは特別交付税となっていますけれども、どのような性格のものなのか、多分聞き落としたと思いますが、説明をお願いいたします。

それと次に、今ずっと何人か花のトイレの問題が出ていますけれども、この1,000万という金額の計上ですが、下の長瀬のあその堀口さんの土地へつくったような規模のものなのか、あるいはもっと大きなものなのか、そういうものをどういうふうに想定しているのか、ひとつお伺いいたします。

それと、農業振興対策、10ページ、これは町長の施政方針の中にもあったのですが、これは農業振興ということが大切であろうと、地産地消の問題も言っていました。確かにこれからは必要だし、また食の安全を本当に真剣に考えるのであれば、輸入物、若干安いからといって、安いのは若干なのです。皆さんよく知らないでしょうけれども、若干安いのを心配しながら食べるよりは、まさに地産地消ということであればいいと思うので。ただ、この事業費のあれが今度1万円下がっていますね。99万9,000円というのがずっと続いているのです。それで、全く補助金の仕分けが、こっちへ1万5,000円、こっちへ2万というような程度のものしか、いや、事業費が多ければ農業振興することではないのです。そういう指導も必要

だと思うのです。その指導のために使う金ならば、やはり、先ほどどなたか言っていましたが、給食費にしても安いものが安心して食べられると、次に収穫するまで芽が生えないようなジャガイモを食っているのではなくて、そういうものができるのではないかと私は思うのです。そのために、ずっと続いている100万というのが1,000円下がって99万9,000円となっているのです。今度また1万円下がりましたけれども、そういう問題を、町長は施政方針の中でもそういうことを言っているのですから、施政方針はこれから予算を組むための長の考え方、もちろん町の考え方なのです。その辺のところをひとつお聞きしたいと思います。

それと、先ほど7番議員が言いました辺地対策事業、これは去年4,000万、一応予算を組んで、事業費としては、課長、どのぐらい、今年度はもう工事は終わったのでしょうか。終わりました。では、どのぐらいだったか、それを教えてください。また後で再質問しますので。

それともう一つ、これは先ほどからずっと延々と続いている質問の中で、例の法人化の問題です。法人化の問題で、私はこの予算書をぱっと開いたらそこが出てきたのです、この前、おととい。それなので、ずっとチェックしているのですけれども、確かに法人化という問題は、10年近く前に観光協会では確かにそういう話がありまして、私もそのときには正会員で、観光協会会員でしたから出席しました。来年度何とかしましょうということで、長い時間過ぎてきてしまったわけです。ここで突然法人化というものが起きた背景、あるいはまた急いでつくろうとするということについて、ちょっと今までの答弁の中で疑念を感じた、あるいは疑問を感じた問題があります。

まず1つ、法人化によって、これは確かに公益法人ではないですから、事業をやっているばい金をもうけて、観光振興のためにやるということは非常に結構です。また、それを望んでいるわけです。500万という補助金が今当然問題になっているのですけれども、3年間という期限を切る。私の考え方でいきますと、3年間では無理ではないかなということが想像できる。なぜかという、これは設立だけで済む問題ではないのです。後が大変なのです。みんな知っているのしょうけれども、初日に後ろのほうの方がいらっしゃいまして、どうなのですかと聞いたら、何人かの議員が身内が観光協会つくるといような表現をしたというけれども、私にもそう言いました。大丈夫ですよ、そういうふうな言い方をされたので、一瞬安心したのですけれども。法人化を維持するために、職員の配置とか、そういうもののあれの設定ができていない。早く言えば、500万でどういうふうにするということなのです。

それと、権限の移譲、例えば1番議員からもきのう出ましたけれども、川の占有権の問題、そういう問題を町が許認可できるような状況になって、それを法人化された後に観光協会のほうへ振るわけですね。それが1つ。それと、再質問するときにもまた細部にわたって質問しますけれども、それが1つ。

それと、1番議員の中にライン下りの占有権の問題、あれは水辺の占有権なのです。その問題について、何か問題が起きたらどうするのですかと私ちょっと聞きそびれたのです、別のことを考えていて。でも、後でちょっと聞いてみると、いや、町には絶対迷惑かけませんというような話だったと、そういう誓約書ももらっていますというふうな話です。本当にその誓約書があるのかどうか、それもひとつお伺いいたします。

それと、私は、3社の協定書があるということなので、それを提示してほしいと言ったら、できないと言うのです。これはマル秘なのかどうか、それが本当にマル秘なのかどうか、それもお答えください。

それと、では仮に、ことし、新しいライン下りに参入したいという人がいたと仮定しますよね。仮定です。そうした場合には、その占有権の問題は、観光協会に与えているわけですから、観光協会が認可するか

しないかという問題も当然討議されると思うのです。その場合はどうなるのか。

それと、さっき、何か臨時総会やったという話の中に、議事録ですか、今参事があれしたのは。その議事録は提示できますか。それをひとつお願いいたします。

それと、何か私よくわからないのだけれども、1番議員が舟のことで、議事録に載りますからわかりますけれども、何かごたごたしたことがあったのだよと。それで、私は漁業組合とのあれは知っているのです。アユ釣りもするし、好きですから、そして漁業組合の執行部とも、知っている人がいるので、当時聞いてみた。そうしたら、何か河川の占有権の問題と釣りの問題が幾らか解禁のときにトラブっているような話をしていました。我々がアユ釣りをしているのです。そうすると、ピッピッピーなのです。一番先頭の前のあれが笛を吹くわけです。みんな一斉に上げるわけです。流れが速いときは忙しいです。それで、ひっかかって、おとりのが持っていかれてしまうのです、魚が。そういうことが何回もあります。みんなそういう経験している。だから、その占有権のものと漁業権の問題がどういうものなのかということも聞いてみて、何か漁業組合では、それは長瀬地区は放棄ということはないのでしょうかけれども、前年度もアユを放流しないのですね。本来なら、町長の下のおそこへ結構稚魚を放流するのです。放流しないのです。そうすると、長瀬から、ライン下りの親鼻橋から若干上りますから、それで水管橋へ少し放したらしいのですけれども、ほとんど釣れなかったそうです。それで、大体、釣れるのは皆野橋から上。それで、漁業権の問題と占有権の問題、それはどういうふうな状況になっているのか、それもお聞きしたいと思います。

とりあえず、法人化の問題は、例えば許認可権を観光協会へ与えるということ、それによって町が、何かトラブルが起きたときに、重ねて言います、起きたときに責任はないという約束していますということ、を、ちょこつと後から聞いたのですけれども、言われたということなので、それが果たして可能なのかどうか、そういう協定が可能なのかどうか。秩父へ下がってきた占有権の許認可の問題も、町が逃げられるかどうか、そこで完全に協会と隔離できるかどうか、その辺のところが一番のポイントだと思うのです。占有権というのはすごい権利なのです。だから私は言っているのです。

それと、今観光協会が独立して法人化したと、4月1日からなるわけですね、500万出して。なるのだけれども、その先3年間、500万補助しますよ、いや、それであとは切れと言っているのです。全員が、あとは自主独立しなさいということを行っているわけですよ。自主独立しなかった場合は、何か今2番議員なんかは、そこで法人、観光協会そのものが崩壊すればいいというようなことまで言われているわけですから、そういうときに立ち上がったときに、想像でなく、立ち上がったときに皆さん何を考えているかということなの。いや、そんなことないよ、3年先はわかりませんよと言ったらそれでおしまい、それだけのことは言わない。

だけれども、現実問題として、これを運営するに当たってすごい金がかかるのです。皆さんがさっき、いや、4月1日から職員は派遣しませんよという、職員派遣します、では指導に行くのですと言っていますよね。何の指導に行くのかわからない、事務処理のあれなのか、例えばパンフレット一つつくるにしている。それは、長瀬には結構プロがいるから、そんな心配しなくても大丈夫。それで、長瀬町の職員が行って指導する必要があるような事務は観光協会にはないです、商工会の事務処理を見ていても。だから、そんな心配ないけれども、一応行くのだということは、あくまでも出向あるいは派遣ですよ。そういう問題からすれば、2.5人という人件費が助かるのですよと言ったけれども、それは全く関係ないです。500万は余計なの、補助金は。だから、その辺の町の対応、まず1つ、参事でも結構ですから聞かせてください。

○議長（大島瑠美子君） 参事。

○参事（平 健司君） それでは、お答えをさせていただきます。

法人化がいろいろ出たので、一番先に答えさせていただきますけれども、まず議員当然ご存じだと思いますけれども、役場の職員が一般社団法人に出向、派遣することは法律で禁止されています。

それでは、お答えをさせていただきます。まず、法人化が早急過ぎるのではないかなというお話ですけれども、議員さんが入ったときが何年前か知りませんが、そのころからやっていて、機運がようやく持ち上がったわけですから、私は早急という考えは全く持っていません。

それから、職員の配置が500万でできないというお話、それは観光協会が考える話で、町は500万円を補助しますよと、この中、天井が500万ですから、自分たちで当然収益を上げたり、それで人を雇ってくださいということですから、できるかできないかは観光協会がやることです。

それから、占有、占有という言葉なのですけれども、占用ですので、お間違えのないようにお願いします。権限の移譲ということで、占用の権限を観光協会へ出せるかどうかというお話、これは県の指導によって、皆野町が先駆けて親鼻橋の下でやっているのです。占用をとりまして駐車場をつくって、それを観光協会に貸し出してシルバーを雇っていると、こういう前例があるから、県の土木事務所のほうで、こういうことでやれば特に問題ないから、このように進めなさいと、こういうことでやらせてもらっております。

それから、新規参入者の関係、これにつきましては、舟下り連絡会というのができまして、今3社で四十七、八台ですか、舟があるのですけれども、これがどんどん、どんどん新規が参入してきた場合に、それこそ梅村議員、アユ釣りしているときに始終通ようになってしまいますから、航路の安全だとか考えますと、一定のところとめないと、それこそ舟が始終通ようになりますので、その辺についても舟下り連絡会のほうでいろいろ協議していきましょうよと、自分たちが舟をふやすにしても、そういうことが申し合わせてあるようでございます。

それから、幾つかの提示の件、提示できないというようにお話を課長のほうから返したというお話ですけれども、相手があることですから、町が勝手に梅村議員に見せるということではできませんので、各連絡協議会なり3社に見せてくれと、そういうことを言って、もし見せてもらえないのであれば、個人情報の一環になるでしょうから、町のほうでも個人情報保護法の関係から情報公開していますので、申請していただいて、町のほうも担当課がありますから、そこで審査すれば十分見られるかもしれないし、見られないかもしれないし、その辺の手続を踏んでいただければ特に問題があることではないと思っております。

もし、このほか何か落ちがありましたら、またお答えさせていただきますので。

○議長（大島瑠美子君） 総務課長。

○総務課長（齊藤敏行君） 歳入についてお答えいたします。

地方交付税の6,000万の伸びというご質問でございますが、これにつきましては、国の地方財政計画の地方交付税の増額を考慮いたしまして試算した結果、普通交付税を今年度6,000万円増額したものでございます。

以上でございます。

○議長（大島瑠美子君） 地域整備観光課長。

○地域整備観光課長（染野真弘君） ご質問の花の里トイレの規模の関係でございますが、今考えております規模につきましては、ほぼ岩畳観光トイレの規模と同程度の規模で、1階の床面積、あそこの面積につきましては21.53平米でございますが、その程度の面積のトイレを考えております。

続きまして、農業振興対策の費用、予算面の関係でございますが、これにつきましては、例年なのですけれども、予算編成が近くなりました時点で各農業団体の代表者に集まってお話しして、役場のほうで会議を開きまして協議をさせていただいている状況でございます。今年度もその会議を踏まえまして予算要求をさせていただいたものでございます。よろしくお願いをいたします。

続きまして、辺地対策事業でございますが、ことしの事業費というご質問でございます。ことし、平成20年度の事業費、現在ここにあります資料で申し上げたいと思います。本年度につきましては、全部で3,733万8,132円、これが本年度の事業でございます。内訳としましては、工事費につきましては3,090万1,500円でございます。物件補償のほうが200万9,962円、土地購入費が442万6,670円という金額になってございます。

以上でございます。よろしくお願いをいたします。

○議長（大島瑠美子君） 梅村務君。

○8番（梅村 務君） 答弁の順序に逆ですが、やっていきます。

今の話の中で法人の問題が、皆野はあそこでトイレをつくって、下へおりに200円か何か取りましたよね。300円ですか。300円取って、それでトイレの管理費みたいな形で、そういうものを取って、例えば皆野はこれは法人化されているわけですね、観光協会は。

〔「されていないですね」と言う人あり〕

○8番（梅村 務君） されていない。されていないところに河川の権利、そこへ河川へおりの権利です、あれは、下へおりの。だから、その権利を町が観光協会へ委託したという形になりますよね、早く言えば。委託ですよ。その委託したときに、こちらは法人化を今度されるわけですから、格が幾らか上になるといえばなったようなものでしょう、恐らく、任意団体とは違って。いずれにしても、権限を委託なり、移譲という言葉は今改めて使いますが、権限を与えるということは、観光協会へ、例えば占用のあれは、水面権、あれは何というのですか。航路なのですか、何権というのですか。

〔「航路です」と言う人あり〕

○8番（梅村 務君） 航路。航路権の権限を与えるということが、委託したという意味とは全く違いますよね。権限を与えてしまうわけですから。それが今言った、町に絶対に迷惑をかけないというこの文言が、いわゆる言葉があっちこちいってしまうと困るので、はっきり、その文章をちょっと読んでもらえますか。それをひとつお願いをいたします。約束事ですから、もう法人は発足するわけですから、それをひとつお願いをいたします。

それと、舟下りの3社が協議で、いわゆる権限を移譲した、法人になった観光協会に移譲した権限を3社協議でやるということについては、これは問題あるのではないですか。その話し合いの中で、ふやしませんよと言ったらふえないのです。今私はちょっと考えたのですけれども、カルテルにひっかからないですか、カルテル。

〔「独禁法の」と言う人あり〕

○8番（梅村 務君） そうそう。それにまずひっかかり、今ひょいと頭に浮かんだの。というのは、参入できないのだから、認可もおりないのだから、それもちょうとひとつ答えてください。今、幾つ私が言ったかわかりますよね。

○議長（大島瑠美子君） 参事。

○参事（平 健司君） それでは、お答えをさせていただきます。

文書を読むかどうかということは、やはりそこで見せるのと同じことになりますので、控えさせていた  
だきますけれども、町には迷惑かけないよという文言が入っていることは間違いございません。

それから、3社が協議で新規参入者ですか、そういうところを入れないとか入れるだとかというのは独  
禁法にひっかかるのではないかと、入れないとかそういうことがうたってある任意団体ではありません。  
新規参入者がくれば、それなりにそこで話し合いますよということですから、別に独禁法に触れるとは私  
は思っていませんけれども、そこで入れませんよということは一切うたってありませんけれども、その3  
社協定の中には、協議会の中にも。私は触れるとはちょっと思っていないのですけれども。

それから、占用の権利は町があくまでも持っているのですから、それを観光協会に貸し出すのではなく  
て、観光協会がそういう3社からお願いされて事務手続を踏むということなのです、全部、それを町に出  
してくると。だから、観光協会で占用の許可申請がとまるわけではなくて、あくまでも町が権利を持って  
いるのです。

〔「さっきまで言っていたのと全然違うじゃないか」と言う人あり〕

○参事（平 健司君） いやいや、町が、官公庁でないとか許可をもらえないのです、占用の許可を。本来な  
ら、何番議員さんか忘れましたが、営利企業ですから、各社がとってもらうのが一番いいのです。  
だけれども、地方公共団体しか許可を与えませんよと、ですから、長瀬町が手続を踏んでとってください  
と、皆野町と同じような方法があるから、そういう方法でやったらどうですかというのが県の指導なので  
す、県土整備の。たまたま昨年の漁業組合の話が出ましたけれども、昨年の連休あたりですか、みんな舟  
下りがとめられたり、皆野の橋の下の駐車を使ってはだめだということでとめられたりしたときに、町と埼  
玉県の県土整備事務所と農林振興センターと、あと本庁のいわゆる河川の監視する委員会と、5者ですか、  
皆野も入りましたから、5者で集まりまして、この方法が一番ベストだろうと、そういう結論に達したの  
で、こういう方法をとらせてもらうということなのです。だから、私なんかも法律的にはよくわかりませ  
んけれども、県の指導でこういうふうにやればできるのだからという話があれば、では最善の方法はそれ  
だろうということにそれに乗っかっているわけなので、梅村議員が一番心配している法律的にどうだとい  
うのは、私もちょっとその辺まではわかりません。

○議長（大島瑠美子君） 梅村務君。

○8番（梅村 務君） では、次にいきます。

この後、1回質問ができるわけですから……

〔「1回でも2回でも一緒だよ」と言う人あり〕

○8番（梅村 務君） いや、2番議員が許されてもだめだ、議長が許さなければ。

まず、辺地対策事業なのですけれども、さっき隣の人も言ったけれども、確かに町としても町長として  
も、あそこは将来、観光開発の一環となるだろうというような予測、あるいはその地区の人のいわゆる利  
便性、そういうものでつくっているのだと思いますけれども、私の予測では、あそこは10年、20年たつと  
うちがほとんどなくなってしまうのではないかと。いや、もっとふえるかもしれません、別荘地か何かでふ  
えるかもしれませんけれども、恐らく相当、どんどん下へ出ていますよね。だから、そこに、はっきり申  
し上げて、全事業やりますと大体5億、10年で約5億ぐらい投入するわけですよね。辺地債というのは、  
80%が確かに補助金です。過疎債と違って、過疎債が70%ですか。だから、実際は20%しか使ってい  
ないのですけれども、二五、一億は使いますよと、こういうことですよ。そうすると、あそこに1億を  
投資するだけの価値があるかどうか、あるいは長瀬の人たちが向こうへ行くのに便利だと、近いと、山を

越えたほうが、そういうようなことでやるのか。これから何十年かたって、百年の森を今やっているわけですけども、もっと遠大な膨大な構想のもとにやっているのか、それをひとつ町長のほうへお聞きしたいと思います。

それと、さっきの課長の答弁ですと、農業振興について、生産者の農業代表者と会議をしたらこれでいいと言われたと、計画も何もないということに対して。いいですか、代表と協議したら、この予算でいいですよというようなことの答弁がありました。そうすると、これから町が進もうとしている農業振興に対しての全く反目です。まるっきり別の方向へ進んでしまうわけ。だけれども、どうしてもこれだけは、今度は経観の委員会でもこれをやろうとしているわけですよ、農地の、農業の。だから、そうすると何かちぐはぐな問題になってしまうのではないかなと思うのですけれども、それをもう一度ひとつ答えてください。

それと、花の里のトイレというのは、何か下のトイレで、設備が違うところで問題になりましたよね。そういうことが今後あるのかなという心配が一つあったわけです。1,100万ぐらいかかってしまったわけでしょう、八百何万のあれが。それで、私もそう思うのですけれども、いわゆるこういう建造物についてできるだけ、入札があるからしょうがないと言いますけれども、できるだけ町内の業者に落としてもらうように努力する。なぜかという、今、長瀬町をずっと見ても建物が建っていないのです。そうすると、どんなものでもやっぱりつくってほしいわけ。だから、そういうのを、いや、どこかの秩父の業者が落としたよ、皆野が落としたよというのではなくて、できるだけ、ひとつそういうふうなことができるのであればやってもらいたい。安いから、また後から追加、そんなことでやっているのだよね、はっきり言うけれども。だから、補助金500万、3年で切るのだよ、だから追加なしだよということにしてもらわないと、あらゆるところで何百万という追加が常に出ている、今までの入札のあれを見ていると。そういうことが一つあれなので、それをお願いいたします。

それと、いま一度、これはさっぱりしているほうなのだけれども、しつこくなりますので。それで、約束事がしてあるという文言が入っている文面を、文面まで読めないとなると、我々は何を信用しているのか。それといま一つ、業者が3業者がいるわけですよ。そこから資料を持ってくることは構わないのですか。

〔「いいんじゃないですか」と言う人あり〕

○8番（梅村 務君） いいのでしょうか。ということは、役場として公開できないということですよ、公開条例のあれによって。でも、申請すれば出るかもしれないというような答弁だったよね。では、それはいいでしょう。別にもらってきて私が得するわけではないから、もらってこないけれども。

いずれにしても、この問題は、今参事が答えたこととさっき言ったこととちょっと矛盾するのです。例えば、これはあくまでも町なのです、これを申請する窓口は町なのです、認可の窓口なのですと言っていますよね。それを観光協会へ事務委託をすと言っていましたね、事務委託を。事務委託をされたところがもしか事故が起きた場合、それは1番議員がやっぱり心配していることだと思うのです。事故というのはいろいろあるのです。観光協会の法人化になったときに、今度一本立ちするわけですから、助けてもらわないのだから。そうすると、法的に言って、私もわかりません、そんな勉強していないから。でも、窓口が町であれば、町がそれでもうちは逃げますということが法的にできるかどうか、町長にもひとつそれをお聞きしたいと思います。

それで、いや、大丈夫ですよ、そんな今までのあれでというような、簡単に考えると何か落とし穴があ

るような気もするので、それをひとつ確認なのですけれども、それはひとつ、一社団法人が全責任を持つというところまでいくのかどうか。そのときに町は知らん顔していいのかどうか、あるいは県のほうはいくかもしれません、国交省のほうへいくかもしれない、河川の問題については。その辺をひとつ教えてください。

一番いいのは、その文言を読んでもらうのが一番いいのだよ、言葉ではなくて。だって、書いてあるのだから読めるでしょう。言葉って公開です、言葉も。そういうことを約束したということは公開なのです。

○議長（大島瑠美子君） 地域整備観光課長。

○地域整備観光課長（染野真弘君） ご質問の花の里トイレの関係でございませぬけれども、できるだけ町内の業者に落としてもらいたいということでございませぬが、これにつきましては、公正な入札によりまして実施をしていくということでございませぬので、どこの業者が落ちるかということとはわかりませぬけれども、そういった形で実施をしていきたいというふうに思っております。

続きまして、農業振興対策の関係でございませぬけれども、予算を編成するに当たって、先ほど各農業の団体の方と会議を開きまして編成したということでお話をしましたけれども、やはり農業の関係は、安心、安全な農作物をつくるということでは非常に重要なことだと思いますので、町としてもこれからもそういった農作物が安心、安全に食べられるような形で施策を推進していきたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

それと、辺地対策事業でございませぬが、これにつきましては、先ほども、平成24年度までが一つの区切りで辺地対策事業を実施しているわけですが、辺地対策事業では風布2、3号線の改良の工事を実施するということが決まっております。辺地対策事業の関係で、今後どういうふうになっていくかというのは、これからまた検討をしていかななくてはならないことだと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

以上でございませぬ。

○議長（大島瑠美子君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） 誓約書の問題は、ちゃんとした手続を踏んで、見せられるようなものであればお見せすることにやぶさかではありませぬ。

それから、辺地債の問題は、議会の議決をいただいて、それを県に提出をして、県から国のほうに提出をして許可を得たものでありますから、これは当然やるのが当たり前で、皆さんの議決をいただいております。

○議長（大島瑠美子君） 参事。

○参事（平 健司君） 何度も申し上げますけれども、相手があることなので、町長も申し上げましたけれども、手続を踏んで公開してくるということであれば、その担当課が判断して公開できますよということいつでも公開させていただきます。基本的には、いっぱいあるのですけれども、事故が発生した場合には自己責任でありますよと、これを町のほうにも入れていただいておりますし、観光協会にも入れると。当然、観光協会の舟下り3社も会員でありますから。

以上でございませぬ。

〔「じゃ、いまちょっと、これで終わりますから」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君） 梅村務君。

○8番（梅村 務君） 今の答弁ですと、町には迷惑かけないという表現が、その文言は外したほうがいい。

迷惑かけないということは、観光協会で全責任を持ちますよということなの。だから、その辺を町のほうにも責任がありますよと書かなければならない。

○議長（大島瑠美子君） 参事。

○参事（平 健司君） これは、観光協会から町に入れてあるのではなくて、舟下り3業者が町のほうに入れてきているのです。

〔「協議会でね」と言う人あり〕

○参事（平 健司君） そうです。だから、観光協会にも舟下り3社が入れるのです。従来どおり、自分たちで責任持って運営しますよということで。

〔「じゃ、いまちょっと。今、ちょっとあれだから」「会議規則にのっとって議長がやらなきゃだめだよ」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君） ちょっと待ってください。

○8番（梅村 務君） それと、今私が言っているのはそうではないのです。許認可を与えているわけ、占有権を与えているわけ。だから、その占有権を与えたところにも責任があるでしょうと言っているのだよ。町もそうだし、一番、県がそうで、国交省までいくのだから。占有権を与えているのだから、権限として。占有権というのは大変なのです。漁業権よりもすごいのだよ。

○議長（大島瑠美子君） 参事。

○参事（平 健司君） 何回も申し上げていますが、うちのほうとしては、誓約書、相手を信用すると、信義にのっとってこういうものを入れてきているわけですから、相手を信用するしかないのです。以上でございます。

○議長（大島瑠美子君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君） ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第15号 平成21年度長瀬町一般会計予算を採決いたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君） 異議なしと認めます。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。暫時休憩いたします。

休憩 午後2時19分

再開 午後2時35分

○議長（大島瑠美子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎議案第16号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大島瑠美子君） 日程第2、議案第16号 平成21年度長瀬町国民健康保険特別会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤芳夫君） 議案第16号 平成21年度長瀬町国民健康保険特別会計予算「歳入歳出予算」「一時借入金」「歳出予算の流用」を調製し、地方自治法第211条第1項の規定により議会に提出するものであります。

総額は、歳入歳出予算それぞれ9億2,980万1,000円となり、前年度予算と比較し、8,203万8,000円、9.7%の増額となっております。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（大島瑠美子君） 議案の内容等について町民福祉課長の説明を求めます。

町民福祉課長。

○町民福祉課長（浅見初子君） 議案第16号 平成21年度長瀬町国民健康保険特別会計予算についてご説明申し上げます。

予算書の129ページをごらんください。第1条にありますとおり、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9億2,980万1,000円とするものです。

次に、説明書の134、135ページをごらんください。款1国民健康保険税、目1一般被保険者国民健康保険税でございますが、1億7,579万4,000円を調製させていただきました。

節1の医療給付費分につきましては、所得割額、資産割額、均等割額、平等割額により算出した合計金額でございます。

後期高齢者支援金分につきましては、後期高齢者医療制度の財源として、社会保険診療報酬支払基金に納付する後期高齢者支援金に充てるもので、所得割額と均等割額により算出した合計額でございます。

介護納付金につきましても、介護給付費納付金に充てるもので、所得割額と均等割額により算出した合計額でございます。

次に、目2退職被保険者等国民健康保険税ですが、医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分も一般被保険者と同様に見込ませていただきました。

次に、136、137ページをごらんください。款5国庫支出金、目1療養給付費負担金でございますが、歳出の一般被保険者療養給付費や介護納付金、後期高齢者医療費支援金負担金分の法定割合分として1億5,710万9,000円をいただくものでございます。

次に、目2高額医療費共同事業負担金でございますが、市町村国保財政の基盤強化のため、費用額で80万円を超える標準高額医療費拠出金の4分の1相当額が交付されるものでございます。

目3特定健康診査等負担金でございますが、平成20年度から各保険者に義務づけられました特定健康診査費用としていただくものでございます。

項2国庫補助金、目1財政調整交付金でございますが、普通調整交付金につきましては、市町村間の財政力の不均衡を調整するために交付されるものでございます。

次に、款6の目1療養給付費交付金でございますが、退職被保険者の療養給付費に充てるべき財源とし

て社会保険診療報酬支払基金から交付されるものでございます。

次に、138、139ページをごらんください。款7の前期高齢者交付金でございますが、前期高齢者の医療費の財源として社会保険診療報酬支払基金から交付されるものでございます。

款8県支出金の目1高額医療費共同事業負担金でございますが、市町村国保財政の基盤強化のため、県から負担金として支払われるものでございます。

目2特定健康診査等負担金も、国と同じく特定健康診査費用に充てるためにいただくものでございます。

項2県補助金、目2の都道府県財政調整交付金でございますが、説明欄にありますように、普通調整交付金分として平成21年度の療養給付費負担金の一定割合が交付されるものでございます。

次に、款9の共同事業交付金、目1高額医療費共同事業交付金につきましても、国、県と同じく国保連合会から交付されるものでございます。

目2の保険財政共同安定化事業交付金につきましては、市町村国保間の保険料の平準化、財政の安定化を図るため、30万円を超える部分の一定割合が国保連合会から交付されるものでございます。

次に、款11の目1一般会計繰入金でございますが、節1の保険基盤安定繰入金と節2の保険基盤安定繰入金の保険者支援分、節4出産育児一時金等繰入金、節5の財政安定化支援事業繰入金は、それぞれ法定負担分を繰り入れるものでございます。

また、節3の職員給与費繰入金につきましては、国保担当職員3名分の給与費として繰り入れるものでございます。

節6その他一般会計繰入金は、医療費の支払いに対しまして、財源の不足が見込まれることにより繰り入れさせていただくものでございます。

款12の繰越金のその他繰越金でございますが、前年度繰越金として6,400万円を見込ませていただきました。

続きまして、歳出でございますが、144、145ページを見ていただきたいと思います。款1総務費、目1一般管理費は、国民健康保険事業を運営するに当たりましての職員の人件費やレセプト点検業務、国保連合会に対します電算処理の業務委託等でございます。

項2徴税費は、国民健康保険税の収納に要する諸費用でございます。

次に、146、147ページをごらんください。款2の保険給付費、項1療養諸費は、一般被保険者や退職被保険者の医療費や療養費として7割分を保険医療機関等に支払うものでございます。

次に、項2高額療養費は、被保険者が同一の月内に病院、診療所、薬局等で受けた診療に係る一部負担金が限度額を超えた場合に支給するものでございます。

目3と目4の高額介護合算療養費は、一般被保険者や退職被保険者の医療費や介護費用が世帯内で著しく高額となった場合に、一定の上限を超えた額について支給するものでございます。今年度は科目設定のみでございます。

次に、148、149ページをごらんください。項5出産育児諸費は、被保険者の出産に対しまして、その世帯主に1人当たり38万円を支給するものでございます。

次に、款3の後期高齢者等支援金等でございますが、後期高齢者医療制度に係る費用のうち4割相当額を支援金として社会保険診療報酬支払基金に拠出するものでございます。

次に、150、151ページをごらんください。款6介護納付金でございますが、第2号被保険者から納入いただいた介護保険料について、介護納付金として社会保険診療報酬支払基金に納付するものでございます。

款7共同事業拠出金でございますが、運営基盤の安定を図るため、国保連合会で実施している高額医療費共同事業と保険財政共同安定化事業の財源に充てるための拠出金です。

款8保健事業費でございますが、20年度から保険者に実施が義務づけられた特定健診、特定保健指導等を実施するための費用や、40歳以上の加入者に対する人間ドック費用の一部助成経費等でございます。

次に、152、153ページをごらんください。款11諸支出金、目3償還金でございますが、20年度の国庫支出金の療養給付費交付金が19年度の実績をもとに交付されますが、20年度の実績がちょっと少なかったため、精算による償還金が見込まれるため計上させていただいたものでございます。

最後に、154、155ページをお開きください。款12の予備費でございますが、20年度と同額の300万円を調製させていただきました。

以上で説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（大島瑠美子君） これより本案に対する質疑に入ります。

渡辺強君。

○10番（渡辺 強君） 1点質問したいと思えます。

長瀬はどうかということで質問するのですが、今、若い人も年配者も国保加入者がふえている地域が、名古屋のほうでは国保加入者がうんとふえていると。なぜかといいますと、自動車産業が盛んで、相当の人がリストラになったり、あと若い人たちは派遣事業でやめたということで国保加入者がふえて、そして国保会計もまたまた大変だという話も聞いておるのですが、長瀬の現状がわかっただら、国保加入者が今、昨年と比べて、ことしというか、どのぐらいになっているのかわかっていたら報告願いたいと思えます。

○議長（大島瑠美子君） 町民福祉課長。

○町民福祉課長（浅見初子君） 12月末現在で被保険者数は2,571人でございます。これは12月なのでございますが、2月末が2,591人となっております、12月との比較ですとちょうど20人ということになるかと思えますが、ちょうど10月との比較の数字が出ていますが、これは26人ふえているということになっております。

以上です。

○議長（大島瑠美子君） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思えますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君） ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第16号 平成21年度長瀬町国民健康保険特別会計予算を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君） 異議なしと認めます。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。



◎議案第17号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大島瑠美子君） 日程第3、議案第17号 平成21年度長瀬町老人保健特別会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤芳夫君） 議案第17号 平成21年度長瀬町老人保健特別会計予算「歳入歳出予算」「歳出予算の流用」を調製し、地方自治法第211条第1項の規定により議会に提出するものであります。

総額は、歳入歳出予算それぞれ346万6,000円となり、前年度予算と比較し、9,194万1,000円、96.4%の減額となっております。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（大島瑠美子君） 議案の内容等について町民福祉課長の説明を求めます。

町民福祉課長。

○町民福祉課長（浅見初子君） 議案第17号 平成21年度長瀬町老人保健特別会計予算についてご説明申し上げます。

内容につきましては、予算書により説明させていただきます。163ページをお開きいただきたいと思っております。第1条にありますとおり、歳入歳出予算の総額をそれぞれ346万6,000円とさせていただくものでございます。

歳入歳出の主な内容につきましては、168、169ページをごらんください。まず、歳入でございますが、款1 支払基金交付金、目1 医療費交付金は、過年度分を合わせ102万1,000円を見込ませていただきました。これは、社会保険診療報酬支払基金から交付されるもので、医療給付や医療費支給等に充てるための交付金でございます。

次に、款4 繰入金、目1 一般会計繰入金でございますが、医療費分の支払いに充てるため101万2,000円を、また事務費分といたしまして40万8,000円を繰り入れさせていただくものでございます。

次に、款5 繰越金でございますが、20年度からの繰越金として100万円を見込ませていただきました。

続きまして、歳出でございますが、172、173ページをごらんください。款1 総務費でございますが、老人保健の事業を運営する上での医療費通知郵送代や老人保健システムのレンタル料などの諸経費でございます。

次に、款2 医療諸費でございますが、20年4月から後期高齢者医療制度に移行しましたが、未請求分等がまだ見込まれるため、目1の医療給付費から目4の高額医療費までそれぞれ予算計上させていただきました。

次に、款3の予備費100万円でございますが、不測の事態に対応するため、20年度と同額を見込ませていただきました。

以上で説明を終わります。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

○議長（大島瑠美子君） これより本案に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君） ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第17号 平成21年度長瀬町老人保健特別会計予算を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君） 異議なしと認めます。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。



#### ◎議案第18号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大島瑠美子君） 日程第4、議案第18号 平成21年度長瀬町介護保険特別会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤芳夫君） 議案第18号 平成21年度長瀬町介護保険特別会計予算「歳入歳出予算」「歳出予算の流用」を調製し、地方自治法第211条第1項の規定により議会に提出するものであります。

総額は、歳入歳出予算それぞれ5億6,605万円となり、前年度予算と比較し、5,069万5,000円、9.8%の増額となっております。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（大島瑠美子君） 議案の内容等について町民福祉課長の説明を求めます。

町民福祉課長。

○町民福祉課長（浅見初子君） 議案第18号 平成21年度長瀬町介護保険特別会計予算についてご説明申し上げます。

当初予算書の174ページをお開きください。第1条にありますとおり、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億6,605万円とするものです。平成20年度当初予算と比較いたしますと、9.8%の伸びとなっております。

次に、説明書の179、180ページをごらんください。主なものについてご説明させていただきます。初めに、歳入でございますが、款1保険料、目1第1号被保険者保険料ですが、特別徴収及び普通徴収を合わせまして1億850万1,000円を見込ませていただきました。

次に、款3国庫支出金、項1国庫負担金でございますが、これは保険給付費の財源として法定割合分が国庫から支払われるものでございます。

次の項2国庫補助金でございますが、保険給付費や介護予防の地域支援事業、包括支援センターの運営

事業費等の費用として法定分が補助されるものでございます。

次に、款4支払基金交付金でございますが、第2号被保険者分として、社会保険診療報酬支払基金から保険給付費や地域支援事業の財源として交付されるものでございます。

款5県支出金、項1県負担金でございますが、歳出の保険給付費の法定割合分を県から負担金としていただくものでございます。

次に、項2県補助金でございますが、各種介護予防事業や啓発事業、また介護予防ケアマネジメント事業や任意事業実施のための交付金として、同じく県から交付されるものでございます。

次に、181、182ページをごらんください。款7繰入金、項1一般会計繰入金でございますが、目1から3は、介護サービスの実施に要する保険給付費や地域支援事業の各種介護予防事業、任意事業実施のための財源として法定負担分を一般会計から繰り入れるものでございます。

また、目4その他一般会計繰入金につきましては、認定調査や認定審査会などの事務費に充てるための財源として繰り入れるものでございます。

項2基金繰入金、目1介護保険給付費支払基金繰入金でございますが、介護保険事業に要する費用に不足が生じるため、介護保険給付費支払基金から繰り入れるものでございます。

また、目2の介護従事者処遇改善臨時特例基金繰入金は、介護従事者の処遇改善を目的とした介護報酬の改定に伴って上昇する介護保険料を抑制するため、臨時特例基金から繰り入れるものでございます。

款8繰越金は、前年度と同額の100万円を見込ませていただきました。

続きまして、歳出でございますが、185、186ページをごらんください。まず、款1総務費でございますが、項1総務管理費は、介護保険事業に係る被保険者証の発行や標準負担額減額認定証の発行事務、介護保険システムの保守点検委託料などの介護一般の業務を行うための諸費用でございます。

項2徴収費は、保険料の賦課徴収のための諸費用でございます。

項3介護認定審査会費は、介護保険サービスを受けるための認定調査費用や認定審査会の経費に充てるための費用でございます。

187、188ページをごらんください。款2保険給付費、項1介護サービス等諸費でございますが、介護サービス計画に基づき、在宅の要介護者が訪問介護、通所介護、短期入所、生活介護等のサービスを利用した場合や特別養護老人ホームや老人保健施設等へ入所してサービスを利用した場合の9割分、また福祉用具の購入や住宅を改修した費用の一部を支給するものでございます。

次に、項2介護予防サービス等諸費ですが、在宅の要支援者が指定介護予防サービスを受けたときの費用や認知症対応型の共同生活介護や通所介護を利用した場合の9割分、また福祉用具の購入や住宅改修費用の一部を支給するものでございます。

189、190ページをごらんください。次に、項4高額介護サービス等諸費でございますが、要介護者が居宅サービス及び施設サービスを利用して支払った自己負担額が一定の上限を超えた場合に、超えた分を支払うことにより利用者の負担軽減を図るものでございます。

項5高額医療合算介護サービス費でございますが、医療保険や介護保険の費用が著しく高額となった場合に、一定の上限を超えた額について支給するものでございます。

項6特定入所者介護サービス等諸費でございますが、施設サービス等を利用する要介護者のうち市町村民税非課税等の低所得者の食費、居住費について負担限度額が定められており、その額と基準額との差額について介護給付を支給するものでございます。

次に、款4地域支援事業費、項1介護予防事業費でございますが、65歳以上の要支援該当一歩手前の特定高齢者の把握のため、生活機能評価の実施や通所型の介護予防事業、また一般高齢者向けの介護予防事業などを実施してまいります。

191、192ページをごらんください。項2包括的支援事業・任意事業費でございますが、高齢者が住みなれた地域で安心して生活していくことができるよう、要支援者のケアプラン作成やサービス支援、各種相談業務を行う地域包括支援センターの設置費用や地域包括運営協議会、紙おむつ支給事業などを行うものでございます。

次に、193ページ、194ページをごらんください。款7予備費300万円でございますが、不測の事態が生じた際の財源とするため計上させていただきました。

以上で説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（大島瑠美子君） これより本案に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君） ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第18号 平成21年度長瀬町介護保険特別会計予算を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君） 異議なしと認めます。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。



#### ◎議案第19号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大島瑠美子君） 日程第5、議案第19号 平成21年度長瀬町後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤芳夫君） 議案第19号 平成21年度長瀬町後期高齢者医療特別会計予算「歳入歳出予算」を調製し、地方自治法第211条第1項の規定により議会に提出するものであります。

総額は、歳入歳出予算それぞれ8,132万1,000円となり、前年度予算と比較し、1,406万9,000円、14.7%の減額となっております。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（大島瑠美子君） 議案の内容等について町民福祉課長の説明を求めます。

町民福祉課長。

○町民福祉課長（浅見初子君） 議案第19号 平成21年度長瀬町後期高齢者医療特別会計予算についてご説明を申し上げます。

それでは、予算書により主なものについてご説明させていただきます。202ページをごらんください。第1条にありますとおり、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8,132万1,000円とするものでございます。

まず、歳入でございますが、207、208ページをごらんください。款1後期高齢者医療保険料、目1後期高齢者医療保険料でございますが、6,255万2,000円を調製させていただきました。この保険料につきましては、埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例に基づきまして、所得に対する所得割額と被保険者均等割額の合算額でございます。年金からの特別徴収保険料は4,835万3,000円、普通徴収保険料は、徴収率を95.53%といたしまして、1,405万5,000円で調製させていただきました。

次に、款3繰入金、目1一般会計繰入金でございますが、予備費や保険料徴収等に係る経費に充てる事務費や低所得者の保険料の軽減分の補てん財源として繰り入れるものでございます。

次に、款4繰越金でございますが、20年度からの繰越額として100万円を見込ませていただきました。

続きまして、歳出でございますが、211、212ページをごらんください。款1総務費でございますが、後期高齢者医療制度に係る医療費適正化のためのパンフレットの購入や後期高齢者医療システムの保守点検委託料、また徴収費といたしまして、後期高齢者医療保険料の収納に要する費用に充てるものでございます。

款2の後期高齢者医療広域連合納付金でございますが、これは被保険者から徴収した保険料と一般会計から繰り入れた保険基盤安定繰入金を広域連合に納付するものでございます。

款4の予備費でございますが、不測の事態が生じた場合の財源とするため、100万円を計上させていただきました。

以上で説明を終わります。よろしくご審議いただき、ご議決賜りますようお願いいたします。

○議長（大島瑠美子君） これより本案に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君） ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第19号 平成21年度長瀬町後期高齢者医療特別会計予算を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君） 異議なしと認めます。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。



◎議案第20号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大島瑠美子君） 日程第6、議案第20号 長瀨町・秩父市一般旅券の申請受理及び交付等に関する事務の委託に関する規約についてを議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤芳夫君） 議案第20号 長瀨町・秩父市一般旅券の申請受理及び交付等に関する事務の委託に関する規約についての提案理由を申し上げます。

平成21年4月1日に埼玉県知事の権限に属する事務のうち一般旅券の申請受理、交付等に関する事務の権限が長瀨町に移譲され、この事務を秩父市に委託するに当たり、地方自治法第252条の14第1項の規定に基づき規約を制定する必要があるため、この案を提出するものであります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（大島瑠美子君） 議案の内容等について町民福祉課長の説明を求めます。

町民福祉課長。

○町民福祉課長（浅見初子君） 議案第20号 長瀨町・秩父市一般旅券の申請受理及び交付等に関する事務の委託に関する規約についてご説明申し上げます。

提案理由につきましては、先ほど町長が申し上げましたように、本年4月1日より埼玉県から一般旅券の申請受理及び交付事務が秩父郡市町村に権限移譲されることになり、その条件として秩父地域が一体となって権限を受け入れることが示されましたので、秩父郡内4町は一たん各町の事務として受け入れた後、パスポートの発給事務を秩父市に委託する必要があるため、この規約を制定するものでございます。なお、この規約は他の4町と同一の規約となっております。

それでは、主なものについてご説明させていただきます。第1条は、委託事務の範囲でございますが、埼玉県から町が移譲を受けた旅券法に基づく事務をそのまま秩父市に委託するものでございます。

第2条でございますが、管理及び執行について、秩父市の条例、規則及びその他の規程の定めるところによるものとするものでございます。

第3条は、経費の負担について定めたもので、委託事務に係る経費は町の負担とし、埼玉県から交付される旅券事務交付金と同額を毎年度秩父市に委託料として支払うことを定めたものでございます。

次に、第6条、管理状況の報告でございますが、取り扱い件数等を秩父市長から毎年度報告していただくことを定めたものでございます。

第7条でございますが、委託事務の管理及び執行について、必要に応じて連絡調整会議を開くものとするものでございます。

次に、第8条は、条例等の改正の場合の措置について定めたものでございます。

次に、第9条でございますが、規約に定めのないことが生じた場合は協議の場を設けることを定めたものでございます。

次に、附則でございますが、埼玉県から移譲を受ける平成21年4月1日から施行するものとし、第2項では、この規約の告示の際、あわせて秩父市の旅券事務の取り扱い時間等を町民に周知することを定めたものでございます。

また、3項は、委託事務の全部または一部を廃止する場合の措置について定めたものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご議決賜りますようお願いいたします。

○議長（大島瑠美子君） これより本案に対する質疑に入ります。

渡辺強君。

○10番（渡辺 強君） この規約が出たというのは議案をもらってわかったのですが、私は一町民から、随分外国に行っている学校の先生から電話があって、こういうのが今度の議案に出るそうなのですが、パスポートは今まで熊谷のほうへ行ってやってきたのですが、今度は秩父市になるということで、うんと時間的な問題とか勤めとの関係で、熊谷でとれるように、申請すればできるように何とかお願いしたいというようなことを言われました。

私は中身は知らないのですが、パスポートをとるのに熊谷では相当時間的に、仕事の帰りとかできるけれども、秩父市に今度移管となると、秩父市に戻るといふか、時間がなかなかとりづらいつと。そういう点で、何とか、外国へしょっちゅう行っている人はそういうのを知っているのだけれども、私は何のことだかうまく言えないのですが、そういうふうには熊谷でパスポートをとれるようにできないのかという意見が町民から上がっているのですが、どういうふうに感じておりますか。

○議長（大島瑠美子君） 町民福祉課長。

○町民福祉課長（浅見初子君） 渡辺議員さんのご質問にお答えさせていただきます。

このパスポートの権限移譲は、住民の方が少しでも、利便性を考えて移譲になるということなのですが、ご質問の方は熊谷のほうへちようどお勤めだったということで、逆に不便になるということかと思うのですが、原則秩父ですが、特別の場合には認めるということにも聞いております。ただ、その特別がどんなふうかは、細かいことまではちょっと伺っていないので、個々に問い合わせをしていただきたいと思います。絶対だめではないそうです。

以上です。

○議長（大島瑠美子君） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君） ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第20号 長瀬町・秩父市一般旅券の申請受理及び交付等に関する事務の委託に関する規約についてを採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君） 異議なしと認めます。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。



◎議案第21号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大島瑠美子君） 日程第7、議案第21号 秩父広域市町村圏組合の共同処理事務の変更及び同組合の規約変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤芳夫君） 議案第21号 秩父広域市町村圏組合の共同処理事務の変更及び同組合の規約変更についての提案理由を申し上げます。

平成21年3月31日をもって広域行政圏計画策定要綱及びふるさと市町村圏推進要綱が廃止されることに伴い、秩父広域市町村圏組合が共同処理する事務のうち、秩父ふるさと市町村圏計画の策定、計画実施の連絡調整に関する事務及び同計画に基づく地域振興事業の実施に関する事務を廃止するとともに、秩父ふるさと市町村圏基金を廃止するため、同組合の共同処理事務及び同組合規約を変更することについて協議したいので、地方自治法第290条の規定により、この案を提出するものであります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（大島瑠美子君） 議案の内容等について総務課長の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（齊藤敏行君） それでは、議案第21号 秩父広域市町村圏組合の共同処理事務の変更及び同組合の規約変更についてご説明申し上げます。

近年、社会経済構造が変化するとともに、人口の減少と少子高齢化が進行しております。また、市町村合併の進展に伴い、広域行政圏内の市町村が著しく減少した圏域や広域行政機構を有しない圏域が広がるなど、広域行政圏を取り巻く状況は圏域ごとに大きく異なる様相を呈しております。

国では、このような社会経済情勢の変化や市町村合併の進展等の中で、都道府県知事が圏域を設定し、行政機能の分担等を推進してきた広域行政圏施策は当初の役割を終えたものと考えことから今回廃止することとし、中心地と周辺市町村が1対1で締結する協定に基づき役割分担し、相互に連携する定住自立圏構想の基本的な考えを取りまとめた定住自立圏構想推進要綱を作成し、広域行政圏計画策定要綱及びふるさと市町村圏推進要綱が平成21年3月31日をもって廃止されることになりました。これにより、秩父広域市町村圏組合では、現在実施している共同処理する事務である秩父ふるさと市町村圏計画の策定、計画実施の連絡調整、秩父ふるさと市町村圏計画に基づく地域振興事業の実施、ふるさと市町村圏基金10億円の果実の運用でございますが、これを廃止することとなり、規約の改正が必要となりました。

参考資料の新旧対照表をごらんいただきたいと思います。第3条は共同処理する事務について定めておりますが、先ほど申し上げました理由から、第1号の秩父ふるさと市町村圏計画の策定及び当該計画に基づく事業の実施に伴う連絡調整に関する事、それから第2号、秩父ふるさと市町村圏計画に基づく地域振興事業の実施に関する事を削除いたしまして、第3号を第1号とし、第4号から次のページの第11号までを2号ずつ繰り上げるものでございます。

また、第20条の秩父ふるさと市町村圏基金の設置、それから下にあります別表をそれぞれ削除するものでございます。

以上が秩父広域市町村圏組合の共同処理事務の変更及び同組合の規約変更についての内容でございます。よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願いいたします。

○議長（大島瑠美子君） これより本案に対する質疑に入ります。

7番、大澤タキ江君。

○7番（大澤タキ江君） これはちょっとお伺いしたいのですけれども、毎年ミューズパークで行われているはんじょう博にかかわることになるかなと思うのですけれども、ということになると、例年行われておりますはんじょう博は廃止されるということなののでしょうか。ちょっとお伺いいたします。

○議長（大島瑠美子君） 総務課長。

○総務課長（齊藤敏行君） 広域の事業について、詳しくわからないので申しわけないのですけれども、ふるさと市町村圏事業ということで、10億円の基金の利子を充ててやる事業としては、「秩父路春夏秋冬」制作放映だとか秩父ミューズパーク連絡協議会だとか、彩の国ふるさと観光情報館運営に係る調整事務というようなものが載っているようでございます。ちょっと、はんじょう博というのは今ある資料の中には載っていないようでございます。

○議長（大島瑠美子君） 他に質疑はございませんか。

渡辺強君。

○10番（渡辺 強君） これは要するに、4番の、共同処理事務ということで、火葬場や、その関係は今度は広域から定住のあれのほうに変わるのでしょうか。私、ちょっとわからないのですけれども、どう答えます。

○議長（大島瑠美子君） 総務課長。

○総務課長（齊藤敏行君） 新旧対照表を見ていただくとおわかりかと思いますが、今回廃止するのはふるさと市町村圏計画だとか基金の設置ということで、廃棄物の収集処理だとか火葬場、消防だとかそういうもの、従来やっているものはそのまま秩父広域市町村圏組合で処理することになります。

以上でございます。

○議長（大島瑠美子君） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君） ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第21号 秩父広域市町村圏組合の共同処理事務の変更及び同組合の規約変更についてを採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君） 異議なしと認めます。

よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。



◎議案第22号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大島瑠美子君） 日程第8、議案第22号 秩父ふるさと市町村圏基金出資金に係る権利を放棄する

ことについてを議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

- 町長（大澤芳夫君） 議案第22号 秩父ふるさと市町村圏基金出資金に係る権利を放棄することについての提案理由を申し上げます。

秩父ふるさと市町村圏基金を廃止し、当該基金の出資金を秩父広域市町村圏組合の斎場建設等施設整備に要する財源に充てるため、当該基金に対する出資金総額の請求権を放棄しようとするものであります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

- 議長（大島瑠美子君） 議案の内容等について総務課長の説明を求めます。

総務課長。

- 総務課長（齊藤敏行君） それでは、議案第22号 秩父ふるさと市町村圏基金出資金に係る権利を放棄することについてご説明申し上げます。

先ほどご議決いただきました秩父広域市町村圏組合の共同処理事務の変更及び同組合の規約変更により秩父ふるさと市町村圏基金が廃止になりますので、その基金残高を秩父広域市町村圏組合の斎場建設等施設整備に要する財源に充てるため、各市町からの出資金についての放棄の申し出により提案するものでございます。長瀬町で出資総額は7,567万円でございます。その全額請求についての放棄でございます。

2の権利放棄の相手方でございますが、埼玉県秩父市栃谷1477番地、秩父広域市町村圏組合管理者、栗原稔でございます。

放棄する理由につきましては、秩父広域市町村圏組合の斎場建設等施設整備に要する財源に充てるためでございます。

放棄の時期につきましては、平成21年4月1日でございます。

以上が秩父ふるさと市町村圏基金出資金に係る権利を放棄することについての内容でございます。よろしくご審議の上、ご議決賜りますようよろしくお願いいたします。

- 議長（大島瑠美子君） これより本案に対する質疑に入ります。

渡辺強君。

- 10番（渡辺 強君） 長瀬のふるさと市町村圏基金7,567万が、今度は市町村圏組合の管理者、栗原稔氏に、放棄の相手と言われている、それはいいとしても、私は内田市長の時代に広域市町村圏組合の議員を2年間やりました。それで、私はそのとき、斎場の視察ということで山梨の農村部に行ってきました。そのとき感じたのです。物すごい石を使って、物すごい広さで、あの斎場を見ましたときに、その管理者である、あの当時、何という管理者だったか、知りませんけれども、えらい自慢しているのです。これは日本で何番目の大理石を使ったとか何か言って、それで膨大なお金が費やされている。

今度の秩父斎場の計画を見せてもらったけれども、15億6,000万で斎場整備基本計画の概要がされましたけれども、私は、これから日本の人口、特に秩父谷は高齢化でどんどん人口が減ります。そういうときに、余り莫大なあれで自慢しても、皆さんの税金ですから、もっと農村部では、いろんな意味では、要するに年寄りの介護の問題やら農村部の荒れた山林とか、幾らかお金を使わなくてはならないのですけれども、ぜひこの問題としては、ここに2人の齊藤議員と野原議員がいますし、選出された広域の議員が、あと町長も理事としていますね。ですから、考えてもらいたいのは、そういうのを自慢ではなくて、これから効率的な、本当に喜ばれる、役に立つ斎場をつくっていただきたい。私はあのとき感じたのは、一応、

斎場の入り口の人にみんな署名してもらったり、いろいろ聞いて歩いたのですけれども、みんな問題点は、近場につくることについてのおいとか、あと交通の混雑とかいろいろ言っていました。ですから、これは長年の斎場計画ですので、私なんかが選ばれたときから、いい方向につくっていただきたい、そういう意見をぜひ町長以下議員は言ってもらいたいですけれども、町長の意見を聞かせてください。

○議長（大島瑠美子君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） 渡辺議員のご意見のとおり、今、齊藤議員が広域のほうの議長をおやりいただきおやりまして、議会のほうの、この間も全員協議会をおやりになったというお話を聞きました。多分そのことについての会議だと思いますが、私たちが基本的に考えますことは、10億程度でこの斎場をつくりたいという議会の強い意向に対して、これで15億幾らという試算が出たようでございますが、これはあくまでも天井の値段で、これからどういうふうにそれを削っていくかということになるのだらうと思います。高い斎場をつくれれば人が生き返るというようなことがあるわけではありませんから、やはり質素でそれなりの、これからは大勢の人が斎場に集まってというようなことがだんだん少なくなっているというのが現状でございます。待合室についても広さをもっと小さくするか、そういうようなことを齊藤議長を中心に考えていただいております。いい結果が出るというふうには確信を持っておりますので、しばらく時間をいただきたいと思っております。

○議長（大島瑠美子君） 他に質疑はございませんか。

梅村務君。

○8番（梅村 務君） 今、町長の説明で、私、その前の議員をやっていたのですけれども、今の前だよ。そのときに、10億という一つの縛りをくれたのです。なぜかという、今の放棄した基金の出資金についてはまだわからなかったのです。だから、それからいろいろ検討して、それを使ってよろしいだろうという話になったらしいのですけれども、そういうことで、10億でやれば市町村の負担金がなくなると、それで何とかやろうよということで、我々が委員会でも採決し、議会でもそれで採決しているのです。それで改めて15億が出てきたというのはまた別な事情なのだろうと思うのですけれども、町長、その15億というのが執行部のほうから出てきたわけでしょう。

〔「事務局」と言う人あり〕

○8番（梅村 務君） 事務局のほうから。それで、それを今検討しているということなのですね。

〔「これから」と言う人あり〕

○8番（梅村 務君） これからやるわけ。

〔「それは上限で決めたわけですから、それをいかに合理化、効率化してできるか」と言う人あり〕

○8番（梅村 務君） だから、いわゆるたたき台でやったときにその15億という金額が提示されたということ、やっぱり我々はその当時、今、ホール、何にしてもそんなぜいたくなものは要らないのです。今ある程度のホールでスペースは十分だと思う。だから、それは何としてでも、今渡辺議員が言われたように、当時10億で縛りをくれた、それを何としても守ってもらいたい、何とかそういう方向に持って行ってもらいたいというのが我々の願望です。

○議長（大島瑠美子君） 総務課長。

○総務課長（齊藤敏行君） 先ほどの基金の総額10億円ということでございますけれども、この基金の10億円は埼玉県からの助成金が1億円入っております。通常、ほかの都道府県等でこういう広域の関係の基金

等が廃止になったりした場合は、都道府県で出資している額については返還というか、そういうようなことになっているという話を聞いております。秩父広域市町村圏としても、県のほうにいただけるように要望をするというような話は聞いておりますけれども、実際には各市町が負担しているのは9億円ということでございます。

以上でございます。

○議長（大島瑠美子君） 梅村務君。

○8番（梅村 務君） その1億円というのは、さっき県の出資しているというか、そういう金なのですが、それは例えば県のほうへ返さなくてはいけないのですか。それは使えないという金額ですね。そうすると、9億でつくるといふことですね。

〔「交付するように交渉しているの」と言う人あり〕

○8番（梅村 務君） 今、交渉中でしょう。

〔「市町も権利を放棄しますから、したがって、県のほうもご協力をお願いしますというお願いをするわけ」と言う人あり〕

○8番（梅村 務君） では、それは10億でひとつ、ぜひやってもらいたいと思います。

○議長（大島瑠美子君） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君） ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第22号 秩父ふるさと市町村圏基金出資金に係る権利を放棄することについてを採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君） 異議なしと認めます。

よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。



#### ◎常任委員会所管事務調査の委員長報告の件

○議長（大島瑠美子君） 日程第9、常任委員会所管事務調査の委員長報告を行います。

それでは、経済観光常任委員会委員長、お願いいたします。

○5番（野原武夫君） この常任委員会に入っていらっしゃらない方もいらっしゃるの、議員の皆様にお手元にご配付されている経済観光常任委員会報告ということでごらんいただきたいと思います。

本委員会は、別紙のとおり、平成19年12月18日から21年2月6日まで、約6回にわたって会合及び視察を行いました。内容としましては、農業従事者が減少することによって不耕作農地の増加、そしてその解消にということで委員会が動きました。今回の質問の中で、この話が再三出ました。ということは、経済

観光常任委員会としては、ぜひ多くの方々の賛同を得て不耕作農地の解消に努めようということでございますので、ご協力いただきたいと思っております。

調査結果について申し上げます。当町の農業は、農業従事者の高齢化や兼業化、他の産業との所得格差などから農業従事者が減少し、不耕作農地が増加傾向にある。そのため、地産地消の推進や販路の拡大などにより農業所得の向上を図り、担い手を確保、育成する必要がある。

(2)、不耕作農地を解消するため、農地の所有者に対して再び耕作できるように復元作業などを手伝うサポーター制度の導入や、利用しなくなった農地を農地以外に変換して積極的な土地利用が行えるよう、町が協力できる体制を築くべきである。

(3)、埼玉県では、食育の推進、学校教育における体験活動の増進、農地の有効活用という複合的な効果が期待できる取り組みとして、学校を単位とした学校ファームの取り組みを全県下に提唱し、推進している。当町でも、農地を有効に活用し、不耕作農地を解消する一つの方法として学校ファームに取り組むべきである。

(4)、学校ファームの取り組みは、学校はもとより、地域の方々の理解と協力が不可欠なため、農業者、保護者、ボランティアなど、地域住民による支援体制をつくることから、主管課と教育委員会、農業委員会などが連携して推進することが望ましい。

以上でございます。

そういったことで結論が出ましたので、ご報告申し上げます。よろしくお願いいたします。

○議長（大島瑠美子君） 以上で常任委員会所管事務調査の委員長報告を終了いたします。



#### ◎議会運営委員会の閉会中の継続調査の件

○議長（大島瑠美子君） 日程第10、議会運営委員会の閉会中の継続調査の件を議題といたします。

会議規則第74条の規定により、お手元にご配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。



#### ◎閉会について

○議長（大島瑠美子君） お諮りいたします。

今期定例会に付議された議事はすべて終了いたしました。

会期日程はまだ残っておりますが、本日をもって閉会とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君） ご異議ないものと認めます。

よって、本日をもって平成21年第1回定例会を閉会とすることにいたします。



### ◎町長あいさつ

○議長（大島瑠美子君） 閉会に当たり、町長よりあいさつのため発言を求められておりますので、ここであいさつを許します。

町長。

○町長（大澤芳夫君） 定例会の終了に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本議会は、平成21年度当初予算を初め、当面する町政の重要議案を提案いたしました。大変慎重にご審議をいただき、議決等をいただき、まことにありがとうございました。これらの審議の過程や一般質問でいただきましたご意見、ご提案につきましては、十分これを検討し、対応してまいりたいと思います。

昨年秋以降からの急速な景気の冷え込みによりまして、新年度も厳しい年になることが予想されておりますが、町民の皆様の不安を少しでも解消していくため、さらに気持ちを引き締め、各種事業をスピーディーに取り組んでまいり所存でございます。新年度も、当面する事業、課題等に対し、議員の皆様のご指導、ご協力をいただきながら、引き続き町政の円滑な運営へのご協力をよろしくお願いする次第でございます。

皆様のますますのご活躍とご健康をお祈りいたしまして、閉会のあいさつといたします。長い間ありがとうございました。



### ◎閉会の宣告

○議長（大島瑠美子君） 閉会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

今期定例会は、平成21年度当初予算を初め条例の改正等、町政当面の諸議案を審議いたしました。議員各位のご精励により、付議されたすべての議事が終了し、閉会できますことに感謝を申し上げる次第であります。

また、町長を初め執行部各位におかれまして、常に真摯な態度をもって審議に協力されましたご苦勞に対し、深く敬意を表します。

なお、執行部各位におかれましては、各議案の執行に当たりましては、適正な運用をもちまして、町政進展のため一層の努力をいただきますようお願い申し上げます。

以上をもちまして、平成21年第1回長瀬町議会定例会を閉会いたします。

大変お疲れさまでございました。ありがとうございました。

閉会 午後3時43分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成21年 6月12日

議 長 大 島 瑠 美 子

署 名 議 員 関 口 雅 敬

署 名 議 員 村 田 正 弘

署 名 議 員 齊 藤 實